



中国近代における商会の研究

陳，來幸

(Degree)

博士（文学）

(Date of Degree)

2003-02-26

(Date of Publication)

2008-03-17

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙2665

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2002665>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



神戸大学博士論文

中國近代における商會の研究

平成14年9月30日

CHEN Laixing

陳來幸

緒 言

商会とは日本や欧米の商業会議所制度に倣い、20世紀初頭清朝が中国に導入した新しい組織である。清末には商会簡明章程（1904年）に基づいて商務總会あるいは商務分会と呼ばれたが、中華民国の初めに制定された商会法（1915年）に基づき、總商会有りは縣商会などと呼ばれるようになった。国民政府による商会法（1929年）の再公布により、總商會は他の商人組織との合併と再編を行ない、市商會等へと呼称も変更された。海外における商会は、清末時期に中華商務總会と呼ばれたものが、民国初期の商会法によって中華總商會と改称され、今日に至るものが多い。

さて、清朝最末年、光緒末期から宣統年間にかけての約10年間は、専制体制のなかで社会の抜本的改革が試みられた新政の時期として、近年多方面から再評価が試みられている。なかでも、中央における商部の設置とそれを通した民間商会の普及政策は、商工業の振興という明瞭な目的のもとで実行に移されたものであった。外来の商業（工）会議所に範を取りながらも、中国の実情に即して確立された独自の商会制度は、共和制の時代にさらに発展を見た。そして、国民党が政権を掌握して以降、商会の役割はそれとともにさらなる変化を遂げた。さらに、中国共産党による社会主义中国のもと、市商會や縣商會は一旦解散し、官製組織としての工商業聯合會が組織された。

「文革」中空白の一時期を経た1980年代には改革開放政策のもとで活動が復活すると、1988年12月に開催された中華全国工商業聯合會第6回大会は、自らを「人民団体」とあると同時に「内外に向けた民間商会」である、と再定義した¹。そして、1990年代に入ると、各地の工商業聯合會は「市商會」の看板を新たに掲げるようになり²、いまや中国の経済発展を支える民営企業家のための組織として、新たな商会法の制定が日程にのぼっている。これらの新たな動きは、海外の中華總商會を発信地とする世界華商大会の開催という情勢変化に応じたものもある³。欧米や日本の商業（工）会議所には見られない、このようなダイナミズムを備えた中国商会の原点を振り返ることは、今日的問題にも繋がる。

商会は中国の津々浦々に至る地域でその社会に根を下ろした。それゆえに、それがたとえ近代的な外来の装いで始まったものであったとしても、そこでは中国社会の伝統と中国的近代とがない交ぜになり、中国的商会の生成が見られたのである。そして、商会と当局、あるいは商会と社会、という一定の視点から政治や社会の諸側面を観察するとき、歴代政府と商会との関係について、客観的な比較分析が可能である。とともに、外国からの目線で眺める時に、中国の学者にとって普通に映る事象が、実は

きわめて中国特有のものであることに気付くこともある。中国の商会に対する興味と関心はこのような漠然とした問題意識からスタートした。

1970年代に商会の研究に先鞭を付けたのは、根岸信、仁井田陞、今堀誠二諸氏らのギルド研究の基礎を持つ日本であった。しかしながら、曾田三郎、倉橋正直によるこの先行研究⁴を引き継ぐ研究者層は決して厚いとはいえない。その後、改革開放に伴って中国各地の商会檔案の発掘と整理が進み、1980年代末から1990年代中頃にかけて、天津と蘇州の総商会史料が逐次公刊され始めた⁵。1990年代に入ると、徐鼎新・錢小明『上海総商会史（1902-1929）』（上海社会科学院出版、1991年）をはじめとする本格的な研究書の刊行が相次ぎ、中国における商会研究は続々とめざましい成果を挙げるようになった⁶。

朱英は、『辛亥革命時期新式商人社団研究』（中国人民大学出版、1991年）で、蘇州や上海を中心に、商会とならび、商団、市民公社など地方自治団体、文化学術団体等の勃興現象を描き、これら「社団」の限界について強調し、馬敏との共著『伝統与近代的二重奏—晚清蘇州商会個案研究』（巴蜀書社出版、1993年）は蘇州の商会を分析対象とした。馬敏には朱英との共著のほか、『過渡形態—中国早期資産階級構成之謎』（中国社会科学出版、1994年）、『官商之間』（天津人民出版社、1995年）等があり、清末時期の「紳」・「商」の合流現象は不可避な歴史の必然であるとして、その進歩的意義を強調した。虞和平『商会与中国早期現代化』（上海人民出版社、1993年）は全国商会聯合会結成の意義に注目し、資産階級の自覚と政治参加などマクロな視点から商会を分析し、中国の近代化に果たしたその役割を高く評価するとともに、その脆弱性についても指摘している。

一方、台湾では明・清時代の公所、会館との連続性のなかで商会の発生を論じる研究⁷や、海外を含む華商の政治的力量を是認して積極的に評価しようとする研究⁸が一貫して盛んである。趙祐志『日拠時期台灣商工会的發展（1895-1937）』⁹は日本植民地時代の台湾における商工会を詳細に検討しており、日本における在外日本人経済団体の研究とともに、今後の商業会議所の国際比較研究に貴重な題材を提供している¹⁰。

以上、最近の商会研究のおおまかな動向を整理したが、これらの研究の多くは上海や蘇州、天津など大都市総商会を主たる対象としており、裾野に広がる県や鎮の商会を視野にいれているものは少ない。また、外国の商業会議所制度との比較についての言及はあるものの、分析は十分とはいせず、中国商会としての特色を描出するには至ってはいない。そして、対象とする時期は清末民初に偏重しており、長きにわたる国共の対立の影響にも起因するのであろう。国民政府時期以降の政府や社会にかかわる商会に対する評価と分析は手薄い状況にある。

一方、海外に展開する中華総商会については、上記の商会研究で言及されることは少なく、例えばシンガポールや香港など、特定地域固有の歴史の文脈においてそれを位置付ける組織史的な研究や本国政府との関係で論じる研究は存在する¹¹ものの、中

国の商会制度の外延として中華総商会を総体的なわくぐみのなかで捉える研究はおそらく皆無に等しい¹²。

本論では、商会研究における以上のような手法上あるいは史料上の空白を埋めつつ、中国近代における商会の全体像を出来得る限り総合的に提示し、その上で中国商会の特色を描き出したい。そのため、ここでは時代を経るごとの商会法の変化に着目し、時代ごとの商会の性質と役割の相違に注目する手法を探る。さらに、同じ商会法で規定されていたとはいえ、中国の商会は地域毎にその特色をもつ。長江下流、華南、華北、東北地域についての地域色を析出し、縦の時間軸に対して横の空間軸の変数をも分析対象としようとするのが本論のスタンスである。もちろん、使用し得た史料の制約上、すべての地区をすべての時期ごとに分析したわけではない。

第一部は中国商会制度の特色の析出に重点をおく。第一章では清末から民国初期までに確立された商会システムの原型を素描するとともに對外比較の視点を取り入れ、中国の商会制度における機構と組織面での特色を提示した。第二章は、海外華商へと延びる商会ネットワーク構築の起点について分析を加え、辛亥革命直前、国民意識の形成とともに澎湃として沸き起きてきた相互連携意識の高まりについて論じる。第三章では 1915 年における商会法の修正過程と新商会法がもたらした変化を明らかにし、第四章は、1925 年に至る中華全国商会聯合会大会の軌跡を追う。

第二部では、長江下流と華南の商会を中心に地域的特色の析出に重点をおく。第五章は、商会先進地としての長江デルタの商会に対し、都市と農村という視点からミクロなアプローチを進めることで、商会の果たした地域社会における具体的な役割について分析を加えた。第六章は、対象を華南地区にしづり、広州市商会を主な分析対象として、1920 年代以降の商会の役割変化を論じ、補論では華北地域と東北地域の商会の特徴を整理した。

¹ 栄毅仁「繼往開來、團結奮進—在全国工商聯成立 35 周年紀年会上的講話（1988 年 12 月 3 日）」中華全國工商業聯合會『中國工商』1989 年 1 期（総 37 期）。

² この点については、小島淑男「20 世紀初期企業經營者層の結集と經濟改革の模索」（日本大學經濟學部經濟科學研究所『紀要』21 号、1996 年）が詳しく論じている。

³ リークアン=ユー（李光耀）シンガポール前首相の発議のもと、1991 年のシンガポール開催に始まり、ほぼ 2 年毎の割合で香港、バンコク、バンクーバー、メルボルン、さらに 2001 年には南京で世界華商大会が開催された。日本では 1999 年 9 月に新華僑と老華僑が合同で日本中華総商会を新たに発足させ、この動きに積極的にかかわっている。この点については拙稿「世紀之交日本華社之演變與其展望」（中華民国海外華人研究学会編『邁向 21 世紀海外

華人市民社会之変遷與發展』中華民国海外華人研究学会編出版、1999年)で詳しく論じた。

- 4 曾田三郎「商会の成立」(『歴史学研究』422号、1975年)、倉橋正直「清末の商会とブルジョアジー」(『歴史学研究』別冊、1976年)、倉橋正直「清末商部の実業振興について」(『歴史学研究』432号、1976年)などが代表的。
- 5 天津市檔案館・天津社会科学院歴史研究所・天津市工商業聯合会編『天津商会檔案彙編』(天津人民出版社)1903年—1949にわたる各卷全10冊、華中師範大学歴史研究所・蘇州市檔案館合編『蘇州商会檔案叢編』(華中師範大学出版社、1991年)全2冊。
- 6 海峡两岸における最近の商会研究の動向を詳細にまとめたものとして、馮筱才「中国商会史研究之回顧與反思」『歴史研究』2001年第5期がある。
- 7 邱澎生『十八、十九世紀蘇州城的新興工商業團体』(国立台湾大学文史叢刊之86、国立台湾大学出版委員会、1990年)
- 8 たとえば、張存武『光緒卅一年中美工約風潮』(台湾商務印書館、1965年)や李達嘉「上海商人的政治意識和政治參與」(『中央研究院近代史研究所集刊』第22期、上冊、1993年)、同「國權與商利——晚清上海商人的民族意識」(『世変、群体與個人』第一届全国歴史学学术討論会論文集)1995年)などは、このような視点に立って書かれた研究である。商会に関する専著としては張桓忠『上海總商会研究(1902-1929)』(知書房出版、1996年)があり、政府の商務政策を系統的にまとめた研究として阮忠仁『清末民初農工商機構的設立——政府與經濟現代化關係之檢討(1903-1916)』(国立台湾師範大学歴史研究所專刊19、1988年)がある。
- 9 趙祐志著、林滿紅主編、翁佳音副主編『日拠時期台灣商工会的發展(1895-1937)』(稻鄉出版社、1998年)。
- 10 拙稿「書評：波形昭一『近代アジアの日本人経済団体』」『日本史研究』第438号(1999年)でいくつかの比較の視点を提示した。
- 11 例えは『香港中華總商会九十週年特刊』(1995年)や『新加坡中華總商会八十周年紀年特刊』(1986年)など約5年あるいは10年毎に発行される会誌類がある。華僑華人研究やネットワーク研究の一環として最近の研究に、劉宏「新加坡中華總商会與亞洲華商網絡的制度化」(『歴史研究』2000年第1期)、袁丁「清政府與泰國中華總商会」(『東南亞』2000年第2期)、張存武・王国璋「菲華商聯總会的功能與發展 1954~1998」(『漢学研究通訊』第19卷第2期、2000年)などがある。
- 12 本編に加えなかった研究に、拙稿「海外華商會網絡與環太平洋地區華僑社會」(張存武・湯熙勇主編『海外華族研究論集(第一巻：移民、華商與經貿)』華僑協會總会出版、2002年)がある。主にマニラ中華總商会と大阪中華總商会の章程を題材にして、中華總商会網について論じた。

目 次

第一部 中国の商会制度と近代中国	1
第一章 清末民初の商会制度——原型素描	3
はじめに	3
第一節 分布状況	3
1. 国内分布	3
2. 海外分布	8
第二節 組織	11
1. 総商会と商会	11
2. 分所と分事務所	13
3. 商民の行動様式と商民補足率の地域差	15
第三節 商会の性質	18
1. 公印の権威と公文書の形式	18
2. 組織からみた中国商会の特質 ——日本との比較において	19
むすび	22
第二章 辛亥革命時期中華総商会ネットワークの起点とその役割	27
はじめに	27
第一節 華商連合の起点	28
1. 国内外商務総分会の中核としての上海商務総会	28
2. 中国華商銀行株の募集	29
3. キーパーソン	32
第二節 民族意識の高揚と中華総商会ネットワークの役割	34
1. 民族意識の高揚	34
2. 総商会ネットワークの役割と機能	37
むすび	41
第三章 民国初期の商会法をめぐる諸問題	45
はじめに	45
第一節 1915年修正商会法の公布	46
1. 修正点	46

2. 商工業者の強力な結集	54
第二節 民初における商会改組と商民統合	56
1. 1915年商会法による県下商会の設置状況	57
2. 県商会への統廃合の経緯	58
3. 商務行政の貫徹と商民統合	61
むすび	62
 第四章 中華全国商会联合会について	65
はじめに	65
第一節 中華民国の成立と国内外華商の統合	65
1. 臨時工商會議（1912年11月）	65
2. 中華全国商会联合会の成立	67
第二節 全国商会联合会代表大会	69
1. 中華全国商会連聯合会について	69
2. 第一回大会（上海）	71
3. 第二回大会（北京）	72
4. 第三回大会（天津）	73
第三節 上海の復権と第四回・第五回大会	75
1. 上海總商会と1921年臨時大会（上海）	75
2. 第四回大会（漢口）と聯合会の分裂	77
3. 第五回大会（北京）	79
むすび	81
 第二部 商会と中国社会——地域的特性と社会的機能	85
 第五章 長江デルタにおける商会と地域社会	87
はじめに	87
第一節 長江デルタの商会について	87
1. 長江下流域における商会の分布実態	87
2. 社会背景と政治的傾向	90
3. 長江デルタ地域の商会の改組について	93
第三節 商会の機能について	101
1. 都市と農村	101
2. 地方自治と商会——崑新県の場合	103
3. 商会の機能と役割	107
むすび	109

第六章 広東における商人団体の再編について	
——広州市商会の成立まで	115
はじめに	115
第一節 広州市商会の成立まで	115
1. 広州商務総会（広州総商会）	115
2. 広州市市商会と広州市商民協会	117
3. 商民運動の二つの展開	118
4. 商人団体の整理と広州市商会の成立	123
第二節 1929年商会法以降の華南の商会	125
1. 広州市商会と国民政府	125
2. 華南の商会・総商会と中華総商会	129
3. 国民政府下の「革命的商民」	131
むすび	132
補　論　華北と東北の商会	139
はじめに	139
第一節　華北地域の商会	139
第二節　東北地域の商会	142
むすび	144

図表一覧

最近の関連文献一覧

初出一覧

第一 部

商 会 制 度 と 近 代 中 国

第一章 清末民初の商会制度——原型素描

はじめに

本章では、民国初期の 1918 年段階における全国の商会の分布状況を明らかにしたうえで、様々な角度から総体としての中国商会の全体像を示し、地域の特色について簡単な整理を試みる。

第一節 分布状況

1. 国内分布

ここでは全国の商会分布の実態について大まかな理解を得ておくこととしよう。

清末の全国への波及期を経て一段落した民国初期の 1918 年段階における全国各省及び特別区ごとの商会分布の実態はどのようにであったか。図表 1-1 は 1912 年と 1918 年時の商会総数を示したものである。

1918 年を 100 とした時の 12 年における各省商会の分布密度は、統計が不完全な南方諸省等を除く 17 省の平均をとると、46.5%。17 省の商会総数合計は 18 年で 1,067 会。それに対する 12 年の総数は 572 会で、対 18 年比 53.6% であった。改組統合命令によって総数でのピーク時期を過ぎ、県を単位に飽和に近い分布を達成した 18 年の商会のうち、その約半数は民国年間に入つてから設置されたことがわかる。

そのうち、比率が極めて高い奉天 (97%)、江蘇 (95%) に次ぎ、浙江 (84%)、江西 (78%) などは、清末の早い時期に急速に商会が分布したことがわかる。奉天は清末新政のショーウィンドウともいべき地方である。中央の政策を忠実に実施した点に普及の速さの理由が求められるであろう。また、開発の最先端を歩んできた長江デルタの早熟傾向も明瞭である。と同時に、吉林から山東、福建・廣東に至る沿海諸省が、四川省を除く内陸諸省に較べ、相対的に速やかな普及を示していることも見て取れる。

逆に、30%に満たないような黒龍江、山西、安徽、湖北、陝西、甘肅などでは、民国以降中央の商務政策の波及効果が急速に広まった、とみて差し支えないであろう。さらに、商会の絶対数が少なく分布が浸透しない省は、經濟後進地であると同時に、少数民族社会を抱えるところである。下位行政単位に目を移すと、少数民族の行政単位である雲南や廣西の「土司(土県、土州も含む)」、四川西部からチベット地区の「宗」、

図表 1－1 1912 年と 1918 年における全国商会省区別総数

	1912 年商会数	1918 年商会数	1918 年を 100 とした 1912 年の割合 (%)
黒龍江	2	29	7
吉林	26	38	68
奉天	64	66	97
直隸	61	99	62
京兆	(13 年) *6	15	*40
熱河	(13 年) *4	16	*25
察哈爾	(14 年) *6	5	*120
山東	47	101	47
山西	28	104	27
河南	51	86	59
陝西	4	42	10
甘肅	7	43	16
綏遠	1	9	11
新疆	1	5	20
江蘇	72	76	95
浙江	76	91	84
福建	35	61	57
安徽	17	65	26
江西	61	78	78
湖北	19	74	26
湖南	15	(17 年) *34	*44
四川	96	(15 年) *134	*72
廣東	63	(17 年) *70	*90
廣西	36	(16 年) *31	*116
雲南	8	(14 年) * 5	*160
貴州	5	(16 年) *17	*30
合計	1912 年 795 会	1918 年 1,103 会	46.50%
		全年計 1,394 会	

注記：1912 年時点で京兆地方、熱河、綏遠、察哈爾特別区は未設置。また、1918 年時点の湖南、四川以下南方諸省の統計は不十分であるため、別年度の数字を参考にあげている。それらの数字には*印をつけた。パーセンテージ合計欄には*印がついた 9 省区を除く 17 省の平均値をあげた。ただし、次表（図表 1－2）で典拠とした、1918 年時点で農商部に届けられた「各省商会詳表」（1544-1570 頁）に記載された設置年代から計算した 1912 年度の商会数とは、必ずしも一致しない箇所がある。

資料：『第一回中国年鑑』（1924 年）1539-1543 頁に拠り作成。

内蒙ゴや東三省の「旗」では商会の設置は見られない。あくまでも県の役所のある、中華的支配様式を受け容れてきた地域においてのみ商会が設置されたのである。

図表1-2は、1918年段階で農商部に届けられ、商会名が明らかな20省区すべての商会一覧表に基づき、商会が設置されていない無商会県数と複数商会設置県数を析出し、さらに商会の設置時期を光緒期、宣統期、民国期に分類してその数を掲げたものである。

統計が不備な南方諸省を除く20省区の有商会率の平均は77.3%となる。全体的に見ると、県制が敷かれて間もなくのところを除けば、ほとんどの県に分布が行きわたっていた点が注目される。さらに、われわれはこの分布情況から商会の地域的な特徴を読みとることができる。長江下流の江蘇・浙江・安徽・江西各省においては、それぞれ最低でも88%以上の県に商会があり、江蘇では全県に最低1つの商会が分布していた。また、浙江では全県の28%の県で2つ以上の商会が濃密度に分布していたことがわかる。また、長江下流域四省に次ぐ86%の有商会率を示す奉天は、図表1-1でも見てきたように、江蘇とならびきわめて早い光緒新政の時期に商会が全県域に迅速に広がっていた。これらの地域は商会先進地域と称してよいだろう。

県総数自体は多くないものの、吉林や黒龍江も奉天と並び高い有商会率を示した。黒龍江省で商会が設置されてない8県を見てみると、半数の4県は民国初期に局が設置され、17年5月に県制が敷かれたばかりで、2県は清末に設置された直隸府が13年3月に県に昇格したばかりであった。これらを除けば商会の分布度は江蘇や奉天などの先進県なみに高くなる。しかも、省内の有商会県においては、県政が敷かれるやいなやすぐさま商会が設置されたところがほとんどで、新たに開発が進む東北地域への速やかな商会の普及が窺える。また、同様に中央政府の影響が強く反映される京兆地方以下、熱河・綏遠・察哈爾などの特別区では、遊牧地を後背地に持ちながらも、甘肅や陝西などの西北内陸部に較べ、高い商会分布率を示している。

華南華西諸省に関しては、統計数字の不備が否めないものの、その他の史料から総合的に判断すれば、早期の速やかな分布において顕著であった四川と廣東が、湖北と並び有商会率の面でも充実した地域であったことが窺い知れる¹。

図表1-3は、初期の頃の全国商会联合会開催費用と、常設の総事務所経常費を、会員商会からどのように徴収していたかを示す等級分布図である。全国商会联合会は全国の各省区を甲～丙の3等級に分けて、それぞれ4：3：2の割合で経費の分担比を決めていた²。図表1-2に示した各省の商会数と対比すると、等級の基準が商会総数にあったわけではなさそうである。その一方で、省相応の発言力の差がこの等級に現れていると考えるのが妥当であろう。沿海諸省と長江沿いの水際に甲・乙級の有力省が集中している。ここでは、両水系の結節点ある上海を中心とする江浙兩省地域、首都圏としての京兆地方と直隸省、漢口を中心とする華中の湖北省、華西の四川省、および廣東省地域を、甲級諸省からなる5つの商会圏として指定しよう。それらを乙

図表 1－2 1918 年省区県別商会分布表

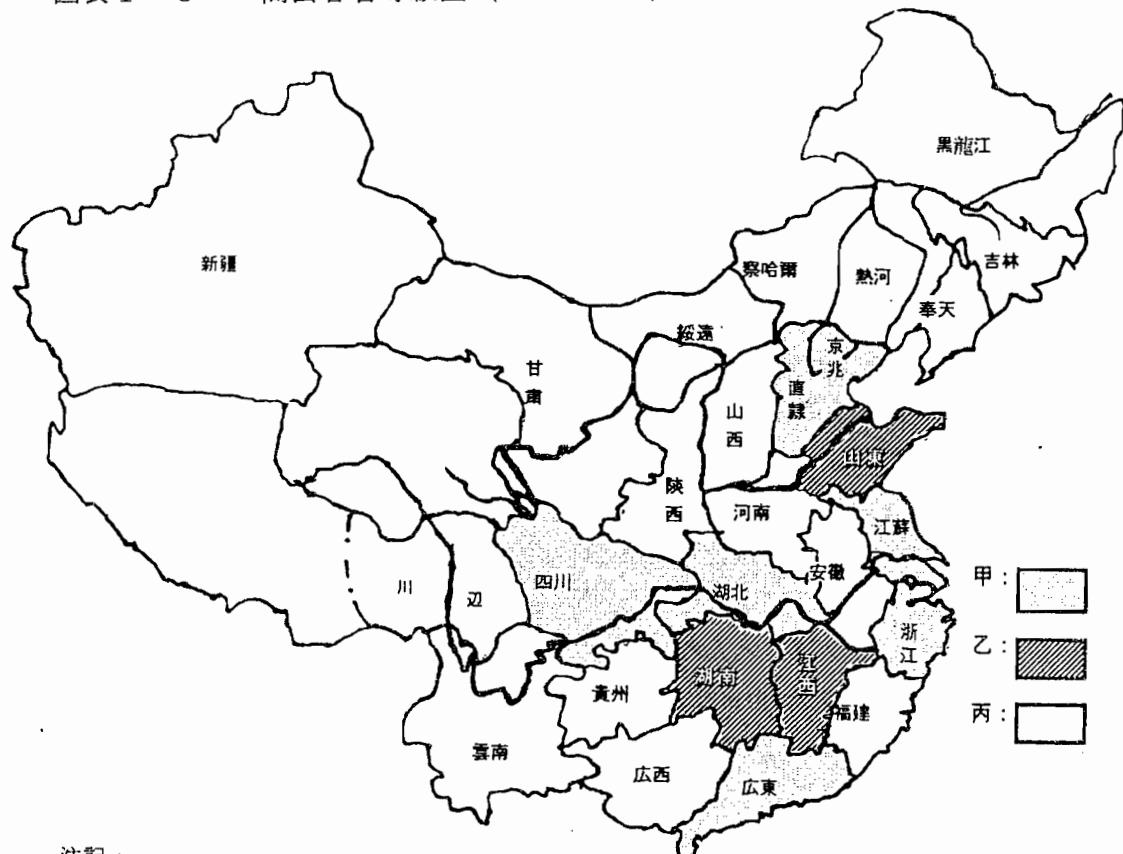
省及び特別区	県総数	商会総数	無商會県総数	有商會県(%)	内総商會数	總商會名称	複數商會所在県数(a)	光緒年間設置商會数	宣統年間設置商會数	民国年間設置商會数
京兆	20	15	6	70	1	京師		1	1	7
直隸	119	99	26	78	4	天津・張家口・保定・山海關		6	12	39 (b)47
奉天	56	66	8	86	3	奉天・營口・安東	(c)15(3)	44	14	8
吉林	39	38	6	85	3	吉林・長春・哈爾濱	(c)4(1)	14	16	8
黒龍江	32	29	8	75	1	黒龍江	4(1)	6	12	11
山東	107	101	19	82	3	濟南・烟台・青島	11(2)	15	18	68
河南	107	86	24	78	1	開封		3	22	30
山西	105	(e)94	12	89	1	太原		1	14	27
江蘇	60	76	0	100	4	上海・南京・蘇州・通崇海泰	12(4)	53	11	12
安徽	60	65	4	93	4	安徽省城・蕪湖・銅陵大通・壽縣正陽關	8(1)	16	20	(b)28
江西	81	78	10	88	1	南昌	(c)7	19	30	29
福建	63	61	7	89	1	福州	(c)4	22	23	16
浙江	75	91	9	88	2	杭州・寧波	(c)21(2+1)	42	31	18
湖北	69	74	17	75	1	漢口	20(2)	7	25	42
陝西	90	42	48	47	1	長安		0	3	7
甘肅	76	43	35	54	1	甘肅		2	1	2
新疆	40	(d)5	(d)36	10	1	新疆		0	0	(d)3
熱河	15	16	0	100	1	熱河		1	5	7
綏遠	8	9	1	88	1	綏遠		2	2	0
察哈爾	7	5	2	71	0	—		0	1	1
合計	1,229	1,093	278	77.3	35		122(16+1)	299	323	469

注記：

- (a) ()内の数字は1県に3商会存在する県数。浙江の場合2つの県で3商会、1県は4商会。
- (b) 設置年不詳の商会が一つある。
- (c) 奉天省鳳城県、吉林省德惠県、浙江省定海県、江西省万年県ではいずれも設置年と会長が相違する同名の県商会が2つ登場する。すべて1県2商会として算出した。福建省には実在しない県名が一つあったので、不明1として処理した。
- (d) 宣統2年に伊犁商会設置があるが、イリは当時ロシア領である。商会数には算入してある。
- (e) 山西省の商会総数は図表1-1で準拠した表には104と明記されているが、「各省商会詳表」には94の商会数しか挙がっていないので、それに基づいた数字をあげておく。

資料：「各省商会詳表（拠第7次農商統計表）」『第一回中国年鑑』（1924年）1544-1570頁、張在普『中国近現代政区沿革表』（福建省地図出版、1987年）に拠り作成。

図表 1－3 商会各省等級図（1916－1917）



注記：

地図の大略は東亜同文会『中国省別全誌』（1988年南天書局復刻版、原名『支那省別全誌』1920年）各卷、譚其驥主編『中国歴史地図集（8）』（地図出版、1987年）、前掲『天津商会檔案彙編 1912—1928（1）』553頁に拠った。

級の山東、江西、湖南という省が取り結ぶ格好である³。1920年代に入ると、関外への移入人口の絶対的な増大と奉天軍閥の中央政界への進出の結果、奉天地域の活躍が目立ち、1925年の第五回全国商会聯合会大会では奉天総商会から会長を当選させることになる。

以上のこととは、準「官製秩序」として清末から民国初期に張り巡らされた商会のネットワークは、平面的にはさほどの濃密の差なく、県制が敷かれた全土津々浦々にまで波及したが、現実には市場の要求に従って地域ごとに発言力と実力の差が歴然と存在したということを示している。市場活動に裏打ちされて蓄積された有形無形の力に加え、裾野にひろがる分事務所の数量の差が商会活力の地域差をもたらしたと考えるべきであろう。

さらに、ここで図表1－3に関して付言しておくべきは、山東—河南—陝西以北の

「北」5省の結束で表れた工商会議（1912年11月開催）における北部対南部という対抗の図式は、上海と漢口を中心とする長江中下流域（＝「南」）を意識してのものであったということ。また、南洋の入り口に面し、移民を海外に向けて送出し続けた嶺南の広東地区や福建の主要商会の重要度も看過されてはならない、という地域色の存在という点である。

2. 海外分布

図表1－4は1918年における国内各省区ごとの商会総数及び、海外の中華総商会の分布概念図である。『第一回中国年鑑』（1924年）が根拠とした農商統計は、おそらくは求めに応じて資料を提供した中華総商会名のみを列挙したものとみえ、マニラ、（カナダ）ヴィクトリア、サイゴン、メキシコ、パナマ等明らかに他の史料で確認できる中華総商会がこの「外洋各埠中華商会詳表」にリストアップされていないことを断っておく。そこには、東海以北では、日本4、ロシア沿海州5、朝鮮7、アメリカ大陸4、東海以南では、暹羅1、オランダ領東印諸島17、英領香港1・ポルトガル領マカオ1・オーストラリア3・英領マラヤ10、仏領フィジー1、米領ホノルルとフィリピンで計4、合計58カ所の中華総商会の状況が記載されている⁴。図にあげたのは、58箇所のうち地図で位置が確定できた56箇所である。中華総商会は華僑が集住する環太平洋の島嶼部と沿海の交易諸都市に分布していたことがわかる。つまり、漢族の伝統的移住パターンが連鎖的に拡張した結果世界各地に成立していった華僑社会において、少数民族地域に商会が設置されなかったことの裏返し現象を、見出すことができるのである。

その設立の経緯を見ると、亡命中の保皇派の強い影響の見られるところあり⁵、清朝の特派大臣に勧められて設立したところあり⁶、と様々であるが、海外の中華総商会は発足当初より、国内の商会と緊密なネットワークを形成した。清朝の出先機関の外務官僚には把握しきれなかった在外華僑の有力層を、商会という民間の結集力に依存して本国の法団とさせた点に、支配者側の商会設置論理があったといえる。

海外各地にも総商会が成立しつつあった1907年11月、予備立憲公会と上海商務総会、商学公会の3団体の発起によって、史上はじめて中国の商工業者が一同に会する「各省商会大会」が上海で開催された。海外商会5地域（日本・シンガポール・蘭印・マレー・ロシア）からの6代表を含め数百人が参加し、34の意見書が提出されるとともに、「外力の侵害と官吏の圧制」から自らを解放することを目的として、各地商民・商会の連合組織「華商聯合会」の結成について合意がなされた⁷。それを母体に1912年に発足が決まった全国商会联合会は14、16、18、22、25年に、あいだに数回の臨時大会を挟んで合計5回の大会を定期的に継続開催した。清末の商会簡明章程は国外の商会をゆるやかながらも国内の連続として一体のものとしてとらえたが、1909年の国籍法制定を経た1915年の商会法（第6条）では会員の要件として中華民国の男子

図表 1-4 中華総商会分布図（1918 年）



注記：

地図の大略は前掲東亜同文会『中国省別全誌』各巻、前掲『中国歴史地図集（8）』、満鉄東亜経済調査局『南方資料叢書』（1929 年出版、1986 年復刻）各巻等、商会数については『第一回中国年鑑』によった。湖南・廣東は 17 年、貴州・廣西は 16 年、四川は 15 年、雲南は 14 年の数字を転載している。

図表 1－5 全国商会联合会における海外中華総商会参加代表

	1912 年 発足会議	1914 年 第 1 回大会	1915 年 臨時大会	1916 年 第 2 回大会	1918 年 第 3 回大会	1925 年 第 5 回大会
代表総数	6 4	1 6 0	8 2	1 0 1	5 0	1 2 8
海外代表	6 (神戸 1、ハバロフスク 2、パダン 1、ウラジオストク 1、ペレック 1)	1 (シンガポール 1)	1 (シンガポール 1)	0	1 (大阪 1)	3(5)*① (神戸 1) (朝鮮 2)*②
代表者	神戸：馬席珍 ハバロフスク：孫國浩 孫嘉夢 パダン：白蘋洲 ウラジオストク：王懷霖 ペレック：区 濂	李厥孫	李厥孫	—	賀英偉	神戸：陳伯藩 京城：孫学仕 仁川：虞和徳

注記：

*①駐哈旅俄華僑商聯会会长・副会長の徐程九と王会卿がロシアの代表として参加したが、議決権は与えられなかった。『申報』（1925年4月25日）によると、あるいは正式代表ではないのか、その他に蘭領印度の華商一名の参加も確認できる。それを含めると、最低華僑6人となる。

*②名簿上朝鮮の中華総商会代表は孫と虞の名前になっている。孫学仕は当時京師総商会会長、虞和徳は上海総商会会長。ただし、神戸代表の陳伯藩は神戸三江幫華商合昌号陳源来の子息。

資料：1912年については「中華全国商会联合会第一次代表大会（上）」『歴史檔案』1982年第4期。1914年と1916年の代表者名簿は『中華全国商会联合会会報』第1年第9期と第3年第11期12期合併号、1915年・1918年・1925年の代表者名簿は前掲『天津商会檔案彙編1912-1928（1）』534-537頁、569頁、590-96頁に拠った。

であることが求められ、海外の中華商会については施行細則（第17条）においてはじめて法文化された⁸。そのようななかで、海外の総商会はいかほどの発言権を確保していたのであろうか。

図表1-5の通り、代表者名簿の確認ができる6回分の全国商会联合会大会の出席情況をみると、1912年の発足会議には海外商会から6名（工商會議への参加者は13名）が参加したもの、1914年の第1回大会にはシンガポールから1代表のみで、16年の2回大会は海外からの参加者はゼロであった。それ故もあってか、前述の経費の負担については華僑代表は計算外に置かれていたが、選挙権については2年毎に開かれる会長選挙の行方をめぐる南北の政治的なかけひきのなかで糾余曲折を経る。北

部主導の 1918 年大会時には、当初華僑は日本、アメリカ、南洋、欧州の 4 地域にわけ、それぞれ 10 権という案が出された⁹が、最終的に制定された選挙規則では、第 3 条で定められた各省 10 権とならび、第 4 条で海外華僑は各国 10 権（各商会 1 権）と定められた¹⁰。

概していえることは、華商聯合会結成発議の当初から共和制発足直後までの時期は確かに海外華商に一定の発言権があったが、内部争いにあけくれ、政権との離合集散を繰り返す全国商会联合会の組織中枢そのものに、海外の商会がそれら主導権をめぐる争いに直接関与した形跡は認められない。

1925 年の会議に至ってようやく名目上 5 名の海外華商代表が参加した。開会第 1 日目に挨拶に立った蘭印華僑は、政府の保護を求めようにも政争と軍事衝突が繰り返され、「華商が顧みられなくなった」不幸を嘆き訴えた。彼の以下の言葉に海外華商の立場が象徴的に現れている。「政府と人民が華商に注意を向ければ、海外の商権を推し広めることは難しいことではない。海外華商の多くは国内の商人との提携を願い、祖国の実業の発展に寄与したいのだ」と。5 名のうち旧ロシア地区から参加した代表 2 名も含まれるが、中華民国の諸団体を認めない共産国の商会代表だからという理由で、彼らには選挙権は与えられず、参加だけに止まった。ロシア華僑の一人は、革命の勃発で財産を没収された自らの経験に即した発言を行い、中俄交渉の過程で政府が華商の不利とならぬよう対応するよう強く求めたのである¹¹。

中華総商会は、このように全国商会联合会において徐々にその発言力を弱小化させていった。しかしながら、総体としての中国商会の役割およびそれが中国と近隣諸国との諸関係において機能したであろう存在意義を問うとき、海外に連なるネットワークのしくみとしての中華総商会網は、看過されてはならない重要な機能である。

以上、1918 年時点における海外をも含めたおおよその商会分布の実態と地域別の力のバランス状況をみてきた。さらにこれらに各地域特有の様々な背景を加味することで、商会の生成とその履歴及び社会的機能などの諸側面について地域的特色を見いだすことが可能である。これらについては第二部で更に詳しい分析を加えたい。

第二節 組 織

1. 総商会と商会

1904 年の商部の商会簡明章程は、「商業を保護し、商情を開通する（第 1 款）」目的で、各地の県城や商埠に商会を設立するように、という商会設置促進策を示した。さらに章程は、「商務盛んなところは省城、県城、商埠を問わず商務総会、やや之に次ぐ地には商務分会を設置する（第 3 款）」とした¹²。つまり、中国の商会制度は、創設の時点からレベルの違う総会、分会、さらに分所（後述）の別を設けたのである。

江蘇では、実力のある鎮が単独で、ときに県城に先んじて、争って商会を設立して

といった。一つの県下に、3つも4つもの「やや之に次ぐ地」と自認する鎮から商務分会設置の申請が相次いで出されたのである。混乱の収拾のため、3年を経ずして「商会附則6条」(1906年4月)が発布された。「分会は各府の州と県に設立すべき」で、一つの州あるいは県下に複数の分会を設置しようとするところは、「その州や県で商務がもっとも盛んな地」「ただ一會」をもって認可すると定め、実力が比肩する2地がある場合は、両者ともに「水陸の要衝地」にあって「商品が輻輳する」地点であるときに限り、1県2会までは認める、とした¹³。つまり、商会附則6条は、江蘇のような乱立気味の地域の商会設置運動に、一定の制限を加え、秩序をもたせようとしたのである。

しかしながら、全国いたるところ必ずしも江蘇のような設置申請の方法がとられたわけではない。直隸の商会は、当初、県より一レベル上位の「府」単位で、グループをなして設立される傾向にあったが、のちに江蘇のように県あるいは鎮単位の方式に変わっている。例えば、1909年6月、永平(年)府属7県は「永郡の商会は郡全体の公共の会である」という宗旨を掲げて「永七總会」を設立したが、のちに江蘇方式を踏襲して、それぞれの県が分会を申請して永七總会は解消している¹⁴。その後、宣統年間から民国初頭に入ると、商会法の法制化に向けて、しばらくのあいだ商会の設立申請に対しては「暫緩」というペンドティングの姿勢がとられた¹⁵。

さて、民国初頭 1914年9月に公布された商会法の内容は、清末簡明章程の方針から一転し、総商会を撤廃して一律商会とし、代わりに省に一つずつの商会聯合会を組織するというものであった。この方針転換に対し、商会は猛反撃を行なうこととなる。商会は、総商会とは隸属関係にあるわけではなく、日頃頼りにするところが大きい絶妙な関係にあると考えた。政府は事実として存在している総商会の役割を重視して法律を定めるべきで、大きな金銭的負担を我々に強いり、実態のない省毎の商会聯合会を設置するなど、もってのほかである、と商会側は主張した¹⁶。15年5月に農商部に提出した「修正商会法案理由書」の言を借りれば、総商会と商会とは、「人力で為すことのできない」「自然な関係」にあって、総商会を廃せば、商会同士でも、中央と商会の間でも「風通しが悪くなり、溝が生じる恐れがある」¹⁷というのである。

一方、政府はどのように主張したであろうか。既存とはいえ総商会も「たかが 10 年ほどの歴史しかもたない新しい組織」である。「連絡の便宜を図ってやろうとせっかく省商会聯合会の設立をとくに認めたのに、負担が重いというならかならずしも設立することもない」と高飛車に言ってのける有り様であった。そして、「商会の本来の任務は研究、調査、維持、仲裁という商業界の公益事業に関わることのみに限定されるべきで、決してなんらの政治機関ではありえない」と強く釘を刺すに至る¹⁸。ここに、総商会がもつにいたった隠然たる政治的影響力に対する為政者側の警戒心がみてとれるのである。紆余曲折の末、商会の論理はついに行政側を譲歩させ、商会側の主張を全面的に受け入容れた修正商会法（1915年12月）が公布されることとなつた。

江蘇省のケースを例にとり、この間の総商会と商会の設立形態がどのようなものであったのかを見てみよう。清末の江蘇省下8府2州には、上海・蘇州・江寧（南京）・通崇海花業の4つの商務総会が成立していたが、通州・崇明・海門県下の花業分会を通崇海花業総会が管轄したのを除けば、江寧・淮安・揚州・徐州と通州・海州・海門府の4府2州1庁は、江寧商務総会の管轄。蘇州・松江・常州・鎮江の江南4府と太倉州は蘇州か上海商務総会の管轄、という具合に、暗黙の守備範囲が決まっていた。商会の設立以前から存在した商務行政機構である江寧商務局と蘇州商務局の管轄範囲を商務総会は踏襲していたことになる。ところが、鎮江商務分会が「江寧総会の管轄下に入りたい」と言ってきたことに対して商部は、もともと総会分会は商務の繁簡で決まるのであり、「体制をもって論じるのではない」。その実は「連絡にあって」「統括になく」、「隸属関係にある地方行政組織と比べてはいけない」との理由で、それぞれの地の判断で柔軟に対応するよう求め¹⁹、鎮江の所望通り、江寧総会に属するようとりはからわれた。

このように、清末における商会の組織化過程において、行政に都合の良い合理的な上下支配よりも、経済と社会の現実に即した、有機的な自己結合の原理が優先されていたことが指摘できる。通崇海（泰）は花業に特化した商務総会で、上海はいわば急速に肥大化しつつある大國際消費都市という特殊な顔をもつ。そして、長きにわたり行政の中心であり続けた江寧と蘇州の二カ所が加わり、自然の成り行きで、清末にこの4地点に商務総会（=総商会）ができていった。

当初の民国政府の言うとおり、かりに省都に省商会联合会が設置され、そこの一商務総会に他の総会が隸属するなどという事態が発生すれば、いかんともしがたい抵抗と憤懣が吹きあがるであろう。かといってほぼ全県にできあがりつつあった商会がすべて機会平等に農商部に直結しては、事務の煩雑さに閉口してしまう。

つまりところ、修正商会法において、総商会は、商会と同等な法的地位に甘んじながらも、商会全般の発言力を最大限に保持されることにおちついた。つまり、総商会名義を残すとともに、管轄下の商会から上がってくる実務処理に際する取扱選択権を行使して主管官庁とのチャネルを確保し、それなりの威儀を維持した。総商会にとってみれば、この一連の譲歩と抵抗の過程は、現実的な生き残り策でもあったのである。

2. 分所と分事務所

1906年4月に簡明章程附則6条が出された後、制限にひっかかり分会の申請が受理できない多くの郷鎮商会については、分所として活動するよう指示がなされた²⁰。たとえば蘇州府下昆山県では東郷商会が、吳江県では震沢商会が分所に甘んじざるを得なかつた。総会と分会の總理には県知事と同等の公文書様式の使用が許され、中央の商部に意見を具申するルートが確保されたが、分所においてはその道は閉ざされていだし、公印も格下のものの使用しか許されなかつた。

これに加え、14年の商会法は1県1会へと制限を強化し、多くの近隣鎮商會を合併して○○県商會へと改称させた。ところが、改組に着手しないまま傍観を決める商會もあり、各地の実状を無視したこの1県1商會への強制は、全国商會聯合會臨時大会における14年商會法への主要な反駁点の一つとなり、15年の修正商會法は1県2商會（第4条）を認めて簡明章程附則6条のレベルにまで譲歩したうえ、商會側の主張を聞き入れて複数行政地域にまたがる跨地域鎮を加えた1県最高3商會までを認めることとなつた²¹。

ところが、14年商會法すでに改組をすませていた商會の多くが、15年法に準拠して再び県商會を解体して複数の鎮分會に分化しようとしたところ、北京政府はこのような風潮に対し、「前清の成案を尊重して、民国の法令をないがしろにする」などという逆行現象はもってのほか、と警鐘を鳴らし、商人のモラルに訴えざるを得ない事態にさえ陥つた²²。このような綱引きの結果、ほぼ1県1商會（例外的に2～3商會）という農商部の意図に近いところで、商會の設置状況が落ちついていった。今日我々の見る18年の統計は改組を経たあとの商會数の統計であって、改組直前の江蘇などでは、清末の1県3商會を堅持するところも多く、15年の史料では商會数100に達してさえいる²³。それが改組後には76となり、かなりの減少を見た。ここにおいて、清末の分所とは違った組織形態で再び相当量の分事務所が創出されたのである。

1910年代に各省の県城や鎮に足を踏み入れた東亜同文会の報告の多くは、戸数1,000内外、人口3,000から5,000程度の小さなまちで、数少ない目に付く立派な建物として、小学校や役所、廟、郵便局にならんて商會を挙げている²⁴。たとえば、もとより分会としての商會の設置が見られなかつた人口2千に満たない揚州府江都県瓜州鎮について、「市街は城壁なく運河に沿う一帯の街路より成り、南北十二町、東西一町内外にして市況寂寞を極む、建物は平屋多く二階建は稀に見る処なり、縣分署、郵便局、厘金局、商會及び定武軍營處、小学校、汽船会社等を主なるものとす、[中略]商家の稍大なるものに雜穀商七軒、酒造業二軒及び雜貨商三軒あるのみ」と報告している²⁵。また、松江府青浦県練塘鎮での商工業者への最近の聞き取り調査から、統計上分会としての商會の設置を見なかつた練塘鎮にも、鎮居民の記憶のなかに確かに、城隍廟を公所とする商會が存在していたことが確認される²⁶。その他、次に詳説する吳江県下の同里鎮や震沢鎮のように、史料で存在が確認できるものは枚挙にいとまがないほどである。つまり、商會のさらに低位層にある分所或いは分事務所が、地域の鎮居民によって商會と認知された、実態をもつ商會の最末端であった。

分事務所の設置が確認される、県城でないいくつかの鎮をみていくと、練塘鎮は1914年時で約1,600戸（約6,500人）、同里鎮は解放前2,000戸、直隸省大名県龍王鎮は人口3,000内外。ほぼスキナーのいうところの、「中間市場圈」の中心鎮（＝市場町）のレベルに相当し、注24で列挙した小県城と規模が匹敵する。そこでは、小集と大集の2種の定期市が立つて、行商人や、歯医者・代書人などの巡回労務提供者が

居住し、常設商店がある程度軒を連ね、地域エリートの日常の用が足せるようなサービスが存在する²⁷。そして、そこは商工業者に何らかの合議が必要とされるところであった。

分事務所の存立形態は地域によって様々であるが、一般的にいって県城から遠い鎮分所の商工業者は、日常業務につき、地の利を得ない不便を被った²⁸し、かりにときどきは県城に赴いたとしても自鎮の分事務所を日常の場としたであろう。全国各地津々浦々に遍在した商会組織の最末端細胞として、統計には現れない鎮の商会分事務所が、日常商務の合議の場として日夜息づいていた事実を見過してはならない。商会という語を使用するときには、これ以後、各鎮に散在した県商会分事務所をまで範囲に含めることにする。

3. 商民の行動様式と商民捕捉率の地域差

以上、商会が立地した点と点を結ぶ全国的なネットワークの概容と、商会には総会、分会、分（事務）所のランクが存在したことを指摘した。ここでは、ひとつに、商民がどのような意識のもとで商会に離合集散したかという行動様式の問題について、ひとつに、商会が鎮内に平面的広がる様々な商民をどの程度捕捉していたかということに焦点を移してみたい。

檔案史料によって、鎮の分所や分事務所の様子まで比較的明らかにできる江蘇省吳江県についてみてゆくことにしよう²⁹。清朝期江蘇省蘇州府下の吳江・震澤二県は、1912年に吳江県へと併合される。それに先立ち、商会先進地であった当地では、早くも1906年には吳江震澤両県所属の平望鎮商務分会（光緒32年4月批）と吳江県所属の盛澤鎮商務分会（光緒32年9月批）が設立された。

米を中心とする物流の拠点であった平望鎮商会は、城隍廟を会所に一鎮単位で成立³⁰。1910年の会員14名の内訳は、米棧業3、米行業2、醤園業2、木業2、銀樓業2、錢業1、綢業1、南北貨業1。米の集散とその関連業種で約半数近くが占められている³¹。跨地域鎮平望の商務分会は、いわば米に特化した、鎮内の商家のみが参加するタイプの商会であった。

家内製絹織物の集散地であった盛澤鎮では、従前から綢業と米業に公所（同業ギルド）が存在していた。鎮商務分会試辦章程は、両公所の日常業務は旧来通りこれがあたり、特別な事態が生じたときには、張益源綢莊を事務所とする（15条）商会が対応し（10条）、公所とは職務上の境界線を明確にした。設立当初の總理1、議董8、会員16計25名の内、糸業と綢業で16を占め、米行業は3名を占める³²。盛澤鎮商会は、その地の産業構造を如実に反映した、ギルドの枠を超えた一鎮単位の商会であったことがわかる。

両県下のその他の市鎮（県城1と鎮12）を統括する目的で、この二鎮の商会が認可された直後に、県城に江震商務分会の設置（光緒32年10月批）が認められた。08

年の入会商家 528 の内訳は図表 1－6 の通り。江震分会は各鎮に分事務所を設け、会員は年会費洋 6 元を四季に分けて分納し、うち 2 元を江震分会に収め、4 元は鎮事務所に残した。鎮の商家に関わる日常の問題は分事務所が独自に処理し、全体に関わる特別な事情がある時や鎮と鎮との交渉が必要なときは、県城に集まって協議し、さらに重要な事項に関しては蘇州総商会と協力していくこと（8 条）が決められている³³。

図表 1－6 江震分会及び所属事務所入会商号統計（1908 年）

在城	28 戸	平望	8 戸	震沢	111 戸	黎里	77 戸
周莊	37 戸	同里	94 戸	東山	7 戸	北坼	26 戸
梅堰	30 戸	横扇	30 戸	南麻	25 戸	練塘	17 戸
蘆墟	20 戸	北庫	18 戸	莘塔	10 戸	合計	マ マ 528 戸

資料：前掲『蘇州商会檔案叢編（第 1 輯）』110－111 頁。

県城を共有していた震沢は 1912 年に吳江と合併して吳江県となる。以上が、民国初頭に各地商会の増設申請が出される際に「先例あり」として口実とされた、1 県 3 商会という例外的なケースの創出過程である。40 華里（1 華里約 0.5 キロメートル）にも満たないところに 3 つの商会が、分を守りながら一応網羅的に設立されたのである。網羅的とはいえ、2 つが守備範囲の狭い一鎮商会であるのに対して、江震商会だけが、県全域にネットワークをもつ存立形態である。ところが、他県の商会と比較して相当濃密度の商会設置パターンであったにも関わらず、江震分会下の震沢鎮事務所は独自に分会を願い出るという挙にでる。吳江地域の住民の間に不満が鬱積していた様子が如実に見て取れる。

県下でも指折りの米と生糸の集散地であった震沢鎮の分離独立過程に入る前に、もう一度江震商会の職員構成を振り返ってみよう。設立時の議董、会員等 47 名中、吳江県人が 34 名を占め、震沢県人は 8 名にすぎない³⁴。「江震分会は専ら吳江一県の為に設けられたもので、震沢県の分会はいまだ欠如したままである」を大義名分に、1908 年春、震沢分事務所は江震分会から独立を宣言し、分会への格上げを願い出た。震沢鎮には 120 の商家があって、生糸関係を商うものが 50 を越える。上海販路の外商向け生糸は 1,000 万、蘇州販路の国内向け生糸は 5～600 万の取引高をもつゆえ、我々は直接上級官庁とチャネルをもつだけの理由がある。盛沢の絹、平望の米に比べて我が鎮のほうが数段交易活動が盛んである。これが彼らの主張であった³⁵。しかし、この震沢鎮の分会への昇格の申請は、1 県 4 会となる故もあって、却下されるに終わった。震沢鎮は、黎里鎮、同里鎮とならんで、県内有数の商業集積地であった。江震分会における主導権が、商業実績には乏しいが伝統的官僚機構の牙城であった県城の一握りの人々に握られていたことに対して、大きな不満が存在していたことが、一連の

分離運動の一因であった³⁶。

さて、このような背景をもつ震沢鎮では、自称 120 商家のうち、江震分会の設立には 110、震沢分会分離運動には 106 の商家が商会に参加した。90% を越える組織率である。会費は、前述の通り年 6 元。格付けと秩序を買うにはさほど高い額ともいえまい。中小を問わず、店舗を構えて営業する、商人通例にいう商人のほとんどが商会に参加していたといえそうである。

かならずしも決まった会費を決めずに「毎年酌量輸助」を課せられたり、章程に「不願捐者聽」と定めて、議決権はないが入会資格を得る道を残したりと、形態は様々ではあるが、小さな県城や鎮の商会については、入会が容易である場合が多く、会員非会員の境界がかなり緩やかに設定されていた。言い換えると、一般の商人にとって地域の商会は決して特別敷居の高い存在ではなかったのである。

同じく商会と称したとはいえ、大都市の総商会と人口 2,000 ほどの鎮商会（分事務所）とではおのずと機能も違ってこよう。たとえば天津では、1918 年現在の総商会议員数は 1,592 人。納入する会費（4 元～36 元）に基づいて、会員資格は 6 等級に分けられ、商会の歳入の 9 割近くを会費が占めていた。1925 年時点の会長の発言によると、天津の全商家数約 3 万余り（総人口の 2～3 % に相当）のうち、商会に入会しているものは 20% に満たなかったという³⁷。

上海総商会にいたっては、当初は会費 300 両につき 1 人の会員を、3 人を限度として各同郷同業ギルドから推挙でき、300 両に満たないものは「会友」資格しか得られず、被選挙権はなかった。1912 年の改革でギルド会費は 1 人につき 100 両（計 10 人を限度）に下げられ、零細商家の主人や経理人も個人会員として入会でき、30 両（会友）、50 両、100 両の 3 等級会員に分けられた。それによって、この年の上海総商会の会員数は、ギルド会員 100、個人会員 89、会友 14、特別会友 15 人となり、清末商務総会時の会員総数の 5 倍になったという³⁸。同じ年の天津商会の会員数 1,320 人の 20% にも満たないレベルである。1920 年代初期の改革を経て会員資格は再緩和されたが、それでも、1926 年段階の上海総商会会員数は 540 人余り³⁹。軍費確保の目的で商会加入運動を実施する前の天津総商会と比較しても、その 3 割ほどの会員数に止まっている。人口総数が上海のほうが天津を上回っていたことを考えると、上海総商会の「高等華人」ぶりは突出していたのかもしれない。

つぎに、蘇州総商会では、1918 年時点で人口総数約 2～3 倍⁴⁰の天津と、ほぼ同規模の会員数 1,530 人を擁し、歳入は天津の 44%。1 会員あたりの負担会費が単純計算でほぼ半分弱。歳入はともかくとして商会による商家捕捉率は、上海とは比較すべくもなく、天津よりも数段優れていたといえる。

上海、天津、蘇州の総商会から、吳江県江震商会、震沢分所へと大都市から農村部へと踏みゆくにつれ、商会の果たす商界での役割の差が歴然となろう。清末の江震商会と上海総商会の会費は 6 元と 300 両で、80 倍ほどの開きがある。商会によっても

違うが、一般的に大都市では商会は少数の有力企業や同業会（ギルド）のための貴族的な組織になりやすく、それに参加できない大量の中小商人層が存在していたが、地方の県や鎮にいたっては、商会は地域の商人にとって、仲間入りのしやすい相当身近な公の場であったといえそうである。

第三節 商会の性質

1. 公印の権威と公文書の形式

商会はまちの住民にとってどのような存在であったのだろうか。官の権威に即して、商会のもつ意味について考えてゆきたい。民間結社の自由がなかった商会設立当時の中国社会において、商会が法律上の存在根拠を与えられたことは画期的なことがらであったに違いないが、地域住民にこの事実が視角的に認識されるのは、各種の公印によってであった。

清末、商務総会には、商部から「閨防」という長方形で金属の縁取りのある木製の政府公印が直接頒布されたが、商務分会には分会用の公印である「図記」の仕様サンプルが配られただけで、これを参考に各分会が自商会の名を篆刻し、「図記」として使用に供した。分会に隸属する分所にいたっては、上位の総会や分会から、それぞれが考案した公印（戳記）の図案が配布され、分所がそれに倣って刻印して使用し、形式も大小もまったく各地各様バラバラであった⁴¹。公印ひとつをとっても、商会のランクによってこれだけの信用度の差が存在したわけである。

1914年の商会法施行細則第6条は、各商会は内務部所定の公印仕様に従うこととし、一律縦・横長さ當造尺一寸5分、周辺幅1分の印を使い、「某某商会」と刻印し、「印」の字や「閨防」という文字を入れてはいけないと定めた⁴²。この措置にたいする各地商会の反応はすさまじい調子のものであった。漢口総商会が全国商会聯合会上海総事務所にあてた手紙にその激昂ぶりがあらわれている。清朝以来の商会組織は「秩序整然」としていたのに、こんなことではとんでもない。閨防の廃止と公印の統一様式にいたっては、「簡単で粗略なこと甚だしく」、「体面まるつぶれ」だし、「こんな会ならないほうがましである」と言わんばかりの有り様であった⁴³。各地の商会からも同様の意見が出され、1916年2月公布の新商会法施行細則18条は、古い「閨防」・「図記」と引き替えに、総商会と全国商会聯合会には「閨防」、商会には「鈐記」を農商部が一律に頒布することにおちついた⁴⁴。

商会は各行政部局とやりとりする公文書の形式についても自己の位置づけに執拗にこだわった。商会と県知事との文書交換は上級官庁との形式と同様「呈」・「令」を使用しなければならない、と定めた袁世凱の大總統令は、商会の強硬な反対に遭い、清末と同様の「公函」使用へと譲歩させられた。この「行文程式」（公文書の交換形式）の争いも、上述の公印をめぐるやりとりと同様、新たな商務行政の確立をめざした民

国政府の商会統治策が、清末に確立された商会の強い自負心によって改変を迫られた一例であろう。

権威に依拠した住民の商会認知のパターンは、公印や行文程式の件に限らない。商会に正式登録した商号は登録番号と会員証明書を受け取ったし、遠方に商談にいく商家には申請に基づき、身分を証明する「商会護照（パスポート）」を商会が一定の決まりに基づいて発行した⁴⁵。

商務行政への「補助」を国家から「委託」され、民間による「義務（ボランティア）団体」を自認した商会⁴⁶は、権威という衣をまとい相応の格付けにこだわることで体面を保ち、中央——省——県という強制的支配を嫌いながら、みずからの組織内では厳然とヒエラルキー的秩序を求めたのである。

商工業者層の自己統合の過程で、一定の秩序と会員・非会員の峻別を求める傾向は、ひとり中国に限ったことではなく、日本や欧米諸国の商工会議所に代表される社会団体においてもある意味で普遍的なことである。ではあるが、専制時代の朝廷が使用してきた「關防」そのものにこだわった中国商工業者層の所作に、中国社会の特殊性を見るよう思う。科挙制度の廃止に象徴されるように、社会を支えてきたシステムが瓦解と創生を同時進行しつつあったこの時期、人々の意識構造もダイナミックな自己変革を余儀なくされたであろう。商工業者の「格付け」や「秩序」への志向は、後ろ向きの、専制支配の名残とみるのではなく、意識変革を伴った自己統合と自律にむけての、前向きの、伝統の総結集とみるのが妥当といえまい。一方で国家の強権的支配に抵抗し、一方で伝統的支配の方法に依拠して自律を試みた商会の行動様式は、中国社会の変革過程における民による自己確立の一局面であったといえよう。

2. 組織からみた中国商会の特質——日本との比較において

朱英は、当時の外国商会関連記事を分析するという手法で、その機構、組織及び政府との関係等について中外商会の比較を行なった⁴⁷。商会設立期の中国はすでに半植民地化されていたという特殊な歴史的背景を持ち、官民双方に、この民族の危機を乗り切るために富國興商、利権の挽回、そして帝国主義による経済的侵略の防御、という共通の社会的要請が存在し、それが商会設立の目的の一つであつたと指摘する。しかも、中国の商人の力は西欧諸国に比してはるかに「弱小」であったので、やむなく官側の「支援」を得て商会を発足させたが、成立後も西欧諸国のようには国家政策に影響を及ぼすほどの発言力を有することは無く、西欧の商会が商工業者自身の利益の保護と商業発展のために自発的に成立していったのに対し、中国の商会は政府の支持を相当にとりつけた上で発足したものとする。同時に朱英は全国の津々浦々まで商会が存在した点をも指摘し、それが他国と比べた際の中国商会の特徴である、としている。

果たして中国の商会は商工業者結集の組織として強力な力を持っていたのかどうか。

この問い合わせに対して、諸外国の商業会議所との比較を行なうことによってある程度の答えが出せるであろう。そして、朱英も指摘するように、広範囲にわたる商会の存在というこの事実は何によってもたらされたのか。商工業者が弱小故に政府の支援を必要としたという解釈では充分な説明ができないのではないか。

ここでは、中国の商会が設立の際に手本とし、中国の特殊性に類似した歴史的背景をもつ、日本の商業会議所の設立背景やその機構、及びそれが準拠した商業会議所法とを比較検討することによって、中国商会の特徴を考えてみたい。

商業会議所の歴史は 1599 年のフランスのマルセイユに始まるといわれている。当地の商人が共通の利益を擁護するために任意の私設団体として発足した。この形式の商業会議所はのちに植民地時代のニューヨーク、続いてグラスゴーを始めとするイギリス本国各地に波及した。一方、フランス本国では、商工業者のための法的代表機関でありかつ政府の諮問機関、商工業を奨励振興するための施設機関、として様々な任務を合わせ持つ官製官営の商業会議所が定着し、これが欧州大陸に広まった。要するに商業会議所は、会員制で加入任意の私法団体である英米系と、議員制で公法団体である大陸系の二類型に分類される。

1878（明治 21）年の東京（同年大阪と神戸にも発足）商法会議所に始まる日本の会議所ははじめ、ごく少数の有力者からなる英米系統の任意団体として発足した。12 年後、1890 年の商業会議所条例の発布で法人格が付与（16 条）され、地域経済団体（13 条）として再定義されると同時に、翌 1891 年に商業会議所と改名し、任意加入任意脱退の私法的民間団体から大陸系統の法人団体へと変貌した。

この間の事情は単純ではない。明治維新後、行政機構と法の整備が進むなか、1881 年には農商務省が設立され、政府は既存の商法会議所を無視する形で、府県には「農商工諮詢会」を、各地区町村には官立の諮詢機関である「農商工議会」を設置するとした。民間団体である商法会議所と役人による商工議会の並存により、商工業者と政府との間で各種紛糾事件が繰り返されたすえ、政府が農商工議会を廃止し、商法会議所は商工会に改編することで両者の衝突は決着した。これによって新たに多くの地区で商工会が誕生した。これら商工会を母体として、商業会議所が、政府の諮詢機関としての任務を引き受けるとともに法的根拠とさらなる自治の権限とを与えられて、歴史上に登場したのである⁴⁸。

一方、中国では、日清戦争後に設置された清朝政府の商務行政機関である商務局が大した役割を果たすことなく消滅し、商会簡明章程の発布によって、集成ギルドの面貌をもった各地の民間商人団体が商務總（分）会に改編されるか、或いは新たに商務總（分）会が成立していった。ついで、商会法（1915 年）の公布によってそれらの法人格が明確にされて商会と呼ばれるようになった。中国商会の成立の経緯はまさに日本の歩んだ道と酷似しているのである。

開国直後の日本は、朝野を問わず治外法権の撤廃と関税自主権の確立による自主独

立国家の立国を国是としていた。東京商工会議所の初代会頭渋沢栄一は、イギリスとの条約改正に当たり、商界世論の醸成の必要性を痛感した大隈重信から、日本における商業会議所設立についての相談があつた、と後年回想している。さらに渋沢は、士農工商という江戸時代以来の差別的身分観や、日本人の実業に対する伝統的蔑視の気風を改変させたい思いから、大隈の提案を実業家の地位向上の好機と捉えた、といわれている⁴⁹。

日本の商業会議所設立の背景には、このような国際的国内的な諸条件が存在していた。直接の目的が条約改正に備えた世論聴取にあって、盛宣懷が当地の紳商に設立を働きかけたといわれる上海商業会議公所誕生のいきさつと、ほとんど軌を一にしている。列強の侵略に対する防御と実業振興という全社会的要求、加えて国内商工業界結束の必要という条件は、ひとり中国の特殊性ではなく、日中に共通した背景であった。さらに日本の会議所は、中世封建体制下のギルドマーチャントの崩壊によって自由主義体制下に誕生した西欧の商業会議所と同様、同業組合（ギルド）である「座」や「株仲間（江戸時代の官許の同業組合）」の流れを汲む。一方で、例えば江戸町会所から東京營繕会議所、東京会議所、そして東京商法会議所へと発展的に改組されてきたように、都市の自治的機関としての「傍系的」流れをも汲んでいる⁵⁰。この点も中国商会の源流と相通じるところである。

試みに中国の商会法と日本の商業会議所法とを比較してみる⁵¹。清末の商会簡明章程は商務総分会の設置を促進するという意味合いが濃く、体裁が整ったものではないが、1915年の商会法に至ってはほぼ日本の1890年（95年一部改正）の商業会議所条例と、それに基づく1902年の商業会議所法に則ったものであるといえる。構成については、例えば日本の1890年条例第9条では15から50の会員数を規定し、17条では会員定数5分の1以内の特別会員をおくことができる、とする。これに対し、商会簡明章程第5条では総商会は20から50（15年法第8条では30から60に変更）、商会は10から30（15年法では15から50に変更）の会董数を規定し、1904年の商会簡明章程には記載が無いが、1915年法では日本の条例と同様に、会董数5分の1以内の、特別会董の設置を規定する。さらに、日中の商会は同じく官庁の諮問機関としての職務が求められる一方で、商事紛争の仲裁等の自治的な事務権限（商業会議所条例第4条、商会法第16条）をも保持し、ともに商会法によって権威ある組織となったわけである。

日本の条例は作製にあたって主にフランスとベルギーの長所を採用したといわれるが、ほぼそれに等しい枠組みをもった中国の商会法と、それによって法人化された中国の商会は、日本と同様、欧州大陸の法人組織系統に属する。ただし、中国の商会は、大陸系統に属するとはいえ、一施設機関としての官製組織とは一線を画する、民間組織である。日本では私設団体であった初期の商法会議所でさえ、年間1,000円にのぼる政府補助金を得ていた⁵²。中国の商会のほとんどが国庫の補助を受けなかつた点を

顧みれば、中国商会がより純粋な意味における「商弁」、即ち民間の法人組織であったといえる。

国情の異なる両国の商会法には当然ながら相違点が多々あるが、特に以下のいくつかの点が留意されるべきであろう。一つは、日本の商業会議所法では規定が無いが、中国の商会法では「総商会」と「商会」（商会簡明章程では商務総会、総務分会、商務分所との区別あり）の区別を設けた点である。しかも、この商会間の等級とは、商工業者自らが要求したものであって、区別を排除して一律に「商会」としようとした政府側の意向が、彼らの抵抗に遇って潰されたいきさつがある。

第二に、中国では全国レベルの連合組織が速やかにできあがった点が挙げられる。法人格をもつ商会に限って比較しても、中国商会の設立は日本に比べて 10 数年のおくれをとっているにもかかわらず、中国では 1912 年中華民国建国の年の 11 月に中華全国商会联合会の設立が動議され、年末の政府の批准によって正式に発足している。しかも、その動きは 1907 年の華商聯合會の発起と 1909 年『華商聯合報』の刊行に遡ることができる。一方、1878 年にはすでに局地的に活動を開始していた日本各地の商業会議所が全国的な連合組織を実質的に発足させるのは、国際商業会議所に加入した翌 1922 年の、常任機構及び事務局の設置においてであったし、全国組織としての日本商工会議所を法定化するのも 1928 年の商工会議所法を待たねばならなかつた。

両国の商会法の比較によってクローズアップされた二つの相違点に加え、第一節で指摘した通り、海外の中華総商会とのネットワークを求心的に集約するしくみもまた、中国商会制度の特質を説明する第三の重要な特徴としてあげておくべきであろう。

むすび

商会という組織は、上からの促進策によってあれ、外来の装いをもって導入されたものであれ、中国のまちというまちの商工業者によって商工業活動の発展と広域化に不可欠なシステムとして認知され、かれらの参画と尽力によって急速に普及をみた。この事実は、中国人の伝統的な意識が、環境の変化に伴ってどのように新しいシステムを受容し、どのようにそれらをみずから意識変革の手段へと機能させていったのかについて、我々に示唆に富む事例を提供している。

経済的実力を増大し、縦横の連帯と、情報収集の必要性とを痛感した国内の各小鎮から、華僑が在住する海外諸都市に至る商工業者は、「官への依拠」という地域に息づく住民の社会通念に乗っかり、整然とした秩序を維持しつつ、商会という外来のシステムを我風に取り入れて、みずからを統合強化し、法治のきわめて脆弱な北京政府のもとにあって、最大限に法治に身を委ね、自らの結束と発言力の増大に努力しようとしたのである。

商会簡明章程の発布から、商会法の修正とその施行によって表出した中国商会は、

(1) 伝統的な師兄関係が貫徹し、自己結合の論理が優先する中国独特の総商会を存続させ、(2) 全国商会联合会を常設機関化させるとともに、そのしくみを通じ、(3) 海外埠（華僑在住地）とのネットワーク機能を充実させた。これら三点をもって組織面での重要な特徴として指摘できよう。とりわけ後二者は、歴代の王朝が嫌った民による横のつながりを、瞬時に海外華商にまで範囲を広げて現実のものとする勢いを伴うものであった。

第一章 注

- 1 『中華全國商會聯合會会報』第2年第10期（1915年9月刊）「本報特別啓事」にあげた各省の会報費未納既納商會リストでは、四川 118、廣東 82、湖北 60 の商會名が列挙されている。
- 2 「全国商會公布各省商會應攤本年北京大會經費數目清單（1916年10月19日）」天津市檔案館・天津社會科學院歷史研究所・天津市工商業聯合會編『天津商會檔案彙編 1912—1928（1）』（天津人民出版社、1992年）553頁。
- 3 G.W.スキナーは地勢学的見地から相対的に独自性をもつ市場圏として9つのマクロリージョンを指定したが、東南沿岸部と西北部、雲貴を除き主要部分がほぼここで指摘した主要商會圏と重なる。スキナー理論の概略については、『くらしがわかるアジア読本—中国』（河出書房新社、1995年）36-37頁、『アジアの歴史と文化』（同朋舎、1995年）88-89頁を参照した。
- 4 「外洋各埠中華商會累年比較表」と「外洋各埠中華商會詳表」『第一回中國年鑑』（1924年）1571-74頁。
- 5 横浜のケースがこれに相当する。伊藤泉美「横浜における中国人商業會議所の設立をめぐって」（『横浜と上海—近代都市形成史比較研究』1995年3月）による。
- 6 1904年の張振勳、1907年楊士琦の南洋商務考察大臣としての派遣は、南洋各地に商會を設置することが目的の一つであった。莊國土『中國封建政府の華僑政策』（廈門大学出版、1989年）294-304頁。
- 7 汪林茂「中國民族資產階級完全形成和覺悟的標志——論1907年的各省商會大會」『史學月刊』1992年第5期。
- 8 「商會法施行細則（1916年2月1日公布）」前掲『第一回中國年鑑』1578-79頁。
- 9 「天津商會聯合會開會十六誌」『申報』1918年5月15日。
- 10 「中華全國商會聯合會選舉規則」前掲『天津商會檔案彙編 1912-1928（1）』580-81頁、「天津商會聯合會開會十八誌」『申報』1918年5月18日。その他、特別区については京兆 10、熱河 5、察哈爾 5、帰綏 5、川辺 2 と定められ、第4条でモンゴル 10、チベット 5、青海 5 と定められた。
- 11 「第五次商聯大會開幕紀」、「商聯會之招待會與予備會」『申報』1925年4月25日、30日。
- 12 「商會簡明章程」の全文は天津市檔案館・天津社會科學院歷史研究所・天津市工商業聯合會編『天津商會檔案彙編 1903—1911（上）』（天津人民出版社、1989年）21-28頁。
- 13 「商部為明定分會章程札蘇商總會（1906年4月2日）」、「附：商會章程附則六條」 華中師範大學歷史研究所・蘇州市檔案館合編『蘇州商會檔案彙編（第1輯）』（華中師範大學出版社、1991年）71-72頁。
- 14 1909年6月永平（年）府属7県は「永郡商會乃系合郡公共之会」を掲げて「永七總會」を設立したが、のち、それぞれの県が分會を申請して總會は解消した。前掲『天津商會檔案彙編 1903—1911（上）』242-245頁。

-
- 15 「天津県転発工商部旧設商会速報總協理更迭日時並新設商会一律暫緩令」前掲『天津商会檔案彙編 1912－1928（1）』20·21 頁。
- 16 「漢口商務總會致上海總商會公函（1915年1月16日）」『全國商會聯合會會報』第2年第8期（1915年7月）＜商會文牘＞39 頁。
- 17 「修正商會法案理由書」前掲『天津商會檔案彙編 1912－1928（1）』696·97 頁。
- 18 「直隸巡按使転發農商部關於滬津等地商會請求暫緩改組文並政事堂批」同上、24·27 頁。
- 19 「商部為蘇省各分会隸屬關係札蘇商總會（1906年3月12日）」前掲『蘇州商會檔案彙編（第1輯）』70 頁。
- 20 「商部為設商務分所札蘇商總會（1906年11月15日）」同上、72·73 頁、前掲『天津商會檔案彙編 1903－1911（上）』58·61 頁。
- 21 前掲「商會法（1915年12月14日公布）」『第一回中國年鑑』。
- 22 「前清舊設之商會業經改併者未便一律准其復設咨行酌奪文」『中華全國商會聯合會會報』第4年第1期（1917年1月）＜法令＞14·5 頁。
- 23 「本報特別啟事」『中華全國商會聯合會會報』第2年第10期（1915年9月）は、発刊以来の会報費滞納状況を、省毎に「計開欠費各商會」と「計開已收下欠各商會」にわけて記載。参加商會を網羅し、参考になる。
- 24 前掲『中國省別全誌』。たとえば江蘇省（第15巻）海州（東海縣城、戸数2,000内外）183頁、直隸省（第18巻）高陽縣城（戸数1,000）、豐寧縣城（戸数800余）、大名縣龍王鎮（戸数600、人口3,000内外）179、197、306頁。
- 25 前掲『中國省別全誌（第15巻江蘇省）』199頁。戸数約200。人口1,500内外。
- 26 濱島敦俊、片山剛、高橋正『華中・南デルタ農村実地調査報告書』（大阪大学文学部紀要第34巻1994年）110頁。
- 27 G.W.スキナー『中國農村の市場・社会構造』（法律文化社、1979年）13、37·40頁。
- 28 たとえば長江河口の崇明県では、島内の内崇商會が県商會正事務所となり、対岸の外沙商會は取り消されて分事務所となった。歴史が古いのに分所に格下げになった外沙商會は「新商會長因公私事繁兼相隔太遠照顧不及」と上海總事務所に、県商會に対する不満を吐露している（「崇明外沙商會分事務所來函」『中華全國商會聯合會會報』第3年第2期）。
- 29 吳江県については民国期から80年代にいたる、費孝通による一連の社会学的調査の蓄積がある（『江南農村の工業化』研文出版、1988年、『中國農村の細密画』同、1985年）。小論では県下諸鎮の描写につき、その成果に負うところが大きい。また、小島淑男「辛亥革命期蘇州府吳江県の農村絹手工業」（小島淑男編『近代中國の經濟と社會』汲古書院、1993年）は商會への言及を含め、この地域のある側面を我々に実証的に示してくれている。
- 30 「平望商務分會試辦章程」は、「本會暫借平望鎮城隍廟為會所、俟經費有余、再議建築遷駐（11条）」とある。前掲『蘇州商會檔案彙編（第1輯）』90·91頁。
- 31 「己酉年會員履歷清冊」同上、94·95頁。
- 32 「吳江縣盛沢鎮商務分會試辦章程抄稿」同上、120·21頁。鎮の東大通圩同仁堂を会所としていた。盛沢鎮の商家は入ってないが、平望は入会商家8とある。これについてはのちに平望分會から抗議がでて、實質11鎮の管轄となる。
- 33 「江震商務分會試辦章程」同上、102·03頁。
- 34 「光緒32年職員清冊」同上、110·12頁。
- 35 「湯之盤等為籌改分所為分會事稟蘇商總會」同上、115·16頁。
- 36 「江震衆商控告龐元潤稟」同上、108·09頁。平望、盛沢は「安分守己、与人無害」だが、江震分會の總理は商會が選出したのでなく、当時の江震教育会会长金らが親戚筋にあたる龐元潤を推したのであって、2年で3万元余りもの収入を得ているにも関わらず商界に役立つことをしていない、との不満が出されている。
- 37 会費については、「天津總商會章程及辦事細則」（前掲『天津商會檔案彙編 1912－1928（1）』43·52頁）。1925年12月、当局の軍務維持を支援するため、商會は督弁と協力して未入会商家を商會に入会させ、10万元の軍費をまかなおうとした。そのときの会長の発言はこの通りである（同74頁）。しかし、別の史料からみると、会員数は1918年で1,592人

(納入会費 74 業種 11,299 元、歳入 12,752.78 元)、1921 年で 1,362 人(歳入 15,542.68 元)(同 83、114 頁)。

³⁸ 徐鼎新・錢小明『上海総商会史』(上海社会科学院出版社、1991 年) 184-185 頁。

³⁹ 瞿秋白「上海買弁階級的威權與商民」『嚮導』162 期(1926 年)。

⁴⁰ 前掲『中国省別全誌』によると天津は 72 万足らず(第 18 卷直隸省、40-48 頁)、蘇州は 17 万(第 15 卷江蘇省、104 頁)。ただし、『中国省別全誌』の人口推定はあてにならないことが多い。王樹槐『中国現代化的区域研究—江蘇省、1860-1916』(中央研究院近代史研究所專刊(48)、1984 年)は、蘇州市の人口について 1909 年で 25 万 6 千、1933 年で 39 万人という数字を出している(487、489 頁)。

⁴¹ 「蘇省農工商務局為分所閔防圖記刊發辦法照會蘇商總會(1910 年 11 月)」前掲『蘇州商会檔案叢編(第 1 輯)』74 頁。

⁴² 「大總統公布商會法施行細則令(1914 年 11 月 27 日)」前掲『中華民国史檔案資料彙編(第 3 輯農商 2)』810-12 頁。

⁴³ 「漢口商務總會致上海總商會公函(1915 年 1 月 16 日)」『中華全國商會聯合會会報』第 2 年第 8 期(1915 年 7 月) <商會文牘>39 頁。

⁴⁴ 「商會法施行細則(1916 年 2 月 1 日公布)」『第一回中國年鑑』1578-79 頁。

⁴⁵ 總事務所為商會入會之商人請由商會發給護照以便保衛案通告各省各埠商會公函』『中華全國商會聯合會会報』第 2 年第 5 期(1915 年 2 月) <商會文牘>32 頁。

⁴⁶ 「中華全國商會聯合會第一次代表大會(下)」『歷史檔案』1983 年第 1 期(総 9 号)、49 頁。

⁴⁷ 朱英『辛亥革命時期新式商人社團的研究』(中国人民大学出版社、1991 年) 98-113 頁。

⁴⁸ 『東京商工会議所百年史』(東京商工会議所、1979 年) 49-50 頁。東京商業會議所は、商工会であった一時期、意見活動や諮詢調査の要求に応えるのに全く忙殺される組織となつたが、法人格の賦与によって自治の権限が強化されたといふ。この東京商業會議所は 1928 年の商工会議所法によって東京商工会議所に移行し、長期間にわたって民間法人団体として存続する。第二次大戦期には 1942 年商工經濟会法に基づいて人事任命の自治権すら消失し、会頭独裁制の政府の監督が徹底した東京商工經濟会となつたが、終戦後再び社団法人商工会議所へと変身し、1954 年の新法に基づいてさらに特殊法人商工会議所に改組されて現在に至る。

⁴⁹ 『商工業一〇〇』(日本商工会議所、1978 年) 2-3 頁。

⁵⁰ 前掲『東京商工会議所百年史』9-25 頁。

⁵¹ 日本の商業會議所関係については前掲『東京商工会議所百年史』を参考にし、商會簡明章程 26 条については前掲『天津商會檔案彙編 1903-1911(上)』21-28 頁、1915 年商會法については『第一回中國年鑑』1575-81 頁に拠った。

⁵² 前掲『東京商工会議所百年史』38、50 頁。東京商法會議所は内務省勧商局への申請に基づき補助金年額 1,000 円を下付された。新家屋の建設費(3,275 円)の貸与については拒否されたが、のち東京都によって許可されている。

第二章 辛亥革命時期中華総商会ネットワークの起点とその役割

はじめに

辛亥革命前夜の清末新政は、新興商工業者が更なる発展を遂げるための有利な条件を用意した。1903年商部の成立と翌年商会簡明章程の発布は各地の商工業者に、従来の同郷公所や同郷会館の枠を突き破り、連合して商会を組織し、共通の利益のために一致団結することの利点を意識させた。同時に、伝統的な科挙制度が1905年には完全に廃止され、朝野をあげての大きな社会変動の波がおしよせた。官吏となつて出世する以外に、人々は社会的に尊敬を受ける第二の、第三の新たな道を模索することとなった。そして、商会に参加し、指導的な地位を確保することもまた、社会的上昇の新たなルートとして認知されるようになる。商会は各地の県城や商業都市に次々と成立し、1906年には政府はやむを得ず附則6条を発布して商会の無節制な乱立に歯止めをかけざるを得なくなった。その理由はこの社会変動と大きく関係している。

国内で19世紀の比較的早い時期に発展した上海や天津、広州などの国際的な大都市では、そこに住む華商の多くも省内あるいは国内の各地からやってきた外来者であつて、これらの都市もまた大小様々な移民社会がよせ集まって構成されている。しかも、これら租界を伴う都市では中国人と外国人との「華洋雜居」が常態であったため、ここに住む知識分子と上層の商人たちは、国家の変革なくしては、主権の危機は目前にあるということを察知し、このような状況に対して早くから危機意識を持ち、民族意識が徐々に醸成されていった。そして、日夜不平等な制度と社会的条件下にある海外華商の民族意識の高揚は更に激烈であった。商会簡明章程は海外の華商集住都市にも適用されたので、商会を通じ、海外華商は国内商人と同等の地位と、意見反映の手段を獲得することとなった。同時に、海外にまで拡張した商会制度は内外の異なる商業都市の華商間に、相互連絡のしくみ、言いかえると、公共的なインフラストラクチャーとしての基本的なネットワークメカニズムを用意した。辛亥革命前夜、民族意識が高まり、政治情勢が不安定なこの時期に動き始めた内外商会間のネットワークは、無視できない役割を果すこととなる。本論ではこの華商連合の起点について分析を加えたい。

第一節 華商連合の起点

1. 国内外商務総分会の中核としての上海商務総会

同郷および同業幫（＝グループ）がモザイク状に結合して成立する内外の多くの商業都市では、19世紀末に既に公議機構が成立していた。例えば滄口の公議会、広州の七十二行、潮州の万年豊、廈門同安の商会局、台南の三郊、重慶の八省首事、日本やアメリカ、南洋各地の華僑居住地の中華会館など、いずれも同業公所や同郷会館の代表からなる社会機構であった。これらは、商業にかかわる事項ばかりでなく、通常は、教育から慈善、治安、消防など、公共的な領域に関わる重要事項をも討議決定する組織でもある。1904年の商会簡明章程は、一方であらゆる中小の県城や市鎮に共通する商会という新たな仕組みを用意すると同時に、このような公議機構が存在する商業都市にはその基礎の上に別途商会を組織することを促したのであった。

1902年に成立した上海商業公議所ももとはこのような公議機構であった。この商業公議所は、商会簡明章程に基づきすみやかに上海商務総会に改組し、全国の商会の嚆矢となる。上海は内外の物流の大集散地で、人と情報が集中的に交差する場所であったので、中外間の矛盾や衝突が顕在化していた。1905年中米間で米国への華人入国の条約をめぐり国際摩擦¹が発生した後上海商務総会第2期総理に任じた曾少卿は、米貨ボイコット運動のなかで頭角を顯し、英雄的な役割を演じた。この事件は、外国による侮蔑的な扱いに抗議し、商人が率先して民族意識の発揚に一役買い、民衆の注目を引いたはじめてのできごとであった。曾少卿は発足時以降上海商務総会中唯一の福建人議董でもあったため、彼の一挙一動はとりわけ海外華僑の関心を集めたのである。

1906年末、浙江鉄路公司の株主の李雲書（寧波人）が第3期総理に当選した。李の任期終了間近の1907年10月14、15日、上海商務総会は全国予備立憲公会の要請により、市内の愚園で初めて全国の商会の代表者会議を招集し、上海商学公会と共同で商法草案を討議する大会を開いた。集まった代表は、国内の商務総会21か所、海外の中華商務総会6か所、商務分会、商学公会など88団体で、参加者は数百人にものぼった。内外各地の商会代表が一同に集まることは得難いことであった。彼らはその場で、商法大会に参加した80余の商会の名義で、商業社会全体を統率し得る全国的な連合組織を発起しようという、上海商務総会の提議に同意し、その会を華商連合会と命名し、商会の最高リーダーシップを發揮する中心的な職能を行使することとした²。

1909年3月の第一期『華商聯合報』の発行が、これら華商による初めての記念すべき連合事業となった。『華商聯合報』の主編は陳頤寿（君貽）と金賢宋（雪塍）。陳君貽は「華商を連合し、共に愛國の心を尽くし、つとめてわが国の富強をはか

る」ために華商聯合報を発行した。彼は南洋華商と議論を尽くしたうえで、「上海が内外交通の地であるので、発行所を上海に選んだ」こと、さらに「内外各地の商会、学堂、会館が、商学及び実業に関するそれぞれ現地の状況を、緩急分けて隨時率先して報告する」ことで合意したことを聯合報序で披露している。華商聯合報の主宰者たちは、華商聯合報の発行によって「内外の情況が通じれば、国内の人は国外の敵を知り、国外の人もまた国内の事情を知ることができ、さらに利有れば共に栄え、弊があれば共に改め」ができるよう、「相互の連携による知識の交換」を目標とした³。のみならず、これら創始者たちは『華商聯合報』を「(実際の) 連携を調整し、補助的役割を担うもの」とみなし⁴、一歩進めて実益をもたらす連合事業を発展させようと考えたのである。

2. 中国華商銀行株の募集

華商聯合報館の成立は実は中国華商銀行設立の動きと密接な関わりがある。商法大会終了後、上海商務總会總理李雲書は任期満了で總理を退任したものの、引き続き協理に選出され、商会内部で指導的地位を維持し続けた。彼は弟李徵五に、日本帰りの友人周熊甫⁵及び陳君貽とともに、1908年5月に南洋一帯を訪問し、中国華商銀行創設のため、商会の名義で出資金引受けの承諾を得てくるよう委託した。おおよそ南洋各地の訪問を終えた1908年末、上海商務總会とシンガポール中華商務總会による中国華商銀行創設計画は、具体化に向けて動き出した。

『華商聯合報』主編陳君貽の族兄（伯兄）陳中翰（良初）は李雲書の親友であった。陳君貽は上海に帰国後、陳良初及び李雲書（厚祐）・李徵五（厚禧）兄弟と相談し、資金を集めて華商聯合報館を創った。この雑誌社の住所は上海四馬路小花園3号。さらに、陳君貽は友人金賢案や江義修（覚斎）等に呼びかけ編集に参加させたのである。

かつて具体的に華商間の連合事業を討議する過程で、三つの業種、つまり、汽船業、保険業、銀行業が実効面で有益である、と主張した者がいた⁶。これらはいずれも膨大な資本を有する近代型業種で、また目下のところ外国資本の独占状態が顕著で中国資本の脆弱な部分であった。そのうち真っ先に実現に向けて手をつけられたのが、中国華商銀行創設にむけての準備であった。各地の商会は、「近年銀流通量の支配権が外国銀行の手中にあり、その根本原因は中国自らが絶大な規模の銀行を持たないことがある」ことに対し、危機感を抱いていた。中国華商銀行は資本総額1,000万元、計200万株、一株5元、そして、中国人の出資を条件とすることがと決められた⁷。上海商会はまず南洋一帯の商会と中華会館に対して出資金を募集することから着手し、しかるのちに国内の各商会に出資金募集をすることとした。

最初に発起者として名乗りをあげたのは上海、広州、シンガポールの3つの商

務総会であった。そのため、李徵五らが 1908 年 5 月 14 日に上海を出発のち、直ちに広州に直行した。しかしながら、広州商会の総理はこの時不在で、一行は香港経由で先にシンガポールに向かい、広州商会の返事を待つこととした。にもかかわらず、結局広州商会から快諾の返事が得られなかつたので、上海とシンガポールの二箇所の商務総会が発起団体とならざるを得なくなつた。広州が態度を保留した表面上の理由は、「水害と民営鉄道株の引き受け募集」が重なり、「暫く時間的余裕がない」ということであった。しかし、実のところ、態度を保留した理由の一つに、第二辰丸号事件によって惹起された華南を中心とする日貨ボイコット運動に対し、上海の商会が同調しなかつたことがあったものとも指摘されている⁸。

李徵五、周熊甫、陳君貽らは「中国華商銀行股份有限公司集股章程（30 条）」、「発起創辦辦事簡章（9 条）」と上海商会が作成した「華商連合会簡章」を携え、シンガポール商会の坐辦（専任理事）林竹斎とともに 8 月 18 日にシンガポールを離れ、蘭領各地への訪問旅行へと旅立つた。前後してバタビア（Batavia）、暮月、バンドン（Bandung）、ジョクジャカルタ（Yogyakarta）、ソロ（Solo）、セマラン（Semarang）、スラバヤ（Surabaya）、スラベシ島のマカッサル（Macassar）、ロンボク島のアンペナン（Anpenan）、バリ（Bali）等の諸都市を訪れた。陳君頤が先に上海に帰国ののち、李徵五らはさらに英領ビルマのラングーン、マラヤのペナン（Penang）、ペレック（Perek）、クアラルンプール、蘭領スマトラのデリ・メダン（Deli-Medan）、カリマンタンのポンティアナック（Pontianak）を巡ったのち、一旦シンガポールに戻り、香港経由で上海に戻つた。李徵五は旧暦 12 月初旬と翌 2 月初旬に別途ルソン島と香港を訪れ、前後あわせて 7～8 ヶ月（30 旬）、遊説地 20 都市を巡り、合計 570 元にのぼる出資金引き受けの確約を得たうえに、非正式ながら 200 万余のさらなる引き受けが望まれた⁹。上海は当初より 200 万元の引き受けを決めていたので、これらを加えると、この時点で 1,000 万規模の出資金募集の第一ステップは基本的に達成したということができる（図表 2－1 参照）。

李徵五が訪問した地に必ずしも既に商会が設立されていたとは限らない。例えば、暮月、チレボン（井里汶、Cirebon。李は人を派遣しただけで自ら赴きはしなかつた）などは商会が未設で中華会館しかなかつた。それにもかかわらず、両地の商人はバタビア商会に付属する形で株式の引き受けを承諾したのである。東方のロンボク島のアンペナンやバリ島などでは、商会が設立されたばかりではあつたが、規模が小さかつたため、スラバヤ商会に付属する形式で引き受けた。要するに、オランダ領ジャワ島と北部のカリマンタンとスラベシ島、東部小スンダ列島で既に商会を設立していた 10 ヶ所の華僑居住地の全てを、李徵五率いる上海団は駆け巡つたのである。

図表 2-1 中国華商銀行出資金引き受け一覧表

中華商務總会 名 (漢字名)	シンガポー ル (新嘉坡)	バタビア (巴達維亞)	バンドン・ ブリアンガン (萬隆渤良 安)	ジョクジャ カルタ (日惹)	ソロ (スラカ ルタ) (梭羅)	スラバヤ (泗水)	セマラン (三宝壘)
設立年月日*	32年5月	32年11月	34年3月	33年5月	33年9月	33年5月	34年5月
引き受け額	100万元	50万元	25万元	25万元	25万元	100万元	50万元

マカッサル	アンペナン	バリ	ポンティア ナック	ビルマ・ラン グーン	マニラ	ホンコン*
(望加錫) 33年4月 30万元	(安班瀬) 34年7月 (10万元)	(峇釐陵) 33年12月 (10万元)	(坤甸) 33年9月 20万元	(緬甸仰光) 33年11月 50万元	(小呂宋) 31年6月 100万元	(香港) —— 100万元

注記：

*表中の数字は光緒年、旧暦による月。

*香港はこの時、まだ正式に商会を設立していなかった。商会単位の引き受けを原則としていたので、おそらく香港の数字は、確約ではないが望める出資額に含めて報告されている。

資料：引受け額は「華商聯合報序目」『華商聯合報』第1期、「総辦中国華商銀行上海商会代表李徵五報告南洋各埠認股情形書」同第11期、1-7頁、中華商務總会の成立年月は大橋一穂『支那経済事情』農商、第4編工商、外洋各埠商会表（二）、163-164頁に拠った。

しかも、彼らが集めた「中国華商銀行発起署名簿」に各々の商会の關防がしっかりと押印されているのを、我々は現在目にできる。しばらくののち、やはり商会が設立されていた小呂宋（アメリカ領フィリピンのマニラ）やラングーン（イギリス領ビルマ）などの華僑居住地においても、彼らの建議は積極的に受け入れられることとなった。ペナンとセランゴールの2か所の中華商務總会だけが態度を保留して引き受けの回答をしなかったようである。安南は戦争中であったため訪問は差し控えられた¹⁰。暹羅は当時ちょうど商会設立の真っ最中であったため、人を派遣したのみにとどまった¹¹。

陳君貽は「華商聯合報序目」のなかでこの雑誌発行に至る縁起について次のように回想している¹²。自分が南洋へ赴いたとき、華商との会議や歓談のなかで、「海外にいるわが国人同士であれ、国内にいる人同士であれ、連合して一体となれなければ、他人の笑いものになる。まして、国内外の者同士は、距離もある

ので、雑誌を創刊して連合の機関とするのがよい」ということで互いに合意した、と。『華商聯合報』は毎号の巻末に海外代理販売処（図表2-2）一覧を掲げている。そこから見えてくるのは、日本とフランスにいくつかの代理販売処があるほか、残りの販売処はすべて今回陳君貽が李徵五に伴って訪問した蘭領のジャワ島等の諸都市と、陳の帰国後、李徵五が訪問したいくつかの英領諸都市であった。

図表2-2 『華商聯合報』海外販売処一覧

シンガポール中華商務總会	ソロ中華商務總会	諫義里中華学堂
シンガポール道南学堂	ソラ中華会館学堂	ポンティアナック中華商務總会
シンガポール海通書局	ジョクジャカルタ中華商務總会	クアラルンプール中華商務總会
バタビア中華商務總会	ジョクジャカルタ中華学堂	ラングーン中華商務總会
バタビア中華会館	スラバヤ中華商務總会	馬隆中華学堂
バタビア華商印局	スラバヤ学務總会	フランスパリ通運公司
バタビア華僑書報社	セマラン中華商務總会	日本長崎中華商務總会
バタビア華鐸報館	セマラン中華学堂	日本三餘号沈明久君
暮月中華会館	セレベス島マカッサル中華商務總会	日本横浜道勝銀行郭外峰君
バンドンアリアンガン中華商務總会	バリ中華商務總会	日本東京築地王惕齋君
バンドン中華学堂	アンペナン中華商務總会	日本神戸東源号李光泰君

資料：『華商聯合報』より作成。

以上の通り、華商連合機構の始動、即ち『華商聯合報』の刊行と、中華銀行の株主引き受けとの間には密接な関係があった。広州が途中で手を退いたものの、中国華商銀行のそもそもその発起人は、李雲書を中心とする上海商務總会とシンガポール中華商務總会であった。彼らは商会という名義にこだわり、商会の連合という形式で「世界最大銀行」を創出したいと考えた。言い換えると、官の色彩をもつ商会の名義を利用しながら、一般の民営銀行とは異なる中国華商銀行の特色を強調することで、閔防を使用する権限をもった（中華）商務總会が株引き受け単位となったのである。1908年8月以前に蘭領東インド地域に成立していた10箇所の商会は、すべて引き受けを承諾した。当時すでに海外で成立して中華商務總会は合計17箇所で、最終的に引き受けを承諾したのは13箇所にのぼる。17のうち蘭領東インド地区の商務總会が占める割合は59%となる¹³。このことは、蘭領東インド地区の華商は商会の成立においてのみならず、華商銀行の出資金引き受けにおいてもきわめて積極的であったということを意味する。

3. キーパーソン

李雲書（浙江鎮海人）は浙江鉄路公司の株主でもあり、彼が上海商務総会の総理を務めていた時、鉄道民営化を目指し、外国からの清朝政府借款による鉄道建設に対する反対闘争を繰り広げるにあたり、一貫して先頭に立った。同時に、彼は外資系の永年保寿總公司の華商マネージャーをも務め、上海華通水火保險股分有限公司の上海總公司の議董でもあった。この保険会社は、北は大連、安東から南は廈門、福州にいたるまで、18 の支店を有する相当規模のものであった¹⁴。李雲書の企業活動は、当時でいうと広域かつ近代型に属するものである。しかも、かれは、外国人商人と仕事をすることを通じ、日常から華洋間の利権の衝突を意識したであろう。彼が金融危機の渦中で、海外華商の資金を利用して、共同して「絶大」銀行の設立を構想したもの、うなずけることである。彼の企業活動は、当時の上海経済界の広域化と国際化を象徴していたのである。タイムリーにも追い風に乗るかのように、商人の民族意識の高まりと予備立憲という政治の民主化的潮流を受けて、各地の商会代表を上海に召集して共同で商法草案を討議し、ついで、国内外の商会からなるネットワークの構築を通じて華商銀行の出資金募集を具体化しようと考えたのである。

李雲書は当時すでに商会のリーダーとして相当の名声を博していた。しかしながら、南洋華商と信頼関係を打ち立てるには頼りになるパートナーが必要であり、シンガポール商務総会がこの役割を担った。キーパーソンはこの時上海に招かれて商法大会に参加した2人の代表、林竹斎と林文慶である¹⁵。林竹斎はシンガポール道南学堂の副監督をしており¹⁶、1909年初頭におけるシンガポール中華商務総会の改選で彼は第4期商会専務理事（坐辦）となった¹⁷。彼は上海で陳君貽と李雲書と知り合って以降、一貫して上海とシンガポール中華商務総会との間に立って重要な仲介役を果たした。林文慶¹⁸（夢琴）は医師であり、彼もまた道南学堂の創設者の一人である。と同時に彼は経済界においても活躍が顕著で、革命を支持した進歩的知識人として名高い。1900年夏、逮捕された宮崎滔天の救出にシンガポールに赴き、自身も拘留された孫文の救出に東奔西走し、孫文とは親しい旧知の間柄である。1906年孫文がシンガポールで興中会を組織したとき、彼は真っ先に加入した。シンガポール商務総会が成立した時も、彼は議董のポストで参加しており、中華民国が成立してのち、林文慶は臨時政府の内務部衛生司司長に任じたこともあり、国民党駐シンガポール交通部（1912年12月登記）の正部長となった。シンガポールでは、国民党を支持する進歩的商人が商務総会とは別に新商会を設立し、一時両商会が闘争を繰り広げたことがあるが、彼は、旧商務総会にあって、数少ない進歩的な国民党支持者であった。

やがて、この商会を単位として国際的な株式募集方式をとる中国華商銀行設立の計画は、上海が深刻な金融危機に見舞われたため、実現することなく泡と消えてしまった。しかし、林文慶は1912年にシンガポールの福建同郷の李俊源、林庚

祥とともに華商銀行を設立し、1919年には林義順¹⁹、邱国瓦とともに華僑銀行を設立した。1932年、この2つの銀行は再び1917年に成立していた和豊銀行と合併し、資本金4000万元、実収資本1000万元の規模の華僑銀行となった²⁰。1985年、華僑銀行は四海銀行（1907年成立）を買収して世界規模の大銀行に成長して現在に至っている。華僑銀行の支店は、第二次世界大戦以前にすでにマレー半島、蘭領東インド、ビルマ、タイ、ヴィエトナム、香港、廈門、上海などの地に広がり、いわば、中国華商銀行の当初の構想を実現したわけである。

もう一人のキーパーソン。白萍洲はバタビアの華僑である。1909年5月、彼は当地の中華商務総会総理李興廉等とともに華僑に呼びかけバタビア華巫編訳社を結成して『華鐸報（Hoa tok Po）』を刊行し、華僑に対し積極的に華文新聞を購読するよう、宣伝と普及に努めた。この新聞のモットーは、「華僑の独立、団結、尚武の精神と国家意識を培う」ことにある。第一代主任編集員はバタビア同盟会の責任者であった陳白鵬と朱茂山で、1912年から白萍洲と鐘公任が主任となる²¹。この白萍洲と上海華商聯合報館との間には極めて密接な関係が認められ、『華商聯合報』に毎号掲載される蘭領東インドに関する写真の大半は彼が提供したものである。中華民国成立後の1912年11月13日、北京で正式に設立が発起された中華民国全国商会联合会は、1914年からおよそ2年に一度全国大会を開催したが、白萍洲は発起会議に参加した数少ない南洋華僑代表の一人であった²²。このことは、辛亥革命以前に構築されていた華商間の信頼関係は、途切れることなく継続していたことを意味する。

白萍洲や林文慶、陳君貽など、民族意識の旺盛な知識分子がこのネットワークのなかで果たした役割は看過されてはならない。さらに、図表2-2にあがつてある『華商聯合報』の日本横浜販売處の郭外峰が、亡命中の革命派と行動をともにした在日華僑の知識分子であることもまた周知のことである。海外の華僑居住地では、亡命中の革命派や立憲派の強力な影響で民族意識の高揚が顕著となった華僑が、一方でこれらの進歩的な反体制勢力と協力して理念を追いかけるとともに、一方では國家が提供した公式な機構即ち商会を通じ、共同して富強の道を追い求めたのである。

第二節 民族意識の高揚と中華総商会ネットワークの役割

1. 民族意識の高揚

華商銀行の株式引き受けの活動が蘭領東インドで広範な華僑から支持を取り付けることができたのは、第一に、オランダ植民地政府の対華僑政策が現地華僑の民族意識に火をつけたことと無縁ではない。1907年、オランダ本国の国籍及び居住を定める条例が出生地主義をとることに決定した。もしこの原則が植民地にも

適用されれば、中国血統を持っていても、現地生まれの華僑（プラナカン、土生華人）は自動的にオランダ植民地の国籍に加入させられることは明白である。ちょうど中華総商会のネットワークが始動した時期に重なり、蘭領各地で、華僑たちは国籍保存問題に関し、議論噴出となった。一刻もはやく清朝政府に、血統主義に基づいた国籍法を公布してもらうことが最善の方法である、というのが大方の意見であった。しかし、これらの地区における領事設置の運動がいまだ結実しておらず、重要な問題はすべて駐オランダ清国公使を通じてか、本国が臨時に派遣する官僚を通じて解決するしかなかった。それゆえに、彼らは商会というチャネルとネットワークを通じて自らの要求を反映したいと願った。

1908年12月1日、各都市の商会、全島の学会は代表をスラバヤに派遣し、当地に訪問中の駐オランダ公使館参贊の王広圻とジャワ全島視学員の汪鳳翔を招いて大会を開き、国籍保存会を成立させるとともに、政府に打電して彼ら蘭領東インド統治下の華僑に対する保護を求めた。そして、新しく構築された中華総商会網と『華商聯合報』を通じ、各方面に支援を呼びかけた。1909年2月、スラバヤ中華商務総会は上海商務総会と各新聞社に手紙を出し、彼らが外務部と農工商部に対して進めている、華僑を保護するための領事設置運動と、血統主義を採用した国籍法の早期制定要求を、側面から支援するよう依頼した²³。スラバヤの特別大会に参加し、対応方法10箇条の決議に賛同したのは、スラバヤのほか、バタビア、セマラン、ジョクジャカルタ、ソロ、プリアンガン、バリ、アンペナン、マカッサル（代表派遣なし）、ポンティアナック（代表派遣なし）の中華商務総会代表と、ジャワ全島学務総会代表と諫義里中華学堂代表であった²⁴。前節で触れておいた白萍洲は、当日（現地語と中国語の）通訳を務めた。彼らは共同で闘争する目的と討論する議題を共有し、そのことが、蘭領各地の商会間の連絡を頻繁かつスムーズにしたことであろう。準備中の華商联合会にとってみても、この地は、相互連絡が活発で信頼すべき地域となつたのである。

王参贊の訪問は結果として蘭領東インドの華僑社会に少なからぬ影響を及ぼした。ひとつは、各島全体の華僑を連合する機構として「中華総会（スラバヤ中華商務総会が総事務所）」を成立させたこと。さらに、寄付を通じ清朝政府の海軍拡充を支援する「海軍補助会」を成立させたこと。また、各地の中華商務総会と学堂の成立を促進したこと、大きな影響として指摘できよう²⁵。これらがいずれも現地華僑の民族意識（ナショナリズム）の高揚と深くかかわる象徴的なことがらであることは、疑いない。

次に、南洋地区の広範な華僑の民族意識の高揚に大きな役割を果たし、間接的には華商銀行の募金活動がこの地域で支持を得ることができた潜在的な誘因として、華文教育の普及と高まりを指摘しておくべきであろう。1898年の戊戌の変法運動は国内では挫折の憂き目にあったが、その維新政策の一つである新式学堂設

立の動きは逆に海外の華僑社会において、民族意識に目覚めた華商たちの努力のもとで継続していった。1898年以降、日本の横浜、神戸、シンガポール、英領カナダのヴィクトリア等の地で華語による教育を行なう華僑学校が陸續と設立されていった。

ジャワ島の4つの華僑集団（現地生まれのプラナカン、福建人、広東人、客家）は、1900年3月に連合してバタビア中華会館を組織した²⁶。会館の勢力は、1907年にはカリマンタン島とスマトラ島にまで広がり、あわせて15の支部が設立された。会館設立の重要な目的の一つは、「孔教を尊重することを以って」「中華の礼節」と「言語文字」を導入し、浸透させることにあった。それゆえに、中華学堂を設立して華文教育を推進するが中華会館の主要な活動となった。蘭領東インドの華僑のリーダーたちは、華文の普及を通して、華僑に中国人としてのアイデンティティを回復させ、維持させようとしたのである。当地では一般的に華商が学堂を経営していた。表2-2で挙げた華商聯合報代理販売地点の表は、商会が成立していない所では学堂あるいは会館が華僑社会を代表するということが華僑社会のいわば慣例であったことを我々に示している。

華文教育の普及によって、それまで華語によってコミュニケーションが出来なかつた現地生まれの二世以降の華僑も、自らの民族に対するアイデンティティを強く意識するようになった。前述した『華鐸報』は典型的な成果である。それまでバタビアで印刷された書類はほとんどすべて現地語でかかれ、華僑が経営する新聞も現地語で書かれていた。しかし、発起者は、「近年来学務が発達し、人々が祖国の文字を重要視」するようになったと考え、華字新聞を発行することにしたのである²⁷。

清末の新政が科挙制度を完全に撤廃したことで社会変動を引き起こした点を前章で指摘した。各地の紳商たちは、新式学堂の設立に着手し、ある者は学会の運営に参加し、ある者は商会に参画するなどして、新しい社会的上昇のルートを探った。学制の改革は同時に海外の華僑社会にも影響を与えたのである。そして、新政のもう一本の柱である一連の華僑重視策の一環として、1907年に清朝政府によって南京（江寧）に開設された暨南学堂は、主に海外で華文教育を受けた華僑に、引き続き祖国で学問の道を継続させるための受け皿であった。この時にまさに起動を開始した国内外を結ぶ商会網は、帰国して学習しようとする南洋華僑の学生に対し支援の体制を提供することになったのである。

植民地統治当局からすると、学堂や商会が次々と成立し、華僑が帰国して上級学校に進むことは、オランダ人の目には「嫉妬に堪えない」行為として映った。華僑の清国に対する愛国精神は彼らの脅威となり、このために植民地政府は従来の政策を転換して学校を開設し、広く華僑子弟を受け入れ、「あらゆる手段で知識のない人々を引き入れよう」²⁸と試みたのである。そして、統治者側のこのよう

な政策はかえって現地華僑の民族意識を逆撫でするものであった。

このような社会的な条件のもと、『華商聯合報』が中華総商会ネットワークのインフラストラクチャーとして果たした役割は重視するに値する。華語で書かれた『華商聯合報』が海外の華僑居住地で流通し、各地の華僑が同じメディアを共有したことは、明確な民族意識を共有し始めた華僑が政治的アイデンティティをよりいっそう強化するのに役立った。聯合報は媒介の役どころを演じたのである。彼らはこの『華商聯合報』から祖国の制度や政令に関する情報を入手したばかりでなく、国民の外縁として存在する他の海外華僑とその居住地政府との間で発生した数々の衝突事件に対して理解を深め、中国国民としての自らの存在を強く意識していく。まさしくベネディクト＝アンダーソンがいうところの、「想像の共同体」意識としてのナショナリズムが速やかに形成されてゆき²⁹、辛亥革命が海外の華僑団体の支持を得て、ついには成功へと導かれてゆく前提としての社会条件が用意されたのである。

2. 総商会ネットワークの役割と機能

総商会ネットワークには活動が活発な時期も沈滞の時期もあり、甚だしきは中断する時期もあるが、一旦それが構築されると、結節点としての商会が存在する限り、その機能は継承されてゆく。第二次世界大戦以前、この商会ネットワークは幾度かの活動ピーク時を経験した。一度目は辛亥革命前夜、国内外で民族主義が高揚し、『華商聯合報』とその後身の『華商聯合会報』が出現した時期である。二度目は中華民国成立間もなく、全国商会聯合会が組織され、『中華全國商会聯合会会報』が内外各地の商会に頒布された時期である。この時の全国商会聯合会は清末時期の華商聯合会とは異なり、法定団体の地位を獲得して国内で力量を発揮した。そして、国民党の執政後、商会ネットワークは国貨の販売と日本軍の侵略に対する抵抗、後方支援等の領域で大きな貢献をした。後二者はしばらくおくとして、清末の商会ネットワークの役割についていえば、海外華商同士の関係を堅く取り結んだという、この一点をもって顕著な特色とすることができます。しかも、この時期の海外華商はネットワークにおいて主導的な役割を演じたのである。

海外における商会ネットワークの役割は、海外の中華総商会そのものの機能によって決定される。それゆえに、個々の中華総商会成立の背景と契機を分析することもまた無意味ではあるまい。以下に海外の中華総商会における特徴的な機能について整理してみたいと思う。

第一に、商会には閨防を使用する特権と最高地方行政長官（海外では領事に相当する）と同等の公文書様式を使用する権限がある。総じていと、商会ネットワークの構築は海外華僑の上級官庁に対する要求反映の方式を強化したといえよう。中華総商会は、商会制度が保障した、上級官庁に直結するチャネルを利用し

て意見を具申することができたのみならず、彼等は横向きのネットワークを通じて海外の商会や国内内地の商会を動員することができた。商会、とりわけ海外の中華総商会は新聞界や教育界に対して絶大な影響力を持っていたので、彼等は時に商会ネットワークを通じて世論をも動かした。蘭領下の華僑たちが、スラバヤ国籍保存会の成立から、商会網を利用して国籍法早期公布を促すまでにいたる過程から、われわれは、商会制度が海外華僑に、全国及び海外の華商に喚起し得るトランスナショナルな動員システムを提供した実例を見てとることができよう。

とくに蘭領東インドのように領事館が設置されていない地区や、ロンボク島やバリ島、そしてフィリピン諸島のように、華僑が小さな島々に分散して集住しているような華僑社会では、住民にとって商会が中国社会とのほとんど唯一の制度的接点であったということは更にいうまでもない。例えば、スマトラ島で初めて成立したパダン商務総会の設立の契機は、「オランダ本国が華僑に入籍を強制する問題が発覚していっそう愛国の心が高ぶった」ため、彼等はすぐさま「商会を速やかに設立して華商を連合し、自存を図りたい」と考えた³⁰がためであった。

第二に、海外では、商会の機能が未分化で、全能的機能を保持する傾向があつた点が顕著な特色として挙げられる。商会は様々な同業組織や同郷組織から成り立っており、南洋の華僑集落によっては、互いに械闘が絶えなかつた同郷幫が、商会設立をきっかけに、長年の抗争を解決しようとした所もある。例えば、マレーのペレック州は錫鉱山の開発で発展したが、福建幫と広東幫とは宿敵の間柄であったため、中華商務総会が、出身地を同じくしない人々同士が「分け隔てをなくして相互に連絡しあう（化畛域而聯声氣）」目的で設立された³¹。しかも、中国国内の大都市でも、多くの商会はもともと存在した公議機構から改組したうえ、役割と職務範囲を限定して商会を誕生させるという経緯を踏んでいる。海外の総商会と国内の商会総商会とを比較すれば、海外商会の場合、機能と役割が商務専門に限定化せずに、公議の職能をもつことが比較的多い点が特色として指摘できよう。そのため、商会のリーダーが学校の運営に参画したり、商会リーダーと中華会館のリーダーがほとんど重複する傾向が比較的明瞭である。国内の商会指導層と比較して彼等が関わる社会領域は更に広汎であった。それゆえに、この時期の商会ネットワークは、商業に関する事項のみならず、政治的或いは社会的な主張や呼びかけにおいても指導的な役割を果たしたのである。商会総理が学堂の卒業生を引き連れて祖国に赴き、上海を経由して南京の暨南学堂に赴いた際、海外の中華総商会が事前に上海総商会と連絡をとり、帰国団の受け入れの段取りを委任する³²などといったことが、よく見うけられたのである。

成立背景から見て、華僑社会の自治機関と見なされても差し支えのないような中華総商会もあった。アンペナン商会はロンボク島にあり、ここには先住民 8~90 万人が居住していたが、福建と広東出身の華僑は入植後一貫して中国式の衣服

を着用し、中国の制錢を使用していた。この地はもともと錫南王の管轄下にあつたが、1893年にオランダの統治下に入ってからは、植民地当局は現地住民から土官を指定して間接統治の法が定まった。そのため、華商は、互いに「腹蔵なく話し合い、商会を設立して自治機関とする」こととした³³。

しかも、中国国内の商務総会の一部はかつて護照発行の事務を管轄していた。廈門商務総会（1904年）が成立した初期の頃、もともと道台が移民事務を管轄していた保商局を商会として統合した。ややあって保商局は商会から分離して福建暨南局（1912年）となり、護照発行事務と華僑保護の事務を専門に管轄するようになった。中華民国成立以前の廈門商務総会は、海外の中華総商会に対して白紙の護照を発行し、海外で出生した福建籍の華僑が居住地から本国へ帰国する時や、出国する時に、現地の中華商務総会に申請して護照を受領するようなシステムであった³⁴。海外の中華総商会は、国家に代わり現地の華僑の身分を保証し、現在でいうところの領事館職務を代行したのである。その他、清朝末期のみならず、民国時期に入つてもなお、海外の中華総商会は商照というものを発行した。商照には持ち主の姓名、年齢、営業内容などが明記された。華商は商照を受領して帰国した後、現地の商会に出向いて到着の報告をし、その商照に印鑑を押してもらうのである。帰郷の後もし地方の土豪劣紳に脅迫や詐欺に遭うようなことがあった場合には、商照を持って隨時地方官や商会に保護を求めることができた³⁵。海外の中華総商会が行使した職権は、商照の発行、護照の代理発行、学生の引率帰国、国籍法早期公布の要求など、純粹な商業事項にとらわれない、華僑社会における総行政機構としての、全能的な役割をもつものであった。とりわけ、領事館のない地域でこの傾向が顕著であったことはいうまでもない。

第三に、海外の中華総商会は、華商と華商、華商と外商との間の商習慣の違いを調整する役割をも果たした。中国の各港、各業種にはそれぞれ異なる独特の商習慣が存在し、国内各地の商会でさえ产地証明や営業証明の発行、帳簿の統一、商業仲裁、官庁に対する会員の代理訴訟機能を持っていた。海外の商会に至っては、彼らは當時外国商人との商事事件に際して仲裁に入り、会員になり代わって代理訴訟するなどの必要があった。それゆえに、海外で発生した中国人と外国人との交渉事件に関する情報はきわめて重要であった。しかも、彼らは、内外の華商と取引を行ない、海外華商同士の商業仲裁に関わることも多々あった。そのため、各地の商業事情や各業界の現行の業界規則、取引条件、金銀の相場などの情報もまた不可欠であった。『華商聯合報』は「本館告白」という紙面でこの点を強調し、毎号に必ず「海内外商情」「調査叢録」等を編入した。第7号以後は「華洋交渉案卷」が追加され、積極的に情報発信を行い、これをもって商法を研究し、商戦に備える手段と考えたのである。

第四に、この時期の商会ネットワークは、実業振興意識の啓発という点で少な

からぬ役割が認められる。とくに日本の動向に注意が向けられ、日本に対する強烈な対抗意識があらわとなっている。『華商聯合報』の論調から、ロシアやアメリカ、オランダなど他の華僑居住国と中国政府との国際政治上の衝突についての報道がもちろん多々認められるが、日本を工商業振興の手本、あるいは競争相手とみなす論調が注意を引く。例えば、中国華商銀行の資金募集活動に際しては、日本は明治4（1871）年以前には銀行がなかったが、現在横浜正金銀行は既に銀1,000万を保有するに至る、と例に引く³⁶。南洋勸業会の準備時にも日本の例を出し、日本は欧米のやり方に倣い、手始めに、内国博覧会を20数回開催したうえ、近々万国博覧会の開催を予定しており、その工商業の急速な発展は各国の驚嘆的となっている、と指摘した³⁷。また、日本の東亜同文会が上海に創設した同文書院を例に挙げ、「商務の進歩を望むなら」、かれらのように「調査に重点を置く」べきだ、と強調した³⁸。日本は一步先に近代国家への道を歩み始めた東方の隣国であったことが日本に関心を向けた理由の一つであろう。

さて、シンガポール商務総会が上海の経済界と南洋華僑との仲介役としてきわめて重要である一方、総商会ネットワーク、即ち結成の準備がなされた華商聯合會のもう片方の主役は、江浙の紳商を中心とする上海商務総会であった。浙江鉄道の主権に関わる抗争が惹起されて以来、上海の商・学界と留日の商・学界との関係は非常に密接となり、神戸華僑のリーダーであった呉錦堂はこの時期故郷寧波の慈溪県で錦堂学校の創設に関わっていた³⁹。上海商界は日本の三江幫華僑を通じてすでに直接で独自のネットワークメカニズムを築きあげていたということである。この点に関連し、前掲表2-2から、東京、横浜、神戸、長崎といった日本の主要な華僑居住地にはすべて『華商聯合報』の販売処が設けられ、5ヶ所にものぼっていたことの意味を考えてみたい。

かつて神戸で貿易業を営んでいた周熊甫は、株式引き受けの遊説旅行に参加した李雲書の友人であった。おそらく『華商聯合報』の日本における販売と影響力の拡大に直接的かつ重要な役割を担ったであろう。当時神戸と横浜ではまだ商事が成立していなかった。表にあがっている三餘号は長崎の三江幫に属する商号である。神戸東源号の李光泰も三江幫華商で、李は雑貨の輸出以外に客棧を兼営していた。日本側の調査に拠ると、当時神戸で客棧を経営していた三江幫は二店しかなかった⁴⁰。東源号はおそらくは国内外の三江幫華商のヒトと情報が神戸において集積される重要なネットワークの結節点として機能していたのである。『華商聯合報』がとくに日本の動向に敏感であったことのいま一つの理由は、在日三江幫華商と上海経済界との密接な関係に求められる。上海を中心に、三江幫を通じて東に延びる日本ネットワークと南に延びる南洋ネットワークとの結びつきを強化するしくみとして、『華商聯合報』が機能した、といえはしまいか。

むすび

1907年11月に設立の発起がなされた華商聯合會は、歴史上はじめて国内外の華商が共同して組織しようとした連合機構であった。結局華商聯合會そのものは正式に成立することはなかったが、華商聯合會準備處が置かれた華商聯合報館は、1909年3月に『華商聯合報』（一年後『華商聯合會報』と改称）を発行し、海外の中華商務總会に対して積極的に情報の伝達と収集の活動を展開した。直前の1908年5月には李雲書、李徵五等を中心とする上海商務總会はシンガポール中華商務總会と共に「絶大」なる規模の中国華商銀行を組織するために出資金引き受けを募る遊説のため南洋一帯を巡った。合計300日をかけた遊説の結果、南洋各都市の華商から引き受けの確約を得たのである。言いかえると、上海における『華商聯合報』の発行は、当時一部の上海経済人が中国華商銀行の設立、すなわち、国内外華商からなる初めての連合事業の実現に熱中したことによって実現したといつても差し支えない。中国華商銀行は、中華商務總会を株主募集単位とする独特の方式を採用した。蘭領東インドの華商はとりわけ引き受けに熱心であった。当時すでに成立していた10箇所の中華商務總会の全てが例外なく出資に賛同し、連名で中国華商銀行を共同設立することに同意したのである。

当時の『華商聯合報』の報道から見えてくることは、南洋地区、とりわけ蘭領東インドの華僑社会では、ちょうど国籍保存の問題で華僑社会全体の民族意識が高揚していたという事象である。そして、その高揚は各地で中華商務總会や学堂を次々と出現させた。これらの社会的条件が中国華商銀行の株式引き受けに積極的なプラス効果をもたらしたことは疑いのないことである。上海商務總会はシンガポール商務總会の協力を得て、このように南洋地区に対して華商のネットワークを拡げることができた。このことは、清朝政府が商部を成立させ、積極的に商会の普及を促進させた政策が、異なる華僑社会を結びつけるという点で、顕著な効果をもたらしたということである。中国華商銀行そのものの計画は、ついには夢破れこととなったのだが、今次の中華商務總会網構築の実践を通じ、華商の相互連合という遠大な理想が、初めて多くの華商に共有されたという画期的な事実は注目に値する。

第二章 注

¹ 張存武『光緒卅一年中美工約風潮』（台湾商務印書館、1965年）を参照。

² 徐鼎新・錢小明『上海総商會史（1902—1929）』（上海社会科学院出版社、1991年）94-100

頁。大会に参加した海外代表はシンガポール、ジョクジャカルタ、ペラック、セマラン、長崎、ウラジオストックであった。

- 3 君貽陳頤寿「華商聯合報序目」『華商聯合報』第1期（1909年3月）、序目、1-5頁。
- 4 君貽陳頤寿「説聯合」同上第2期（1909年3月）、海内外時事社言、4-7頁。
- 5 浙江鄞県人、1858年生まれ。1896年横浜の外国商社に雇われる。1899年、神戸のサッスーン洋行に移り、業務主任となり、1900年に興泰号を開設して貿易に従事する。上海への帰国時期は不詳。中華会館編『落地生根——神戸華僑と神阪中華会館の百年』（研文出版社、2000年）65-66頁による。
- 6 華商銀行の最初の発起人は徐景明だというのもいる（「発起第一」『華商聯合報』第5期（1909年5月）、海内外時事社言、4頁）。が、いずれにせよ、徐景明は商会を動員したわけでもなく、そのネットワークを利用し得る立場にもなかった。のちに、徐は個人の名義で類似した銀行を発起している。
- 7 「中国華商銀行股份有限公司集股啓」同上第1期、海内外通信、3-7頁、「中国華商銀行股份有限公司集股章程」同、海内外実業、1-12頁。
- 8 「創辦中国華商銀行上海商会代表李徵五報告南洋各埠認股情形書」同上第11期（1909年7月）、海内外通信、1-2頁。
- 9 同上、1-7頁。
- 10 当時フランス領の現ヴィエトナム南部地区（サイゴンとショロン）は正式には商会が成立していなかった。ちょうど準備中であったことにもよるであろう（「越南華僑議立商会」同上第5期（1909年5月）、海内外商会紀事、1-2頁、「越南商会總会業稟商部」同上第7期（1909年6月）、海内外商会紀事、3頁）。1909年9月に正式に越南南圻中華商務總会が成立する。
- 11 邪羅（シャム）中華商務總会は宣統3（1911）年3月に正式に成立し、巨商馬順興が率先して組織した。邪羅中華商務總会についての詳細は内田直作『東南アジア華僑の社会と経済』（千倉書房、1982年）115-164頁を参照した。
- 12 前掲陳君貽「華商聯合報序目」『華商聯合報』第1期、序目、1-5頁。
- 13 その他の7箇所とは、設立順に、マニラ（関防頒布の日時は光緒31年6月）、シンガポール（同32年5月）、長崎（32年10月）、ペナン（32年12月）、セランゴール（33年9月）、ビルマ（33年11月）、ウラジオストク（34年6月）。
- 14 『華商聯合報』では毎号永年保寿總公司と上海華通火水保險股分有限公司の広告が掲載されている。
- 15 「上海會議商法草案提綱新嘉坡中華商務總会代表林竹斎林夢琴君」『華商聯合報』第1期、海内外図画映片、4頁。
- 16 道南学堂は1906年福建系華僑によって設立される。主任監督（總理）は吳壽珍（シンガポール中華商務總会が1905年に成立した時の第一期總理）で、初代校長は馬徵祥（梁英明「新加坡道南学校」『華僑華人百科全書』教育科技卷、中国華僑出版社、1999年、320-321頁、劉宏「道南学校八十五周年紀年特刊」同、36頁）。
- 17 林竹斎は福建廈門人。第4期シンガポール商務總会の總理は林維芳、協理は張善慶（「新嘉坡中華商会更舉總副理坐辦」『華商聯合報』第1期、海内外紀聞、11頁）。
- 18 福建海澄人。1869年にシンガポール華僑の家庭に生まれる。イギリス式の教育を受けたが、漢語に対しても深い造詣があった。1921年に廈門大学設立時に廈門大学校長として招聘され、長年廈門に住んだが、晩年はシンガポールに帰った（中国社会科学院近代史研究所『民国人物伝』第3巻、中華書局、1981年、387-390頁）。シンガポールの新旧両商会間の抗争については、楊進發論文「新旧中華総商会的対立——1912—1914年新加坡華人社会領導層的闘争」（『新加坡中華総商会八十周年紀年特刊』1986年）、288-390頁。
- 19 林義順（1879-1936）はシンガポール生まれ。青年時代に民族主義に心酔し、星洲同盟分会に参加する。孫文に追随してクアラルンプールやペナンなどで同盟会分会の設置に奔走する。終始祖国に关心を寄せ、革命に対して支援を惜しまなかった。程光裕

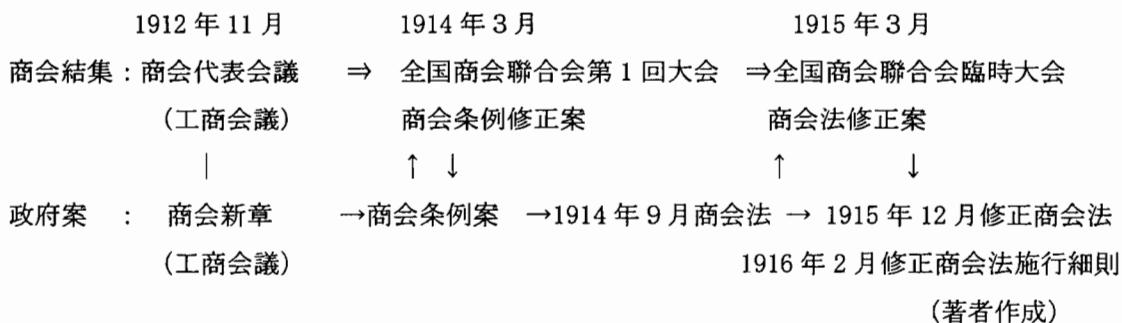
- 「林義順的革命志業」『辛亥革命與南洋華人研討會論文集』（政治大學國際關係研究中心、1986年）、123-132頁。
- 20 林遠輝、張應龍『新加坡馬來西亞華僑史』（廣東高等教育出版社、1991年）310-312頁、「華商銀行」、「華僑銀行」（周南京主編『世界華僑華人詞典』北京大学出版社、1993年）291-292頁。
- 21 周南京「華鐸報」（前掲『華僑華人百科全書』新聞出版卷、1999年）111-112頁。
- 22 「中華全國商會聯合會第一次代表大會（上）」『歷史檔案』1982年第4期。
- 23 「和蘭屬地華僑國籍問題」『華商聯合報』第1期、海内外紀聞、4-10頁、「爪哇全島華僑商學會為和蘭欲施新律收僑民入殖地民籍上農工商部稟」、「上海商務總會上農工商部稟」同上、海内外公牘、1-6頁。
- 24 「泗水特別大會全體會員姓名表」同上、海内外通信、9-12頁。両広総督の派遣官員の指導によって1906年にジャワ島の各中華学堂董事からなる学務総会が成立。広東学務処から派遣された汪鳳翔は蘭領華僑勸学処総董兼視学員となる。学務総会ははじめセマラン、次にバダビアに置かれたが、この時は（1908年）輪番でスラバヤ中華会館に置かれていた（外務省欧亜局第3課『南洋と華僑』1939年、184-198頁）。
- 25 「王參賛游歷南洋之影響」同上第5期、海内外紀聞、7頁。もともと学堂がなかったロンボク島やバリ島、セレベス島には学堂が成立し、もともと商會のなかったビリタン島やスマトラ島には中華商務総会が成立した。
- 26 「南洋荷屬巴達維亞中華會館章程」同上第2期、海内外公牘、4頁。
- 27 「巴達維亞華巫編訳社及華鐸報成立合誌」同上第1期、海内外紀聞、10-11頁。
- 28 前掲「和蘭屬地華僑國籍問題」『華商聯合報』第1期、4-10頁。
- 29 ベネディクト・アンダーソン（白石さや・白石隆訳）『想像の共同体』（NTT出版、1997年）。
- 30 「南洋蘇門答臘把東商會照准頒給關防」『華商聯合報』第4期（1909年4月）、海内外商會紀事、2-3頁。
- 31 「和蘭霹靂（ペレック）中華商務總會准給關防」同上第7期、海内外商會紀事、1-2頁。
- 32 例えば、ジョクジャカルタ商會の總理郭春秧は福建出身の現地の学生とソロの学生6名を引率し、シンガポールから出発してまず廈門に帰郷し、次に上海を経由して留学先の南京暨南学堂へと連れていった。（「新嘉坡中華商務總會致上海商務總會函」同上第3期、海内外通信、9頁）。各地の商務総会では彼等を歓迎し、接待している。
- 33 「安班瀾（アンペラン）商會之奏准」同上第2期、海内外紀聞、33頁。
- 34 「廈門商務總會に關し取調報告の件（1910年）」（日本外務省外交史料館『各國商業會議所關係雜件（支那の部）』）、廈門華僑志編纂委員會編『廈門華僑志』（驚江出版社、1991年）、294-296、302-303頁。
- 35 「梭羅（ソロ）中華商務總會發給同僑回華商照文」、「附商部批准發給回華商照通飭章程」『華商聯合報』第15期（1909年9月）、海内外公牘、1-3頁。
- 36 「香港華商為中國華商銀行會議紀略」同上第2期、海内外紀聞、32-33頁。
- 37 「南洋商憲端會奏創辦南洋第一次勸業會懇」同上第3期、海内外公牘、4-7頁。
- 38 「記日本商學博士根岸氏回国」同上第4期、海内外時事社言、9-10頁。
- 39 許瓊丰『十九世紀末至二十世紀初的神戸華僑研究——以吳錦堂為中心的考察——』（中国文化大学史学研究所碩士論文、2000年12月）88頁、『浙江鐵路風潮』（中国国民党党史史料編纂委員會、1983年）、363-372頁。
- 40 農商務省商務局『對清貿易の趨勢及び取引事情』（農商務省商務局、1910年）、30-34頁。

第三章 民国初期の商会法をめぐる諸問題

はじめに

清朝体制の下で商会簡明章程が初めて発布されて全国各地に商務總(分)会の設置が促がされたことは前述した。辛亥革命を経て、1915年12月の商会法発布に至るまでの道程は糺余曲折を経たものであり、その経緯を辿ることは、商会に集まる商工業者の要求及び彼らと政府との対立点とを明確にする有効な手段である。その経緯を簡単に図表3-1に示しておくことにする。

図表3-1 1915年商会法公布に至るまでの過程



1912年11月、新政府の工商部（部長劉揆一）は海外華商を含む官民双方の商工業界関係者を一堂に集め、意見聴取を目的とした「工商会議」を召集した。この時すでに法制局は「商会新章」という形で、全国の商会を、上下差別を無くしてこれを一律とし、さらに省という行政単位毎に各地商会を整理分類しようとする新しい商会法の青写真を持っていた。各地商会は結束してこの新しい草案に猛反対する一方で全国商会联合会の組織化を決議し、1914年3月に全国商会联合会第一回大会を開催したのである。

全国商会联合会は政府によって再度提示された「商会条例案」の検討を最重要課題と考え、審査委員会を組織して各地の商会の意見を反映させて討議に付し、二度にわたる審査報告会の開催を経て「商会条例修正案」を意見書として提出した。同年9月、政府は中華民国法律第12号として初の商会法計60条を発布したが、この商会法は商

工業者の激しい抵抗に逢う。

6カ月以内に全国の商会はこの商会法に基づいて改組せよ（第59、60条）という、その期限ぎりぎりの1915年3月（25日～29日）、全国商会联合会は商会法に断固反対するための臨時大会を上海に召集した。臨時大会は再度「商会法修正案」を決議してこれを政府に提出し、1914年商会法を事実上無視したのである。政府はやむなく商会側の修正案を大幅に受け入れる形で、1915年12月の修正商会法と、翌16年2月の修正商会法施行細則を発布することに決着し、ながくこの商会法が各地商会の基準となつた。

第一節 1915年修正商会法の公布

1. 修正点

以下1914年3月と1915年3月の全国商会联合会大会における討議事項を分析することを通じ、1914年9月の商会法と1915年12月の修正商会法との相違点の詳細を比較対照することとし、必要に応じて、時間的に両者の中間に位置し、商会の直接的意見であった1915年3月の商会法修正案をも参照することとする。それによって商工業者の要求と政府の方策との微妙な違いを見極めていきたい。

まずは、二つの商会法の相違点を明確にするために重要な部分のみを表（図表3-2）に掲げるとする。しかしながら、表にある通り、1914年商会法は3章（総則、商会、商会联合会）プラス附則の計60条の構成からなるが、1915年法はより機能的に分類され、9章（総綱、組織、職務、選挙及び任期、会議、解職及び処罰、経費、解散及び清算、附則）計46条からなる。1915年修正商会法を基準に1914年法を対置するという方法をとったので、1914年法の条項は必ずしも順序立っていないことを断つておく。

図表3-2 1914年商会法と1915年商会法との相違

1914年の商会法（合計60条）		1915年修正商会法（合計46条）	
第一章 総則		第一章 総綱	
第1条 本法の所謂商会は商会及び商会联合会をさす。		第1条 本法の所謂商会は総商会及び商会をさす。	
第2条 商会と商会联合会はともに法人とする。		第2条 総商会及び商会はともに法人とする。	
第二章 商会		第二章 組織	
第3条 各省城各商埠及び商務繁盛の区域には商会を設立することができる。		第3条 各地方最高行政長官所在地及び工商業中心地の各大商埠には総商会を設立することができる。	
第4条 商会を設立する時は、当該商会区域内において会員資格のある30人以上の発起により、下記各項に依り定款を作成し、当該地方長官を経由し		第4条 各地方行政長官所在地或いは所属地にして工商業の繁盛な所には商会を設立することができる。	
		第5条 総商会を設立する時は当該区域内の会員資格のある50人以上の発起により、(略)、地方最高行政長官を経由申請し、農商部の認可を受けてはじ	

	<p>て地方最高行政長官に申請し、農商部の認可を受けてはじめて設立することができる。</p>
<p>第8条 商会会員は人数制限を設けない。但し中華民国の男子であり下記資格の一つを有する者に限る。</p>	<p>めて設立することができる。 商会を設立する時は(略)30人以上の発起により、(略)、当該地方行政長官を経由して地方最高行政長官に申請し、農商部の認可を受けてはじめて設立することができる。</p>
<p>一、商会区域内にある会社本支店の役員で会社を代表する者。 二、商会区域内の各業が選出した董事で各業を代表する者。 三、(同下)</p>	<p>第6条 商会会員は人数制限を設けない。但し当該区域内の中華民国の男子であり下記資格の一つを有する者に限る。</p> <p>一、会社本支店の役員で、会社の支配人である者。 二、各業が選出した董事で、各業の支配人である者。 三、自ら独立して商工業を經營する者、もしくは工商業の支配人である者。</p>
<p>第10条 会長一人、副会長一人、会董 10~30 人を置く。</p>	<p>第9条 総商会は会長一人、副会長一人、会董 30~60 人を置き、商会は(略)、会董 15~30 人を置く。</p>
<p>第6条 商会の職務は以下[左]の通り。 一、(略) 二、(同右)について、行政官署に意見を陳述する。</p> <p>三、(略、ほぼ同右、以下同じ)</p> <p>四、(略) 五、(略) (第42条 商会聯合会の職務は以下[左記]の通り。 五、博覧会により全省の工商物品を徵集する。) 六、(略) 八、(略)</p> <p>七、(略)</p> <p>(第42条 商会聯合会の職務は以下[左記]の通り。 四、各商会の請求に基づき商会間の争議を調停する。)</p>	<p>第三章 職務 第16条 総商会の職務は以下[左]の通り。 一、商工業の改良事項を協議する。 二、工商業法規の制定修正廃止及び工商業に利害関係を有する事項について、中央行政長官或いは地方行政長官に意見を陳述することができる。 三、商工業に関する事項に対する中央行政長官或いは地方行政長官の調査或いは諮詢に答復する。 四、商工業の状況及び統計の調査。 五、商工業者の委託を受け商工業事項を調査し、或いは其の商品の产地及び価格を証明する。 六、博覧会により商工物品を徵集することができる。 七、関係人の請求により商工業者の争議を調停する。 八、市場恐慌等に関しては維持の責任及び地方行政長官に維持を請求する責任を有する。 九、商品陳列所商工学校その他商工に関する公共事業を設立することができるが、農商部の認可を経る必要がある。</p>
	<p>第17条 総商会は前条各項の他以下の事項を処理できる。 一、各商会の請求に基づき商会間の争議を調停する。 二、中央行政長官或いは地方行政長官が委託した事件において必要のある時は各商会と協議の上これを処理する。</p>
<p>第11条 (同右) 選定後、当該地方長官に報告[稟報]し、地方最高行政長官を経由して農商部に報告[咨報]しなければならない。</p> <p>第12条 商会は特別会董を置く事ができる。但し会董全数の五分の一を越えてはならない。特別会董は会董が工商業に関する学問技術の豊富な者を推薦しこれに充てる。</p>	<p>第四章 選挙及び任期 第18条 (略)会長副会長会董選定後、地方最高行政長官或いは地方行政長官を経由して農商部に報告しなければならない。</p> <p>第19条 特別会董は会董が資力或いは工商業に関する学問技術の豊富な経験者を推薦しこれに充てる。</p>
<p>第24条 役員にして左記の項の一つに該当する者は解職さ</p>	<p>第五章 会議 (略)</p> <p>第六章 解職及び処罰 第29条 役員にして下[左]記事項の一つに該当する者は</p>

<p>せ POSSIBILITY ができる。 (一、二略) 三、農商部或いは地方最高行政長官が法令に因り退職させる者。</p> <p>第29条 商会の経費は会員が之を負担する。 第30条 商会経費は下記の二種とする。 一、事務所用費 二、事業費 前項事務所用費は事業費を越えてはならない。</p> <p>第31条 商会経費の予算決算及び事業の成績は毎年当該地方長官に報告[稟報]し、地方最高行政長官経由で農商部に報告[咨報]しなければならない。</p> <p>第35条 清算人が選任できない時は当該地方長官が之を指定する。</p> <p>(右に該当する条項なし)</p> <p>第三章 商会联合会 第39条～第57条</p> <p>付 則 第58条～第60条</p>	<p>解職させ POSSIBILITY ができる。 (一、二、三略) 四、法令に違背し或いは公安を妨害する行為ありとの確かな証拠ある者は農商部或いは地方最高行政長官が退職させ POSSIBILITY ができる。</p> <p>第七章 経 費 第31条 総商会商会の経費は下記の二種とする。 一、事務所用費 二、事業費 前項事務所用費は会員がこれを負担する。</p> <p>第32条 総商会商会経費の予算決算及び事業の成績は毎年報告書を編集し之を刊布しなければならない。 第33条 総商会商会は前条の規定に依り処理する他その事業の成績を農商部に報告しなければならない。 農商部は総商会商会の予算決算を調査する POSSIBILITY ができる。</p> <p>第八章 解散及び清算 第37条 清算人が選任できない時は当該地方行政長官或いは地方最高行政長官が之を指定する。</p> <p>第九章 付 則 第41条 総商会商会は連合して全国商会联合会を組織できる。 全国商会联合会は事務所を設ける POSSIBILITY ができる。 前二項の規定は農商部の認可を経てこれを行なう。</p> <p>(左に該当する条項なし)</p>
---	--

資料:1914 年法は中国第二歴史檔案館編『中華民国史檔案資料彙編』第3輯（江蘇古籍出版、1991 年）798-804 頁に掲り、1915 年法は『第一回中国年鑑』（1924 年）1575-1578 頁に掲った。

(1) 「総商会」の復活と各省「商会联合会」の削除

はじめに、第一章総綱(総則)の違いに表れた商会の定義についてみる。政府は 1914 年法において、ひとつに清末の商会簡明章程が定めた既存の商務総会、商務分会、商務分所の区別を無くして一律「商会」(第1、2条)とし、ひとつに各行政区毎に「商会联合会」(第1、2条)を組織するとして、第三章に計 19 条(第39～57 条)からなる商会联合会の規定を設けた。

この二点はともに政府の商会対応策を示しているといえ、それは 1912 年工商会議の段階で政府によって示されたものと基本的に同質である。当時政府は、商会の名目か

ら「総」「分」の字を取り除き、関防や図記という印鑑の使用も停止させ、大小の区別を無くしてこれを地方官庁下に一括して統合し、全国の商会の範囲をまとめて縮小しようとした。この新条例を認めないことを「第一主義」として各地商会代表が一致団結したことがある¹。

ついで 1914 年の商会联合会第一回大会は商会条例修正のための専門審査会を経て、各省毎の商会联合会設置を定めた「第三章全条の削除」を可決して政府に商会の意見を示した²にもかかわらず、同年 9 月の商会法は依然としてこの方針で公布された。翌年 3 月の商会联合会臨時大会は再び「商会」一元化条項と省単位の商会联合会の設置条項に猛反対を唱え、最終的には表に明示されているとおり、1915 年法ではこの二つの方針を完全撤回されることに成功したのである。

商会側は政府のこの「商会」一元化の方針を清末の商会簡明章程からの後退ととらえ、行政省範囲の如何にかかわりなく、元来商務総会が存在していた工商業盛んな大都市には「総商会」を設置し、一般の所には「商会」を設置するべきだとし、「総」の字を入れることを強く主張した。商会联合会第一回大会における「商会は平等であるべきで、知識上総・分の区別をする必要は無い」という陳農商部代表の発言に対し、商会代表馬炎文は、「総商会は本来分商会と連絡するが、決して之を干渉するものではない」としながらも、「分会が処理できないことに遭遇したときには総会が代わってこれを[政府へ]伝達するもの」と反駁し、事実上の上下関係の存在をアピールしている。江西景德鎮の商会は、「清末に総商会[=商務総会]を設立したのは、当時総商会なら必要とあらば、直接[中央の]部に意見が反映できたし、総商会は司道以下の官署と平等であったが、分会は府県と平等の地位にとどまったからだ」との意見を述べている³。

1914 年 3 月までの政府案では、元来総商会が在った所を商会联合会に改組し、その他を一律商会とする方向(第 39 条)であったので、一省に幾つも商会联合会が生まれかねない危惧について、商会側から問題が指摘されていた⁴。それが 1914 年法では、「省城[=省庁所在地]」に商会联合会を設け(第 39 条)、それに全省の商会を統括する責務を負わせた(第 42 条)⁵のである。

『第一回中国年鑑』の商会表に基づくと、直隸省における 1914 年末までに成立した商会の数は合計 73 で、内総商会が天津・张家口・保定・山海關の 4 つを数える。江蘇省では商会が 72、総商会が上海・南京・蘇州・通崇海泰の 4 つである⁶。省城一ヵ所にのみ「商会联合会」を設置して中央官署との伝達機能を許し、他を一律「商会」とすることは、事実上その他の旧総商会の格下げを意味する。この意味において 14 年商会法は同年 3 月までの政府案よりももとの総商会にとってはさらに一步後退したこととなる。天津や上海などを中心とする強力な商界の発言権が封じ込められるからである。

「総」の字を抹殺されることによっておびやかされるかも知れない総商会にとっての最低限の既得権益を擁護するために、彼らは事実上「総」「分」商会間に存在する上下

関係の容認とその存続を主張したのである。

その結果、1915年3月の全国商会联合会臨時大会で採択された商会法修正案では、第2章(商会)第3条の「各城鎮鄉商務繁盛の地に商会を設立することができる」という商会の定義の後に「各省城各商埠各僑埠で商務の中心地に総商会を設立することができる」が付け加えられた⁷。さらに進んで表の通り、1915年12月の修正法は、第3条と第4条によって、まず地方最高行政長官所在地と大商業都市での「総商会」、次いで地方行政長官所在地と商業地での「商会」の定義を定めた。

商工業者が「総」の字を入れようとして頑強に政府の方向に反対したのは、前述の通り、最低線でも清末以来勝ち取ってきた総商会としての権威を堅持したかったからであり、同時に清末の簡明商会章程による総会分会の区別が無系統であったのを整理して、真に実力ある総商会のみが法的基盤を得た上で名実ともに地域のリーダーとしての看板を掲げようとしていたからといえる。翌1916年2月に発布された商会法施行細則は、この権威付けを補強するかのように、官庁との公文書の往来(第22条)や使用する正式な印鑑(第18条)につき、総商会についてはこれを全国商会联合会と同等視し、商会については一段格下げの扱いを明記している⁸。

ところで、工商會議當時各地商会は政府の新条例に反対する一方で全国商会联合会の発足とその組織の在り方について討議したのだが、南北間で联合会の主導権をめぐる争いがすでにこの時点で始まっていた。本部や総事務所、正副会長の争いの他、各会員(=商会)をいかに組織化するかがいま一つの重要な討議事項となつた。つまりところ各省毎に評議員を出すこと、さらに一省毎に一事務所を置き、それが上海総事務所や北京本部と会員との連絡窓口となることが決められた。事務所を設置する商会をどこに持っていくか。保定代表が「省城」をもって事務所とするという案を出したが、南京の代表によって、現実的には「交通連絡が便利な商業の中心地」の方がよい、とにかく無く反撃されたいきさつがあった。直隸省の事務所を是非天津にと思う天津代表が自商会に出した手紙に保定との軋轢が微妙に反映されている⁹。

さて、前述の通り最終的に廃案となった1914年商会法第39条は「商会联合会を各省の省城に置く」としていたことからも、政府の商会統合案は一貫して中央官庁を頂点とした行政的支配という整合性が要求されていたことがわかる。14年法が「省城」「商埠[=商業都市]」に商会を置いて、「省城」に省下の全商会をたばねる商会联合会を置くとし、それに異議を提出した全国商会联合会の修正案は、商務盛んな「省城」「商埠」と「僑埠[=華僑の居住する海外都市]」に総商会を置き、普通の「城[=都市]」や県以下行政単位を一段ずつ下げた「鎮」と「郷」には商会を置くとしたが、15年修正法に至っては「省城」という字句すら使用しなくなっている。自發的な全国商会联合会の組織化過程にも表れたように、行政単位である省以下県、鎮、郷というたて割りの区別を拒み、既成の経済的勢力に基づいた秩序の維持を商工業者は一貫して固持してきたといえよう。このことが商会法での大きな争点の一つでもあったことを強調

しておく。

(2) 「全国商会联合会」の書き入れ

第二の争点は全国商会联合会の処遇である。1907年から機関誌『華商連合報』を中心としてその基礎を持ち、12年の工商會議時に正式な設立が呼び掛けられた全国の商会からなるこの連合組織は、日常の業務を司る総事務所を有した永久的な常設機関として章程を定め、工商部の批准（12年3月）を得、1914年3月の商会条例修正案で商会は強く全国商会联合会条項の条例への書き込みを申し入れたし、交換公文書の形式についても政府との闘争を経て地方官庁とは対等の「公函」形式を用いるという権利を勝ち得ていた。にもかかわらず1914年法及び施行細則は条文に一切「全国商会联合会」という文字を入れなかつた。

この間工商部長（13年末以降は農商総長）が劉揆一（12年8月～13年7月）から張謇（13年9月～15年4月）へと変わった。虞和平はこの両者と袁世凱との関係、及びそれによってもたらされた対商会策の変化でもって商会法の誕生を説明している。つまり、袁世凱は自らの帝制運動への支持をとりつける必要上、商工業者との矛盾の緩和を図り、その度重なる抗議に屈する形でそれへの譲歩を示したとされる¹⁰。

ところで、第一章で日本の商業會議所が全国的連合組織の組織化を達成するのは中国から10年以上もの遅れをとったことを指摘しておいた。また、1914年3月の段階で上海の商会代表（沈仲礼）自身から、全国商会联合会やその総事務所の存在について、「西欧各国では必ずしもそのようなものがない」ので、「上海の西欧人にとっては非常に奇異に映る」との意見が出されていた¹¹。数百にのぼる全国の商会を束ねる全国商会联合会の存在は中国の商工業者みならず外国人にとつても特殊かつ貴重な存在であったわけである。

1915年3月の臨時大会では、冒頭から永久常設機関としての全国商会联合会総事務所の存続と、全国商会联合会を商会法に明記化することを要求する各地の意見が提出された。それらを反映した15年商会法は、ようやく第41条に「総商会商會は連合して全国商会联合会を組織することができる」に始まる関連した3文を入れることとなつた。すでに批准されていた全国商会联合会章程はその職務として、全国の商務の調査・商業の発展・商学の振興・商務の維持・商務行政の補助・商律商税の制定及び通商条約の締結・商事裁判・工商業製品の競争に関する事項とその他商務範囲に属する事項の計9項目を規定していた¹²ので、商会法における全国商会联合会の明文化によって、その法的基盤が一段と強化されたわけである。

前述した通り、翌1916年2月公布の商会法施行細則第21条は総商会と全国商会联合会を同格扱いし、両者が中央各部署及び地方最高行政長官に対しては「稟」という上級官庁用の公文書形式を用いるが、地方行政長官に対しては「公函」を用いることとした。同条項で商会がようやく県知事に対して対等の「公函」を使用できるとした

のと格差をつけている。さらに第18条は総商会と全国商会联合会に新たに「閔防」、商会には「鈐記」を頒布することを規定した¹³。

(3) 「中華総商会」の扱いと呼称

さて、1914年法と1915年法とを比較した場合の第三の大きな差異は、在外華僑からなる中華総商会の扱いである。14年法条文にはそれについての明確な記述はなく、施行細則（同年11月28日発布）第17・18条においてはじめて「外洋に在留する中華商会」と言及されたのみであった¹⁴。1915年3月、公布された新商会法反対の為に上海集まつた全国商会联合会臨時大会の席上で、シンガポール総商会の意見書が読み上げられた。それは、外洋における商会を、一律中華商会とするとした施行細則第17・18条の撤廃を要求し、公式交換文書の形式に異議を呈するものであった。さらに、重大事件に際し正確な意志伝達と中国政府の迅速な対応が必要であるため、外洋の中華商会の、「農商部に直結」する伝達チャネルに関する条項を、商会法に盛り込むことを求めることを要求した。この要求は基本的には「総商会」の存続とその権威の維持を求めた国内各総商会の意見と軌を一にするものであったが、「改訂の請願が聞き入れられない場合、国内外の全商会は一致して[政府から]離脱し、法定機関としての責務を放棄し、民間団体となって自衛を図るべきである」として、シンガポール総商会の意見陳述は、いわば商会責務のサボタージュ姿勢をとることをも辞さない調子であった¹⁵。概して国内商会の意見に比してトーンの一段高い抗議を示したものといえる。

この臨時大会で通過した商会联合会の手からなる商会法修正案第1条は「商会とは国内及び僑埠の商会を指す」といい、前述の通り第2章、第3条では「商会」に次ぐ後半の「総商会」定義のなかで、「僑埠（＝仮住まいの外洋の都市）」という2字が「省城」「商埠」の後に付け加えられた。ところで、清末時期において、商工業者は商会組織を介して大連合していく過程で、可能最大限に広範な連合を目指した。華商联合会はもともと上海とシンガポール商務総会が中心となって発足準備がなされたし、全国商会联合会章程第2条も国内外の商人による商務総分会（及び分所）が連合して全国の商務の発達と中央商政の補助を期すことを目的とすることを定めた。商会法修正案での僑埠総商会定義の書き込みは清末以来の商会概念の再確認作業であったといえる。ところが、会員の国籍条項（1914年法第8条、15年法第6条）との問題もからんでくるのであろう。1914年法と同様に、1915年法は商会法の全文から中華総商会の規定を排除したが、施行細則にそれを盛り込んだ。ここに至って施行細則第15条は、旧来の中華商会や中華商務総分会は本法に基づいて全て中華総商会及び中華商会と改称することを規定した。

第17条は、中華総商会は本国官庁に対しては国内の総商会に準じた公式文書を使用するとし、在外公使に対しては「稟」を用いるが、総領事以下に対しては「公函」を用いることができる、と規定し、印鑑についても総商会と同じ「閔防」が配布される

こと(第18条)とされた¹⁶。在外総商会が領事館と対等程度の社会的権威を得たわけである。

(4) その他

その他、いたるところで若干の字句訂正や報告義務官庁の改訂が行なわれているが、これらは商会自身の格へのこだわりが個々に反映されたものといえる。例えば、商会職務が記された条項では、商業法規の修正等についての意見具申先を、あいまいな表現であった「行政官署」から「中央行政長官或いは地方行政長官」にと明記化した(第16条職務)。また、商会役員の選定後、これを地方長官に「稟報」し、最高行政長官を経由して農商部に「咨報」するとあったへりくだり表現は、農商部に「報告」しなければならない(第18条)と修正されている。この場合、総商会を想定して、「地方行政長官」を経ずに、直接「地方最高行政長官」へ報告するルートが明記されたことも同様に重要な修正点であったといえる。商会で選任できない場合の清算人の指定者(37条)についても同様である。

役員の解職規定では「三、農商部或いは地方最高行政長官が法令に因り退職させる者」とあった項目が削除され、欄外の但し書きに「法令に違背し或いは公安を妨害する行為ありとの確かな証拠ある者は」との条件を付け加えたり、「農商部と地方最高行政長官が退職させることができる」(第29条)とした。この書き換え等は、条文の解釈に際して、生じる恐れのある官僚の職権濫用を防止したものであろう。

商会経費の負担については、会費による事業費運営の条項を削除し、会費の負担を軽減したうえで会員は事務所用費のみ負担すると修正(31条)した。予算決算の報告についても、事業の成績とともに同じくこれらを毎年地方行政長官経由で農商部に「咨報」するとあったのを、報告書を編集してこれを刊布する(32条)に止め、事業の成績についてのみは毎年これを「報告」するとし、予算決算の内容は農商部がこれを調査できるとした。

これらの修正にまつわる商会代表の本意は、1914年と1915年の全国商会联合会大会における席上発言によく反映されている。例えば、32条についていえば、会員の会費負担からなる事務所費の収支決算をただ官庁にのみ報告するのはおかしい、との意見が出され、報告書を刊布して会員に知らせるという線に落ち着いた¹⁷。また、旧11条の役員選定につき、清朝時代と同様、会長については農商部によって声望ある者を「委任」してもらうべきだ、という意見が出されたのに対し、会長と会董は「委任制」ではなく「選挙制」によるのであって、「権限は我に在って、委任をお願いするというのはよろしくない」という、強い語調の反論が出されている¹⁸。

その他、1914年法第8条の会員資格に会社、各業を「代表する者」とあったあいまいな表現が、「公司(各業)の經理を為す者(=支配人)」という限定した表現に訂正されるなど、前述した「商会联合会」の削除や「総」商会の明記化に由来する事務的

な修正がなされた部分がある。

本来ならば商会联合会の職務四として規定されていた「商会間争議の調停」などは、新たに挿入された総商会職務規定の第17条に移され、同じく商会联合会職務五として規定された「博覧会に因るところの全省工商物品の徵集」は商会の職務規定(第16条第6項)に移された。

2. 商工業者の強力な結集

全国商会联合会第一回大会で審議に付された商会条例案は、まず法制局で定められ、工商會議における修正を経て、工商部が再び修正を加えたものである。大会19日目に書記長によって読み上げられた商会条例審査委員会第二回報告書は、この草案が清末の商会簡明章程に比べて「職権規定についての規制が甚だしく」、それが延いては「商業の発達を妨害し、國家の税源に損害を及ぼす」ことになる、との見解を示した。さらに続いて、他国の既存の法律にこだわり、融通のきかない法制局に対し、「現実の利益」に則った法理観を持つよう主張した。商会は清末に設立されて以来、国家の税収の重要な来源であり、民国の光復と贛寧の乱[=第二革命]にあたっては自ら犠牲となって地方を維持するなどして政府を補佐してきた。このように、数々の事例をあげたうえで、その商会が中国の「商情に適合」していると考える基本的な要求を、政府が受け入れるよう訴えたのである¹⁹。

その一つが、審査長盛竹書が報告書の宣読の前に登壇し、わざわざ「即刻名目の増加を要求する」と強調した、全国商会联合会名目の書き入れであった。法制局が逡巡した根拠もここに求められるであろう。全国商会联合会とは必ずしも他国において普遍的な組織ではなかつた。中国の商工業者が革命という政体の大変革期に自らの結束を期して独力で作りあげたものであった。それ故にこそ、彼らはこれに法的基盤を持たせることによってこの組織を権威あるものとしたかったのである。それは日本の場合のように、対外的な必要からようやく各商業會議所が横の連絡を現実化させたのとは異なり、当初から対内的な要求の実現をめざして商工業者が結集し、できあがつたものであった。しかも他国と比較しても中国の商会は極めて普及度が高かつた。各地の小都市にまで普及した商会を網羅する中国の全国商会联合会は、自らも分裂し内紛を繰り返しはするが、行政系統すらも寸断するような軍閥割拠の時代においてもなお、全国の商工業者を統括する組織でありえたのである。

清末の章程は商会に相当の自由を許した。民初の政府はこれを再編成し、全国の連合組織に法的基盤を与えまいと試みたが、最終的にそれを断念したこの過程は、数度にわたる商会法案の修正によって明確である。しかも商会法の修正は、政府を相手にした全国商会联合会が、商工業者を代弁して強力に推進した結果の産物であることは明らかである。商会はそれだけ強力な存在であった。

必ずしも万国共通ではないが、中国の「商情に合致」していると商会が考える基本

的要件とは、同じ大会の14日目の第一回商会条例案審査報告が、「先決問題は總字の保存問題に在る」、とした總商会の存続要求であった。そしてさらには、商会の勢力地図を一変させる危険性を孕んだ、政府による行政単位ごとの商会再編策に対する抵抗、という形態でもって、既成の商界秩序の維持と、總商会の権威維持が強力に図られていくのである。

以上の二つの存続要求、つまり全国商会联合会組織と總商会の存在は、海外ネットワークのしくみと並ぶ中国商会の重要な特徴であった。この二点が、日本の商業會議所法との比較によつても浮き彫りとなつたことは、前述した通りである。

商会と政府の関係を規定するのは商会法である。民国初期の商会関係者は商会法修正過程において清末の章程を振り返り、他の諸団体を厳しく取り締まつた専制時代に、清朝府が独り商会にのみ各種特権を与えた点を強調し、それは政府が国家経済の前途を慮つて採つた方針であり、現実に、商会設置以来税収は年々増加してきたことを指摘した²⁰。清末新政期に土地税を中心とする税体系が新しい税目の増大によって商工業課税中心の体系へと転換したことはつとに指摘されるところであるが、政府にとって商会の設置促進策は、商工業の振興と税収の増大という実益をもたらすものであった。一方の商会は、法的基盤を得たうえに、具体的には政府のお墨付きたる「閨防」の使用という特権を賦与され、政府の権威を借りて社会的発言力を強化させるのである。商会と政府とは、ギヴァンドテイクの関係にあつたというのが妥当であろう。

英米系統の任意団体としての商会が、大陸系統の法人組織のそれよりも商工業者の代弁機関として強力であったとももちろん言えないし、商会が政府の一施設機関となつたからといってその国の商工業者層が政府のいいなりになる弱小なものであったとも言えない。商工業者の強弱の評価は、その政府との相関関係によって決定されるし、政府の性格や政治体制いかんによつても評価は左右されるはずである。近代中国の商会は、一貫して政府に対して義務[=自由意志による奉仕の心]を尽くす民間団体であった点を自負し、少なくとも地方行政官署とは対等以上の位置付けを固執した。さらに、商務行政への補佐機能の強化を期して、商会を政府の行政単位ごとに整理再編しようとした、民国初期における政府側の強権的意図が、商会の激しい抵抗に遇つて、脆くも崩れ去つた経過については前述した通りである。

政府がこれを思い通りに牛耳ろうとしたのは、それだけ商会及び商工業者の恩恵に清朝が浴してきたからであつて、そのことを熟知していた商会は、納税の拒否ばかりでなく、最後的手段として商会の政府からの「縁切り」までをもちだして自らの要求を通そうとしたわけである。こうした脅しにも似た発言を繰り返すことによって政府に譲歩を強いた結果、商工業者は1915年商会法の成立を獲得したのである。それによつて全国商会联合会は總商会とともに法的基盤が得られたうえ、数々の表現の書き換えによつて、新しい商会法は清末の商会簡明章程と比較して一段と商会の自負心を反映した内容となつた。商会は法的権威を纏うという意味合いにおいて、政府に依附す

る意義を認めたが、それ以上でもそれ以下でもなかった。

1915年商会法は当分の間各地商会の依るべき大綱として機能してきた。そして商会は全国の商工業者を代表する合法団体として発言力を高めていく。しかも、商会は行政の要求する省単位の組織化を拒んだにもかかわらず自発的な組織化は着実に進めた。15年商会法第41条において、世界的にも珍しい常設機関としての「全国商会聯合会」の文言の書き入れを実現し、その法人化を勝ち取ったのみならず、全国商会聯合会は、上海総事務所と北京本部を中心に、各省事務所から各商会へとつながる組織網を構成したのである²¹。内部の派閥争いとからみ一時北京政府への依附の度合いが極めて強くなる時期も確かに存在するが、1920年代初頭に至り、北京と廣東の南北2つの政府が国際会議に出席するという状況のなかで、全国商会聯合会は民意の代表として自薦の代表をワシントン会議に出席させるに至る。そして北伐遂行の過程で国民党は強大化する(全省)商会聯合会の発言力を嫌って、それを解散に追い込み、大掛かりな商民の再編を手がけた。商会がそれだけ「強力」な存在であったことの証し、とでもいえよう。

第二節 民初における商会改組と商民統合

第一章で指摘したとおり、1904年の商会簡明章程で設立が促進された商会は主に奉天省と長江デルタの江蘇・浙江両省を中心とした短期間に急速な普及を見た。教育会や農会とも歩調を合わせ、地域的に様々な様相を呈しながら、各地で次々と商会設立の申請がだされ、それに一定の歯止めをかけたのが1906年に出された付則6条であった。この規則により、1つの県内では実力が相等しい2カ所を上限に商務分会の設立が許され、その他の鎮商会は分所の格付けに止まった。これが清朝末期における第一回目の商会改組である。

1912年11月の工商会議における議論を経て発布された、1914年9月の袁世凱政権の商会法は1県1商会への整理統合を求めた。それは、県商会に正事務所を置き、他の鎮商会は分事務所として県商会に従属させるという内容の、既存商会に対する改廃統合をめざしたものであった。しかし、このような統合案を含んだ1914年商会法は全国商会聯合会臨時大会(1915年3月)における商会の自己結集と激しい反発に会い、翌1915年に修正公布された商会法は、第4条で、同一県(行政地域)内の2カ所に加え、跨地域(跨県)鎮に1カ所の計3箇所までの商会の設置にまで、制限を緩和させた。ところが、新たに商会を設置する県については1県1商会の指導が徹底され、複数商会は正当な理由書を付けて認可申請を求めるという手順を踏む必要があり、実質的にこの複数商会規定の運用は、ほとんど既存商会の取捨選択に対して用いられた、限られたものであった。

要するに、1914年と1915年商会法による改組では、省内全域鎮商会の県(城)あ

るいは大鎮（商埠）商会への統合が要求されたのである。これが民初の商会改組の主な内容である。全国規模の商会設立ラッシュを迎えたのは民国に入って以降のことなので、民初の改組は重要な意味を持つ。統合結果の県単位での商会設置の状況と、県商会への統廃合をめぐるこの時期の議論とを見てゆくことで、商務行政側の論理について考えてみることとする。

1. 1915年商会法による県下商会の設置状況

まずさきに1915年商会法による改組結果についてみてみよう²²。まず、県内1商会となった場合、商会（正事務所）は多くが県城内におかれた。ところが、山東省昌邑県商会のように、名前が県城商会であっても実際は県城近辺の商業集積鎮である柳疃鎮（商家300-400）に置かれ、山東省榮成県石島商会（商家200）や炎城県馬頭鎮商会、あるいは、陶磁器の製造で有名な直隸省磁県の彭城鎮商会、江西省浮梁県の景德鎮商会のように、県城には商会を置かずに、商業活動が盛んな鎮に商会を置く県もあった。また、山東省掖縣では、県城ではなく、1万人規模の特産品草帽辯の集散地沙河鎮（商家200）と交通の要衝である河口の虎頭崖に2つの商会が置かれた。江蘇省宝山県でも羅店商会と吳淞鎮商会が置かれる、県城に商会が設置されない同様のケースであった。

1県2商会となった場合、上述の掖縣や宝山県は例外に属するが、一般的には1つは県城内に、1つは商業集積度が高く規模の大きい鎮に商会が設置された。河南省濬県商会と濬県道口商会、奉天省海城県商会と海城県牛莊商会などがこのパターンに属する。それらの設置状況はそれぞれの地域のもつ地勢的条件によってもある程度の類型化がしうる。

長い海岸線を持つ山東では、貿易港を控えたまちに県城と並んで商会が置かれた。寿光県商会と、渤海萊州湾に流入する小清河河口の寿光羊角溝商会（商家200）、黃県商会と黃県龍口商埠商会（商家200）などがその関係にあるといえよう。あるいは2つ目が跨地域（2県・あるいは旧2府に接する）鎮に置かれる場合もある。浙江の吳興と桐鄉の両県に接する烏青鎮商会や、紹興と蕭山の両県に接する臨浦商会がこれに当たる。申請にあたり、該当する跨地域鎮の商人は両属する2つの県に商会設置の旨打診し、いずれか一方の県を通じて中央商務官庁に設立を申請した。

複数の商会を設置するに際して互いに30華里以上の距離を有することが許可条件とされた（商会法施行細則第2条）が²³、租界地や租借地に隣接した県商会は例外に属する。上海県商会（南市華界）から至近距離にある共同租界の上海総商会や、膠州湾租借地内の青島総商会などについては1県1商会の枠に当てはまらない。

1県3商会の例を幾つか見てみよう。江蘇省阜寧県では県商会と東坎鎮商会が県内をほぼ2分して管轄し、さらに加えて跨地域鎮の益林鎮商会の計3カ所に商会が置かれ、いずれも30華里を隔たる距離にあった。山東省安邱県の場合、膠濟鉄道の開通

(1904年)と相まって停車駅となった岸山站に、景芝鎮商会(1912年)と県商会(1913年)に次いで3つ目の商会が1917年に設置された。流通経路の近代化によって商業的集散の流れに大きな変化がもたらされ、商会設置となった一例ということができよう。

2. 県商会への統廃合の経緯

(1) 模範的な改組統合形態

改組命令に対して不満があった商会の論説を分析し、その不満の原因を指摘することはさほど難しいことではないが、特定の商会の改組が理想的であったと論断することは難しい。ひとまずここでは改組後の章程等により、客観的にみて中央の要求通りに改組が行われ、かつ鎮商会の組織的エネルギーがそこなわれることなく諸鎮の意見の汲み上げる体制が整い、「模範的」であったといえそうな事例を紹介することとする。

図表3-3の通り、1912年に成立し、1915年2月に改組された京兆地区順天府の通県商会は、正事務所(県城商会)が会員230(商家400)、会董30人の規模であったが、県下5つの集鎮すべてに分事務所が置かれ、分事務所の会員数と会董数の合計は県城のそれを上回っていた。同じく固安県商会(1916年1月改組、県城商家200)でも、通県ほどの拮抗状態ではないにせよ、県下3つの集鎮すべてに分事務所が置かれた(図表3-4)。

図表3-3 通県商会1915年2月改組

		成立年月	会董	会員
正事務所	県城	1912年	30	230
分事務所	馬駒橋	1915年3月	20	50
	西集鎮	1914年3月	30	60
	牛堡屯	1916年3月	25	55
	永樂店	1914年9月	30	60
	燕郊鎮	1913年2月	30	60

図表3-4 固安県商会1916年1月改組

		成立年月	会董	会員
正事務所	県城	1912年	20	56
分事務所	牛鎮	1917年	6	26
	馬莊鎮	1917年	4	22
	宮村鎮	1917年	1	28

資料：前掲『天津商会檔案彙編 1912-1928(2)』476頁より作成。

首都圏におけるこれら通県や固安県の県城正事務所と鎮の分事務所との関係は、県城の正事務所が県下すべての商業集積鎮と正式な連絡関係を持ち、かつ必要とする場合の合議が可能であったことを示す。また、ほとんどの分事務所の成立が正事務所成立より遅れている事実は、両者の上下関係がスムーズであったことを物語っており、江蘇省の改組においてここかしこにみられた、鎮商会の成立が県城に先んじていたことによる正分事務所間の齟齬はみられない。通県や固安県の分事務所だからといっても、県城での日常頻繁な合議が可能であったとは思えないが、少なくとも中央の商務行政の貫徹という視点から見れば、これらの統合状態は行政当局の理想に近いものであつたであろう。

分事務所の存在形態の一例として、1906年に成立した京師商務総会（総商会）を大都市総商会のケースとしてあげておこう。改組を経た1925年時点では、京師総商会は4,541の会員を有していた。3つの分事務所東霸鎮（会員60）、採育鎮（12）、海甸鎮（149）はそれぞれ5名、5名、2名の商董を出したが、たとえば木業公会（69）、西薬行公会（33）、皮貨行公会（206）、当行公会（87）、米莊行公会（66）、公司（13）、工廠（4）、電話局（8）、電報局（5）と同じように商董を出す同業の64母体の一つとして組織参加していたにすぎない²⁴。

つぎに章程に見られる改組統合の状況を確認しておこう。帰綏薩拉齊県西包頭鎮商会は改組後の簡章第1条で従来あった城鎮の商務分会名を取り消し、合併して改組することを謳い、薩拉齊県管轄地全体を県西包頭鎮商会の区域と定め（第3条）、事務所を城内東街關帝廟内に置いた（第4条）²⁵。商会経費は会員によって負担し、事務所用費のほか、公益に関する事業費については特別会議で決議することがきめられた。さらに、区域内の商工業関係者を当事者とする商事事件を公断する商事公断処を設置し得る、という規定となっていた。湖北竹溪商会の章程は、経費を各店舗の月捐と各商人の樂捐によってまかなうとし、争議事件に際しては会董3名以上の出席により、会長が共同調停を執り行う、とある²⁶。

（2）いくつかの改組例

すべての商会が行政の思惑通りにスムーズに改組統合されたわけではない。むしろ改廃に対して多大な不満と抗議の声が噴出したとしておくほうが実状に近い。以下にいくつかの例をあげてみよう。

湖北省蘄水県では県商会が1908年に成立し、水陸交通の要衝である巴河鎮にも1912年に商会ができていたが、1914年発布の商会法に基づき、巴河鎮商会に改組令が出され、商会資格を取り消すことと、分事務所として県商会に従属することが求められた。巴河鎮商会は県公署から遠く離れているため、国債や貯蓄票の購入、牙帖税、印花税、賑濟捐、煙酒捐などの徵収、営業証の発行等の業務は全て巴河鎮商会が引き受けている。この事実とともに、辛亥の起義に際して革命軍への軍需提供の協力を行った功績

を強調することで、巴河鎮商会は1県1商会への統廃合の理不尽さと自鎮商会の存続の正統性を訴えた。加えて存続の理由としてあげられたのが、治安維持機関の不在であった。以前あった巡檢戌庁衙門は閉鎖されたし、水警は商務や民事を扱わない。そのうえ県の公署は遠く離れているので、分事務所の資格で、市面の秩序や治安の維持にあたるには限界がある、というのである²⁷。

四川省犍為県では、県下各廠（以上で用いてきた鎮とほぼ等しい領域概念で、この地方の工商業の中心地を指す）が参加して1908年に犍廠商務分会が犍為廠に設立され、1909年に犍為県商務分会と改称されたが、民国にはいって県城内に管轄範囲の狭い城治商会が別途成立した。犍為県商務分会は1914年法に従い1915年7月に正副会長を選出して改組手順を踏み、新たに県商会としての設立申請を官庁に申し出していたところ、2商会の併存は認められないとの理由で、12月12日、急遽15日に県内の商家を召集して、県商会への改組、具体的には県商会を県城にもってくるか犍為廠におくかに関して合議するよう求められた。上級官庁からの急な改組命令に対し、犍為（廠）商会の正副会長賀昌熾と刁化成は所用で投票に参加できず、投票の結果、県城内の城治商会に県商会（正事務所）が設置されることとなった。早くから商会が成立していた犍為廠を県商会にと主張する一派は、古い歴史を持つれっきとした法團を顧みないこの「一方的な」投票結果に不満を吐露し、成都総商会に商会設立地点に関して裁決を仰いだ。犍為廠の言い分は、衙門のある県城にこそ位置しないが、犍為は省内でも成都、重慶、自貢廠に次ぐ、商号が林立する大商埠であり、商人の生計、納稅の義務、法律的行為、交通の利便性のいずれをとっても犍為にこそ商会が存在すべき理由がある、というものであった²⁸。

湖南省桃花坪商会は武岡県と宝慶県にまたがる典型的な跨県商会である。桃花坪鎮は西に位置する武岡県商会と東の宝慶県商会からいずれも百餘華里（50キロ余り）の距離があり、1913年に所属する両県の知事に商会の設立を申請した。1915年、匪賊に対する防備の必要から、商団の設立を申請して認められたが、1県1商会を徹底した14年商会法に基づいて、分事務所に格下げとなった。その後商会法が修正されて桃花坪商会も商会への復帰が可能となり、存亡の危機から脱することができたと思っていたところ、袁世凱の帝政問題が発生し、湖南と貴州は兵を挙げ、南北が真っ向から対立することとなったが、やがて袁世凱が死に、黎元洪が旧約法に基づいて大総統に就任した。このような情勢のもとで、新しい修正商会法（1915年12月発布）に基づいた6ヶ月の改組期限がすでに超過てしまっている点につき、1916年7月、桃花坪商会は農商部に、帝政による行政系統の遮断により、手続きが間に合わなかった商会の改組に、猶予を与えるよう具申している。桃花坪商会は、6ヶ月の期限は現存商会の改組期限であって、新設商会に関しては期限はないという安心できる回答を得ている²⁹。

以上いずれにおいても、さまざまな理由で商会の改廃が強制され、かつそれに抵抗する商会の論理が強く主張されている。

3. 商務行政の貫徹と商民統合

多くの商会が再三指摘したように、農商部が各商会の設立や運営にあたって財政補助を与えたわけではなく、商会はあくまでも民間による自辦の組織である。何故に政府が多くの既設商会から権利を剥奪するがごとき舉にでなければならなかつたのか。清末から工商会議を経て継続して中央で検討され、明らかにされてきた一連の対商会策に、すでにその源流が認められる。商務行政のスムーズな貫徹と、その均質的普及に行政当局側の理由を求めて差し支えなかろう。

1914年商会法で猛烈な反対に遭い、廃案になりはしたもの、総商会をすべて取り消して一律に商会とするといった実状に合わない新案や、省単位で商会联合会を組織させ、省城にその統轄機関を置いてそれらを商務官庁に直属させるといった、総商会に代わる省城商会联合会案など、独自の商会対策案を提示し続けた商務当局側の思惑が、ここにきて形を変えて表れたといえる。1918年の総商会数は35。かりに省単位の商会联合会案（1914年商会法）が通っていれば、特別区を算入しないとして、農商部が直接把握すべき商会数は13少ない22の省城商会で済むはずであった。当局のねらいは商務行政の簡素化と合理化にあったといえそうである。1914年商会法の修正で、総商会の存続や省商会联合会の取り下げでは譲歩したものの、商会名義で直訴していく案件の処理や、商務事項の下達、あるいは商務調査のための情報収集などを合理化するためには、行政の最末端衙門と同じ県城に、県全域を網羅する県商事が、全国くまなく分布している状態がもっとも好ましく、それは、県の総数と同等数の商会とのみ間接的なチャネルを保持することを意味した。

商務行政の普遍化と均質化及び行政効率の合理化という行政の論理の帰結として、商会の改廃統合を考えるべきであろう。農商部は商会を、商務行政を補助する准官製組織のように見なし、商民は商会を地域の商工業者のための自己統合の核と見なした。上に見てきた様々な議論は、すべてその両者の認識のずれによってもたらされたものである。そしてそれらは、商会が官を装いながらも、官製組織でなかつたことに由来する、商会に対する官民の認識の差のあらわれである。

公印（関防や図記、鈐記）の使用に象徴される官からの威儀の付与によって権威づけられた商会は、各地域特有の歴史的・社会的背景のもとで一定の機能を果たしたことは疑いのない事実である。もはやそれは明治初年に見られた日本の商業會議所とも、任意加入を旨とする英米系の Chamber of Commerce とも、歐州大陸系統の官製のそれとも違った中国独自の風土に根付いた「商会」となった。商民自らの意志に基づく自発的な結集を「自己統合」と称したのに対置する概念として、ここでは「商民統合」という言葉を用いた。言い換えると、上からの強制的な統合という意味である。1915年商会法では工会を廃して商会に一本化しているので、本節でいう商民とは商工業者を指し、厳密には商会に結集した商工業者の統合を指す。

むすび

以上から、1914年9月に公布された商会法が、全国商会联合会に結束した各地の商工業者よって修正せざるを得なった経緯を辿り、もとの商会法と1915年12月に再公布された（修正）商会法との文面を詳細に比較検討することで、商会側の要求が明らかとなった。つまり、①総商会と商会の併存、②常設法人機関としての全国商会联合会の法定化が彼等の要望であって、政府が設置を企図した省商会联合会は退けられ、彼等の要求通り、清末以来の閑防を用いる総商会が存続することとなった。また、海外の中華総商会の存在と機能も法定化され、再確認されたものの、1915年法におけるその扱いは微妙なものとなった。以上の諸点はいずれも中国の商会制度が持つ特色の所在を説明するものである。

一方、民国初年の商会法は、県内の商会のうち主として県城に1つ、あるいは多くとも2つから3つまでの商埠（大鎮）商会に正事務所を置き、それらが県下全域諸鎮の分事務所を管轄するシステムを構築させた。要するに、上意下達の県政秩序との整合性を求めながら、県（鎮）商会（正事務所）に首尾良く全県諸鎮を網羅分担させつつ、県内既存の商会や分所、分事務所を改廃統合したのである。清末の新政時期に鎮単位で商務分会、あるいはやっとの思いで商務分所を設立し、10年来実績を積んできた多くの商会は、やむなく商会法で規定するところの法團としての商会の権利を放棄せざるを得ない状況が生じ、それはかれらにとってなによりも中央行政当局と直結するチャネルが失われることを意味した。地域の商務合議機関としての機能は引き続き継続されたであろうが、多くの鎮商会は分事務所として県商会に従属することとなった。數十里数百里も離れた県城に合議を目的として日常的に鎮の商民が出入りすることはあり得ないことであり、換言すれば自己統合の活発な細胞であったはずの鎮商会に血流のよどみが生じることとなったといつてよいであろう。要するに、民初の商会改組は統治サイドに好都合な改廃統合なのであって、地域商民自身の利益に必ずしも合致するものではなかったものといえる。

1915年の商会法による強制的統合の実質は、商会側からみれば自己活力の弱体化であった。言い換えると、地域の鎮商会の活力を市場の要求のままに自由に吸い上げ、結集させてゆくシステムが、調査や命令系統に都合のよい上からの一方的な統合命令によって相当程度頓挫させられ、骨抜きにされた。以上、改組のもつ意味に即してひとつ見解を示してみた。

以上のことから、全国商会联合会という常設機関をもち、会員の意見集約と求心作用をもたらし得た商会制度が、他方で上からの統合や命令系統としても自在に利用され得る点を見たとき、中国の商会制度のもつ重層的な柔構造が注目される。つまり、新商会法によって規定された中国近代の商会制度は、自己統合の動きと、上からの商民統合の動きとが同時進行し得る双方向の仕組みを提供したのである。

第三章 注

- 1 「華商聯合会天津代表鄭虞棠楊志青報告全國華商聯合會會議進行情況（1912年11月21日至24日）」天津市檔案館・天津社會科學院歷史研究所・天津市工商業聯合會編『天津商會檔案彙編 1903—1911（上）』（天津人民出版社、1989年）296頁。
- 2 この時の商會條例修正案については「全國商會聯合會紀事(24)▲修定商會法」（『申報』1914年4月9日）を参考にした。
- 3 「全國商會聯合會紀事（17）」『申報』1914年4月2日。
- 4 同上。
- 5 1914年法は、中國第二歷史檔案館編『中華民國史檔案資料彙編』第3輯（江蘇古籍出版、1991年）798-804頁に拠った。
- 6 前掲『第一回中國年鑑』1544-1546、1556-1558頁。
- 7 臨時大会の商會法修正案は『申報』1915年3月28、29日の「全國商會聯合會紀事」に拠つた。
- 8 1916年2月公布の商會法施行細則は『第一回中國年鑑』（1924年）1578-1579頁に拠つた。
- 9 前掲「華商聯合会天津代表鄭虞棠楊志青報告全國華商聯合會會議進行情況」『天津商會檔案彙編 1903—1911（上）』297-298頁。
- 10 虞和平「中華全國商會聯合會的成立與中國資產階級完整形態的形成」（『歷史檔案』1986年、第4期）117-118頁。
- 11 「全國商會聯合會紀事(24)」『申報』1914年4月9日。
- 12 全國商會聯合會章程については「中華全國商會聯合會第一次代表大會(上)」（『歷史檔案』1982年第4期）44-46頁、「中華全國商會聯合會章程（1912年11月21日前後）」天津市檔案館・天津社會科學院歷史研究所・天津市工商業聯合會編『天津商會檔案彙編 1912—1928（1）』（天津人民出版社、1991年）を参考した。
- 13 前掲『第一回中國年鑑』1578-1579頁。
- 14 1914年法施行細則は、前掲『中華民國史檔案資料彙編』第3輯、810-821頁に拠つた。
- 15 「全國商會聯合會紀事（3）」『申報』1915年3月27日。
- 16 「商會法施行細則（1916年2月公布）」前掲『第一回中國年鑑』1578-1579頁。
- 17 「全國商會聯合會紀事(5)」『申報』1915年3月29日。
- 18 「全國商會聯合會紀事(4)」『申報』1915年3月28日。
- 19 「全國商會聯合會紀事(24)」『申報』1914年4月9日。
- 20 同上。
- 21 「中華全國商會聯合會章程」前掲『天津商會檔案彙編 1912—1928（1）』521-525頁。省事務所は省内の最有力商會におかれた（第19条）。
- 22 この部分の紹介の叙述については前掲『天津商會檔案彙編 1903—1911（上）（下）』、同『天津商會檔案彙編 1912—1928（1）～（4）』（天津人民出版、1992年）、華中師範大學歷史研究所・蘇州市檔案館合編『蘇州商會檔案叢編（第1輯）』（華中師範大學出版社、1991年）を、山東や河南の市鎮については從翰香主編『近代冀魯豫鄉村』（中国社会科学出版、1995年）を参考した。
- 23 1916年2月発布「商會法施行細則」第2条による（前掲『第一回中國年鑑』1578-1579頁）。
- 24 『京師總商會行名錄（中華民國14年9月）』（東洋文庫所藏）による。商會の加入が個人（商店・工場・会社代表）を単位としたか、公会（同業会）を単位としたかは重要で、商會によって形態が様々である。北京の總商會の組織状況を見る限り、両者は併存し、分事務所をも構成単位としていた。
- 25 「帰綏薩縣包頭鎮商會來函（9月9日到附簡章）」『中華全國商會聯合會會報』第3年第2期（1916年2月）<文牘>8-10頁。
- 26 「湖北竹溪商會來函（9月14日到附章程）」同上、10-12頁。1924年の『第一回中國年鑑』に列挙された全国の商事公断處は57箇所にすぎないが、章程によってこのように将来に向

けて商事公断の権限を明記した商会が多かったようだ。

27 「湖北蘄水巴河鎮商務分会來函」同上、5・6 頁。

28 「四川犍為商会呈成都總商會裁決商會設立地點文」同上第 3 年第 3 期（1916 年 3 月）、9・10 頁。

29 「桃花坪商會函（7 月 19 日）」同上第 3 年第 8 期（1916 年 8 月）<文牘> 7 頁。

第四章 中華全国商会聯合会大会について

はじめに

上海・北京・天津を皮切りに、シンガポール・長崎等華僑在住の海外諸都市を合わせ、各地の商務総会数は1908年には34を数えた¹。1902から1911年までの総会・分会を含めた全国の商会の数は合計840であり、1911年の辛亥の年には会董数21,869、会員数19万余であった²。さらに、第一章の分析から、1918年には国内で35の総商会、約1400の商会、海外には58以上の中華総商会が成立していた。商会は20世紀初頭、成熟した商工業者の結集の場として重要な役割を担って近代中国の歴史の場に登場したのである。

1912年11月、清朝皇帝を退位に追い込み、成立したばかりの中華民国政府は、全国の商界関係者を北京に集めて臨時工商會議を開催した³。全国の商会代表が一堂に会したこの機会に漢口と上海の代表が中心となり、各地の商会代表によって共同発起されたのが、1907年に発足の端緒が見られたものの現実化しなかった華商聯合会の発展形式としての、中華全国商会聯合会の組織であった。

本論は、近代中国における商会制度の特色の一つとして指摘した全国商会聯合会発足の経緯と、実際の活動について分析を加えることを目的としている。1912年の発足提起以来、北伐時期までの間、前後して計5回にわたって開催された全国商会聯合会大会と、重要な臨時大会⁴について整理を試み、それぞれの大会の意義を探ることとする。

第一節 中華民国の成立と国内外華商の統合

1. 臨時工商會議（1912年11月）

1912年11月1日から12月末日にわたって開催された臨時工商會議⁵は、「各省と海外華僑による熱心な協力」によって、史上「はじめて政府と国民が手を携えて」実現した会議であり、工商業の振興を共通目標とした実業の大方針を討論する場であった⁶。自ら政策の立案過程に加わるという意味で、中華民国の成立に様々な期待を寄せた工商業界にとっても画期的なできごとであり、150名の参加者のうち、約80%は工商業界の代表からなり、海外各地の中華商務総会等からも代表が派遣された。

その場で工商部総長劉揆一によって提示された工商部の工業政策案は、①基本産業

の選定、②その保護育成期間の設定、③資本の解決、の3つのステップに整理できる。つまり、保護育成すべき輸出特產品業として製糸業、茶業、陶磁器の3産業、外国品駆逐のために育成すべき国内主要産業として石炭、鉄、紡績、石油、糖業の5つを挙げ、以上8種を「基本産業」と指定し、8年をめどに国家がこれらの保護育成に努めることとした⁷。

工商部が提示したこの工業政策から、清末商部の時期と同様、日本の工商業政策への強い関心が認められる点を指摘しておこう。例えば、近年日本に「我が銷路を大いに暢奪された」製糸業につき、北方の柞繭と南方の蠶繭生産の整備及び新式染色学導入による改良を提言すると同時に、日本の生糸輸出システムに倣い、輸出貿易港に輸出貨物検査処を設け、その上で工商部の検査標識をもって商標に代え、外国の信用を得るという保護政策が提示された。陶磁器業についても、湖南と江西産の一般磁器をロシア向け輸出、景德鎮の御窯（宮廷御用達用専用窯）を歐州皇室向け輸出、宜興と広東産の陶器を歐州日用品向け輸出に特化してそれぞれ改良を加え、日本に倣い生糸同様の検査輸出システムの適用が提案された。

ついで工商部が提示した商業政策とは、①工会の廃止とその商会への合併、②商事裁判所の設置、③大都市における工商訪問局の設置、④商標法の延期、⑤商品陳列所と勧業廠の設置、⑥物産獎進会の設置と巡回獎進会の開催、⑦山西票号の普通銀行への改組と錢莊の商業銀行への改組、⑧華僑及び外国人との協力による特殊銀行の創設、⑨パナマ運河（博覧会）陳列所の準備、であった⁸。

第一点の対商会政策、つまり、清末以来既存の商務総会・商務分会の区別をなくし、全てを商会として一律に再編するという方針は、商工業者の激しい抵抗に遭った。この方針に沿って政府が立案して公布した1914年9月の商会法は結局大幅な書き直しを迫られ、1915年12月に修正商会法の公布となったことは前述の通りである。

第二の、工商部が示した商事裁判所設置の方針とは、普通裁判主義を取らずに、商事裁判の迅速化と利便性に鑑み普通審判庁以外に商事審判庁を別置して特別裁判主義を取るもので、司法部の方針とは異なるものであった。やがてこの方針は、商会に対する商事仲裁権の付与という形に収斂していく⁹。

以下に続く、勧業機関の設置や工商訪問局等情報提供システムの構築など、工商部が基本方針として貫いたのは「化散為整」。つまり、ばらばらに存在した情報やサービスを整理統合し、一般の工商業者が利用しやすいシステム作りに寄与することであった。

第八点の特殊銀行とは、民初における工商政策の受益者であり、かつその立案過程に参画した華僑のための銀行設立を指す。1908年秋に上海商務総会とシンガポール中華商務総会が中心となり、南洋各地の中華商務総会が連名で発起した華商銀行設立という具体的な事業提携への試みは、清末に構築された中華商務総会網を契機に構想されたものであったが、華商銀行は上海の金融恐慌が原因で実現されなかった。工商会

議で提案されたこの特殊銀行とはまさしく、かつて流産した華商銀行に当初期待された、華僑のための金融機関を設立することを意図したものである。

以上の商業政策の要点を整理すると、第一に商会について言及したことや、工商訪問局が置かれない中小都市については商会に工商訪問処を付設するとするなど、工商業政策推進に向け、商会に相当の役割を期待した点が指摘される。同時に、行政の重点を、工商部外つまりサービス対象である工商業者に対しては「保護提唱」に、部内については「調査研究」に置く¹⁰と宣言した工商部が、各国の商況に関する情報を集積し得る海外の中華総商会にも相当の役割を期待した点も見逃してはならない¹¹。

「工商立国主義」を主張する工商總長劉揆一が工商會議直後の 1913 年 2 月に公表した「工商政策」は、対外貿易保護発展計画の一環として公使館・領事館に実業科出身の商務調査員を派遣し、保護発展計画を漸次実行に移すことを明示した¹²。しかもこの方針については、1912 年 6 月の國務院の決定に従い、商務隨員（正式には商務調査員）の派遣に関し、工商部と外交部との間で選任権と管轄権をめぐる調整¹³がすでに行なわれていた。工商部は既に駐在している外交部派遣の商務隨員には商務報告の改良と精密詳細化を徹底させる¹⁴と同時に、経費不足で欠員になっている各公使館・領事館の商務隨員については、工商部が人選権を握ることを条件に工商部の経費で俸給分を負担するということが具体化していた¹⁵。このように、工商部は、外交部との連携に基づく公使館・領事館という官製ルートの再編と強化により、海外華商の統合と各地情報の把握とに努めたのである。

2. 中華全国商会联合会の成立

工商會議が臨時的で一過的であることに参加者の不満は集中し、果たしてこの種の会議が北京政府のもとで再び開かれることはなかった。しかし一方で、初めて全国の商会代表が北京で一堂に会したのを機に、中華全国商会联合会が組織された。そして、このことが全国の工商業者にとって工商會議開催による最大の収穫となつた¹⁶。やがて、1915 年の修正商会法により、全国商会联合会は法定団体の地位を獲得する。

1912 年 11 月、上海総商会代表王震と漢口商務總会代表宋煥臣、盛炳紀が呼びかけ人となり、臨時工商會議に出席していた国内外の商会代表が連名で中華全国商会联合会の発起大会を開催して聯合会章程を通過した。中華全国商会联合会は北京に本部、上海に總事務所、各省各埠に分事務所を置き、「国内外の華商の協力によって商務の発展を謀り、中央商政の推進を補助する」ことを主旨と定めた¹⁷。13 日の発起大会に連名した代表 64 人のうち、海外代表は 5 地域 6 代表を占める。前述した華商联合会は、1911 年 7 月の時点でその結成に賛同した内外の商会総数は 270ヶ所余りに上っていた。「遐邇一致、中外一家、合群策群」でもって商務の振興を図ることを旨とした中華全国商会联合会とは、まさに辛亥革命を経て再構築された、華商联合会の継承を意図したところの、国内外の商会による自己統合の組織であった。

1912年12月22日に上海総商会から周晋镳と貝仁元、王震が上海総事務所総幹事に選出されると、24日には公印としての木質の図記「中華全国商会聯合会総事務所」の使用が始まった。翌年初頭、3・4月の間に各省区で代表会議を召集して8・9月に開催予定の全国商会聯合会第一回大会に向けて意見集約を済ませておくよう、総事務所は各省事務所と各海外僑埠事務所に通知した¹⁸。

ところが、1913年3月におこった宋教仁暗殺事件と袁世凱による借款問題の発覚、さらに次いで起こった第二革命の混乱によって全国商会聯合会の当初の予定は大幅に変更を加えざるを得なくなった。1913年10月1日付けで北京で発行された『中国商会聯合会会報』第1期は、宋教仁暗殺事件と借款問題をめぐる中央政界の混乱という緊急事態に対応するために、全国商会聯合会が調停に乗り出した経緯を掲載した¹⁹。同時に、その際直隸省事務所が全国各地の主要な総商会に送付した緊急の手紙「全国商会聯合会直隸省事務所致各商務總会（1913年5月13日）」²⁰とその宛先が同号に掲載されており、当時の国内総商会ネットワークの概要が見て取れる。それによると、

（1）上海商会聯合会総事務所（転浙江、南京、九江、廣東、廣西各商務總会）、（2）重慶商会聯合会事務所（転成都、陝西、雲南、貴州各商務總会）、（3）漢口商会聯合会事務所（湖南、安徽、南昌、武昌各商務總会）、（4）奉天商務總会（転吉林、黒竜江各商務總会）、（5）河南商務總会（6）山東商務總会、の六地点の総商会あてに情報を提供し、そこからさらに括弧内の別地点への転送を依頼している。河南と山東は直隸の管轄とみて、全国およそ5つのブロック、つまり①上海を中心とする華東華南、②漢口を中心とする長江中流域、③重慶を中心とする西北部、④直隸を中心とする華北、⑤奉天を中心とする東北に分割した事務連絡システムを採用していたことがわかる。

1915年12月に修正公布された商会法は、全国商会聯合会を商会法条文のなかに書き入れ、商会聯合会の合法性と正統性を確保した。このことによって全国商会聯合会は、上級官庁に対する商工業者の意見反映のしくみとしてのみならず、さらには各地の商会ネットワークを一つに束ね、「自己統合」のしくみとしてネットワークそのものを有為に機能させうる基本的な条件を備えるに至ったのである。そのネットワークの外延に位置する海外の中華総商会の多くは、居住国と中国との外交関係、領事館設置の有無の如何に関わらず、直接華商を故郷に結びつける、重要な社会団体として機能した。

華商連合の試み以来、国内の主要総商会と中華総商会の間ではすでに実質的な相互関係の構築が為されていた。その基礎のうえに、商会法の公布は、商会に近代法制という強靭な衣を纏わせ、その存在意義を補強し、さらに、1918年に定められた全国商会聯合会選挙規則は、全国商会聯合会の会長選挙に対する海外中華総商会の選挙権を明確に規定した²¹のである。

第二節 中華全国商会聯合会代表大会

1. 中華全国商会聯合会について

この中華全国商会聯合会とはどのような団体であったのであろうか。以下の二点にしづつその問題点と特徴を挙げることとする。

第一は、全国商会聯合会という名を冠していたとはいえ、その実状は当初から地域対立と矛盾を色濃く内包したものであったという点である。臨時工商會議のうちに批准された計7章25条から成る「中華全國商會聯合會章程」第19条では、「本会」(=本部)は北京に、「總事務所」は上海に設け、そして各省各埠にもそれぞれに「事務所」を設けるという具合に、責任の統括的所在を故意に有耶無耶にするかのようなあいまいな規定がなされている²²。

ここに至る経緯は天津代表の鄭虞裳と楊志青が天津總商會に宛てた書簡によく表れている。当初工商會議開催中の1912年11月20日の時点では上海に「總處」、北京には他省と同格の「事務所」が置かれるという案が有力であり、北の代表として彼らは、上海が各省との連絡という点で中枢的存在であることを認めながらも、中央政府の所在地北京の「妙味」には及ばないとしてそれに不満を表明していた²³。一方、聯合会が南(上海、漢口)主導となるのを不服とした北の代表達は、午後に章程討議が行われる予定の24日午前、事前に北五省及び東三省の代表者だけからなる茶話会を開いて意見の一一致をとりつけ、協同して政府の所在地である北京に本部を持って来ようと画策した結果、ようやく以上のような規定にまでこぎつけたのである²⁴。

しかし、翌年予定された第一回大会の開催を主とする会の運営費は、すべて上海總商會がたてかえ負担して事後会がこれに弁済(第21条)し、第一回大会開催までは暫定的に總幹事3名が上海の總事務所に集まってことにある(第14条)、という段取りにも明らかのように、大会の発起から主体的に関わった上海グループの優位は動かしうがなかった。北の面子を保つといった程度の妥協案として、本会——北京、總事務所——上海という線に落ち着いたとみるのが妥当であろう。

実際、1914年3月に開かれた第一回大会で正式に聯合会が発足し、初代正副会長が選出される段になって、出席した各省はそれぞれ15権の選舉権が与えられたが、上海總事務所は江蘇省分とは別に15権が与えられ、その結果上海總商會總理周晋镳[金箴]が正会長に、北京商會向瑞琨[淑予]と上海總商會協理(副總理)貝仁元[潤生]が副会長に当選した²⁵。要するに全国商會聯合會は、北京・天津を核とする北部經濟界との対抗図式を鮮明にさせた形で、相対的に優位な經濟力を背景とした、上海を核とする長江中下流域の南部經濟界が中心となって発起・組織され、その圧倒的な主導権のもとで初期の活動が進められたのである²⁶。

第二点は、全国商會聯合會に集まった商工業者は自らをどのように規定しようとしていたかという重要な命題にかかわってくる。商會とはその職能によって政府を補助

する「義務機関」であると彼ら商工業者は考え、しかも「政」に対する「商」の相対的独立性、乃至は優位性を保持しようと努めた形跡が、聯合会結成の動きのなかで読み取れる。このことは一つに大總統令に対抗する形で繰り広げられた公文書形式規定をめぐる論争での主張に明確に表れていることは前述した通りである。

商会と下級官庁との文書交換については、中央の部長、地方の省長以上の上級官庁に対してと同じく、「呈(下級から上級の官庁へ提出する公文書の形式)」及び「令(上級から下賜する命令文書)」を使わなければならない、とする大總統令に対して、これまで通りの「公函(対等機関間の往復公文書)」形式の維持を商会側が強く主張したのである。商会とは官庁の命令で召集したり解散させたりできるものではなく、外部の強制力を及ぼし得ない、「自然の力でできた経済の中枢機関」であるというのである。言い換えると、商会とは政府の命令系統下に隸属する行政機関なのではなく、政府から「委託」を受けてそれを「補助」し、権利を主張することのない自由意志による「義務(=ボランティア)団体」である。それ故に彼らは、形式よりも感情を重んじるべきで、一律に令と呈を用いるべきでないと主張し、「地方官庁が敢えて令を使用するようなことがあれば、お互いの気持ちの疎通を害すことになり、我々の協力心も薄らぐであろうし、工商部は孤立することになる」とまで具申する強硬な態度をとった²⁷。

さらに1912年の準備大会時にさかのぼると、「これまでの総会分会の別を無くして全国の商会を一律に地方官の統括のもとに帰し、その範囲を一概に縮小しよう」という商会に関する新案を政府が提示したのだが、商工業者はそれに断固反対し、この法案を認めないと「第一義」として各地商会代表が一致団結したいきさつもある²⁸。この時並行して開かれていた政府主催の工商会議では、全国の商会を改良して全省商務総会を作るという内容を含んだ商会法案が一応可決されているのであるから²⁹、商会代表は工商部の議決案を事実上無視する形で、全国商会聯合会の正式結成の方を急いだのである。

工商会議を主催した工商部の総長は劉揆一、次長は北京総商会の向瑞琨であって、政府と商工業者との微妙な確執が存在するなかでの政府と北部経済界の「妙味」有する結び付きがすでに看取できる。商会聯合会の発足が上海主導で結実されたと同時に、それを核とする南部は、常に政府との対抗関係を意識して政府の指導下に入るの拒むという歴史的軌跡をたどる一方、北部は少なからず政府の影響を被らざるを得なかつた。同時に、商会と政府との橋渡し役を引き受けたということも一面で指摘できる。南北の役割の相違は、回を重ねる聯合会大会の開催のなかでより鮮明になり、とくに自律的傾向の強い南部商工業者たちの動きはやがて、上海での商教聯席会議の開催や民治運動の推進(=商人政府樹立の動き)、ついで江浙戦争における上海総商会の自律宣言³⁰へと繋がっていく伏線の意味合いをも含んでいる。中華民国成立の後の数年間、商工業者による自主性発揮の動きが主に上海を中心に存在していたことを強調しておく。

そして、1913年に開催を予定されていた聯合会第一回大会は、第二革命の勃発で1914年になって開催された。この時の章程の改訂で2年に一度代表大会が行われることになったので、1914年（上海）、1916年（北京）、1918年（天津）と大会が開催された。

2. 第一回大会（上海）

上海のアメリカ租界愛而近路紗業公所において挙行された第一回大会³¹の初日は、全国商会聯合会成立大会となった。

上海総事務所の総幹事周晋鑑は、漢口と上海の総商会の呼び掛けからなる1912年の準備大会を経て、工商次長向瑞琨の贊助と各省各埠の一致賛同とによって聯合会が成立した経緯を述べ、商務の調査・商業の発展・商学の振興・商務の維持・商政の補助・商律や商税の議訂と商約の議結・商事の裁判・商品の競争が本会に求められた任務であることを140余名の参列者の前で改めて確認した。次に演説に立った農商部特派員陳蓀青は、商会が経済の要の機関であり、一国の強弱存亡に重要な役割を果たすと指摘しつつ、目下経済関係の法整備が急務であることを訴えた³²。

28日間（3月15日～4月11日）にわたって提出された、のべ百件以上に及ぶ議案の大半が、この年1月に公布された商人通例と公司条例に対する修訂の要求と、依然として公布されていない重要な商会法案に対する修正要求（12件）、その他の各種商律（8件）と税則（33件、うち関税に関するもの20件）等の経済関係法規整備に関する要求案件であった。民国が成立して間もないこの時期に、初めて開かれた商工業者による自発的な商会聯合大会の大きな目的のひとつがこの法整備にあり、政府側も同様の目的からこの場における彼らの意見の反映を期待したのである。以上がこの大会の第一の特徴であった。

次に彼らが固執したのは、前述した商会と下級官庁との公文書の交換形式（行文程式）の問題である。これに関しては15の案件が提出され、即座に審議に回されたうえ、大總統と國務院に対し文書形式の変更に反対の意を打電することとなった。清朝政府に比べ、商会に対する指導力を一段と増強しようとする恐れのある民国政府に対し、商会は一致して自らのプライドを誇示し、それに対抗しようと意図したのが、この大会の第二の特徴であったといえる。大会終了後、湖北の呂達先、奉天の李子鶴、北京の陸慎齋、周国鈞からなる4人は全国商会聯合会を代表して農商部に請願に赴いた。その際携えた4つの請願事項は、全国商会聯合会が政府との交渉において真に急を要し、重要と認めた点を我々に示している。

上述した2点、つまり、経済関係法規の早期整頓と行文程式の問題のほか、請願項目にあがったのはパナマ博覧会への出展に関する共同討議の問題と、懸案の中・米合弁からなる勸業銀行の設立提唱の問題である³³。ちょうどこの時期、米国与中国による合弁銀行の設立の準備が進んでいた。と同時に、パナマ万国博覧会への中国の参

加を誘う米国代表団の一行が上海で全国商会聯合会の歓待を受けていた³⁴。さらに、コロラド州デンバーの商業会議所から実業参観団の招請があり³⁵、日本の総領事有吉からも大正博覧会への参加招請がある³⁶など、海外とくにアメリカと日本の実業界から全国商会聯合会への接触が頻繁で、それにいかに対応するかという切迫した要求が商工業者側にあった。新しく誕生した中国の実業界への海外からの接触に対して、商会は農商部にその具体的な対応と協力とを求めたのである。これが今大会の第三の重要な特徴であったといえる。

次に大会2日目に行われた会長選挙の様子から今大会の地域色を考えてみたい。各省及び上海は、その投票者の多寡を問わず一律15票が与えられ、有権者は1人1票に3名を記名投票する段取りとなり、その結果有効とされた77票（14省区）のうちわけは、江蘇20、上海16、浙江14、広東6、安徽5、四川・奉天・湖北各3、陝西2、江西・甘肅・直隸・シンガポール・山東各1であった。開催地からの地理的要因を当然考慮するべきであるとしても、出席者は圧倒的に南部の商会代表で占められていたし、代表者が不在の場合は投票権放棄となるのであるから、北五省東三省の全体に占める割合は権数でみても36%、投票者数ではわずか10%にすぎない。

投票の結果、鄭觀応[陶齋]や虞和徳[洽卿]、盛炳紀[竹書]等の名も多くあがったが、正副会长は、前述の通り2年間、大会の開催準備で功績のあった上海総事務所の総幹事周晋鑑が正会長に、上海商務総会の貝仁元と工商次長の向瑞琨が副会長に当選したのである³⁷。

3. 第二回大会（北京）

第二回大会は2年後の1916年8月25日から京師總商会で開催された³⁸。北京開催という地理的な条件にもよううが、開会式は段祺瑞總理と内務總長の演説に始まり、農商部は勿論のこと、そのほかに財政部、司法部委員の出席をみた。断片的な新聞史料からしか判断できないが、第一回大会が商法規整備を主要課題としていたのに対し、ジャーナリズムは開会式の来賓演説の内容をかり、第二回大会の主要な討議課題が「裁釐加税」であると報じている³⁹。

にもかかわらず、ちょうど金融恐慌にみまわれ中国交通両銀行が兌換停止という緊急事態に直面したので、大会は緊急議決案として、政府に両銀行の信用を回復するための早急な措置を講じるよう求め、さもなければ商会が2000万元を立て替えて両行の維持につとめる、とした⁴⁰。そして、もうひとつの重要な成果は、日本との制錢借款を阻止することについての請願書を衆議院に提出したことであった⁴¹。

全国商会聯合会の組織自体に関してこの大会で重要であったのは、会長選挙をめぐる騒動の発生と、それから派生した上海総事務所の閉鎖であった。全国商会聯合会とは経済界の要としての各地商会の、そのまた最高機関である。その会長選挙をめぐつて争いが生じるのは、その地位を生かして得られる有形無形の利益が大きかったこと

を暗に物語っている。雲南・廣東・湖南を除いた 19 省 4 特別区（京兆・熱河・綏遠・庫倫）66 会员による第二回大会の会長選挙（9月 7 日実施）では、70 権で湖北の呂達先〔超伯〕（前武昌商会会長）が当選する結果となった。ところが、3 権差の次点で副会長になった直隸の楊木森〔欣甫〕（高陽県商会会董）の支持者が選挙結果に不満を表明し、成り行き上 5 権の権利で参加した自派の特別区庫倫にも、他省と同じく 10 権が与えられるべきであったとして選挙の無効を強硬に主張し、会場に大混乱を生じさせた。直隸省の一分会の一會董でしかなく、大して人望もない楊を会長に推す事前運動と、選挙での紛糾事件の誘発に憤りを覚え、上海・漢口・江蘇の代表は、選挙そのものの不正性を訴えて即座に帰省し、仮に楊の当選を全国に打電しようとも決してこれを承認しない、と宣言したのである⁴²。

そもそも 8 月 15 日であった開会時期が寸前になって 25 日になるなど、無秩序無計画な会の進行運営方法そのものに対して当初より不満が多くかったし⁴³、上海総商会などは会長職争奪をめぐる混乱を予測して代表を送ることさえなく、事後農商部に対し、高陽一派の不法行為に監察と是正を加えるよう打電している⁴⁴。会議の進行がこのようであったから、税則の整備や釐金の廃止等について議論を深める大きな目的があつたにもかかわらず、第二回大会は中国交通銀行問題と制錢借款問題について目先の対応策を講じた以上には、見るべき成果があがらなかった⁴⁵といえよう。

高陽派の運動は決して北京や天津の華北経済界の意向の統一的反映ではない。選挙当日に直隸の代表孫文彦はその卑劣なやり口に憤りを表して楊を直隸代表とは認めないと発言したし⁴⁶、天津総商会は選挙後上海総事務所から楊の会長名義を取り消す旨連名で農商部に申請するよう同意を求められている⁴⁷ことから、これは高陽派の突出した動きであったと判断できる。にもかかわらず、上海総事務所は抗議の意を表して自らその存在を解消して 1921 年に至った⁴⁸ことから、全国商会联合会の実権はこれ以後、今回の開会式の模様にも明らかのように、より政治に密着した北京・天津の北部経済界の手中に移った。そして、上海総事務所に代わり、北京の全国商会联合会評議会が会務を総覽することとなった。

4. 第三回大会（天津）

第三回大会は、前年張勲を討伐して対独宣戦を布告した段祺瑞が、日本の援助とともに全国の武力統一を目指し、国内の直隸派や西南各軍閥と対立を深めていた時期に開催された。天津において 1918 年 4 月 21 日に始まった大会が正式に終息を宣言したのは 6 月 4 日で、休会日を含めると会期は 45 日間に及ぶ⁴⁹。審議された議案内容は多岐にわたるが、一・二回大会に比べると概して出席者人数が少ないのが一つの特徴であるといえる。大体毎日 20 人前後で、選挙の日でさえ 51 人の出席しかなく、会期後半になると 20 人に満たない日もでてくる。第二回大会での騒動で、全国商会联合会が恥を内外に示したとの意識が動いて会員自身が発足時ほど联合会に期待を持てなくな

ったこと、国全体が軍閥割拠の様相を示し、そのため商工業者による結束の意欲もある程度そがれていたこと、中心になって聯合会を主導した場所が政局の影響を直接受ける北京であったことなどが、その理由として挙げられるであろう。言い換えると、上海中心の南部経済界がやはり結束力にしろ、実行力にしろ、北部のそれより上回っていたといえるのかもしれない。

今大会では会期中に何度となく総理謁見のための代表を北京に派遣している⁵⁰。その政府当局への陳述事項である「時局」と「外交」の二大問題に、この時期の商工業者が直面していた問題が集約的に表現されている。時局問題とはすなわち南北問題であって、彼らは段祺瑞政府が武力統一政策を放棄し、すみやかに平和的手段でもって時局を解決するよう哀願し、さもなければ、中国の経済は現状を維持することさえ困難であるという苦況を訴えた。外交問題とはすなわち 21 箇条以来、国権の喪失として悪評の高い中日両国間の外交関係の真相（軍事協定の内容の公開）を糾すことであって、国家が困難な局面に陥ることの無いよう、政府の売国的な行動に注意を促した⁵¹。そして、中日秘密条約の批准を法に基づいて拒絶するよう政府に懇願する呈文の提出案⁵²や、中日共同条件について本会が全国の商民に内容を宣告して警戒するよう知らしめ、友好各国の公論を仰ぐという案が、本会議で決議された。

この時期の全国商会聯合会と政府との関係は実に微妙なものがあって、「今回の本会の発起は、純粹に商人が時局に苦痛を感じたことによる自發的行為であって、およそ政客臭含むものとは一切の関係をも有しない」とか、「各省商会の正副会長は全く政党と関係無く、政府に対するアピールは商業維持のためだけであって、決して政治色を帯びるものでは無い」⁵³、とわざわざ但し書きを添える必要があった。裏返せば、それだけ全国商会聯合会の動向が政府にとっても重要な意味合いを含んでいたし、国内の各政客派閥がいりこんでいたことの証左であったといえる。

加えて外国との関係がそれを余計に複雑にしていた。「商会聯合会の挙動は中央の方針に影響を与えること甚だしく、且つ相当に英米人の同情を得ているので、もし加えて中央がドイツ人スパイに扇動されるというような疑いをかけられるとなると、英米人はかならず反感を持つであろう」⁵⁴と指摘されていたように、政府が対日追随との非難において世論の攻撃にさらされていたとすれば、商会聯合会は直隸派と同様に英米との関係が強固である、と目されていた。全国商会聯合会は、時局の調和と外交の二案については、大会終了後も目的を達成するまで努力を止むわけにはいかないという大多数の賛成を得て、天津に評議会を組織して会務を継続することを決議した⁵⁵。

さて、次期联合会会選挙は会期途中の 5 月 14 日に行なわれ、天津総商会の、卞蔭昌[月廷]が過半数を得て会長に当選し、定員 2 名の副会長選では、ひとまず張維鏞だけが当選を確実にし、再選挙の結果、第二回大会で物議を醸し出した高陽派の張興漢[造卿]が当選した⁵⁶。

第三節 上海の復権と第四回・第五回大会

1. 上海総商会と1921年臨時大会（上海）

上海総商会は五四運動の余波をうけて会内の刷新が進んだ。ここでは中華民国成立後から本論の対象とする北伐時期までの各期における上海総商会の会董（理事）数を、前期からの連任者、前任者（経験者）、新任者数の別に図表4-1にあげ、その会董刷新の様子をみてみるとする。

図表4-1 上海総商会会董数のうちわけ

	1912年	1914年	1916年	1918年	1920年	1922年	1924年	1926年
連続重任者	—	21	26	29	2	14	13	10
経験者	—	0	3	1	0	12	9	5
新任者	—	9	6	5	33	9	13	20
会董総数	31	30	35	35	35	35	35	35

資料：1912年分は『申報』1912年5月7日、1914年分は同1914年4月20日、1916年分は同10月26日、1918年分は同10月14日による会董選挙開票結果に依拠し、1920年分は（上海）『総商会月報』1-1、1922年分は同2-8、1924年分は同4-10に掲載された就任者一覧に依拠している。1926年分は総商会月報部『上海工商業彙編』（1927年3月）453頁による。

民国初年から4期約8年にわたる会董は、重任者が常に全体の3分の2を占め、8年連続して会董職をじた者は張嘉年〔楽君〕、傅宗耀〔筱庵〕、沈鏞〔聯芳〕、ら全体の約半数の16名にのぼる。また、4期のうち3期をじた者は10名、2期の者9名という具合で、会董の交替は全く膠着した状態であった。1916年発布の商会法が2期以上の会董の留任を禁じたという客観的条件も加わり、新商会法による20年の第3期会董選では2名が重任したのを除き、残り33名は顔触れを一新するという変貌振りであった。これは嚴筱舫〔信厚〕、周晋鑑、朱佩珍〔葆三〕と引き継がれてきた旧態依然たる総商会の、一つの時代の終焉であると同時に、「民主と科学」とを主観的に掲げた、五四運動の産物としての意味合いをも持つ、「新学の士」たる革新的会董による新しい上海総商会の誕生でもあった。

上海総商会は精力的に会務の刷新を図り、着々とその成果を結実させていくのだが、本論との関わりで最も重要なのは、全国商会联合会におけるその主導権奪回の動きである。会董の一新が実現してほどない1921年春、第四回大会は漢口で開催すると決定されていたにもかかわらず、上海総商会は上海に大会を召集しようと画策した。決定

に従って漢口開催を主張する北京のクレームを無視して、上海総商会は「臨時」大会という名目で強引に上海での大会召集を実行に移した⁵⁷。

15省から計125人の代表を集めて、10月5日から25日にわたって開催されたこの全国商会聯合会臨時大会⁵⁸の目的は、11月21日に開かれるワシントン会議における中国全権代表団の提案を後援するための世論作りにあった。南北に分裂した中国政府の不面目と無力をなんとか商民の手でカバーしたい。主催者の意図はまさにこの点にあった。開会式における議長聶雲台（総商工会長）の冒頭演説は、政治は二分しても「民意は一致している」ことを強調するものであったし、本会議で最初に討論されたのは「国民による統一自主宣言（由国民自行宣告統一）案」であった。討議のなかで、「我々国民が太平洋会議 [=ワシントン会議の太平洋及び極東問題委員会] の席上でその力を存分に發揮しようとするならば、国民内部が終始統一していることを国内外に指し示す必要がある」という発言があったが、この一言に今大会開催の意義が集約的に表現されているといえよう。

「国民」というからには商会だけではいかにも不十分である。そこで、次に討議されたのが、「商会と教育会による合同会議（商・教聯席会議）案」であり、商会と教育会の両者による合同会議を開き、国事の一切を解決しようというものであった。こうして、10月12日から17日の6回にわたって合同会議が開催された結果、対内・対外宣言を出すとともに、他の有力9団体と協同して、余日章と蔣夢麟を、民意を宣伝する任務を帯びた、国民代表としてワシントン会議へ派遣したのである。これを機に結成された商・教联合会は、1922年に入って引き続き国事解決の道を追求し、中華民国8団体国是会議を召集するに至った。

次に異なった視点からみて今大会で重要であったのは、江蘇省事務所から動議された「全国商会聯合会総事務所を上海に回復する案」であった。全国商会聯合会大会は第一回大会時に、2年ごとに開催すると章程に定められ、第三回大会まではそのとおり運営されたのであるが、1918年以来の第三期会長卞蔭昌〔月庭〕（天津総商会）は、3年以上も大会を召集しないばかりでなく、時期がすぎても辞任せずに聯合会を独占していると非難されており⁵⁹、上海総商会の会員にも卞蔭昌に不満を抱く者が多く、是非とも総事務所を上海に復活すべきであるとの意見がだされた。この案は速やかに通過し、各省1人の幹事を選出することが決められた。そして、総事務所の権限は、大会の決議事項を各方面に打電する通信業務とし、経費は各省商会聯合会事務所が分担することとなり、上海総商会ビル内に全国商会聯合会総事務所が設置された。この結果、上海総商会は全国の商会の指導的地位にあることを内外に印象づけ、権威再確立のための重要な第一歩を踏み出したわけである。

臨時大会とはいえるこの大会を取り上げたのは、上海の奪権という意図が明らかに読み取れ、さらに、全国商会聯合会を民意の代表の機関として国内外にアピールするという華々しい演出において、上海経済界が相当程度効果を収めたと判断できるからで

ある。

2. 第四回大会(漢口)と聯合会の分裂

1922年春の第一次奉直戦争は、法統の回復に望みを托した国民を失望させることとなり、裁兵(軍備削減)と財政公開の要求運動が高まるなか、6月中旬に海軍南下の噂が流布した。そこで上海の商工8団体は裁兵大会を開いて「国民促進裁兵会」を結成し、北京での運動を受けた形で、上海の国是會議は「国民財政監査会」の発足を決定した。このような情勢のなか、漢口で開催された全国商会聯合会第四回大会⁶⁰(1922年11月1日～12月3日)は、11月23日に万国公民大会と銘打った特別会議を開き、商(会)・教(育会)聯合会が軍閥に対する勧告機関となることを決議し、一、政府に対して廃督(各地軍政長官職の撤廃)と裁兵を要求すること、二、国会に対して憲法の早期制定を勧告すること、三、財政の監督機関を設置すること、の3項目について合意を得た⁶¹。

第四回大会は、史料でみる限り日程中の出席者も60～70名と多く、合計100余の議案を決議し、実りのある大会であったといえる。特徴とし指摘できる第一の点は、前段で述べた特別会議の決議に明示されているように、いまや軍閥政府に対して、みずからそれを監督する地位にまで位置付けているという点であろう。15省(76名)の代表と来賓計数百人の出席者の面前で宣読された漢口商会会長呂達先による開会の辞は、国貨による外貨の排斥を通して国際商業競争に打ち勝つためには、税務問題の解決が不可欠であり、この点が、今大会で最も重要な課題である、と述べたうえで、「全国の商人の力を連合して、国家の真の統一を促そう」と結ぶものであった⁶²。その演説に「國家の形式は統一していないが、精神はすでに統一している」とあるが、全国商会聯合会は「精神的統一の柱」としての存在意義を自己規定するに至ったのである。これは明らかに、前年に開催された上海の臨時會議における、「民意代表」の機関としての自己規定の仕方と、軌を一にするものであった。商工業者が中央との関係において、いっそう自律の傾向を強めたことは明らかといえる。

第二に、漢口開催のこの大会が長江流域を中心とする南部主導のものであって、彼らと、政治的色彩の強い前期評議会指導部の一部との間で確執があった点が認められる。第三期会長卞蔭昌は全国商会聯合会を独占しているといわれていたことは前述したが、1921年以降卞に代わって全国商会聯合会とその評議会を牛耳っていたのは副会長の張維鏞であり、そればかりでなく、張は政府要人との癒着が噂されていた⁶³。漢口の全国商会聯合会大会は1922年11月1日に開会したが、同じころ北京では財政部主催の關稅研究会が開かれていた。その研究会が終了した翌11月4日、關稅研究会の参加者でもあった、全国商会聯合会評議会議員胡鈞堂は漢口に赴き、多くの商会関係者が北京に来ているのを理由に、漢口の会議が閉会するのを待って、各代表に北京に場所を移して全国商会聯合会大会の開催を続行するよう促した⁶⁴。

武漢商会を中心に漢口大会の開催を進めてきた執行部が面子を害なわれたと感じるのは当然であろう。北京側が再度代表を漢口によこした日の翌11月14日、突如漢口側は次期会長選挙を即日行なう用意があるようなそぶり（結局は今大会の議長選挙を行なうに止まった）を見せ、北京側の動向を静観した⁶⁵。北京での開催を強行しようとする傲慢な評議会一派に、会長選実施という一撃でもってプレッシャーをかけたわけである。その結果、北京一派の頭といえる前期副会長張維鏞が、18日に漢口に赴き商会聯合会の代表たちに謝辞を申し入れるという一幕でこの小競り合いは一見落着した⁶⁶。『北京週報』などは「商会移京挙行」との見出しで、「全国商務聯合会は15日より北京に移すこととなり、今迄漢口開会の議事は凡て予備会とし、北京に正式大会を催すことにした」という誤った報道を伝えている⁶⁷。そして、12月2日の会長本選挙では呂達先（漢口）が会長、穆湘玥〔藕初〕（上海）と張維鏞とが副会長に当選したのである⁶⁸。

張が再度副会長に当選したことは、彼を支持する基盤が相当に強固であったことを物語る。しかし中央の政局に変化が現われるや、張の権威は一挙に失墜することとなつた。翌1923年6月22日、曹錕らによる北京政変が突発した。政変で黎元洪が天津へと逐われると、政学系の農商総長李根源に近く、実質的には北京の商会聯合会本部を引き続き牛耳っていた張維鏞は、数々の反直隸派の言動、電報費一万余元にのぼる未払い、公共宿舎濫用等を理由に、（副）会長職を辞任に追い込まれたうえ、聯合会本部は高凌蔚当局によって封鎖されるという事態に陥った⁶⁹。

事態に即応した上海総商会は、正式に第四期正副会長が就任するまでは、全国商会聯合会の一切の権限は上海総事務所がこれを代行すると発表した⁷⁰。

このようななか、北京の一部評議員は張維鏞に同行して上海に寄り、一部評議員は北京に残り、評議会は事実上二派に分裂してしまった。双方ともに法定人数を満たさないまま相互に中傷を加え、次回大会の開催地をめぐって上海派は上海を、北京派は第四回大会の決議に基づいて濟南を主張して相譲らず、双方の招待状が各地商会に送られるという失態を演じた。各地からの照会に対し、上海総事務所は「聯合会はすなわち無形にして瓦解せり」とし、上海・北京双方ともに合法組織とは認められないで、濟南で開催と決まっていたものの、上海は「次の第五回大会には代表を送らない」旨回答を送った⁷¹。

さきの臨時大会の際に総事務所を上海に復活させることに成功したとはいえ、その権限は通信事務を行なうに止まっていたのであるが、張維鏞の失脚を契機に、上海総事務所は全国商会聯合会の権限を集中させることに成功した。濟南には代表を送らないとの決定を行なったうえ、戸惑う各地商会に決然とした態度を示したのである。

しかも、それと母体を同じくする上海総商会の民治委員会⁷²は、全国商会聯合会の連絡機構を利用して各地の商会代表を集め、全国財政整理委員会を上海で開催しようと企てた⁷³。つまり、上海商界による民治運動の展開と表裏一体を成した形で、上海

総商会による全国商会聯合会の主導権再確立の動きが進行していたのである。

3. 第五回大会(北京)

1922年4月の第一次奉直戦争に完敗して東北に退いていた奉天軍閥は、安徽派と孫文とともに反直三角同盟を結成し、1924年9月に直隸派との決戦を発動(第二次奉直戦争)した。そして馮玉祥のクーデターで直隸派政権は倒れ、分裂から統一へという強力な世論の中で、段祺瑞執政政権が誕生した。段祺瑞は一方で孫文の北上を要請して「国民會議」開催という国民の民主的要求に応じる姿勢を見せながら、官僚や軍閥を集めた「善後會議」を召集した。このような背景のもとで政治色が一変した北京を舞台に開催されたのが、全国商会聯合会第五回大会であった⁷⁴。

本来1924年に済南で開催と決められていた大会は戦乱のため中止となり、1925年4月、各地の商会长が善後會議出席のために上京したのを機に、北京で大会を開催する運びとなり、4月20日に京師総商会を会場として開会式が開かれた。開会式の発言で注目を引くのは、吉林や奉天代表が数年来の軍乱による商界の損失の大きさを挙げ、「やっと平和到来の気運が生じたこのときに、商界は団結し政府を助けるべきである」という意見を最初に提出したこと、そして華僑代表が、祖国の政局が長年不安定であったこと、そのために海外華僑が顧みられなかつたことによる心の痛みを訴え、「多くの華商が国内商人との連絡と祖国の実業発展への寄与を願っている」と発言したことである。ついで、全国商会聯合会が何度も政治紛争の渦中に巻き込まれてきた点に反省を加え、その防止策を考えるべきである、とする真剣な意見も出された。

遅れて参加した財政総長李思浩は、「かつての政府は一貫して商界を尊重してこなかったし、商界も政府に対して淡々とした態度で臨んできて、両者の間にははなはだしい隔たりがあったが、現政府は過去の非を知り、商界を重視する用意がある」と演説した⁷⁵。別の席で、李は心あらたに真摯な態度で、関税問題の解決と裁釐の実行、財政の公開に臨む覚悟を示し、商界には必要に応じた財政に対する監督と協力とを要請した⁷⁶。つまり、政府が国民、とりわけ商界の民意に従う姿勢を明確にしたわけである。

このような政府の姿勢に好感を持ったことが一つの理由でもあろうが、この大会では、度重なる戦乱と国家の分裂を憂えた商界人士が、真剣に経済の復興を願って会議に臨む姿勢が、各所に見られた。出席した代表は(4月26日の時点で)雲南を除いた計21省と察哈爾を除いた4特別区等に華僑6名を加え、合計128名を数えた。

大会は6月1日の閉会に至るまで、主に目前に迫った関税会議に関する議題を中心に議論が進められたが、本論では紙幅の関係上会長選挙にまつわる話しだけを述べるにとどめる。歴代、会長選挙ごとに騒動が発生するといわれるが、今回も例に漏れずすんなり正副会長が確定したわけではなかった。毎回ある程度の事前工作(=協商)がなされていたからであろうが、大会以前から次期会長が誰に落ち着くかということは

誰の目にも明らかであったようであるが、今回は面白いことに、選挙が行われる前に、すでにその予測が新聞を通じて報道されていた。長江流域、京師(北京)、関外(東北)からバランスよくそれぞれ一人ずつの当選という前提のもとで、正会長には虞和徳(上海)あるいは張志良(奉天)、いずれにせよ声望相拮抗する両人が正副の一席ずつを占め、残る副会長の一席に王文典、安迪生、孫学仕、謝天錫、楊以僕のいずれかが入るであろうと報じられた⁷⁷。

ところが、議事日程に入る前の27日に行われた選挙の結果、張志良が202票で正会長に当選し、安迪生(135票)と王文典(126票)がこれに続き、虞和徳は94票で候補副会長になるにとどまった。王については各地域とも関係が深い(浙江原籍人で江蘇評議員でもあり今回は吉林商会の代表で参加)うえ、関税問題に最も詳しく、しかも目前に関税会議が迫っていたので、彼が副会長に適任であることに周囲は納得したのであるが、安については、日頃から前副会長張維鏞と仲が悪く、騒動を避けるためにもこの二人は選出しないほうが無難であるとの意見があった。ところが張が会長選挙を前にして宿敵の安を中傷したので、安はその腹いせにと、会長職を目指して根回し工作をし、当選確実とされていた虞和徳から安迪生へ同情票が予想外に流れる結果となった⁷⁸。

長江流域(厳密には上海)から会長が出ないとなると、発言権とバランスのうえからも南部経済界から不満が噴出するのは明らかであった。万全を期して虞和徳が上海から送り出されたのは、彼が前年の総商会選挙で会長に当選していて名実ともに南部の最頂点に立っていたのみならず、段執政政府の財政総長李思浩と虞とは同郷同士で、個人的にも親密であるという、今後の人的関係を期待されての理由にもよる⁷⁹。最適の人選、と自他ともに認めていたはずの虞和徳がアクシデントで落選したのであるから、联合会は法も何もなく事後の処理にごたごたと動いた。一時は安支持派、安反対派、調停派と3派に分裂して会合を持つなどしたが、結局は、周囲が次の機会を期して安に辞退を納得させることで、虞の副会長職が確定した⁸⁰。

第五期の全国商会联合会会長は奉天軍閥色の濃厚な張志良(1917年までは軍政界に身を置き、のち奉天貯蓄総会を創立し、恵臨マッチ公司、利達公司他数々の実業を興す)が、副会長には関税問題に造詣深い王文典と、上海総商会会長で段祺瑞から実質上の上海市長職を要請され、財政総長李思浩とつながりのある虞和徳が就任することになった。

正会長張志良の当選、開会式での東北代表の新政府に対する楽観的な発言、そして、これまでの北部(北京天津中心)対南部(上海漢口中心)に加えて関外(東北3省)を工商業界の第三の大きな代表地区とみなすの色分けのしかたが明確にみられたことによって、今回の大会は、奉天派の勝利という政局の影響が色濃く反映されたものであったということが指摘できる。

さて、1925年は、商会联合会大会開催中の5月末に上海で5・30事件が発生して虞

和徳が急遽上海に戻り、秋にははや奉天派の江浙支配が直隸派に取って代られるなど、政治と社会の両局面が大きな動搖を経験した。やがて1927年3月には広東を出発した北伐軍が上海に迫り、そして南京政府が成立する。それに呼応した形で、1927年12月に上海総商会は北伐軍支配下の南方各省の商会からなる「各省商会聯合会」を上海に招集した。ここに至り、全国商会聯合会はひとつの区切りを迎えるのである。

むすび

1916年8月の第二回全国商会聯合会大会では、会長選挙のやり方に異議を呈して上海総事務所は自ら総事務所を取り消し、1921年の臨時大会開催で総事務所復活を宣言するまでの時期（1916.8-1921.3）、上海は全国商会聯合会の会務から手を退き、結果的に全国商会聯合会そのものの機能低下を招いた。隔年ごと、規定通りに開かれてきた全国大会は、第3期の会長卞陰昌が長年大会を召集せず、責務を怠っているとの批判が噴出し、4年ぶりの1922年に開かれた第四回大会で再選出された副会長張維鏞は、政権中枢部との癒着が原因で、1923年曹錕の北京政変をきっかけに、全国商会聯合会本部（北京）が当局に封鎖される事態に陥ったのである⁸¹。

しかも、発足当初から華商との連絡を含め、全国及び国内外の商会の中心となっていた上海総事務所が実質上聯合会の運営から脱退して全国商会聯合会会務の衰退を招いた時期と、1915年商会法（1916.2月発布施行細則により、6カ月以内に改組するとされた）による商会改組の時期とがほぼ重なるわけである。そして、改組が一段落した翌1917年になると、会報の発行も途絶することとなる。

初の近代的商会法は海外華商の参与を明記した。しかしながら、中華民国成立以降の全国商会聯合会の活動は、清末の商会網がむしろ海外華商によって利用された側面が強いのと対照的に、内向きの自己統合に終始せざるを得なかつたことと、国内政治の混乱故、その中における海外華商の発言力は徐々に減少していった。これが清末との明確な相異点である。

自己統合運動の成果としての国内外商会の連携運動が、末端細胞同士の相互の血流促進に果たしたネットワークとしての機能は、『華商聯合（会）報』の発刊されていた時期（1909-10年）と、全国商会聯合会が正式に発足した直後に『中華全國商会聯合会会報』が定期的に刊行された時期（1913-17年）とで二つのピークを形成していることは前述した。そのいずれにおいても、上海がきわめて大きな役割を果たしていたことを最後に確認しておく。

- ¹ 天津市檔案館・天津社會科学院歷史研究所・天津市工商業連合会編『天津商會檔案彙編 1903—1911（上）』（天津人民出版社、1989年）302-323頁。
- ² 楊立強「中國商會史研究について」（『近きに在りて』18号、1990年）4-5頁。唐伝泗・徐鼎新「对中国早期民族資産階級若干問題的探討」（『近代中國資産階級研究（續輯）』復旦大学出版社、1986年）によると、1911年までの総会・分会の総数、会員数はそれぞれ842、21,972、194,302である。若干の相違があるので注記しておく。
- ³ 工商會議は、政府の招集（各省から実業司あるいは勸業公所より1名、地方の工商鉱業団体から2~4名、海外華僑1商會につき1~2名）に応じた公選代表百数十名を北京に集め11月1日に開幕し、そのうえで実業面での学識豊かな著名人張謇、聶其傑、朱佩珍、吳錦堂らが本部特請会員として招待された（『工商會議報告録』1913年）。
- ⁴ 本章で取り扱わなかったもので重要なものに1915年3月の臨時大会があるが、詳細は前章で論及済みなので、ここでは対象から除外した。
- ⁵ 工商會議に関する専論には朱英「論民元臨時工商會議」『近代史研究』（1998年第3期）がある。
- ⁶ 「工商會議開会日演説詞」章開沅主編・饒懷民編『劉揆一集』（華中師範大学出版社、1991年）66頁。
- ⁷ 「工商部之政策（上）」『申報』1911年11月12日。
- ⁸ 「工商部之政策（下）」『申報』1911年11月13日。
- ⁹ 当時司法部と工商部の見解は異なり、司法の独立を堅持する司法部はあくまで商事裁判を民事裁判に一本化すべきと考えた。一方、債務や債権の問題を取るにたらない小事とみる司法役人によって商事紛争が軽視され、そのため商事事件の解決が慢性的に長期化することが懸念されたので、最低限清末に確立された商會による商事裁判権は堅持されるべき、と工商業者は考えた。工商部の案は彼等の意見を反映して司法部に対抗したものであったが、結局商會には仲裁権のみ付与され、最終審判権は普通審判庁に帰されることとなった（馬敏「略論辛亥前後商人司法意識的変遷」紀年辛亥革命九十周年國際學術討論会[2001年10月、武漢]提出論文を参照）。
- ¹⁰ 注7と同じ。
- ¹¹ この点に関しては、神戸大阪の中華總商會の役割を具体例として別稿で論じた（「中華民国成立後中華總商會秩序の再編と日本——神阪華商に関する領事報告を中心として」（辛亥革命90周年紀年國際シンポジウム[2001年12月、神戸]提出論文、近刊予定）。
- ¹² 「工商政策（1913年2月）」（原載『湖南實業雜誌』第9期）前掲『劉揆一集』107頁。
- ¹³ 「工商部咨外交部駐外各使館商務隨員應照國務院議決請隨時知照會商核辦文（8月16日）」同上、111頁。各公使館・領事館の商務調査員の選任は工商部、管理は外交部の管轄事項となる。
- ¹⁴ 「工商部咨駐英法德美日俄外交代表転知所属各領事商務隨員詳細報告各國商情文（8月30日）」同上、112頁。
- ¹⁵ 「交涉部咨外交部各使館商務委員俸薪應由本部籌給希將案卷等移交以便核辦文（9月16日）」同上、113頁。
- ¹⁶ 朱英前掲論文、160-166頁。
- ¹⁷ 「中華全國商會聯合會章程」『歷史檔案』1982年第4期、「中華全國商會聯合會章程（1912年11月21日前後）」前掲『天津商會檔案彙編 1912-1928（1）』521-525頁。
- ¹⁸ 「上海全國商會聯合會總事務所照會京師商會公文（1913年2月15日）」『中國商會聯合會會報』（第1年）第1期（1913年10月1日）<文牘>1-3頁。本誌は第1年第8期（1914年4月1日）から『中華全國商會聯合會會報』と改称する。
- ¹⁹ 「商會聯合會調合兩黨紀事」同上<紀事>1-3頁。
- ²⁰ 「全國商會聯合會直隸省事務所致各商務總會（1913年5月13日）」同上、7-9頁。
- ²¹ 「中華全國商會聯合會選舉規則」天津市檔案館・天津社會科学院歷史研究所・天津市工商業連合会編『天津商會檔案彙編 1912-1928（1）』（天津人民出版、1992年）580-581頁、「天

津商会聯合会開会十八誌」『申報』1918年5月18日。海外中華総商会に、各省10権と同等の各国10権が与えられた。

22 章程の内容については注17と同じ。

23 注1と同じ、295-296頁。

24 同上、298頁。北五省とは山東、山西、直隸、河南、陝西等の代表。

25 『申報』1914年3月17日。

26 一般に中国のブルジョアジーを地域別グループとして捉える場合、1910年代の銀行の発展に伴い、それぞれの関係銀行を中心に華北財團（北京・天津）・江浙財團（上海）・華南財團（広州・香港）の3大財團、あるいは四川を中心とした華西財團をも加えて4大財團が逐次形成されたとする見方がある（たとえば、姜鐸「略論旧中国三大財團『社会科学戦線』1982年第3期」）が、ここでは、当時の史料に反映された「南」「北」との区分にとどめておく。このことは、先鋭な矛盾の存在がおもに華北＝「北」と華東（江浙）に華中をも含めた長江中下流域＝「南」間においてみられたことの証であろう。

27 『申報』1924年3月24日、「中華全國商會聯合會第一次代表大會（下）『歴史檔案』1983年第1期（総9号）49頁。

28 注1と同じ、296頁。

29 前掲『工商會議報告録』目録4頁、第2編、議案、74頁。

30 戦火の上海への飛び火を恐れた総商會は上海市の境界外15マイル以内に決して足を踏み入れてはならないとの宣言を双方の軍当局に発し、万一被害が生じるようなことがあれば、上海人民は政府に代わって関税余款を戦争の補償金に充当する用意があるとした（『申報』1924年9月3日）。

31 第一回大会の詳細については『申報』1914年3月16日～21日の関連記事を参照した。

32 『申報』1914年3月16日。

33 同上、1914年4月13日。

34 同上、1914年3月19、28日。

35 同上、1914年4月1日。

36 同上、1914年3月19日。

37 同上、1914年3月17日。

38 第二回大会の詳細については『（天津）大公報』及び『申報』1916年8月～10月の関連記事を参照した。

39 『大公報』1916年8月27日、『申報』同29日。

40 『申報』1916年9月7日。

41 『申報』1916年10月7日、『大公報』同12日。

42 『大公報』1916年9月8日。

43 『申報』1916年9月14日。

44 『大公報』1916年9月17日。

45 漢口の代表俞崇敬は上海総商會にあてた手紙のなかで、大会運営の無秩序と選挙における卑劣なやり口について大いなる不満を吐露すると同時に在京一ヶ月にして提議した案件についてもなんら結果がないことを理由にその日のうちに帰省する旨伝えている（『申報』1916年9月14日）。

46 『大公報』1916年9月8日。

47 同上、1916年9月24日。

48 「全國商會聯合會臨時大會議事始末記」（『（上海）総商會月報』第1卷第5号、33頁）では、「（總事務所）因會長風潮上海總商會憤而自請取消…」と回想されている。また、同第1卷第6号＜会務記載＞には、「（總事務所）民五年始遷往北京…」とある。

49 第三回大会の詳細については『晨鐘』及び『申報』1918年4月～6月の関連記事を参照した。

50 『申報』1918年4月28、30、5月3日。

51 同上、1918年5月5、6日。

-
- 52 同上、1918年5月29日。
- 53 同上、1918年5月5、6日。
- 54 同上、1918年5月6日。
- 55 『晨鐘』6月7日、『申報』1918年5月30、31日。
- 56 『晨鐘』1918年5月21日、6月4日、『申報』1918年5月18日、6月11日。
- 57 『総商会月報』第1巻第1号、同第2号<議案>。
- 58 この臨時大会の詳細については「全国商会聯合会臨時大会議事始末記」(同上、第1巻第5号<記事>)、『申報』1921年10月6日~28日の関連記事を参照した。
- 59 『総商会月報』第1巻6号<会務記載>。
- 60 第四回大会の詳細については「漢口全国商会聯合会開会記」(同上、第2巻第12号<紀事>)、『北京週報』第39号~42号、及び『申報』1922年11月4日~12月8日の関連記事を参照した。
- 61 『申報』1922年11月27日。
- 62 前掲「漢口全国商会聯合会開会記」2頁、『申報』1922年11月4日。
- 63 同上、19頁~20頁、『申報』1923年9月3日。
- 64 『申報』1922年11月8日、15日。
- 65 同上、1922年11月18日。
- 66 同上、1922年11月19日、23日。その結果22日に行われた第14回会議の冒頭で譲歩に同意した張の辞職書が読みあげられた。1918年以来の第3期聯合会及び評議会の経緯と自分がここ1年来卞会長に代わって会務を独占してきたいきさつを説明した(前掲「漢口全国商会聯合会開会記」19-20頁)。
- 67 『北京週報』第40号、21頁。
- 68 前掲「漢口全国商会聯合会開会記」29頁、『申報』1922年12月3日。ところがこの会長選挙は法定人数に達していなかったという理由で非難が集中し(同上12月4日、1923年1月9日)、新しい正副会長による正式な就任は実行されずに、引き続き張維鏞が聯合会を独占した模様である。
- 69 『申報』1923年7月13日、18日。9月3日。
- 70 同上、8月24日。
- 71 『総商会月報』第4巻第4号<会務記載>、同第3巻第12号<会務記載>。
- 72 民治委員会とは、北京政変に即応して会员大会で北京政府との決別を明確にした上海総商会を中心とする「商人革命」の核となる組織であって、その詳細については拙稿「上海各路商界聯合会について(1919~1923)」(『神戸大学史学年報』第3号、1988年)で分析を加えた。
- 73 全国財政整理委員会は9月10日に開催されたものの参加人数は少なく、委員会が編集した「北京財政報告」を各省に送付し、引き換えに各省商会事務所には各省の財政報告を上海総商会に提出するよう求める程度にその活動範囲は縮小されるに至った(『総商会月報』第3巻第11号、同第4巻第1号、3号、4号<会務記載>)。
- 74 第五回大会の詳細については『晨報』及び『申報』1925年4月~6月の関連記事を参照した。
- 75 『申報』1925年4月25日。
- 76 同上、1925年4月30日。
- 77 同上。
- 78 同上、1925年5月4日、『晨報』1925年4月28日。
- 79 虞和徳(洽卿)については拙著『虞洽卿について』(京都大学人文科学研究所共同研究報告『五四運動の研究』第2函第5分冊、同朋舎、1983年)で詳述した。
- 80 『晨報』1925年5月17日、『申報』1925年5月7日、20日。
- 81 この間の経緯については拙稿「五四運動後上海商会之革新潮流(1919~1923)」(章開沅・朱英編『対外經濟關係與中國近代化』華中師範大学出版社、1990年所収)で詳しく論じた。

第二部

商 会 と 中 国 社 会 ——地域的特性と社会的機能

第一部では清末から民国初期における商会制度のあらましとその特徴を書き出すことに紙幅を費やし、全国の商会が一定の法律的規範の下で機能して来たこと、さらに、社会経済環境や政治の決定システムの変化に伴い、清末と民国初期の商会とではおのずとその内実も変化してきたことを詳述した。①総商会と商会の並存構造、②強力な中華全国商会联合会組織の存在、③中華総商会のネットワーク、つまり海外の華僑社会にまで繋がる商会網の活力を、中国の商会システムの特色とまとめることができよう。さらに、1915年の修正商会法の分析から、商会システムには商工業者による下からの自己統合に利用される側面と、上からの制度的統合に利用される側面があった点を指摘し、中国の商会システムが持つ柔構造組織としての特色を提示した。そして、以上のこととは、海外をも含めた各地の商会の共通点を示したことにはかならない。

しかしながら、中国の国土は広く、地域ごとの差異とおのおのの時代背景との関係が重要であることは言を待たない。第二部では、中国本土をひとまず長江デルタ、華南、東北、華北、という4つの地域に分け、前二地域を中心に、商会の地域的特徴を示してみたい。

第五章 長江デルタにおける商会と地域社会

はじめに

本章では、長江デルタ地域の商会の特徴を析出するとともに、商会先進地域であつたこの地域において、大都市ではない県・鎮レベルの商会がどのように展開され、地域社会でどのような機能を果たしたのかという点に留意し、都市と農村の接点という視点から商会全般が持つたであろう社会経済的意味を考えてみたい。このことは、海外の華僑社会においても同様に中華総商会が広まり、浸透していったことの説明にも繋がるだろう。

第一節では、全国の分布状況を踏まえたうえで、江蘇省を中心とする長江デルタ地域の商会の分布実態を分析し、他地域との比較のなかで浮かびあがる地域の特色を摘出するとともに、改組の持つ意味について検討を加える。第二節では、商会を清末の地方自治に先行する近代的制度の一環として、関連する教育会などとの関わりのなかで、地域におけるその社会的機能を見てゆく。

第一節 長江デルタの商会について

1. 長江下流域における商会の分布実態

一般的に長江下流とは江西省湖口以東から呉淞口までを指し、長江が通過する江西、安徽、江蘇3省に浙江省を加えて長江下流地区と称する。現在では上海直轄市を加えた4省1市を総称して上海経済区或いは華東経済区ともいう¹。また、滬寧杭地区という通称に従えば、西は南京から東は上海、北は長江南岸から南は寧紹平原を含み、太湖を中心に水郷と呼ばれる蘇南平原、杭嘉湖平原、上海市の平野部が主体となり、西部には標高200~500メートル級の低い山地と丘陵がある。さらに、長江デルタ地帯というときには鎮江を頂点とする前記滬寧杭地区の平野部に長江北岸の平野部を含み²、下流地区の中でもっとも経済と文化が発達し、人口密度が高い地区である。

商会を大きな地域のまとまりで見ると、初期においては、長江流域以南の南方と華北を中心とする北方の対立の構図が鮮明で、南方では上海総商会が漢口総商会とともに諸商会をリードし、海外の中華総商会とも連携を保つ重要な役割を演じていた。上海が長江と沿海との接点の位置にあるとともに、東アジアにおける重要な外国貿易港であったがゆえの牽引力によることが容易に指摘できる。一方、蘇州総商会、通崇

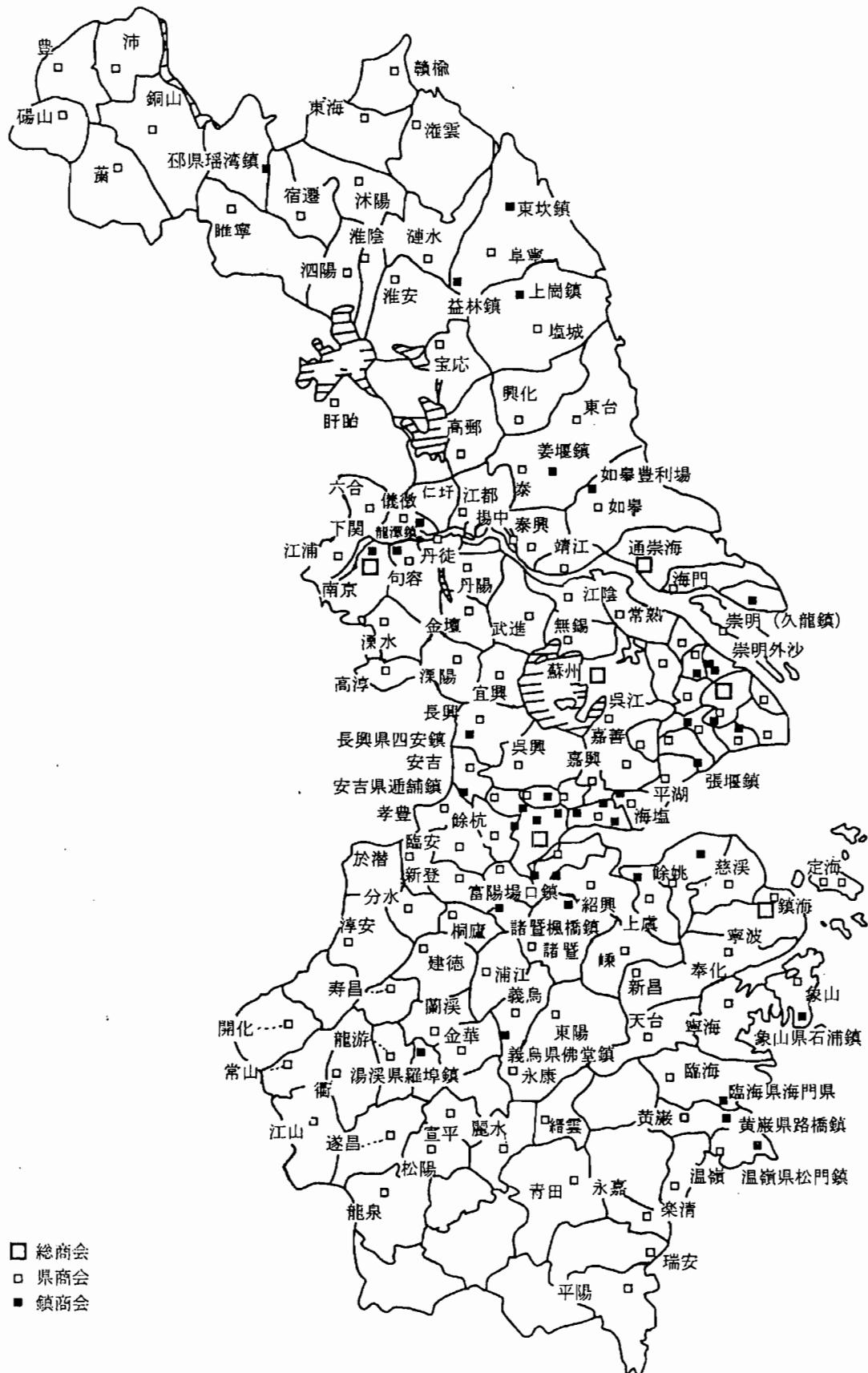
海（泰）総商会、杭州総商会、寧波総商会とともに、上海がその後背地として全国でもっとも開発の進んだ経済、稠密な人口密度、高い文化水準をもった長江デルタを控えており、その地域を代表する総商会であったことも重要な要因の一つであった。1914年に全国商会联合会が成立すると、上海総商会には全国の商会を束ねる全国商会联合会総事務所が設置され、名実ともに全国の中心となって商会の言動をリードしてゆくこととなる。

第一章表1－2で示した通り、江蘇では奉天と並び、きわめて早い光緒の時期に商会が迅速に各県下へと一斉に広がった。1918年当時76を数える江蘇の商会のうち、84%が清朝の時代に既に設立され、うち53商会は光緒年間に矢継ぎ早に成立している。浙江でも80%にあたる73商会が清朝年間に設立されている。この地域は商会先進地域と称してよいのである。さらに、浙江省は、全県の28%にあたる21の県で2つ以上（うち2県では3商会、1県は4商会）の商会が濃密度に設置されていた点で他省から際だっている。細かく見ていくと、その21県45商会のうち17県38商会までが長江デルタ地区の旧杭州、湖州、嘉興、紹興、寧波各府に属している。長江下流に近い浙江省の最北部3分の1に相当する地域に複数商会が集中しているという現象である（図表5－1、5－2参照）。

江蘇は全国で唯一100%の組織率を示す省である。さらに1915（民国4）年から1917年にいたる新商会法の制定にまつわる改組の過程で、統計が完全な省のうち、唯一一旦増加（15年には82会）したもののが減少して18年の76会という数字に落ちついたという点に特徴が見いだせる。江蘇の商会は、実に競うが如くに出現し、鎮が独自性を強く主張した点に他省との違いが見られる。なかでも蘇州府、松江府、太倉州を中心とする河口に近い水郷の商会がもっとも発達していた。すでに指摘されている通り、1912（民国元）年における松江1府7県の商会の経費合計は、同年における江北（長江北岸地域）2府3州計27県1庁の全商会の経費合計と匹敵する規模であった³。

長江を南京から南西に遡ると安徽省の南部を通り、やがて江西省の北の境を遡って中流域の湖北省へと入ってゆく。安徽省は、江蘇の洪澤湖へと流れ込む淮河流域の諸都市を中心とする徽北と長江流域の蕪湖、銅陵、安慶（省都）を中心とする徽南に二分され、明清時代から全国の商業都市で活躍顕著な徽州商人を輩出したところでもある。塩運で商機をつかんだ徽州商人の活躍にも象徴されるように、当時のこの地は長江を主とする水系が命脈であったと同時に淮北からは華北平原へもつながり、東西南北への交通の要衝地であった。その経済と物流の多くは、長江を媒介として隣接する長江デルタに直接間接に依拠していた。そして、江西省は長江へ連なる鄱陽湖を中心とした北部一帯に南昌や景德鎮、九江などの主要都市が集中するほか、全省の60%以上が山地と丘陵からなる。物流の命脈はやはり長江が握っており、経済先進地区長江デルタへの経済的依存は安徽と同様であった。その影響もあろうが、商会の設置は、江蘇や浙江ほど速やかでないにしても、沿海部の山東や直隸などに較べると順調に広

图表 5-1 江蘇・浙江兩省商会分布図



がっていったことが窺える。

2. 社会背景と政治的傾向

日清戦争前後、清朝内部では后党（西太后派）と帝党（光緒帝擁立派）が対立し、さらに維新派が広範に活動を展開するという政治状況にあった。西太后を後ろ盾とする李鴻章らが親露政策を進めようとするのに対し、長江中下流域を地盤とする張之洞（1890-1907 湖廣總督、1894. 11-95 両江總督）や劉坤一（1890 - 94, 1895-1902 両江總督）ら非李鴻章集団の実力者洋務派官僚は、英・米・日からの支持取り付けに意を傾けていた。やがて長江流域に広範な社会的基盤を持つ維新派が、台湾割譲の反対と反投降路線で帝党との間で合意に達し、1895年に強学会を通じて相互連携を実現すると、この地域の上層紳士は積極的にこれらに協力するようになる。さらに義和団事件以後、「東南互保」の活動を通して政治意識を高めたこの地域の上層紳士は、やがて予備立憲の号令の下で積極的に諮議局に参加し、江蘇立憲派を形成しつつ、中央の商務行政にも参画していった。その典型が自ら帝党の一員でもあり、帝党の中心人物翁同龢（常熟県出身）や文廷式と親交のあった南通の紳士張謇である。

図表 5－2 河口部分商会分布拡大図



張謇（季直、1853 - 1926）は周知の通り、故郷の通州に紡績、塩業、漁業、航運などで一大コンツェルンを築いた状元の実業家で、自ら張之洞の求めに応じて江寧文正書院院長（1895 - 1901）にもなり、博物館や数多くの学校の創設を手がけた教育家でもあり、国内屈指の綿花の産地である通州以東の開拓事業にも大きな貢献をした人物である。

彼は1894年に会試に合格して一度北京で任官するが、すぐに父の喪に服するため3年間帰郷している。再び任官したかれの中央でのキャリアは光緒帝の変法運動と軌を一にしている。政変の発生を機に、彼は暇を申し出て北京を離れた。張之洞の招きに応じ、江蘇通海地区の商務局責任者として通州紗廠開業に向けて準備を進めていた張謇は、1898年秋に（光緒24年7月）江蘇商務局總理⁴となる。このころ彼は「商會議」及び「農會議」を論じており⁵、実業救国を目指すその主張は基本的に維新派のものと近かった。「天下の大本は農にあり、今日の先務は商にある」との認識に基づき、彼は全国に農、商、工という3つの系統の会をそれぞれ総会と分会に分けて設置するべきだとし、農会を工会に優先し、さらに農会と工会を設置する前提として商会の設置を最優先に位置づけた。かれが「治水をするにはまず下流から始めるように、まずは商会から」と考えたのは、近代的産業資本家の先駆者としての張謇にとって、市場がもっとも重要な関心事であったがため、と指摘されている⁶。張謇の考えになるこの商会案においては、主導権を民に置いて官の侵擾を禁じること、独・日に倣って国が商民に補助金を与えることに力点が置かれたが、国の財政的関与を規定する後者の論点が実際の商会章程に反映されることはなかった。

長年郷里の江蘇に活動の拠点をおいた張謇は1906年に予備立憲公会を発起し、1909年には江蘇諮詢局議長となり、江蘇立憲派の中心人物となる。辛亥革命による共和制の発足（1912年）に際しては、早速南京臨時政府実業部総長となるが2月に辞任し、その後翌1913年10月から1915年4月までの間、劉揆一の後任として中華民国農商総長に就任して中央の商務行政を主管した。

企業家としての初期の彼の活動で重要なのは、1895年末に展開された產地統稅徵稅請負に向けての「認捐（徵稅請負）」運動である⁷。彼は当時中央にあった翁同龢から援助をとりつけ、釐金に代わって課せられた新たな統稅（物品税）を綿花綿布商人自らが代理徵収することで、稅務官吏による釐金の中間搾取の弊を取り除こうとした。当時兩江總督であった張之洞に「認捐」を建議したが、結果は失敗に終わった。しかし、この苦い体験はのちの諮詢局時代に自ら深く政治に関わる契機となる。張謇が議長を務めた江蘇諮詢会は1910年に裁釐認捐決議を可決し、商会を通じた稅の代理徵収運動を押し進めることとなった。これは悪徳小役人による稅の「中飽」という惡習を一掃すると同時に、中央及び地方の財源確保にとって、重大な革新を促進する意義ある運動でもあった。

他方張謇とは違い、一貫して官途につき、商会の設立に決定的な影響を与えた人物

もいた。唐文治（茹経、1865-1954）である。唐文治は江蘇省太倉州の人。1903年に商部が設立すると、左丞（初めは右丞）となって「請設立商会擢」を上奏。1906年秋、商部が農工商部に改組されると同時に尚書となつたが、母親の死去で故郷に戻り、上海高等実業学堂（のちの南洋大学）監督となり、1908年には江蘇教育会会长に選ばれ、次いで地方自治總理となつた⁸。

唐文治によってなされた商会設立の上奏文に示された商会設立の目的は、「商情を通じさせ、商利を保つ」ことにあり、全国の商が互いに「連絡あって軋轢なく、信義あって詐偽なき」よう方向付けることにあった。官と商はもとより、商と商との間にさえ隔たりがあり、異業種間のみならず同業者間でも互いに連絡と交流に欠く工商業の現状に警鐘を鳴らした唐文治を、商会設立へとつき動かしたのは、開かれて10年になる30余の開港場へ、各国が争って利を収めんがために押し寄せることに対する警戒感と、それを迎えうつ華商の「勢力渙散にして微力」なる現状に対する焦燥感であった。現状を打破するためには、情報を含め、相互の交流に欠くという従来の「内なる弊害を取り除き」、「外情を考察して」大いに外国の製造品の模造を図り、それによつて中国の工商業の発展を期すべきである。これが上奏文の主旨であった⁹。

以上、張謇あるいは唐文治という一企業家、商務官僚の経験を取り上げることでこの地域の紳士層の政治的覚醒やその起業的動機への関わりの一つの典型を示してみた。企業家への転身を図る長江デルタ地域の紳士層（多くは地主層かつ商業兼営）は大なり小なり張謇や唐文治と同様の思いで自治運動に取り組み、あるいは辛亥革命に参加し、あるいは商会の活動に参加していったであろう。封建勢力が強固な北方の商会が往々にして反革命的であったといわれるのとは対照的に、革命（改革）勢力の地盤が強固な武漢、上海、長沙などの商会は、革命の勃発に際しても支持、協力という積極的な態度をとったか、あるいは蘇州や江西などのように黙認的態度で平和を鼓吹するという態度をとった、とされている¹⁰。

さらに、1910年に南京で開かれた南洋勧業会の開催を接觸の起点として、清末から民国初期の時期にかけ、アメリカや日本の実業界とのパイプがこの地域を中心に構築されている。たとえば、はやくも1910年末から中米合弁銀行の設立に向けての動きが開始され¹¹、アメリカ西海岸の商業会議所と中国の商会との交流が促進された¹²。日本については、南洋勧業会を機に東京商業会議所と上海の商務総会の重要メンバーが、総領事有吉明の仲介を得て「同方実業協議会」なる中日実業家連絡機関を立ち上げ、その後の交流の礎を築いた¹³。時代がくだつて1922年には、張謇自身が通州の開拓事業に関する資金導入について、神戸の実業界に個別に打診すると同時に、神戸日華実業協会の代表が張謇を表敬訪問するといった、積極的な交流もなされている¹⁴。

このような対外的傾向は、上述したような維新派と帝党の支持基盤という土地柄に加え、北京政府から地理的に遠方にありながらも中央の商務行政に影響力を持つ紳士の存在と、かれらの地域行政への影響力に重大な関心を寄せる日米両国の実業界の思

惑が生み出したものでもあろう。英仏独露による中国の利権瓜分争いに遅れをとった米国と、長江流域にも強い関心を示す日本の実業界による、商業的門戸開放の一形態としての交流が目論まれていたというわけである。同時に日米両国においては、亡命中の維新派（保皇派）の影響も強く、華僑あるいは華商の存在がすでにそれぞれ米中および日中間の諸関係において重要な意味をもつにいたっていた。

以上に述べたとおり、一つには、資本主義的発展を目指す強力な紳士層の存在と、かれらの地方自治への傾倒ないしは共和制への賛同、一つには、日米両実業界との積極的な交流への志向。この2点をこの地域の政治的・社会的特色として指摘しておきたい。

3. 長江デルタ地域の商会の改組について

商会簡明章程付則6条による改組の結果、中国の商会は一旦、大商業集積地には商務総会（総商会）、県に1つ或いは2つの商務分会（商会）、さらにそれ以外の鎮には（商務）分所、という、3段階のレベルに分化することとなった。1914年・15年商会法による改組は、県内全域の鎮に存在する大小さまざまな商会的組織を、県商會あるいは大鎮（商埠）商会の下に糾合した。つまり、商会法に定めた（県あるいは大鎮）商会には正事務所が設置され、それを頂点に、地域に分散して存在する鎮商会には分事務所が置かれ、それらは一括して正事務所に従属させられた。これが民初の改組である。つまり、清末にはそれぞれ独自の活動を展開していた鎮（商務）分会や鎮（商務）分所はここに来て、統合を強いられたわけである。

図表5-3は長江デルタ地区でももっとも河口に近い蘇州府・松江府・太倉州地区の商会の設置改廃状況を、光緒の設置時期から2度の改組を経た1918年と1923年までわたって示したものである。1911年欄の商会と会長名は同年実施された釐金調査事務所の報告に基づいているが、上海と蘇州の総商会と吳江県下の商会が対象外となっている。崇明県の両商会がおそらくは唯一河を隔てた北岸にあったためか、或いはもともと通崇海総商会の管轄であったためか、調査対象にのぼっていないのを除けば、当時機能していた商会のほとんどが網羅されていたものと推察される。1915年で示した全国商会联合会による統計では、江蘇省には他省と較べ格段に多い100商会の名が挙がっている。とはいえ、全国商会联合会は、全国の総商会、商会のほか、分所にも会員資格があった（章程第2條）ので、掲げた商会のすべてが農商部の認可した（分会以上の）正式な商会であったわけではない。おそらくは分事務所でありながら商会という自称を使ったところもある。これらは1915-16年の改組統合の直前まで、個別に独自の活動を展開していた商会であった。その意味で参考になるので挙げておく。1918年の数字は2度目の改組がほぼ完了した後の商会一覧である。

図表5-3を一瞥すると、1906年における、商会簡明章程付則6条に基づいた分会数を制限した清末の改組と、1914年及び1915年商会法に基づく、県商會への半ば強

図表 5－3

蘇州・松江・太倉地区の商会改組状況

	県名	1906 - 08年分会分所状況 (県志等記載設立場所・年)	1911年江蘇省釐捐調査報告状況(会長)
旧 松 江 府	上海	上海商務総会(天后宮西、1904)	—
	上海	(滬南商会分所、南市毛家弄、1906⇒1909分会) 閔行鎮商務分会(普安堂、1906)	滬南商会(王一亭) 閔行商会(陳洵如)
		塘湾鄉商務分会(鄉公所、1909)	
		三林鄉商務分会(鄉公所、1907)	
	川沙	川沙商務分会(元善堂、1906)	川沙商会(顧蓉江)
	松江 (華亭) (婁)	松江商務分会 莘莊鎮商務分会	松江商会 莘莊商会(胡靜溪)
		(楓涇北鎮商会分所、米業公所、1909)	泗涇商会(吳燮齋)
	南匯	南匯商務分会(城廂南門、1907)	南匯商会
		周浦鎮商務分会(萬緣堂、1906)	周浦商会(朱頌周)
	奉賢	奉賢莊社會鎮商務分会 奉賢南橋鎮商務分会	莊行商会(王) 南橋商会(黃祥伯)
	金山	金山縣朱涇鎮商務分会 金山張堰鎮商務分会	朱涇商会(朱雨生) 張堰商会(盧眉籌)
	青浦	青浦商務分会(同仁堂、1909) (青浦金沢商務分所、同善堂、1909) (青浦重固商務分所、鎮南猛將廟、1909) 珠街閣商務分会(城隍別廟、1909)	青浦商会(張靜連) 朱家角商会(席康伯)
	旧 太 倉 州	宝山 羅店鎮商務分会(花神祠、1907) 吳淞鎮商務分会(財神廟、1908)	羅店商会(朱均伯) 吳淞商会(謝瑤軒)
	太倉	太倉商務分会	太倉商会 河商会(郁新甫)
	嘉定	嘉定商務分会(○宅、1905) 南翔鎮商務分会(古猗園、1905)	嘉定商会(周政卿) 南翔鎮商会(李功孚)
	崇明	崇明商務分会(1905) 久龍鎮商務分会(1904)	— —
旧 蘇 州 府	吳	蘇州商務総会(1905)	—
	吳江 (震沢)	江震商務分会(城隍廟、1906) 平望鎮商務分会(城隍廟、1906) 盛澤鎮商務分会(同仁堂、1906) (震沢商務分所)	— — — —
	崑山 (新陽)	崑新商務分会(北大街、1906) (菉葭浜商務分所、1907) (巴城商務分所、樂善局、1907)	崑山商会(方唯一)
	常熟 (昭文)	常昭商務分会(1907) 虞東梅里商務分会(1906)	常昭商会 梅里商会(幼良)
		(東唐市商務分所、1906⇒1909分会)	何市商会(徐耆清) 東唐墅商会(張叔穎)
総計	全省60県		—

1915年全国商會 聯合会員商會	1918年農商部統計狀況 (記載された設立年)	江蘇省政治年鑑（民国23年）記載 1923年商會(左欄と異なる設立年)
上海總商會	上海總商會(1902)	
上海南市商會	上海縣商會(1907)	上海縣商會
上海閔行鎮商會	上海閔行鎮商會(1906)	上海閔行鎮商會
三林唐鎮商會		
浦東大団商會		
川沙縣商會	川沙縣商務分會(1906)	川沙縣商會
松江縣商會	松江縣商會(1906)	松江縣商會
華亭莘莊商會	松江莘莊鎮商會(1907)	松江莘莊鎮商會
華亭泗涇商會		
華亭葉謝商會		
楓涇橋商會		
南匯縣商會	南匯縣商會(1907)	南匯縣商會
南匯周浦商會		南匯周浦商會
奉賢莊行商會	奉賢縣莊會鎮商會(1906)	奉賢縣莊會鎮商會
奉賢南橋商會	奉賢南橋鎮商會(1909)	奉賢南橋鎮商會(1910)
奉賢院巷商會		
奉賢胡家橋商會		
奉賢泰日橋商會		
金山朱涇商會	金山縣朱涇鎮商會(1905)	金山縣朱涇鎮商會
金山張堰鎮商會	金山縣張堰鎮商會(1906)	金山縣張堰鎮商會
青浦縣商會		
青浦金沢商會		青浦白鶴鎮商會(1909)
青浦珠街閣商會	青浦縣珠街閣縣商會(1909)	青浦朱街閣縣商會
寶山羅店商會	寶山縣羅店商會(1907)	寶山羅店商會
吳淞商會	寶山縣吳淞鎮商會(1910)	寶山吳淞商會
太倉縣商會	太倉縣商會(1909)	
□□流河鎮商會		
嘉定縣商會	嘉定縣商會(1906)	
嘉定南翔商會	嘉定南翔鎮商會(1905)	
崇明外沙商會	崇明縣外沙商會(1905)	崇明外沙商會(1904)
崇明內地商會	崇明縣商會(1904)	崇明縣商會
蘇州總商會	蘇州總商會(1905)	蘇州總商會
吳江商會	吳江縣商會(1915*)	
平望鎮商會		吳江平望鎮商會
吳江盛澤商會		吳江盛澤鎮商會
震澤縣商會		吳江震澤鎮商會
崑山商會	崑山縣商會(1907)	崑山縣商會
崑山菉葭浜商會		
新陽巴城商會		
崑嘉安亭商會		
常熟縣商會	常熟縣商會(1906)	常熟縣商會
常熟梅里商會		
常熟唐市商會		
昭文花業商會		
常昭東唐市商會		
全省100商會	全省76商會	全省84商會

資料：

- *1906～08年の蘇州府下の商会は華中師範大学歴史研究所・蘇州市檔案館編『蘇州商会檔案叢編（第1輯）』（華中師範大学出版、1991年、70-200頁）に拠り、松江府と太倉府下の状況は主に黃葦・夏林根編『近代上海地区方志經濟史料選輯（1840-1949）』（上海人民出版、1984年）と県志類に拠った。
- *1911年は、江蘇諮詢局の「廢釐認捐（釐金廢止徵稅請負）」決議と（江蘇）全省商界連合会の決議に従い、蘇州の調査事務所が実施した、「釐金調査報告」に登場する蘇州・松江・太倉府下の商会一覧（同上『蘇州商会檔案叢編（第1輯）』、873-885頁）に拠った。
- *1915年は『中華全國商会聯合會会報』会費の未納及び既納商会を省毎に列挙した一覧表を援用した（第2年第10号、1915年9月刊）。
- *1918年は『第一回中國年鑑』（1924年）に拠った。
- *1923年は江蘇省長公署統計處編『（民国13年）江蘇省政治年鑑』（近代中国史料叢刊3編53輯、文海出版社、427-428頁）に拠った。

制的改廃統合を伴う民国初期の改組の実態がみてとれるであろう。以下、いくつかのケースにわけて、改組の状況を詳しく見ていくことにする。

（1）合併県の場合——吳江、崑山、常熟

2度にわたる改組が徹底し、最終的に1県1商会となった蘇州府下の3県（吳江、崑山、常熟）の場合、いずれも清末民初期の県制改革に伴い、2県が1県に併合されていたという共通点を持つ。

1県2商会までという1906年の商会簡明章程付則6條の規定があったにも関わらず、旧2県が県城を共有していたという地域固有の特性が考慮され、第1章で前述の通り、吳江県（吳江県・震沢県合併）では、自鎮の商家だけからなる平望鎮分会と盛沢鎮分会に続き、3つめの江震分会が旧両県下10箇所の鎮の事務所を管轄する広域商会として成立した。ところが、その江震分会が統括する鎮のなかから、震沢鎮の分事務所が独立して分会となることを願い出たが、その商会設立申請は、付則6条の規定に抵触するとして却下された。

ここではその後、1914年の商会法に基づく改廃統合の結果、1915年3月に吳江県商会が会長張文蔚、経費2,000元という相当の規模で成立している。米や絹の流通に重要な役割を果たす平望鎮、盛沢鎮など名鎮を抱え、同里局、盛沢釐局という重要な釐金徵收の関所を有していたながら、唯一吳江地区の商会が1911年の釐捐調査事務所の調査に応じていなかった。それは、震沢鎮分所の独立（分会化）問題で表面化した、旧吳江県地区と旧震沢県地区出身の商人間に存在する抗争に、なお根強いものがあったからと推測される。

1918年の農商部統計に登録された商会の多くが改組を経てもなお、自会の設立時期を商務分会時代の光緒・宣統期に求めるなか、吳江県商会の場合は、表にも示した通り、江震（商務）分会に設立の起点を置くことはしていない。1915年の吳江県商会の

設立は、実質的に新たな商会の発足であったことを窺わせる。ところが、1923年の史料では再び吳江県商会の名称がなくなり、吳江盛沢鎮商会、吳江震沢鎮商会、吳江平望鎮商会が復活している。つまり、行政地域（県）の合併に伴い実行に移された吳江・震沢地区の商会改組は、旧2県域にまたがる広域商会としての江震商（務分）会を成立させたが、それは長続きしなかった。また、民国期に入って1県1商会に統合されて成立したはずの吳江県商会もまた瓦解を余儀なくされた。その代わり、以後商会として復活し、実質的な活動を展開したのは、清末期に独自に設立を申請した3つの鎮商会であったということである。中央商務行政の意図するところとはうらはらに、商工業者を中心とする鎮商会独自の求心力が強力に働いていた事例として指摘することが可能であろう。

さらに、震沢県商会や新陽巴城商会、昭文花業商会などの名称に現れるように、撤廃された旧県名にこだわった分所や分会の実態が、1915年の表に浮き彫りとなっている。常熟県（常熟県・昭文県合併）の場合は、旧昭文県域の虞東18鎮の連合を謳った梅里分会と県城内の常昭分会に続き、常熟県域の東唐市分会が、吳江県の例に倣って2県3会となるケースを許可してもらえるよう願い出たが、東唐市分会の申請は1906年当初、付則6条に基づいて却下され、やむなく分所に甘んじていたが、のちに昇格して分会となっている¹⁵。そして、1911年段階で少なくとも4つの分会が存在した常熟県では、1918年には常熟県商会へと統合され一本化した（図表5-3参照）。

崑山県（崑山県・新陽県合併）の場合、県城に両県下十数鎮を広域に管轄する崑新分会が設立されたが、総董李慶釗（浙江鎮海人）を誹謗する告訴状が蘇州総商会に送りつけられ、一連の物議を醸しだした¹⁶。李が経営陣に加わる裕豊醬坊の店員顧某が、李の指図と偽り、（看学宮人に）賄賂を使って文廟内の明倫堂に竹細工人を入れ工房を設けようとしたことに端を発する。崑新分会で客籍と土籍の商人数が拮抗するなか、客商の李が総董となつことへの不満が中傷の誘因であったが、李総董に対する弁護と中傷の応酬を通じて、崑新商会の活動と若干の問題点をかいまみることができる。すなわち、商会は市場の開設や道路の整頓、街灯の設置やその維持を手がけ、これらの諸事業は発起人が立て替え支弁しており、李総董はその功績によって多くの人々から支持されていたのだった。しかし、同様に公益事業に携わりながらも、一部同地域の学界の人たちとは犬猿の間柄にあったため、学堂に使用するべき廟を商人が不法に占拠し、使用したと非難されたというわけである。地方自治の実現に向けて県城や鎮レベルでは商界、学界をめぐりさまざまな思惑が渦巻いていた。

さらに、崑山菉葭（陸家）浜の一部商家は、分会に従属したままの形で、分離して分所を設置する運動を展開した。陸家浜は店舗100ほどの鎮で、20の商家が商会の会員となっていた。分所設立の申請に対して反対運動を展開する一派があり、その原因は相互に姻戚関係にあった実力者同士、つまり商会分所の中心人物蔣廷璋と反対派張遇高（菉葭小学董事、震泰酒坊）との内輪争いに求められる。

分所の設立に賛成する者と反対する者の間で繰り広げられた議論は、当時の地方の商民が商会をどのように位置付けていたかを知るうえで興味深い。反対派は、学堂設置の寄付活動に商会が妨害的であったと指摘したうえで、商会は「地方自治の一部」たるべき資質を欠き、「社会の下流人」によって操縦されている以上撤廃すべきである、と訴えていた。たとえ分所であれ、商会を設置することで付随してくる権威に対して、嫉妬に似た感情が反対者の言説に見られる。それは、近隣3鎮（安亭、蓬閭、夏家橋）とともに2人ずつの計8人の議董によって新たに東郷分所を設置せよとする、崑新分会から提示された分所統合案に対して、菉葭浜の商会に集まる商人たちが断固反対したこと、選挙によって選出された次期菉葭浜分所の総董に、反対派の先鋒であった張遇高が選出されたことによって明らかとなる。鎮同士の連携は往々にして積極的動機に欠け、互いに誹謗中傷を繰り返しつつも、商会长の名誉を奪い合っていたのである。この騒動から、地域商人が商会に対して抱いたであろう、ある種のイメージが見て取れる。ちなみに、近隣諸鎮のうち、安亭鎮はのちに分所として分離して独自に活動し、吳県との境にある陳墓鎮商業公会は蘇州總商会直属の分所となつた¹⁷。

このように自鎮の独自性を強く前面に出した分所が存在する一方、分会に議董1-2名を送り、章程上分会の正式な構成員と決められた無数の鎮にも、分所とは違った支部的形態としての分事務所が存在していたことを指摘しておくべきであろう。例えば、江震分会に所属していた練塘鎮や同里鎮など11の市鎮には、会費によって運営された江震分会の分事務所としての鎮商会が着実に機能していた。分所は、菉葭浜商会（分所）に見るように、鎮内商家の結束と独自性をとくに前面に押し出し、他に従属しないという点で分事務所とは異なる。言いかえると、表5-3の1915年の欄に載るだけの規模、つまり全国商会联合会に会員として加入していた否かに両者の違いを求めることができよう。全国商会联合会の正式会員であったような分所には、『中華全國商会聯合會会報』で運ばれてくる海外を含む各地の情報がメンバーによって共有できたわけである。

（2）1県2商会の場合——宝山・崇明・上海

つぎに、もと2県が1県城を共有していた例を除き、複数商会が同一県内に存在した場合に、どのような統合形態がとられたのかみてみる。

まず、太倉州宝山県と崇明県のケースについて、民国初期の改組の実態に焦点を当てて見てみよう¹⁸。宝山県では県城には商家が少なく、1907年（光緒33年7月）に羅店鎮（商店600～700）で、朱詒烈を総理に選出して羅店鎮商務分会が設立された。同分会は当初、花神祠花業公所に事務所を置いたが、1912年に蓑衣巷の民家を購入して商会とし、校舎を付設した。1908（光緒34）年には商家が林立する河口の吳淞鎮にも、謝萬光を総理とする吳淞鎮商務分会が財神廟（四明公所）に設立され、やがて依依亭公地の提供を受けて商会の建物を新築した（11年）。新しい商会法の発布に従い、1916

年に両商会はそれぞれ宝山県羅店商会および宝山県吳淞鎮商会として改組され、羅店商会は、自鎮のほか劉行（商家 80）・広福（商家 50-60）・月浦里（商家 40）の分事務所（1916 年 10 月設立）や盛橋商業集議所（1910 年城隍廟に設立）を通して周辺諸鎮を管轄し、それ以外の江湾鎮分所（商家 300）、真如鎮分所（1908 年宝善堂に設立、商董 1 名会員 40 名、商家 200 店）は吳淞鎮商会が管轄した¹⁹。羅店商会は県商会、吳淞商会は商埠商会とそれぞれ通称され、ともに広域にわたる県内諸鎮の商人の集会所となつた。

このように県城に商会がない場合、いずれか一方を県商会として行政的に優位を印象づける名称を使用した例は他省の商会にも見出すことができる。また、一般的には中心鎮の商家が発言力を持つ場合が多いようだが、吳淞商会の場合、第 4 代会長は江湾鎮分所から選出されたという。傘下の商会の意見が民主的に汲み取られたという点で、比較的理想的に近い改組が行われたといってよいのではないだろうか。

崇明県では、1905 年頃から外沙（長江北岸）地区の久龍鎮と崇明島の双方に商会があつたが、1914 年の商会法に基づく 1915 年 3 月の改組で、内崇（島内）商会が正事務所となり、外沙商会の分会資格は取り下げられ、久龍鎮には黃倉鎮とともに分事務所が置かれることとなつた。これに対して、外沙商会分事務所は、「新しい（崇明＝内崇）商会の会長が多忙であまりにも隔離した外沙の面倒を見きれないでいる」として、自鎮の困窮状況について通崇海総商会を通して工商部に陳情したが、効果がなかつたとして、商会聯合会総事務所に書簡を送り、1 県 1 商会がいかに理不尽であるかを訴え、1915 年末に発布された修正商会法第 4 条第 2 項（同一行政区画内に複数商会を許可する規定）の適用によって分事務所ではない正式な商会（分会）への復帰を求めた²⁰。中央への直接の陳情が許されない分所にとって、全国商会聯合会の存在は、意見具陳の場として重要な別ルートのチャネルとして機能していたことがわかる。このような抵抗が中央を動かし、結局 1915 年商会法への改正となり、外沙分事務所は 1916 年 7 月にふたたび分会への昇格を実現した。

次に、上海県の例を見てみよう。上海県商会はもともと 1906 年に滬南商会分所として認可されたものだが、1909 年に分所から分会となつた。この滬南商会は、上海県城内にありはしたが、至近距離の租界内に上海總商会があるうえ、県下の閔行鎮にも商会が存在していたため、分会としてではなく分所としてしか許可されなかつた。このことは、通州如皋の豊利場分所及び常昭東唐市分所の事例とともに、他地域の分会設置申請に歯止めをかけ、付則 6 条を遵守させるためのよい実例とされた。しかし、このような実力のある鎮あるいは県商会には、1910 年前後に至り分会へ昇格し、商会法に基づく 1915-16 年前後の改組においても商会としての名目を保つにいたつたものが多い。

（3）1 県 3 商会の場合——阜寧・泰県

阜寧県（図表5－1参照）では1914年3月に益林鎮商会が、5月には県城に阜寧県商会が成立している。この他、同県内の東坎鎮にも商会が組織されたが、分所としての認可しか得られなかつたため、東坎鎮の商家は1916年9月に商会大会を開催し、①東坎鎮の商業がもっとも盛んである、②1914年からずっと存在してきた、③阜寧県城と東坎鎮（県城から陸路60華里、水路120華里）は県内の領域をほぼ二分する形で各商業鎮を管轄している、④県城までの距離は東坎鎮より益林鎮の方が遠いが、益林鎮商会は跨地域商会である、の4点を理由に東坎分所の商会への昇格を訴えた。結局その主張は認められ、県面積の大きい阜寧では県城、商埠、跨地域の3商会が実現した²¹。

以上みてきたように、阜寧県のように広域県下を二分する商埠が存在した場合、崇明・外沙のように相互に行き来が不便な場合、および羅店・宝山のように伝統的に実力が相比肩する2つの商埠が双方の合意のうえに領域を分担し合う場合に限り、中央は複数商会を許可した。

民国初頭における、この半ば強制的な鎮商会の改廃と県商会への統合化推進の目的は、各商会に県内全域の商業鎮の意見を集約する機能を求めるにあつたと言え換えることができる。公平かつ均質な商務行政の推進と意見の汲み上げという両方向のベクトルを活性化するために、出来うる限り全ての鎮市に公式のチャネルを設けようとしたところに中央商務行政のねらいがあった。しかし、外崇（外沙）商会の不満にみられるように、官費の補助がないため、民間にほぼ全面的に運営を委ねざるを得ない商会に、このような強制的改組を強いることには、多大な抵抗が伴わざるを得なかつた。

陳情の結果3つ目の商会が最終的に認可された商会には、ほかにも江蘇省泰県姜堰鎮商会や湖北省蕲水県巴河鎮商会などがある。農商部による分所としての格下げ扱いに対し、これらの商会も、同じ様に商会聯合会総事務所（上海）に苦情を訴えた。それに応え、上海総事務所はこれらを商会として認可するよう農商部に意見を具申したのである。すなわち、商会は国家からいかなる財政的支援や役員俸給をも得てもいいばかりでなく、国家のために仕事をしている。加えて、分会は多ければ多いほど国家のたすけになり、国家の事務経費の節約にもなる。にもかかわらず改組せよ、取り消せ、と命令するのは何の道理があつてのことか。理解に苦しむ、と²²。すでに清末の時期に分会としての活動実績のあった外沙商会や、姜堰鎮商会のこのような不満はもっともなことであろう。ある種の位階引き下げを命ぜられたという屈辱感もさることながら、「分所」ともなれば実質的な交渉において、否応なしに不利な立場に立たされたからである。

以上の事例分析から、改組の内実とは中央による商民統合であったこと、そして、それに対する抵抗が、分所による分会への格上げ要求に示されていた点が指摘できる。

さらに、市場論理に大きく影響される商業活動の担い手である商人の集合体であったとはいえ、商会に集う商人においては、土籍（地元出身者）と客籍（移入民）への

こだわり、あるいは出身県への愛着が強烈で、異なる出自の者同士がそれゆえに反目するというも状況がここかしこに存在していた。

第二節 商会の機能について

1. 都市と農村

当初商会を設立する際の拠り所となった清末の商会簡明章程（1904年）は民国期の商会法（1915年）とは違い、商会設立に関する領域の問題についてなんら言及をすることがなかった。それゆえに各地の商会が提出した商会章程には一鎮の商家にのみ入会を限ったものも多い一方で、県内諸鎮を管轄領域とするものもある。領域に関しては、すくなくともスタート時点において、拠って立つ基準が不在であった。当然のことながら、商会のシステムから漏れてしまう鎮の商家もあり、また、民営を基本とする組織でもあったため、商会の設立をみない県もあった。

一方、乱立を抑えるために1906年には付則6条によって商会の設立に一定の統制が加えられた。民国初頭の商会法（1915年）では、商会の設立を1県2会乃至3会までとする法的強制力が付与されるとともに、既存の諸商会に対しては、県全域を管轄する県商会への改組が求められた。つまり、市場原理に基づく商業活動に疎密の差が厳然と存在するなか、商務行政は、一方で市場の要求を無視して商会の設立に制限を加え、一方で行政の原理が効率よく働くよう全省全県域へと商会システムの普及を働きかけた。市場の要求と行政の要求とを強引に折衷させ、鎮を最末端細胞としてその放射状線の中心に県城を置くという商会の構造を見るならば、商会の実質とは、このような県城から県城（ときに大鎮）へと全国を網羅する、都市と農村を結ぶネットワークの構築であったといえる。

中国における商業活動は、県城や市鎮に常設された商店のみならず、農村部にも広がり、定期的に開かれる市集においても活発に行われた。県内居住民の日常の用を供する食料や油、醤油、衣料、雑貨が市集で貨幣と交換され、商品や商行為によっては税額を加算された価格で様々な取引がなされた。加入商家の利益と秩序及び親睦の場という側面からではなく、税捐の代理徴収や商事裁判、あるいは定期市や商店街の整頓維持の主体であったとする視点から商会を考察すると、その設置と普及は県内全住民の商行為を把握することに密接にかかわっていたものといえる。全国を画分した行政県すべてにわたって、人口密度の高低にかかわりなく、いわゆる商会が県域全鎮を網羅する県商会へと改組統合されたことの意味は、課税と徴税および商業調査、商務振興といった商務行政を補完的に支援する体制の構築であったと言い換えることができる。税体系が異なる省や県を単位にして商会を組織せんとする意図が、商会システムの側に働いていることの理由をここに見いだすことができよう。

今までの研究で明らかにされている通り、上海や天津、奉天などの一部大都市総商

会などを例外として、分会、分所、分事務所にかかわらず、地方に点在する鎮や県商会など、要するに大多数の商会において、それは地域の商民にとって決して敷居の高い存在ではなく、入会制限もゆるやかであったため、商家の商会への加入率は相当高かった。また、最末端の商会（分所あるいは分事務所）は、G. W. スキナーのいう「中間市場町」に該当する程度の商業活動が盛んな鎮に存在していた²³。第一節では長江デルタ地区の商会の特質と改組の持つ意味について紙幅を費やしたが、鎮商家自身の商会設置の動機に着眼し、時期を問わず、また、分会として許可されたか否かを問わず、実際に一つの県内にどの程度の鎮に会所を伴う集会所としての商会が設立されたかをさらにここで詳しく見てゆきたい。

安徽省証詣県（1912年証詣商会設立）では1915年8月6日に、県下の郷や市鎮全体の商家を召集して改組のための会員大会を開き、県城の財神廟に城区の商会（正事務所）を設け、明光鎮と蔣霸鎮に分事務所を置くこととし、城区から24会董、明光鎮と蔣霸鎮からそれぞれ2会董を選出し、正副会長と併せて30名の会董で証詣県商会を構成することが決定された²⁴。浙江省平陽県では1910年に設立された平陽商会が15年の改組で県城の商会を平陽商会正事務所とし、龍江鎮に分事務所を設置した²⁵。浙江省蕭山県では県城（火神廟内）と臨浦鎮（芋蘿鄉土地廟）、義橋鎮（木業公所）、聞堰鎮（金衛会館）にそれぞれ商会が設立され、龜山、瓜瀝、頭蓬、靖江殿、赭山の各鎮に商務分所が設置された²⁶。商業活動が相対的に低調な内陸部の証詣県や平陽県ですら最低2～3カ所、鉄道や大きな河川が交錯し、海岸線に接する蕭山県では9カ所に商会が存在していた。

絹織物及び米穀の集散市場、あるいは文化程度の高い消費地として重要な鎮を多くかかえ、人口密度がきわめて高い蘇州府吳江県²⁷では、県城、震沢鎮（分所となる時期もある）、盛沢鎮、平望鎮の商会のほか、同里、黎里、練塘、周莊など10の市鎮に分事務所があった。そのほか、上海県、南匯県、松江県域だけをとっても、農商部統計に載る商会のほか、県志等によって三林郷、馬橋郷、塘湾郷にも商会が存在していたことが確認できるし²⁸、大団鎮、泗涇、葉謝、楓涇橋には全国商会联合会を通じて積極的な活動を展開した商会（分所）が存在していたことは表5－3の通りである。

以上のように、分事務所を含めた商家自らの商会設置の動向からみると、そこには人口密度に相比例した市場の論理が貫徹され、商会の設置には需要と供給の相関関係が存在していたといえそうである。人口が稠密で商業活動が活発な長江デルタ地域であったからこそ、1県1商会の枠を超えた、上限の2商会あるいは3商会を設置する県が多く出現したのである。

長江デルタ地域は太平天国の戦乱に見舞われたにもかかわらず19世紀後半に爆発的な市鎮数の増加をみており²⁹、同時に商会の普及がもっとも先進的な地域であったから、中国の商会が地域住民をどう平面的に把握していたかという平均像を見るにはふさわしくないかもしれない。ここでは安徽省の分析を通してこの点を考えてみたい。

1928年における安徽省の人口は21,174,262人である。若干の増加はあるものの47年の22,489,842とほとんど同水準にある。信頼できる史料が残されている47年時点の安徽の人口分析を通して10-20年代における商会のおおよその状況を想定してみよう。63県1市を擁する安徽省の47年における郷鎮数は合計1,774³⁰であり、1つの郷鎮あたりの平均人口は12,677人、2,026戸である。実際には1県あたりの郷数は、少ない県で8郷から多い県で102郷という開きがあるが、1県あたりの平均は27郷となり、1県に分事務所を含め5~6の商会的組織が存在したとすると、4~5郷に1つの割合で存在する中間市場町に商会の最末端事務所があったということになる。商店数が100~200以上ある鎮は相当大きな範疇に入るであろう。中には商店40くらいの鎮や郷にも事務所が存在していた。

地方自治推進に向けての議論のなかで、江蘇諮詢会などは商会のない鎮や郷には商務公所を置くことを規定しているが、商会と違って商務公所には総董はおらず、全国に通用する商会としての公印を押す権限もなかった。商人が訴訟を起こす場合、商会が代理申請する必要があったから、農村部で営業を展開する一般商人にとっても、月に数度は足を運び得る、規模の大きな鎮（＝中間市場町）に商会が設置されている必要があり、商会の供給（設置）はこのような地域住民側の需要に合致するものであったといえる。分布という観点からみると、商会が共有する様々な情報とサービスに地域住民がほぼ平等に接しうる可能性が開かれていたということである。行政当局から見た場合、商会を通して様々な行政的影響力を各戸に及ぼし得たと言いかえることができる。

2. 地方自治と商会——崑新県の場合

清末の新政時期に日本に範を取った商会が教育会や農会とともに中国社会に導入されると同時に、警察制度が幾つかの省で先鞭をきって試験的に取り入れられ³¹、地方自治の試みも踵を絶いで開始されている。長江デルタの県城及び市鎮レベルの地域社会では、これらの新しい制度がどのように試行されたのかを、崑新県を例にとって見てみよう。

自治制度が導入される以前の江南の地域社会は、社会的に名望のある紳董³²による間接支配が貫徹していた。太平天国の戦乱において、紳董主導の団練が、里甲・保甲制度に基づいた旧来の自衛方法に較べ実効性の面で勝ったことが地域にこのような支配を根付かせた転機であったとされている。このような紳董の支配には、救荒時の善舉の範囲と重複する、明確な領域性が存在していたことが最近の研究で指摘されている³³。その意味でいえば、崑新県では、方還（本名張方中、廩貢生）という人物が地域の政治的近代化に重要な役割を果たしていた。『崑新兩県統補合志』（1923年2月刊）によれば、1906（光緒32）年から1911（宣統3）年に至る経過はおおよそ以下の通りである（年月は農暦に基づく）。

光緒 32 年 6 月：方還が亭林祠に崑新学会を開設。王徳祥とともに樾閣に学務公所を付設。

11 月：学部の定めた章程に従い崑新学会を崑新教育会と改名。

夏：李慶（寧波人）と方還（邑人）が商会を北大街に設立。

同年：巡警局を西街に開設。両県それぞれ年に錢 120 千を負担し、各項目の捐を設定して（郷・鎮）董がこれを徵収し、その経費に充てる。

光緒 33 年 9 月：学務公所を勸学所と改称して教育会に付設。視学兼勸学所総董をおく。

：自治宣講所が教育会会长方還と勸学所総董陳定祥の協力で商会に付設される。

光緒 34 年正月：方還等により法政講習所を玉山書院震川祠に開設。教育会は県經由で地域の郷董に学員の派遣と自冶人材の召募を通知。教員朱裕穀、周一陽。

宣統元年 6 月：城自治籌備公所を孝定祠に開設。

宣統 2 年 正月：学款經理處を開設。教育会を運営してきた公共学款や田畠貯蓄を統合、總理に邱樾、副總理に王頌文と周一陽を選出。

2 月：県議事会が孝定祠に成立。

6 月：県自治籌備公所が震川祠に開設さる。

宣統 3 年 9 月：県自治籌備公所が県自治会として成立。

アンダーラインを付した組織が邑紳方還（1906 年当時 40 歳）のエネルギーな活動によって、地方自治を強力に推進してゆく母体として次々に設立されていったことがわかる。さらに詳細をみていくと、その活動の中心となった崑新教育会は、既存の文会（地方の文化人のサークル）、闈賤（科挙試験準備費）、義學、書院を統合・合併したうえで 1906 年に成立したものであった。また、発起人の一人王徳祥が一部私有地を寄贈することによって、その教育運営基金の基盤が強化されている。崑新教育会は、近隣諸郷からの教育界人士など合計 102 名で構成され、翌年には、学務公所から改称した勸学所を教育会の付設機構とした。同教育会の正会長は方還、副会長は徐夢鷹と陳定求で、江蘇教育総会に直属し、職員 34 名で県下の教育事務を執り行った。一方、付設勸学所は、陳定祥が両邑視学員兼勸学所学務総董となり、県から「戳（公印）」を支給され、教育行政を正式に委任された。勸学所は県城内外の都市近郊を 4 つの学区にわけたほか、崑山県の 3 郷を 10 学区に、新陽県の 4 郷を 8 学区に分け、区毎に勸学員一人を置いて教育行政を運営した³⁴。教育会と勸学所の役割は、旧式教育に代わって、新たに設立された学堂がいかに立身出世に有用であるかを地域住民に説いて回り、児童の就学と教育関係費の地域負担の重要性を認識させることにあった。

経費の面から巡警、教育、商会をみていくと、崑新県では、巡警費用の一部は目的税という形で紳董を通じて徵収されたことがわかる。他県と同様に崑新県においても、学款經理處に一本化された教育整備関連基金の創出は、地方自治遂行の上でもっとも

実質的な部分を占めたと思われる。江蘇省全域においては、地方自治制の施行に反対して数多くの事件が発生したことが知られているが、その原因の多くは、自治制度の施行に伴って教育公産として統合された寺廟の専従僧侶らの処遇や学務捐に対する反発であり、それは毀学暴動という形で爆発した³⁵。他方、教育会は政治革命を標榜する人々の結集の場であったという点も指摘されている³⁶。いずれにせよ、地方自治と公益に熱心な有力者による大なり小なりの寄付行為や、方還の活動に代表されるような、科挙制度の廃止を直接の契機とした若い知識層を中心とする創造的な情熱がこの時期の地域社会を支えていたであろうことは容易に推測できる。

前節で崑新商会発足の経緯を紹介したさい、他省出身者の総董李慶釗と教育界人士との対立に言及したが、その原因是、「客（外来者）」 ⇄ 「土（地元出身者）」間の反目だけでなく、地方自治の一環としての教育会の活動に、商会が非協力的であった部分にも求められよう。廟を不法に賃借して職人を入れた県城の一商人の行為や、学堂設置のための寄付活動への一部商人の非協力的態度が槍玉にあげられることは前述の通りである。旧（科挙）社会から引き継がれた教育基金としてのプール資金と寺廟や祠堂の不動産収入のみならず、商業活動に伴う商捐の一部を学堂運営、あるいは市政運営に充当することは当時の地域社会の運営にしばしば見られるが、それは崑新県の場合にもあてはまるのである。

膨大な経費が必要とされる学堂の設置などの教育関連整備費に較べ、商会の設置においては、同じく地方自治に先行する制度の定着であったとはいえ、必要とされる基金の準備や組織者同士の合意形成が比較的容易であったと思われる。図表5-3にもあるように、多くの場合、初めは寺廟などを借用してその一角に商会を設置し、やがて資金の準備が出来るにつれ会所を建築してゆく傾向が見て取れる。崑山（新）県商会設立に際する基金や経費については、初年度の経費は発起人による暫時立て替え払いという形で提供されたものの、他の多くの商会と同様、以後は（各鎮の士紳2名による推薦入会からなる）「会員」と（弁事会費を納入する）「会友」から会費を徴収して運営され、その他「特別会員」という名誉会員規定を設け、裕福な商人による善舉としての基金への寄付を促す規定となっていた³⁷。

このように、県レベル以下の地域社会においては、巡警は巡防捐のような特別税の徴収に頼り、商会は主に会費で運営され、他方教育基本財産は熱心な自治推進者による、寺廟・祠堂などの不動産を伴った既存の書院や義学の、ときに強権的手段に訴えた統合によって確立され、商界の協力のもとで運営されていた。これらが緊密な相互関連の中で成立し、地方自治という制度の定着に収斂されてゆく。その過程が崑新県の例で明確となろう。

さらに言えば、崑新県における教育会による基本公産の充実と教育システムの構築は、宣講所や法政講習所にみられるように、地方自治制度の普及宣伝に初めから深くリンクする形で進められていた。教育システムの整備という問題が、科挙の廃止とい

う一大変革によって緊急の課題として日程にあがつたことはさらにいうまでもあるまい。と同時に、唯一立身出世の登竜門であった科挙制度を廃止したことと、それに先んじて新設された商会制度が、官位を持つことを総理（会長）・協理（副会長）の必須条件とするとともに、かれらに「閨防や鈐記（正式な公印）」使用の権限を与えるというしくみを構築したことによって、商会に新たな立身出世の道を見出す人々を大量に創出させた。崑新県の場合がそうであったように、1906年を境とする各地での商会の林立は科挙の廃止と連動したものだったのである。1906年の簡明章程付則6条はこのような文脈の中で理解されてよい。

崑新県城では商会が登場する以前から、木匠公所、肉業公所、成衣公所、米業公所などが独自の集会所をもって成立していたが、特定の同業組織が商会の開設に当たり、とくに発言権を独占していた様子はない。商会の発足に際しては、県下各商業鎮の商家に呼びかけがなされており、のちの民国期の商会法が要求したような、鎮の商家からも議董を出すしくみが当初より章程で定められていた。第1期と第2期の2年間は客籍の李慶釗が総董を務めたが、様々な内部対立のすえ、それに続く1908年から11年には、教育界に身を置く方還が商会総董を務めた。また、吳江県江震商会では、教育会会长の縁者ということで総理となつた龐元潤に対して、総理が商界に役立つ仕事をまったくしていない、として商会会員から龐に対して不満噴出という事態に陥ったことがある。商会総理となるには捐官によってあれ一定の科挙資格が必要とされたので、指導的商工業者の多くが商・学双方の世界に立脚点を置くと同時に、このような商・学間の矛盾は不可避であった。その意味では確かに「学界と商界は水と油の関係」³⁸であった。

自治制度の普及に関して言うと、教育界と商界が独自に結集してゆく過程においては、様々な反目と軋轢が生じることは避けられなかった。九江の例を見てみよう。江西省九江では1907年の九江商務総会（＝総商会）（鄧法甲総理）の創立以前、羅綱乾、蔡紹昌ら教育界関係者が勢力を握っていた。総商会に対して心中穏やかでなかつたかれらは、地方自治制度が準備せられると同時に自治局に拠つて総商会に対抗し、その軋轢は世間を騒がす大事件にまで発展した。このことを伝える在漢口日本総領事の言を借りれば、紛糾は、「地方官憲と結託し威福擅にし來たりし」これら「無産の紳士」が、商会にはかることなく専断で、自治局経費に充てるための家屋税附加捐の徴収を決め、地方官に告示を出させたことに端を発するという。自治局の専断に嫌悪感をつのらせた商会の言動に対し、地方官はこれを加捐に反対する不穏行為と見なし、ここに地方官と手を組んだ自治会対総商会という対立が鮮明となった。1911年春、商会があらかじめ地方官と自治局から得ていた内諾にしたがつて、県城外甘棠湖の官有地で会所の新築工事を始めようとしたところ、はたして羅らはこれを商会総理等が私営事業のために官有地を占拠した行為とみなして九江道台に告発し、総理を拘禁して巡撫に処罰を求めた。一方の商会側は、これに抗議するため役員総辞職のうえ全会員の名

義で農工商部と巡撫以下各級の役所に事件の顛末を通告したのだった³⁹。商会総理の拘禁、訴訟事件にまで発展した九江の例は、崑新県にみられた教育界と商界の確執の極端な例である。

だが同時に、地域社会においては教育界と商界の確執を克服して公共の目的のために両者が提携することが必要とされていたのである。そして、崑新商会では商市や商学の振興のほか、街灯の設置や街路の整備と清掃という市政にも一定の成果を出していた⁴⁰。崑新における市政機能の商会による代行については、自治公所や自治会という地方自治組織に先だって商会が組織されたことが大きくあずかっていたといえるだろう。清末に産声をあげた自治機関は民国に入って間もなく、袁世凱の帝政でその成果が摘み取られ、一時閉鎖を見たが、商会は一貫して為政者による商務行政の補助機関として機能したのであって、それゆえに市政の一部を様々な形で引き継いだと考えられる。

3. 商会の機能と役割

前述のように、商会は清末の自治制度の重要な構成要素として位置付けられるものであった。では、官から見た場合、商会に期待されていた役割はどのようなものだったのだろうか。宣統年間に入り地方自治籌弁處が発行した『江蘇自治公報』に記述された商会の機能を抜粋すると、①商事仲裁、②商業登記、③商業帳簿の配布、④中央（農工商部）に対する商況の報告（商務総会）、⑤物価の平準化、⑥特許の代理申請と認定、⑦度量衡制度の普及や諸手続用紙の配布、となっている⁴¹。これらはいずれも1904年に発布された商会簡明章程⁴²に準拠したものである。

このうち、④、⑥（章程26款）、⑦などは中央（農工商部）と直結した商務行政の補助事業である。他方、①の商事仲裁（章程16款）や、日用必需品の物価を意図的に吊り上げる独占的業者に対する⑤の物価平準化勧告（章程24款）においては、商会での仲裁や勧告が不調となった場合、商会を経由して地方官へ訴訟することによって事態の解決を図ることが示されていた。また、②の商業登記においては、公司条例にも定める通り、売買契約書（合同）、不動産の登記簿（文契）、担保証文（券拠）など、商行為の証拠となる書類は商会に提出し、それらに商会が証明の印を押すことになっていた（章程18・19款）。そして、その際に生じる手続費は、会費収入とともに商会の主要な収入源となることが定められていた（章程21款）。さらに、商家の倒産や貸し倒れなど、万が一の事件発生に備えて、それら証拠書類は商会に類別して保管されることになっていた。ただし、個々の商会において、実際どの程度このシステムが実行されていたかは、さらなる検証が必要であろう。また、商会による統一帳簿の配布とその内容の商会への開示（機能③、章程20款）も、商事紛糾の際の重要な証拠となつた。さらに、一般商人が役所に訴訟を起こしたい場合、商会の総理や協理が代わって地方官もしくは中央に上告する必要があった（章程7款）。また、中国商人と外国商人

との間に紛糾事件が生じた場合には、商会は両者に代理者を立てさせて調停の仲介をするが、不調の場合は、地方官と領事に善処を申し入れるか、農工商部を通じ外務部に解決をゆだねることになっていた（章程 16 款）。商会が商業界全体の秩序維持にきわめて重要な役割を担っていたことがわかる。

次に、中国の商業組織の特徴について考えてみたい。1917 年発行の『中華全国商会联合会会報』に掲載された論説「中国の商人団体制度とその優劣について」⁴³は、中国における伝統的な商人団体制度と中世ヨーロッパおよび江戸時代の日本の商人団体制度との違いについて次のように指摘している。ヨーロッパの商人ギルドは市政を掌握し、宗教との関係がきわめて深い。日本の組合には宗教色がなく、市政を掌握することもない。それに対して公所などに代表される中国の商人団体は両者の中間にある。他方、ギルドには王の特許が必要で、日本の組合も將軍の許しが不可欠であるが、中国では少数の例外的業種を除き、商人の営業は基本的に自由である。しかも、前両者とは違い、中国では商会が税を代理徴収したり、公債を引き受けることがあったとしても、商人団体が直接納税の単位として認められたことはいまだかつてない、と。ところが、1935 年に満州国臨時産業調査局の調査員は、中国の商会の状況について、それが道路行政や土木事業、勧業事務など、広く地方自治（＝市政）に関する事項や、時に警察事務さえも管掌し、商人に対して公課を徴収する「官署のごとき觀を呈したる」ものだと述べ、日本の商工会議所とは相違するものだ、と驚きをもって報告している⁴⁴。

この点、つまり徵税と自治行政に関して、商会が実際に自治行政当局との間でどのように役割分担をしていたのかという問題について、以下実例を挙げて検討しておこう。

さきに崑新県のケースで少し触れたが、商会による市政（自治行政）分担のありようは、地域や省によっても異なり、大都市から小さな鎮に至るまで千差万別であった。中には日本側の調査員も驚嘆するほど、万能的な役割を果たした東北地区の総商会（「公議会」を起源とする）のような例もある。

以下に挙げる湖北省光化県老河口商会の例は、商会と地域における自治目的税の徴収、およびその自衛経費の負担をめぐる問題の一端を我々に示してくれている。老河口では從来から取引商品百両毎に、堡壇局を通じて売方買方の双方からそれぞれ 3 厘の合計 6 厘を徴収して公共費に充当する慣習があり、それらは堤防の修築にはじまり、警察、治水、消防、救荒、育嬰堂の運営や閲報室の開設費等地域の公益事業に充てられるしくみになっていた。湖広総督趙爾巽の勧めに従い設立の議が上がった商会は、1909 年 3 月に、年 1 万 1 ~ 2 千両にのぼるこの 6 厘堡壇局捐のうち、上述の公益費 6 ~ 7 千両を除く 5 ~ 6 千両を、商会運営のための基金（公款）とすることを新総督陳夔龍に具申して認められた。

直後の 7 月に、総督は光化県を通じ、左路巡防第 5 営の兵費負担を商会に求めたの

だが、これに対し、商会は、「兵費は国家の税款に拠り、商会は地方の公款に拠るべし」として、兵費負担を強要されることの理不尽さを諮議局に訴え、事実上それを拒否した（1910年11月23日呈）⁴⁵。さらに商会は、堡壘局を工商局に改組し、主に行商人から徴収していた捐（税）を店舗商人からも広く徴収できるよう求めた。

これに対する諮議局への総督の札復（1910年12月19日到局）は、以前、県令の具申に従い堡壘局捐を「官収」にしようと考えたことがあるが、「商情」を考慮に入れ、そうはしなかったと説明し、地方公益捐の徴収及びその運営権を老河口の紳董層に委ねた経緯を確認している。総督は、老河口を防備する左路巡防第5營の兵費負担が拒まれた以上、部隊を解散して、商会には自衛手段を講じてもらうほかないとしたうえで、負担を拒絶した商会に対し、その引き替え条件として、これまで上級官庁が関知してこなかった堡壘局捐について、その執行報告書を（県を通じて総督へ）提出するよう商会に求め、「官司の監察の責」を強調した。つまり、商会は、堡壘局捐のうち何割を商会費に充て、それぞれ何割を巡警、消防、堤工、河工、自治善舉費とし、何割を工芸廠あるいは初等商業学堂費（両者とも商会が着手したい事業として例挙したもの）とするのかについて、詳細に上級官庁に報告する責務を課せられたのである⁴⁶。6厘捐と巡防費の扱いをめぐる商会と湖廣總督とのやりとりは、両者の間の微妙な問題を露呈するとともに、地域における商会機能の一端をわれわれに示している。

総督の言を借りれば、そもそも第5營は、襄陽一帯の防備が不十分であったため、商業要衝地としての老河口地区の治安を維持するために配置された軍隊であった。当初商会が5,000両を負担し、簽捐局が8,000両の経費を負担して運営されたが、簽捐局の収入が低減したため、総督が商会にさらなる経費負担を求めたのである。だが、商会がこのような訴えをしてきたため、湖廣總督はやむなく第5營の解散を決め、商会には速やかに自力で巡警を組織することになった。

老河口の事例は、巡警、消防、善舉などの地方自治行政の基金として、実質上「官収」ではなく「商収」されていた地方公益捐の徴収と運用に、かなりのウェートで商会が関わっていたことを示すものである。地方あれ、大都市あれ、商会それ自身の事業運営は基本的に会員の会費と手続料収入に依存するところが一般的であった。しかし、老河口の例にあるように、地方公益捐の徴収およびその分配と自治巡防事業の執行に商会が深く関わり、場合によってはそれらが商会の公金として運用されているケースもある。

商会が商事裁判などを通じて商界の自治組織として重要な役割を果たしていたことはしばしば指摘されているが、それと同時に、地域住民全体に関わる地方自治行政にも深く関わる側面を持っていたことは強調しておいてもよいことだろう。

むすび

清末のきわめて早い時期から鎮を単位に実態としての商会が続々と設立されていった長江デルタ地区では、2度にわたる上からの商会改組令によって、商会の設立を断念させられた商業中心鎮が数多く出現したが、それらの活動は分所や分事務所という形式で脈々と続けられていた。江蘇東南部・浙江北部を中心とするデルタ地区には、盛んな商業活動に裏打ちされた商工業者のダイナミズムが、商会設立という形で如実に反映されていたのである。

1915年の（修正）商会法は、県内の商会を、1つの県商会あるいは、多くても2つないしは3つまでに制限したため、既存の小規模商会や分所、分事務所の改組・統廃合を促し、その結果として県内全域の諸鎮を統合網羅する形の県商会を生み出した。この改編が当局者側の意図による商民統合という側面を持っていたことを見逃してはならない。多くの鎮商会の不満に現れたとおり、法的強制力を伴った各地商会に対する改組命令の内実とは、実は統治のサイドに好都合の改廃統合であって、地域商民自身の利益に必ずしも合致するものではなかったのである。

他方、全国商会聯合会が合法組織化されたという側面から、自己統合の軸に立って商会法の（修正）発布を見ると、これを機に商会の発言権が確保されたことができる。全国商会聯合会は、長江デルタ地区最大の対外交易港である上海（総商会）に総事務所が設置（1914年）され、上海総事務所は長江デルタ地域を代表して全国商会の中核としての発言権を行使してきた。中央政界との癒着等により分裂を繰り返す北京本部とは一線を画したその中枢的役割は、やがて、北伐の流れに合流し、国民党支配地区の商会に新たに「各省商会聯合会（1927年12月）」を召集し、新しい時代に応じた商会のありようを模索していく道へと結実するのである。政治に翻弄される北部に対し、常に自律的であろうとした長江デルタの特徴が發揮された、と言い換えることもできよう。

①個別の鎮による盛んな商業活動に裏打ちされた商会先進地域、②政治に左右されず常に自律的であろうとしてきた全国の商会の旗振り的存在、この2点を長江デルタ地域の商会の特徴としてまとめておきたい。

最後に、本章が対象とする長江デルタ地域を通してみた商会と地方自治との関係から、商会全般が持ったであろう社会的機能をまとめ、中国商会としての特徴を提示したい。

明清以降の中国の専制支配は県城の衙門を最末端として強力な中央集権が貫徹する一方、県城から郷鎮にいたる広範な地域社会は地元の有力者あるいは宗族を中心とする自治に任されていた。清朝後期の江南地域では生員クラスの紳董が一定の領域を自治的に管轄し、県城の役人との接点作用を担っていた。立身出世の唯一の登竜門としての科挙制度の崩壊とともに、一連の新政が試みられた20世紀初頭の10年間はこのような地域社会に大きな社会的変動をもたらした。商会制度の導入は、教育制度の大変革と、自衛を主たる目的とする巡警制度の普及とほぼ時を同じくして互いに緊密な

関連をもちながら一斉に試みられた。資力に恃むことの多い商人の集合体としての商会と、教育行政に直接身を投じる才知に長けたインテリの集合体としての教育会とは、地域の近代化に深く関わり、時に衝突することもあったが、基本的には同じような層によって担われた地方自治前夜の運動母体であったということができるのではないだろうか。

相応の信用を公印という形で与えられた商会のリーダー達は、「才（品）・地（位）・資（格）・（名）望」（商会簡明章程第6款）を備えるべきとされた。商会は全国商会聯合会を通して商会同士の横のつながりを強固にしながら、中央に対しては税金の代理徴収などによって、小役人による中飽の弊害を防ぎながら商工業者の負担軽減に貢献し、一方で地域の自治システムの枠内で、様々な名目の自治捐の創出とその徴収および運営に関わった。これらの役割は、国内外の商業会議所共通の職務であるところの商業調査や商務の振興、会員同士の親睦と情報の交換などに加え、旧（科挙）社会から新社会への過渡期に登場した中国商会としてもつこととなった、特殊な側面であったといえる。欧米や日本の商会との相違点がここに求められる。

第五章 注

- 1 張学恕『中国長江下游経済発展史』（東南大学出版、1990年）1・2頁。新中国成立後、第5回人民代表大会第5回大会が決議した「第6次5ヵ年計画」によって初め長江デルタ経済区が確定されたが、のちに経済区は1市4県へと拡大され上海経済区となった。現在福建省も同経済区に含まれているが、一般的に長江下流地区といえば4省1市を指す。
- 2 前記「第6次5ヵ年計画」に拠り、その範囲に従うなら、常州、無錫、杭州、蘇州、南通、嘉興、湖州、寧波、紹興9市57県と上海市全域を指す。
- 3 王樹槐『中国現代化的区域研究——（1860—1916）江蘇省——』中央研究院近代史研究所専刊48、429頁。
- 4 御史王鵬運の上奏により光緒21（1895）年末に商務局の設立が日程にのぼり、江蘇では1896年2月に上海、蘇州、江寧（南京）に商務局が設置された。そして、兩江總督兼南洋大臣張之洞の命を受けた陸潤庠、丁立瀛、張謇がそれぞれ蘇州・鎮江・通海地区の担当者として派遣され、紡績工場などの着手にあたった（同上、426頁）。商会設置以前の商務行政については、曾田三郎「清末の産業行政をめぐる分権化と集権化」（横山英・曾田三郎編『中国の近代化と政治的統合』溪水社、1986年）に詳しく述べられている。
- 5 「論農會議」、「論商會議」『張謇全集』2巻経済、江蘇古籍出版、10-11頁。
- 6 章開沅『開拓者的足跡—張謇伝稿』中華書局、1986年、97頁。日本語翻訳として藤岡喜久男訳『張謇伝稿—中国近代化のパイオニア』（東方書店、1989年）がある。
- 7 同上、72-75頁。
- 8 凌鴻勲「記茹經老人太倉唐蔚芝先生」、唐文治『茹經堂文集』5・6篇「自訂年譜」（沈雲龍主編『近代中国資料叢刊（続輯）』文海出版）、2420-2425頁。
- 9 「請設立商会懇」『茹經堂奏疏』卷2（沈雲龍主編『近代中国資料叢刊、56、第6輯』文海出版）163-66頁。
- 10 朱英「辛亥革命時期の孫中山與資產階級」『近代史研究』1987年第3期、同「清末商会與

辛亥革命」『華中師範大学報』1988年第5期、胡光明「論早期天津商会的性質與作用」『近代史研究』1986年第4期。

- 11 「商部札飭各商会▲為建設中美銀行事」『民立報』1910年12月。全国商会聯合会第一回大会（1914年）において、国内では資金の調達が困難なのでアメリカと合弁で勸（商）業銀行としての中美銀行を創る南京総商会案が決議された（「全国商会第一届大会提案一覽表」天津市檔案館・天津社會科学院歷史研究所・天津市工商業聯合会編『天津商会檔案彙編 1912－1928（1）』天津人民出版社、1992年、528頁）。このほか、江西省の宜黄、宜寧商会と省代表聶希璜、吉林の新城商会が商業銀行の設置を急務とする類似案を提出し、南京案に収斂された。同時に上海総事務所が提議した赴米実業団を組織する案も審議の結果、準備が開始されることとなった。
- 12 賴和平「論清末民初中美商会的互訪和合作」『近代史研究』1988年第3期に詳しい。
- 13 外務省外交史料館『日清両国実業家の連絡機関設立一件（3-4-1-14）』。
- 14 「日支両国の実業提携の実現」『日華実業』1922年、10月号。
- 15 華中師範大学歴史研究所・蘇州市檔案館編『蘇州商会檔案叢編（第1輯）』華中師範大学出版、1991年、187-93頁。
- 16 崑山県の状況については、同上、139-159頁に詳しい。
- 17 同上、160-180頁。
- 18 黄葦・夏林根編『近代上海地区方志經濟史料選輯（1840－1949）』上海人民出版、1984年、68-71頁（原載『宝山縣統志』卷6、実業志、農商會）、『（上海市）宝山縣志』上海人民出版、1992年、648頁。
- 19 各鎮の商家の数について、劉石吉『明清時代江南市鎮研究』（中国社会科学出版、1987年）160頁を参照した。
- 20 「崇明外沙商会分事務所來函（1915年12月3日）」『中華全國商会聯合會會報』第3年第2期、〈商會文牘〉3頁、「江蘇崇明文事務所依法改組外沙商会函（1916年6月30日）」同第3年第8期、〈商會文牘〉7頁。
- 21 「呈請農商部准予東坎商会改組文」同上第3年第11・12期合併号、〈公文〉35-6頁。
- 22 「海安姜堰兩鎮設會地點應候查明核辨由」同上第2年第9期、「湖北蘆水巴河鎮商務分會來函」同第3年第2期、〈商會文牘〉5-6頁、「呈請農商部舊設商會一律依法改組文」同第3年第11・12期合併号、〈公文〉35頁。
- 23 スキナーの理論については、G・W・スキナー『中國農村の市場・社会構造』（法律文化社、1979年）の訳語に拠った。
- 24 「安徽証詒商會來函（1915年8月28日）」第3年第2期、〈商會分牘〉、7頁。
- 25 「平陽商務分會」『平陽縣志』1925年、卷31、選舉志4、20頁。
- 26 「商會」『蕭山縣志稿』1935年、卷7、建置門、局所、32-33頁。
- 27 太平天国以前の数字であるが、1820年における江蘇省全域に占める蘇州府の面積は5.04%であるのに対し、人口は15%を占め、人口密度では、吳江県の場合、江蘇省の平均の4倍に達していた。崑新、吳県もほぼ同様の傾向にあり、同じ時期における松江府各县の人口密度の3-4倍程度であった（劉石吉前掲書159頁）。
- 28 『（上海市）上海縣志』上海人民出版、1993年、29頁、前掲『近代上海地区方志經濟史料選輯』67頁。
- 29 1852年に4,156.6万であった江蘇省の人口は太平天国の影響で1874年に一旦1,704.7万（41.1%）に激減するが、1911年にはその1.7倍に回復して2,907.6万人となり、47年には3,410.7万人にまで回復する（『中國人口——江蘇分冊』中国財政經濟出版社、1987年、48-50頁）。
- 30 王鶴鳴、施立業『安徽近代經濟軌跡』安徽人民出版社、1991年、40-52頁。
- 31 新政の一環として1905年10月に巡警部設立。翌年巡警部は民政部に改組され、民政部警政司が成立。翌1907年各省に巡警道が設置された。京城の警備以外では東三省全域と直隸、江蘇省下の特定地域で警政が選択的に実施された（王家儕『清末民初我国警察制度現代化的歷程（1901-1928年）』台灣商務印書館、1984年、35頁）。

- ³² 稲田清一は鎮居地主層との関連を重視してこれらを鎮董と称し（稻田清一「清末江南の鎮董について」森正夫編『江南デルタ市鎮研究』名古屋大学出版、1992年）、大谷敏夫はこれらを郷董制（「清代江南の水利慣行と郷董制」『史林』63-1、1980年）と称したが、鎮には鎮董、郷には郷董と通称される役職が存在したので、ここでは混乱を避ける意味において、清代後期生員クラス以上の地域社会支配層を指すのに、中国で使用されている「紳董」という一般的な用語を狭義に使用することとする（例えば朱英『晚清経済政策與改革措施』華中師範大学出版社 1996年）。
- ³³ 稲田清一前掲論文、同「清代江南における救荒と市鎮——宝山県・嘉定県の「廠」をめぐつて——」（『甲南大学紀要』文学編 86、1992年度）。夫馬進『中国善会善堂史研究』（同朋舎、1997年）の集大成に負うところが大きい。
- ³⁴ 崑新県の状況については『崑新両県統補合志』（1923年2月刊、巻2、公署、9-11頁）を参照した。
- ³⁵ 清末の毀学の状況については阿部洋『中国近代学校史研究』（福村出版、1993年）、新保敦子「中華民国時期における近代学制の地方浸透と私塾」（狭間直樹編『中国国民革命の研究』京都大学人文科学研究所、1992年）に詳しい。江蘇省の状況については王樹槐前掲書263-65頁、同「清末江蘇地方自治風潮」『中央研究院近代史研究所集刊』6、1977年、313-327頁。
- ³⁶ 桑兵『清末新知識界的社団與活動』三聯書店、1993年、6章「中国教育会」。江蘇教育会については高田幸男の一連の研究「清末地域社会における教育行政機構の形成——蘇・浙・皖三省各府州県の状況——」（『東洋学報』第75巻第1・2合併号、1993年）、「江蘇教育総会の誕生——教育界に見る清末中国の地方政治と地域エリート——」（『駿台史学』第103号、1998年）、「20世紀初頭、中国長江下流域における教育界ネットワークの研究——江蘇学務総会によるネットワーク構築の初步的考察」（『明治大学人文科学研究所紀要』第50冊、2000年）がある。その他、地域エリートに言及した研究に佐藤仁史「清末・民国初期における一在地有力者と地方政治——上海県の《郷土史料》に即して」（『東洋学報』80(2)、1998年）、「清末・民国初期上海県農村部における在地有力者と郷土教育——『陳行郷土志』とその背景」（『史学雑誌』108(12)、1999年）がある。
- ³⁷ 「崑新分會試辦章程」前掲『蘇州商会檔案叢編（第1輯）』、140-41頁。
- ³⁸ 「方還為縷 李慶釗被控事致高載之函」同上、149頁。
- ³⁹ 明治44年9月4日在漢口總領事松村貞雄發外務大臣林董宛「九江商務総会対地方官件の確執に關し報告の件」外務省外交史料館『各国商業會議所関係雑件——支那の部（3-3-5-5-4）』。
- ⁴⁰ 「崑新各業聯名上稟蘇商総会函」前掲『蘇州商会檔案叢編（第1輯）』、151頁。
- ⁴¹ 江蘇蘇屬地方自治籌弁處編『江蘇自治公報類編（宣統3年）』巻1-3、近代中国史料叢刊3編53輯、文海出版、395-396頁。
- ⁴² 「奏定商会簡明章程 26条」天津市檔案館・天津社会科学院歴史研究所・天津市工商業聯合会編『天津商会檔案彙編 1903-1911（上）』天津人民出版、1989年、21-28頁。
- ⁴³ 「述中国商人団体制度並評其優劣」『中華全國商会聯合会会報』第4年第3期、1917年。
- ⁴⁴ 臨時産業調査局『満州に於ける商会』1935年、1頁。
- ⁴⁵ 「老河口商務分会陳請停止以六厘捐撥充巡防兵費案（宣統2年10月初8日）」吳劍傑主編『湖北諮議局文献史料彙編』武漢大学出版、1991年、543-45頁。
- ⁴⁶ 「附：湖廣總督札復（宣統2年11月18日到局）」同上、545-47頁。

第六章 広東における商人団体の再編について ——広州市商会の成立まで

はじめに

本稿の主な目的は広東省を中心とする華南の商会の生成と発展を跡付けるとともに、国民党及び国民政府と商会との関係を明らかにすることにある。

近年の商会研究は対象が広域化し、テーマの選定、史料利用の方法のいづれにおいても格段の進化をみせている¹。しかしながら、対象とする時代は清末から民国初期に偏重し、国民革命以後の研究が少なく、「御用商会」として片付ける定説から離れ、具体的に国民政府における商会の役割に言及したもの²は更に少ない。本章では第一に、広州国民政府に始まる党国（以党治国）体制下の国民党政府と商会との関係を解明することに重点を置き、1929年に公布された国民政府の商会法によって定着したそれ以降の商会の特質について素描を試みたい。

中国における国内各地の商会は、同じ商会法に規定された社会組織でありながら、地域ごとに特色を持つ。本論では、海外の華僑社会と密接な関係を持つ華南地域の商会を対象とし、その地域的特色を描出することを第二の目的とする。そこから導き出される、中国の商会制度に内包された海外ネットワークの機能、つまり国内の商会と国外の中華総商会との関係についても具体例を通してみてゆきたい。

華南の商会のうち、とくに広州総商会を取り上げるのは、いうまでもなく広州が国民党によって初めて政権が樹立された地で、1924年の商团事件がもたらした禍根が、その後の国民党と商人団体との関係を規定すると考えるからである。清末民国初期における広州の商人組織と商團については邱捷氏等の一連の研究³があり、1924年の商團事件について多くの先行研究がある⁴。が、こと広州総商会そのものに関する専論はない。管見の限り商会の一次史料がまとまって残っているわけではなく、30年代以降の商会檔案が一部広州市檔案館に残存する⁵程度である。本稿ではこの商会檔案ほか、第二歴史檔案館の広州国民政府檔案、国民党党史委員会の政治會議檔案と五部檔案、及びその他の周辺史料を使い、当時の商会、とくに商会と国民政府との関係がどのようなものであったのかを見極めたい。

第一節 広州市商会の成立まで

1. 広州商務総会（広州総商会）

清朝末期、商会成立前夜の広州には三つの重要な社会組織が成立していた⁶。ひとつは、城の濠の改修と維持管理を目的に西関の紳士何太清等と十三行出身の四大富豪が組織した清濠公所（1810年設立）をルーツとする文瀾書院。書院と名がつくものの、教育機関ではなく、生員以上の資格を持つ士紳が集まる社交サークルであった。その主要メンバーは、のちに立憲及び地方自治運動の中堅として廣東地方自治研究社を結成し、廣東諮詢局に参加する。

第二の組織は、広州の各同業公会「行（ハン）」よって組織された七十二行⁷である。南北行（同徳堂）、米行（永安堂）茶行（照遠堂）、磁器行（萬勝堂）、銀業行（忠信堂）など各同業組織は広州の行政当局に替わり税金の代理徴収を行っていた。相互の連帶意識が希薄で、散漫な集合体でしかなかった各行は、1899年、広州に派遣された大学士剛毅が巨額の軍費負担を各行に強要したことを契機に、緩やかな連合体を組織した。七十二行という名称はこれ以降定着する⁸。1907年冬、七十二行を母体とする商人群は、西江におけるイギリスの輯捕（警察）権奪回を企図し、廣東戒煙会を華林寺に結成した。これが粵商自治会となり、商人を主成員とする有力な立憲団体となる。前述の廣東地方自治研究社は主張が穏やかであったのに対し、粵商自治会⁹は急進的な主張と行動で知られる。そして、辛亥革命後、立憲派の急先鋒団体であった粵商自治会は一旦解散を余儀なくされ、粵商維持公安全に生まれ変わる。

第三の組織は慈善団体としての善堂である。広州では1869年から20世紀の初頭にかけ、前後して15以上の善堂が設立されたが、うち九大善堂が特に有名である¹⁰。善堂の運営を主宰したのは有力商人で、やがて商界の紛糾事件は九善堂の一つ廣濟医院で調停されるのが習わしとなり、商家で従わない者がなく、廣濟医院は商事公断の場となっていました¹¹。

1905年に起こったアメリカの華僑排斥法案に端を発する米貨ボイコット運動¹²、上述1907年の西江輯捕権の奪回運動、さらに翌年の第二辰丸事件をきっかけとする史上初の日貨ボイコット運動、そして粵漢鉄道の回収¹³とその国有化反対運動によって覚醒された七十二行と九大善堂の政治的リーダーシップは、清朝最末期の立憲運動、自治運動の展開へと、地域商人と知識分子をまとめてゆく求心力となった。

さて、1904年に発せられた商会簡明章程により、各地で商務総会、商務分会設立の議があがるや、広州では緩やかな連合体としての七十二行がすでに存在したので、これを母体に、1905年1月、広州商務総会の準備機構が城西地区にある九大善堂の一つ、廣仁善堂で結成された¹⁴。24条からなる創辦章程を定め¹⁵、正式に新城晏行街における広州商務総会（總理左宗蕃・協理鄭觀応）設立の申請が受理されたのは、1905（光緒31）年5月31日（4月28日）のことであった¹⁶。

上述の通り、海外華僑を巻き込んでの度重なる主権奪回運動に自覺的に参加するのみならず、『廣東七十二行商報』（1908年）の発行などにより、宣伝の手段をも獲得していた広州商人層の政治的結集は、他地域を一步リードしていたといってよい。そし

て、辛亥革命を経た1917年、広州商務総会は新しい商会法に基づき、広州総商会へと改称され、総董制が会長制へと衣替えされた。

ただ、初期の頃の広州総商会は必ずしも広く商業界の総意を集約するしくみの上に成り立ってはいなかったようである。組織に「系統無く」、1,000元の出資で商董となる道が開かれたので、裕福な商人だけが基本金を供出することで、商家の名義で同業者を代表するとともに、名声を欲しいままにできた。このような「陋習」は他の省の商会ではあり得ないことで、かつまた「異聞」に属することであった、とも回憶されている¹⁷。多額の基本金や会費の保管の仕方があいまいであるとか、会長の専横をチェックする機能がないなど、総じて会の運営が透明性に欠けているとして、部外者からは往々にして批判の矛先を向けられたのである。粵商自治会のリーダーシップが一方で顕著であったことから、広州総商会の社会的影響力はさほどではなかったとしばしば指摘されている。

本論の主な叙述対象時期である、市商会に再改組される直前の1920年代後半における広州総商会の指導層は図表6-1の通り、同業組織（堂）ごとの派遣代表を中心に総商会の指導層が構成されていた点を確認しておく。

図表6-1 広州総商会職員表（1928年8月頃）

正会長	鄒殿邦	銀業行忠信堂	副会長	胡頌棠	鮮魚行聯志堂
常務会董 10名	歐陽明西 鄭耀文 梅兆熙 崔銘三 馮陶侶	靴行敦和堂 北江転運行聯益堂 上海綢布幫行守經堂 花紗行綿遠堂 北江棧行慎和堂	彭礎立 黃會民 劉維文 傅益之 陳德農	雜木行同志堂 五華銀行 廣州織造土布公会 洋煤行 醬料行聯志堂	
会 董 47名 (1行1人)					

資料：『商業特刊』（広東全省商会代表大会大事記、1928年9月）78-80頁。

2. 広州市市商会と広州市商民協会

商団事件の前兆ともいえる広東政府と地域商人との確執¹⁸は孫文が（第二次広東政府）大総統に就任した1921年から確認できる。1921年、孫文は広州総商会が官民間の合作に「非協力的」で、革命の進展の「妨げ」となることを理由に内政部長呂志伊と財政委員会委員長楊西巖に命じて広東全省商会聯合会を設立させ、商人革命を指導させた¹⁹。

1922年、当局が舗底（店舗営業）権を代価なしで取り消すことを求めたのに対し、商店主は結束して舗底集議総所を組織し、この政策を一旦白紙撤回させていた。次いで1923年、孫文が再度大元帥の名義の下、広州で政権の座に復位すると、12月に広州市政府は広州市權宜区域範囲を指定し、広州市再開発方法の青写真を発表した。それに基づき広州市当局が制定しようとした新しい条例「統一馬路業権案」に反対した商店街の商店主らは、再び結束して舗底維持会を組織し、翌1924年5月、総商会とともに新条例の反対と舗底権回収の運動を繰り広げ、ゼネストを武器に新条例を撤回させることに成功した²⁰。もともと舗底集議総所に集まつた中小商人によって結成されたのが広州市市商会（1924年正式成立）である。

広州市市商会は正式発足直前に勃発した商団事件に際して当局側に協力して救済活動を行いつつ市面の維持に尽力し、国民党広州市第1区18区分部を組織した。市商会は国民党の党義の宣伝に努め、總理の側に立つ地域商人団体として自認し、当局の許可を得て広州市商事公断処を増設し、市商会日報と市商会週刊を発行するなど、着実な活動を展開した²¹。

さて、1924年夏、総商会と広東省各地県商会の商団からなる商団軍聯防總部が軍政府による武器没収に抗議して再びゼネストを敢行する構えでこれと対峙し、実際に衝突事件（商団事件）にまで発展すると、中国国民党中央執行委員会²²は6月に増設した実業部を10月20日に商民部へと改称した。この年の初めに開催された第1回全国代表（一全）大会では商民運動に関する決議は無く、商民部の仕事は手探りの状況であったが、国民党が手始めに広州特別市商民協会の組織に着手したのは事件直後の1924年末から1925年初頭のことであった。ついで中央商民部の指導のもとで中山県に商民協会が成立したのが1925年の6～7月。その後広東省党部と省党部商民部の設置が準備されると、10月には中国国民党党立商民運動講習所²³が開設され、1926年1月3日に第1期生28人を送り出す²⁴。

そして、1926年1月に開催された国民党第二回全国代表大会で「商民運動決議案」（1月18日甘乃光報告）²⁵が採択されて以後、商民協会設置の運動は大いにはずみがつく。3月の報告によると、廣東では6つの商民協会に5,008名の商民が組織化されていた²⁶。

以上の歴史的経過をおおまかに整理すると、1925年7月1日、廣州に国民政府が成立した時点で、広州市内には廣州総商会、廣州市市商会、廣州特別市商民協会という3つの系統の商民組織が鼎立の観を呈し、さらに国民党寄りと自認する廣東全省商会聯合会が全省規模の要として存在し、それぞれがお互いにほとんどかかわり合うことはなく、「屋上に屋を架す」様相であった²⁷。

3. 商民運動の二つの展開

一般的に「商民運動」とは、第一次国共合作以降国民党中央及び省市党部商民部に

よる指導のもとで展開された商民協会の運動、つまり、農民運動と同様に、専門の運動員を使い、郷鎮地域に波及させた、共産党の影響の強い国民党による商民協会運動²⁸を指す。商民協会は革命策源地の広州で1924年末に初めて誕生し、ピーク時の1927年7月頃には少なくとも10省30万人以上の会員を組織化した²⁹。しかしながら、南京国民政府成立とともに党内の左派勢力が急激に力を弱めたため、1929年、商民協会は既存の旧商会とともに、地区ごとに結成された商人団体整理委員会の手によって解散を余儀なくされ、商民層は新たに組織された市商会や県商会へと統合され、短い命を終えた。

共産党の強い影響が見られる、国共合作下での国民党の商民協会運動を狭義の「商民運動」とするなら、在地商人の視点から商民運動を広く定義することもまた可能である。1931年の広州市商会誕生時期以降、市商会に集まった商工業者たちは、自らの歴史を振り返り、盛んに「商民運動」という言葉を用いた。それによると、商民運動は咸豊末年までの草昧期、光緒中期から宣統末までの萌芽期、民国初頭から民国15年までの滋長期、民国15年以後の組織的系統的商民運動時期という四期に時期区分される³⁰。

糸余曲折を経たすえ、国民党政府と商民との関係がおおよそ定まるまでの、1926年から1929年にいたるこの重要な時期に、広東における2つの商民運動がどのような展開を見せたのか。以下に整理してみたい。

（1）広東における国民党系商民協会の商民運動

1926年初めの二全大会で商民運動決議案³¹が通過し、宋子文が商民部部長に就任し、商民協会章程（10章68条）が制定されて以降、上海特別市、北京特別市、漢口特別市、江蘇省、広西省、湖南省、江西省、直隸省、四川省党部にも商民部が設置され、国民革命の進展に隨い、各地に商民協会が組織された。商民協会運動は、1926年7月をもって「漸進期」から「拡大期」へとピークを迎えたとされる³²。同時に、海外の華僑社会もこのときすでに商民運動の動員対象となり、商民部は海外部を通じ海外の中華總商会への接触に着手していた³³。

広東では、広州市商民協会と中央・省・市商民部から2名づつの準備員が派遣されて構成される全省商民協会籌備処が1926年3月18日に成立した³⁴。籌備処は国民政府から準備金の提供を受け³⁵、旧（総商会系）商團軍總部のあった西瓜園で5月21日に全省商民協会を結成し、5日間にわたる成立大会を開催した³⁶。会期中全省24県から151人の代表が出席し、15の案件が通過した。そこで決議されたのは、北伐への支持、国民會議早期開催の主張、農工商学兵大連合の擁護などの基本方針の確認のほか、旧商会が持つ商店開設及び倒産処理に関する諸権利の回収や、商業学校の設立、商業日報の創刊など、商民協会が着手すべき具体的な活動像であった³⁷。また、期間中の5月23日、138人の代表が車に分乗して黃花崗の烈士の墓に参ると同時に、省港スト

ライキで帰郷している労働者に対して慰問を行い、商民部主催の宴会では「革命的商人は團結して軍閥と帝国主義を打倒しよう！国民革命の成功万歳！」と、意氣盛んにシュプレヒコールを叫ぶものであった³⁸。

ところが、その半月も経たないうちに、執行委員中の一部「腐敗分子」が各地の商民協会と結託し、「廣東各地商民代表大会」と銘打つ会を組織しようとした、としてのちに党中央による制裁にまで発展する事件がおこり³⁹、7月中には各地の商民部の工作員に予防的措置を講じるよう周知がなされた。同時に、「辦團（商団を結成）」することがまずいと見たら今度は「辦党（商民協会を結成）」することによって党に取り入ろうとする投機的な土豪烈紳や買弁がいるので、彼等の思うつぼにはまらないよう充分注意を促すように、という宣伝と教育も展開された⁴⁰。これはおそらくは順徳県商民協会をめぐる一連の紛糾事件⁴¹を指しており、農民協会や総工会、農工俱楽部との関わりが深い順徳県大良市商民協会の設立の問題や⁴²、「商賊」に翻弄された順徳県水藤分会の問題⁴³など一連のできごとが確認できる。やがて、順徳では省商民部執行委員陳國強が「商賊」張伯超・梁巖池等と手を結び「非法」に水藤分会を設立したと名指しされる。さらに、この時点における陳に対する内部告発は、陸豊商民協会の設立問題⁴⁴においても確認される。国民党内部の極左分子の行きすぎに対する警戒が、商民協会運動の運営において顕著に表れた事件として特筆しておく。

ついで、1926年11月20日の各級商民団体聯歡会の開催を契機に、商民部によって幾つかの商民対策が実行に移された。一つは、翌年1月に4日間にわたり招集された広州市商民大会である。商民部はこのため廣東全省商民協会（陳國強・蕭漢宗）、広州市商会（譚希天・陳鉄香）、広州市商民協会（蔣壽石・黃祖培）、広州市南郊商民協会（葉拔臣）、広州總商会（胡頌棠）からなる準備会議を数度にわたって開催した。広州市商民大会は補助金2,000元の供与と、廣東全省商民協会、広州市商会、広州市商民協会、広州南郊商民協会、広州總商会及び廣東全省商會聯合会の6つの会からそれぞれ40名の参加者によって構成された。

いま一つは、12月3日と4日に商民運動指導員養成コースの試験が実施されたこと。その結果、800余人の応募者のなかから30人の合格者と20人の補欠者が選ばれ、前年に引き続き、短期間の訓練を経て、商民運動指導員が各商民協会に派遣されることとなった。

商民部の政策とは、あくまでも商民協会を通じ、既存の他の商民組織を管理指導することを意図したもので、広州市商民大会開催のための宣伝大綱は張驥甫・黃祖培（広州市商民協会代表）・張浪石（中山県商民協会代表）ら商民協会直系の党員が審査にあたった⁴⁵。

広州市以外の市県郷鎮レベルの商民協会における具体的な活動はどのようにであったのか。例えば海口市商民協会（入党会員120人）では6つの分会が成立し、党義宣伝のため月刊と画報を出版した。また、各分会事務所には閲書報社が設けられ、革命的

な書籍を置き、商民訓練班を設立し、商民俱楽部（娯楽）の活動も積極的に進められた。北海市商民協会（入党会員450人）では靴業界で労使紛争が発生したが、商民協会による調停の結果双方が譲歩に応じて円満解決し、農商学婦女大会聯合会と対英経済絶交運動にも参加した⁴⁶、と報告されている。

一方、商会と商民協会との関係はどのようにあったのか。商民協会運動が盛んであった香山県では1921年に商会が成立し、18の分会を従えていたが、やがて商民協会が成立すると、中小商店主で商会に加入していた者の半数が商民協会に転入した⁴⁷といわれる。江門県では1902年に商会の前身である江門商務会が成立しており、江門市商民協会は1926年秋に商会とは別に組織され、省港スト糾察隊を接待したり、商店主にスト労働者の救済に協力させ、率先して当局に対する増税反対運動を主導するなどして活発な運動を繰り広げたが、1927年の4・12事変以降、当局側の武力封鎖に遭い、商民協会は8ヶ月という短い命を終えた⁴⁸。また、県や郷鎮に規模の小さな商会が存在したところでは、いくつかの商人組織が併存した広州市や中山県、江門県とは異なり、党が派遣した工作員によって選挙と委員制の方式で商民協会を組織し、商会は自然解体して会務を停止するといったところも多かったようである⁴⁹が、いずれの商民協会も短命に終わっている。近年新しく編纂される県志において、商民協会について記述されることはあるがほとんどない。

（2）広東における旧商会系の商民運動

国民党主導の商民協会の運動が拡大の様相を見せ始めた1926年10月、広東民政厅の1408号令をめぐり、治下の県市商会が相次ぎ党及び政府の方針に対し反対の意見陳述を行うという事態が発生した。県商会と県政府との間の公文やりとりの形式（行文程式）に関し、民国4年に北京政府が公布した商会法に基づき引き続き「公函」の形式を用いてよいか否か、との曲江県商会問い合わせに対し、省政府が「北京法令は援用の必要無く」、属内各団体は県長に対し「呈」、逆は「令」の形式を使用すべき、との決定を下したことが始まりであった。

曲江県商会は、県長による商会に対する圧迫と、「商会精神の堕落」を招く、として行文程式に関するこの決定に異議を申し立て、全省商民会議の開催を呼びかけるとともに、「官商合作の実」を取るよう政府に訴えた（10月4日、国民政府への呈文）。英德県商会は、「袁賊」の專制時代でさえ公函を使ったのに、革命の根拠地で平民政策を提唱しているこの時に呈や令を使えというのは革命に対する「背道」にほかならない、と同調し（13日、国民政府への呈文）、広州総商会も正副両会長鄒殿邦と胡頌棠の名で国民政府に「公函」形式の続行を申し立てた（10月16日、国民政府への呈文）⁵⁰。

中華民国成立直後も同様の行文程式論争が繰り広げられたが、広州国民政府発足の初期に商会と政府機関との文書のやりとりをめぐる一悶着があったことは、政府と商会との関係を見定めるうえで注目されしかるべきできごとである。この直後、各級

商民団体聯歡会が広州で開催され、翌 1927 年 1 月に商民大会が開かれたのは前述の通りである。党と政府は、既存と新設を問わず、現存する商人組織間相互の提携と団結、さらに官民の風通しを図ることに苦慮したようである。

同時に並存していた商人組織間の競合は、公文の形式をめぐる論争に見られるように、主に国民政府との関係いかんに求められる。当初の商民協会の場合、総商会及び市商会と対等の発言権を求めて商民部と交渉していた。改除雑捐研究会への参加について、当初全省商会聯合会と同様 5 人と決められた商民協会からの代表人数を、総商会市商会と同等の 10 人へと増加するよう要求している⁵¹。

くりかえしになるが、商民協会と商会との間には主導権をめぐる争いがあったとともに、党及び政府の側では既存の商会と新設の商民協会との相互連携と共存方法の模索が試みられていたのである。

(3) 商民運動の全国的潮流と広東省商会聯合会事務所の設置

1923 年の曹錕賄選以降、商人自らが積極的に政治に参画する動きが醸成され、主に上海を中心に「商人革命」運動が一世を風靡した。その一つの結果が、広州における商団事件であり、自衛力を持った商会の力が地方に拠る廣東政府に押え込まれるという轍を踏んだ。商人革命の潮流は馮少山ら上海の廣東幫グループによって引き継がれ、北伐の進展とともに、1927 年 5 月、上海総商会は委員制への転換によって指導層が一新された。そして、馮少山を中心とする上海の商民運動は、職能型代議政体を案出すまでに結実していく⁵²。

馮少山ら新執行委員は国民党との連携を強めながら、南京国民政府が成立し、国民党左派勢力の弱体化が明白になると、1927 年 12 月 17 日に、国民党治下 16 省によりかけ、各省商会聯合会（出席 10 代表 144 名）を開催し、27 日に上海に総事務所を設置した。各省商会聯合会は執行委員 27 人、監察委員 13 人を選出して各省に省事務所の設立を督促し、各商会には委員制に改組するよう提言するとともに、北京の（旧）全国商会聯合会に対して、従前の全国商会聯合会関係の公文書を上海に持参し、引継ぎ事務を行うよう勧告した⁵³。

この直前の 11 月、中央商民部が商会を暫存させるという二全大会の方針を転換し、旧商会は「組織不良」ゆえに、三全大会では商会取り消しの方針である旨公表していた。これが全省商会聯合会召集に至る直接の原因であり、一方では北京に本拠を置く北京政府お膝元の（旧）全国商会聯合会に対する上海の主導権奪回の動きとも連動していた。

1928 年 9 月、廣東では、前年 12 月の上海決議に基づき、廣州総商会と汕頭総商会が中心となって省下各商会によりかけ、廣東省商会聯合会を開催し、廣州に廣東省商会聯合会事務所を設置した⁵⁴。そして、10 月 10 日に上海で全国商会臨時代表大会が開催され、汕頭総商会顧問陳之英の提案なる「中華民国全国商会聯合会組織大綱」を通

過した。大会は11月1日から新しい正式名称として中華民国全国商会聯合会を使用することを決め、未設の各省には速やかに省商会聯合会と事務所を組織するよう打電した。

つまり、広州においては、総理「手創り」の全省商会聯合会が1921年から存在したにもかかわらず、1927年12月（上海）の各省商会聯合会の決定に基づき、上海と足並みを揃えた総商会と商会の指導のもとで、新たに広東省商会聯合会事務所が設置されたわけである。

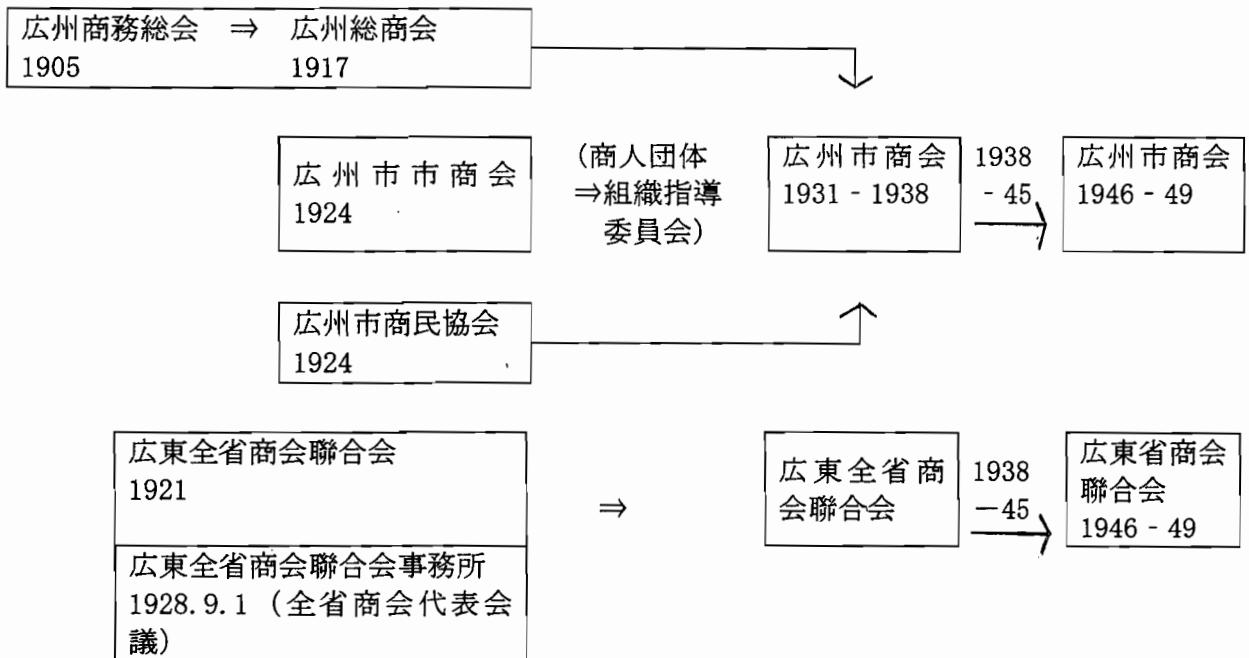
総商会系の商民運動の一環としての新たな全省事務所の設置にあわてた広東全省商会聯合会は、広東省のように商会聯合会があらかじめ組織されているところでは、総商会が新たに商会聯合会を発起召集すべきであるという全国商会聯合会の方針は、実情に合わないので、既存の商会聯合会が代表大会を召集するか、あるいは必要あらば商会聯合会が総商会と連合して召集すべきではないか⁵⁵、という意見を提出した。そして、両者の対立が先鋭化してくると、広東全省商会聯合会は広州総商会に対し、リーダーの品位と不透明かつ封建的作風を批判しつつ、中国国民党中央執行委員会政治会議を通じ、省政府に広東省商会聯合会事務所の取り消しを求めた⁵⁶。この問題は党の指導によって両者が合併することで決着している。

4. 商人団体の整理と広州市商会の成立

この間、馮少山は『上海総商会月報』などを通じて党の方針である商民協会運動に対して疑義を呈するとともに、胡漢民との間でも立法委員をめぐる論争を展開した。1929年3月の三全大会では、商民協会と党部から旧商会の取り消しと商民組織の統一を求める意見書が出される一方、商会の存続を求める意見書が国内外の商会名義で提出され、両者の意見は真っ向から衝突した⁵⁷。このようななかで、上海救国会事件（4月22日）が発生し、上海商人団体整理委員会の手によって、上海総商会は翌年上海市商会（1930年6月）へと改組されることとなった⁵⁸。商民協会によらない独自の商民運動の方針を堅持し、党と対立する馮少山に対し、1929年8月に逮捕令が出された⁵⁹。新たに発足した全国商会聯合会はしばらく陳日平、のちに林康侯が主席代理をつとめたものの、北京に会所を移し、1930年8月1日に事務が開始されるまで、しばらく会務の停頓を余儀なくされた。

このようななか、商民協会の急進分子や店員問題をどう扱うのか、明確な方針が固まらないまま、1929年8月に新しい商会法と同業公会法が公布され、それに基づき、すべての商民協会と旧商会など、一切の商人組織は解散を余儀なくされ、新しい商人組織として市県商会が組織されることとなった。中央党部が正式に各地の商民協会に解散令を出したのは1930年2月26日のこと。広州では、図表6-2の通り、前述した三つの商人団体が党の指導のもとで一旦解散し、広州市商会が1931年2月に新たに誕生する⁶⁰のである。

図表 6-2 広州市商人組織変遷図



資料：「廣東廣州總商會沿革及工作概況」、「廣州市市商會沿革及工作概況」（廣州總市兩商會合編『廣東商業年鑑』廣州市商會發行 1931 年）、梁闡秋編『廣東商運沿革史』（1934 年）、『廣州市市民衆團體概況』（1936 年）、『商業特刊（廣東全省商會代表大會大事記）』（1928 年）、廣州市商會『市商會周年特刊』（1947 年）、廣東省商會聯合會編『商業概覽』（1948 年度）により作成。

1929 年 1 月にすでに委員制に改められていた廣州總商會は、廣州市党部民訓會の指導に従い、1930 年 10 月に 5 名の指導委員を選出し、市商會（3 名）及び市商民協會（3 名）との改組に臨んだ。新商會法が定める會員總登記に基づき、合計 11 名で組織されたこの商人団体組織指導委員會⁶¹は、廣州市の商人団体を新組織へと変貌させる。そしてついに、1931 年 2 月、廣州市商會が誕生すると、旧總商會は旧廣州市市商會とともに清算人を選出し、3 月末にその歴史を終えた⁶²。

廣州は 1937 年 8 月 31 日に日本軍による一回目の爆撃を受け、38 年 10 月 21 日に陥落する。多くの商工業者は奥地に避難し、廣州市商會は活動を停止するが、一部廣州に残った商工業者は傀儡政權の支配下で活動を継続した。終戦後、奥地から戻ってきた商工業者により、廣州市商會は 1946 年 8 月に再改組される⁶³。

第二節 1929年商会法以降の華南の商会

1. 広州市商会と国民政府

(1) 広州市商会の構成と収支

新しい商会法⁶⁴は商会に、あくまでも同業者に共通する商工業上の利益を反映する組織であるべきことを求め、商会の設立を5つ以上の同業公会の発起によるもの（商会法第6条）とし、会員資格は公会会員と商店会員に限り（第9条）、個人会員の加入の道を排除した。そして、会員代表の資格（第13条）では、「破産宣告された者」等と並び、「反革命的行為のある者」は会員代表になれない、とされた。

1931年7月における広州市商会は、68の同業公会会員と4つの商店会員から組織され、傘下の合計会員数は4,000余であった（図表6-3参照）。1932年における広州市29区の総人口1,042,630のうち、商人人口が63,606人⁶⁵であったので、商会に加入した商人の割合は6・3%程度で、数量的に大多数の商人を統合したとは必ずしもいえない。しかしながら、統合の経緯と、会員の総登記、さらには会務全般にわたり委員制が徹底されることにより、旧総商会の不透明な体質の悪弊は払拭され、旧市商会会員に相当する商人層の意見反映の道が確保されるとともに、加えて党と政府による商会に対する干渉の道筋がつけられた点で、商会の内実と質に大きな変化が認められる。

図表6-3 1931年における広州市商会概況

名称	認可登記機関	改組日時	責任者	会員人数	最近の会務状況	会務発展計画
広州市商会	広州市党部民訓会及び市社会局による認可。 実業部での登記。	民国20年 2月25日 合併改組	主席： 鄒殿邦 以下略。	同業公会 会員68。 商店会員 4。 合計会員 4000 余名。	総務・調査・交際・官伝・組織の5科。 執行委員会 週2回開催。	建設委員会、財務委員会、公断委員会、対外貿易委員会、統計委員会の設置。 新しい会所の建築、商品陳列所・商業学校の設立計画。政府に対し 旧商團公所所在地の返還要求。

調査者：馮椿修。 調査日時：民国20年7月27日

注記：所在地・経費状況・会員経済状況は省略した。

商店会員は大新公司・先施公司・江門製紙公司・協和祥雲石米店。

資料：「付広州市民衆団体近況報告表（商業団体）」『民二十年広州商民運動概略』172頁。

そして、旧総商会末期に商民運動を標榜し、総商会を統率したリーダーたち（図表6-1）の多くは、図表6-4のとおり、市商会においても継続して執行委員に名を連ねている。さらに、一旦没収され、商民協会が使用を願い出た⁶⁶西瓜園にある商団公所（商団軍聯防總部）の返還を市政府に求めていることからも、商人団体の整理が事実上総商会を中心に行なわれたことは明白である。この継続性にこそ注意が払われるべきであり、南京国民政府はこの段階で広義の商民運動の取り込みに成功したことを意味する。

図表6-4 広州市商会第1期執監委員表（1932年）

執行委員 15名

姓名	職別	所属会員	職業
鄒殿邦	兼主席委員	銀業同業公会	広信銀号経理
胡煥棠	兼常務委員	鮮魚欄業同業公会	永豊泰欄経理
傅益之	兼常務委員	煤業同業公会	徳源号経理
趙靜山	兼常務委員	下河塩業同業公会	永和堂経理
李卓如*	兼常務委員	報關同業公会	天安経理
陳遠峰*	兼総務科正主任	生薬參茸業同業公会	誠濟堂経理
袁次明	兼総務科正主任	質業同業公会	福和押経理
黃詠玳	兼調査科正主任	米糠卸売同業公会	合利経理
陳鉄香	兼調査科副主任	肉業同業公会	永發経理
彭礎立	兼組織科正主任	新旧土洋雜木同業公会	怡盛福経理
黃日三*	兼組織科副主任	糸業輸出同業公会	怡和興経理
梁郁才	兼宣伝科正主任	セメント業同業公会	広行経理
郭沢農*	兼宣伝科正副主任	落花生胡麻雜穀同業公会	永益隆経理
熊少康	兼交際科正主任	華人捲タバコ業同業公会	南洋烟草公司経理
符沢生	兼交際科副主任	機器織布衣業同業公会	華興織造廠経理

注記：ほか監察委員7名：馮暉臨（銀業同業公会）、張鉄軍（米業同業公会）、江仲雅（セメント業同業公会）、王受之（粉麵茶菓子業同業公会）、李福田（米業同業公会）、*何戊南（タンクスティン鉱業同業公会）、馮陶侶（北江紙類雜貨卸売業同業組合）

*は旧総商会会董。**は旧総商会役員。

資料：『広州商業年鑑（民国廿一年）』（広州市商会、1933年）<統計>1-3頁。

市商会の收支表を1932年8月の例（図表6-5）でみてみると、市商会総収入の約3分の2は、中央及び地方政府との密接な協力関係にもとづいた、種々公債販売などの代理事務手数料からきていることがわかる。そして、経常費としての事務費は通常の会費収入（経常事務費）で充当されたが、不定期に事務費予備基本金が徴収されて

いた。例えば、1933年6月の報告表⁶⁷に計上された事務費予備基本金の総額は56,000元。所属同業公会から等級別に徴収された基本金の負担割合は、銀行業・質業・下河塩業・銀業・生薬参茸業各1,800元、米糠卸売業・落花生胡麻雜穀業・鮮菜成貨業1,200元、先施公司・西堤大新公司900元ほか、下級飯店同業公会300元、旅店業200元などで、規模と実力に応じた同業公会による按分負担の実態がわかる。

図表6-5 広州市商会毎月収支報告表（1932年8月）

収入	費目	支出
292,409.64	先月繰越分	
76,562.55	路款代理受付	75,462.53
14,359.12	投価割当	13,288.37
638.80	各種代理	
441,063.46	各種予餉代理受付	441,063.46
	普通預金	76.20
765.63	路款取扱手数料	37.50
1,515.00	経常事務費	
5.00	税関登録費	
6,848.54	予餉取扱手数料	1,206.61
286.12	経費	
141.00	*経常費	3,037.87
	*臨時費	1,676.46
	翌月へ繰越	298,745.86
	合計	834,594.86

注記：

*1932年8月分経常費使途の75%は人件費、臨時費の84%は会員大会費で占められる。

*その他、別の月の収支報告では下記の費目が登場する。

1932年12月以降 第1期航空義券事務代理手続費・航空義券代理販売収入

1933年4月以降 商界対日經濟絶交会・抗日宣伝費

1933年5月以降 残教院寄付金募集費用

1933年6月以降 国防債代理販売手續費・国防公債代理販売収入

1933年3月のみ 市（中華国貨）展（覧）会有獎券手續費

資料：「本会財務収支表（1932年3月31日から1933年6月30日）」（『広州市商会収支報告付属表』ファイル、広州市檔案館26-1-538）。

以上見てきたように、新しく成立した市商会においては、旧市商会や商民協会に参加した中小商人たちが、同業公会という中間組織に加入することを通じて、新しい市商会に参画する道を開いた。それゆえに、国民政府時期の市商会は民国初期の寡頭支配的体質の総商会から、様々な階層の商人群を包括する民主的な組織へと変貌し、七十二行以来の伝統的商業組織をより近代的な形で統合するしくみを創ったといえるであろう。

逆にいって、個人が商会に加入することを通じて商会の威を借り、政治的あるいは革命的投機行為をする道が閉ざされることとなった。商会は同時に公布された工商同業公会法にもとづいて組織された同業公会を構成単位とした。党と政府の側から見れば、商民協会時期に顕著なように、商人組織が様々な政治的活動の温床となることを未然に防止することができるわけである。これら一連の立法と施策により、国民党による商民指導の原則と運用のしくみが完成し、政府と商民との協力体制の地歩が固められたのである。

(2) 広州市商会の機能及び諸機関諸団体との関係

a. 中央及び地方政府、国内各界との関係

国民政府下の広州市商会は、抗日救国ための募金と緊急支援を実施⁶⁸し、航空特別分会の設置を政府に進言して航空救国有獎義券（債）を販売したり、地方政府に代わって築路（道路建設）費の募集に協力したのみならず、赤禍籌帳処を設置し、国民党の反共政策に対し協力を惜しまなかつた。国公債の販売等による代理事務手続き収入が商会の経常運営を支える安定した来源であったことによってもその相互依存の関係がうかがい知れる。そのほか、商会は中央銀行紙幣の維持に協力し、日本に糸業考察団を派遣して政府に提言したり、中華国貨展覧会広東分会を会内に設置するなど、金融市場の安定や調査、勧業のほか、商事公断処（仲裁）委員会や建設委員会を組織するなど⁶⁹、従来通りの商会機能を引き継いだことは言うまでもない。つまり、政府の経済・外交政策の実施に対応し、商会は政府と民間に介在する重要な仲介の要として従来以上の機能が与えられたのである。

商会と市政府や党との関係が強化されることにより、各界諸団体との連携も進んだ。1931年11月、市商会は市政府、及び婦女提倡国貨会とともに提倡国貨委員会を組織し、その中核となって市国貨陳列館や国貨徵銷場の運営に参加した⁷⁰。また、1932年2月3日には、婦女救国会とともに各界に呼びかけ、各界救国籌款委員会を成立した⁷¹。

b. 海外諸団体との関係

ニューヨークやサンフランシスコ、南洋一帯の中華総商会と密接な関係を持ち、華僑の本国送金や慈善公益事業費受け入れの窓口としての機能を持ったことが、広州商務総会以来の特記すべき特徴であることは、自らも顧みて強調しているとおり⁷²であ

る。とりわけ、近隣の香港及び澳門の総商会とは密接な兄弟関係にあった。通常海外の中華総商会は商務官庁に直属するほか、大使館・領事館を通して本国と繋がるが、植民地あるいは租借地としての港澳両地の総商会は、広東省の管轄であった。1915年6月、農商部が商工業の振興奨励策として商会に勲章や扁額を授与した際、香港と澳門の中華総商会を広州、汕头、佛山の総商会・商会と同列に扱い、広東巡按使に管轄させていた⁷³。位置する地域社会の制度にこそ大きな相違はあるものの、省・港・澳三地の総商会は行政的にも同レベルのものとして扱われ、相互に緊密に繋がっていた。

同様に、華洋義賑会による華南地区への義捐活動においては、広州総商会がこれを全面的に協力し、香港の東華医院などと連携して東江各地に農具や食料などを送り届ける⁷⁴など、広東一帯の僑郷を結ぶ社会的ネットワーク機能をいかんなく発揮している。

また、日中全面戦争の時期、オーストラリアのニューサウスウェールズ州鳥修威中華総商会は広州市商会に、華北の炭鉱の多くが日本の手に落ち、石炭が枯渇しているこの時、外国に石炭を購入する意志のある商民に対するメッセージとして、ニューキャッスルの石炭の入手について「抗戦前途の助力」となることを期して、中華総商会が仲介に尽力することを申し出る手紙を出し、商会はそれに即応している⁷⁵。また、実業の提倡と民族の復興を主旨とする『新生路月刊』社から、「同胞の愛国観念を喚起」するために同月刊誌を宣伝することを依頼された広州市商会は、この月刊誌への支持と贊助を求める手紙を安南、ビルマ、暹羅の中華総商会を通じ各華僑系商社に送付している⁷⁶。これらはつまり、救国支援の民間対外ネットワーク機能がいわば健全に動いていた例といえる。

以上国民政府期以降の広州市商会の様々な側面を仔細に見てみると、決して「御用商会」と簡単に言いきってしまうような組織ではなかったことが明らかであろう。旧総商会時期と同様、この民間商人組織が相変わらず経費自弁という自助努力の原則の下で運営を続け、さらに1946年の再結集の後も海外各地に延びる独自の関係を基礎に活発に機能し続けた。

2. 華南の商会・総商会と中華総商会

(1) 広東省の商会の分布

次に 1929 年商会法以後の広東省における商会の分布実態がどのようにであったのかを確認したい。清末民初の時期、広東省は江蘇・浙江などの長江デルタ地域と直隸省に次いで商会普及率の高い地域であったが、果たして 1929 年以降はどうであったか。1947 年に発行された『市商会周年特刊』で整理された各県各市鎮の商会総数によって計算すると、当時の広東省の商会は 183 にのぼり、商会がほぼ全県にわたって稠密に分布している⁷⁷。

民国初期との相違点は、一つの県に 5 つも 6 つも商会が存在していることである。

電白県では 10 の商会が確認できる。現在は広西自治区に属する西端の旧廉江府と海南島を除く、全省 80 の行政区画のうち、商会がない県はわずか 5 県、複数商会を擁する県は半分の 40 県となり、民国初期にも増して商会が広く分布し、機能していた。1938 年にも微修正が加えられた 1929 年商会法ではあるが、いま一つ重要な変更点は、1 県 1 商会、多くても 3 商会までという 1915 年法における商会設立の規制を緩和した点であることに注目したい。つまり、1929 年以降、鎮の設立意欲をそぐことなく、商会に自由に設立を認可したことである。商民の活力を生かせる方針に転換したという点では、清末の商会行政に近い方針といえる。

(2) その他の華南の総商会と中華総商会——廈門・汕头・香港

廈門総商会⁷⁸の場合、清末に官の機関として設置された移民事務を専管する「保商局」が、商務総会設立と同時に吸収統合された。廈門商務総会の規定には、総理・協理ほか商會議員 2 名と保商議員 2 名が役員の項（第 2 条）に明記され、商会総理が保商局長を兼任するとともに、「南洋出稼民の保護奨励等」が商会事務の一端となつた。潮州地区の経済の中心である汕头の商務総会は、集成ギルドとして旧来より存在した万年豊会館が、1905 年に保商局（1899 年設立）と合併して発足したもの⁷⁹で、廈門総商会と同様の設立経緯が認められる。保商局をルーツにもつ廈門や汕头の総商会はいうまでもなく、当時華南の主な総商会や華僑居住地の海外の中華総商会は護照或いは商照発行の業務を管掌していた。たとえば、前述した広州商務総会の創辦章程（第 17 条）には海外に商業調査に赴く商人に対する護照の代理申請の機能が明記されている。移民の出入国の管理や送金業務の代行や商人身分の保証など、様々なネットワーク機能が華南地区の商会の特徴であったことを確認しておく。

香港華商総会は初代総理劉鑄伯等が香港にある各出身地ごとの商会を連合して創設したもので、各商会が保有する銀兩や権利書などを総会に持ち寄った 1913 年 1 月 22 日をもって創立日としている⁸⁰。その後農商部へ登録され、海外の中華総商会という商会法上の位置付けがなされた。が、中国国内から香港を見た場合、国内に準ずる扱いがなされていたことは前述のとおりである。例えば国民革命完遂ののちに展開された国貨展覧会の運動は、広州総商会を起点に東・西・南・北の 4 路に分かれて普及宣伝活動が繰り広げられたが、香港と澳門が香山（中山）県や海口県方面と一括して南路の宣伝対象となっていた⁸¹。繰り返し強調するが、香港華商総会は、領事や大使を通じて本国の商務主管官庁と繋がる、例えば神戸や長崎などの外国にある中華総商会とは異なるのである。

香港華商総会が果たした様々な対外ネットワーク機能の一端を示す具体的な事例を見てみよう。潮州人芸術家陳某がシンガポール経由で欧州に教育視察にでかけるに際し、香港の潮州八邑商会が香港華商総会に宛てた手紙には、シンガポール総商会会長宛てに「よろしく頼む」という紹介状を書いて欲しい旨、香港華商商会会長に対して

依頼する内容が記されている⁸²。広東人にとって香港そのものの機能がそうであるように、同郷会単位の商業組織（香港ではこれを“商会”と称した）から香港華商總会を通じて他地域の中華総商会へと繋がり、そこからさらに傘下の下位の華人同郷組織へと繋がる重要なネットワーク機能を有していたことがわかる。

3. 国民政府下の「革命的商民」

前述の通り、1934年に出版された『廣東商運沿革史』は、商民運動を4つの時期に分類し、第四の1926年以降を組織的商民運動の時期とし、1931年の市商会への改組を商民運動の成果として捉えつつも、我々商人は外からは洋商による経済的圧迫、内においては苛捐雜税に苦しみ、近年では労資間の紛糾、政府の公債募集などが、次々とわれわれ商人に向かって「進攻してくる」と表現している⁸³。彼等は諸手をあげて政府の協力要請に応じたわけでは決してない。それでは、商民はどのような原則と主義のもとで、官側の要求に譲歩し、協力する体制を取ったのか。つまり、新時代の国家建設事業に、どのようなテーゼの下で動員されたのか。1928年から1929年ころの史料を使って見ていただきたい。

1928年9月の廣東全省商会代表大会で報告された李卓如⁸⁴「商民運動與國際貿易」⁸⁵は國際貿易を発展させるための注意点として、①華僑商会を組織して国内の商会と常に連携を保つこと、②各地の商会に調査部を設け、現地の商業状況を報告させること、③国外の商会に国貨展覧所を付設すること、④国内外の商会は内外の工場を紹介し、商店と連携を保つこと、⑤国外の商会は華商を代表して駐在地政府に対し商事訴訟と商事仲裁の請求すること、⑥本国に取るべき商業政策を提案し、華商のための利益保護に尽くすこと、の6点を挙げ、國際貿易における商民運動の具体像を示している。ここで強調されるのは、国内の商会総商会が海外の中華総商会と緊密な連絡を取り、製造業と連携させた國際貿易の促進の実を挙げることである。

翌年鄧彥華「建設事業與商人之關係——在廣東總商會第二次代表大会演辭——」⁸⁶は「新時代の新式商人」がどうあるべきかについて説明している。全社会の利益のために商業知識を充実させ、民生主義的建設事業に貢献すべきだ、という一般論に続き、「生産式」商業に注意するとともに、商人道徳を向上させ、救國運動に従事すべきことを強調する。さらに大商人には新興工業への投資を勧め、小商人には自身の技能の充実と国産品の販売拡大に注意するよう説得している。つまり、市商会成立直前の廣州總商会に求められたものは、海外の商会との緊密な連携による国産品の製造とその販売促進という、「革命的建設」に貢献する具体的な「新式商人像」であった。

一方、解体直前の商民協会会員に向けて行なった林翼中のスピーチ「どのようにして革命的商民となるか」⁸⁷では、帝国主義の打倒と不平等条約の撤廃に革命的民衆が一致団結する必要が強調される。商民協会成立3年目にあたり、商民協会は過去の榮

光の歴史を継承するとともに過ちを訂正し、組織を厳密化しなければならないことを説く。そして、様々な努力にもかかわらずいまだに商民の処遇が改善されないのは、帝国主義の経済的侵略と不平等条約の存在がゆえといわざるを得ないので、革命民衆の力を結集して帝国主義を打倒し、目的を達成しなければならない。中等の商民にすぎない商民協会の会員が着手すべきは、商民道徳と商業技能の向上、劣悪な商習慣の一掃である。本党の指導に従い、中華民族の精神を回復して国家と種族を愛し、利を分けるのでなく利を生ずる「革命的商民」となれ、と結ぶ。このように、具体的な「革命的商人」像が提示されていたのである。

むすび

本章ではひとつに、広州市をめぐる政治的混乱の影響を受け、来歴様々にして複雑な様相を示していた5つの商人団体が1931年2月に広州市商会と広東省商会聯合会という二元的流れのなかに統合されていく経緯を明らかにした。そして、広州市商会の構成と収支を点検することを通じ、市商会の機能を分類整理してみた。そこで浮かびあがる新しい商会像というのは、政府の公共的役割を部分的に負担する主体という姿である。

一方、本論の叙述を貫く、法制への関心の重点は1929年商会法にあった。1929年商会法はいくつかの点で1915年商会法と異なる。重要な変更点の1つは、会員代表資格に「反革命的行為のある者」は代表になれないことが書きいれられたこと。この点は、党国体制の確立が商会法へ具体的に反映された事例と説明できる。第2点は、商店及び商人単位の加入が基本であった1915年法と違い、1929年法では、ほぼ同時に公布された「工商同業公会法」とセットになり、個人加入の道を閉ざし、同業公会を商会加入の基本単位としたこと。第3の重要な変更点は、1県1商会、多くても3商会までという1915年法の規制を緩和し、商会の設立は自由裁量に任せたこと。国民政府が公布した1929年会法は、以上の3点において旧法との大きな違いがあった。

1929年3月の国民党三全大会を経て商人団体組織案が決議され、紛糾が表面化した上海総商会と上海市商民協会はともに解散を余儀なくされ、上海市商会が誕生した。広州の商人組織も似通った経過を辿り、総商会、市商会、商民協会はすべて解散のうえ、1931年2月に新しく広州市商会が誕生した。市商会は、旧総商会のリーダーを中心に、新商会法を根拠に海外の華商商会⁸⁸と密接に繋がり、輸出入貿易のいっそうの振興が目指された。同時に、各在地の商人世界に安定的なシステムを用意するという、旧商会の機能は引き続き維持された。商事事件の仲裁や倒産事件発生時の公平かつ合理的な債権保全のメカニズムといった、自治システムの維持機能こそが地域商民にとって不可欠な部分であったからである。

国民政府の課題とは、国産品の製造とその販路の拡大、さらに附随効果としての国

力増強による外商勢力への反撃であった。その目的に向かい、国民政府は国内外の工商業者をナショナルな衝動によって動員しようとした。その中で、商会、市商会、華商商会は、重要な役割を担ったのである。華僑の故郷としてゆえに共通の特色を持つ広州や廈門、汕頭などの華南の商会が、国民政府の新たな要請に応えてネットワーク機能を充分に発揮した実例を紹介するとともに、この点が華南地域の商会の特色であることを強調した。

さらに、華商紗廠聯合会や銀行公会など製造業者や金融資本家などによる独自の組織結集が進むのも1910年代後半以降の顕著な現象である。香港においても香港華商総会とは別に、香港中華廠商聯合会⁸⁹が1934年に結成され、国貨提唱運動に主体的に参画していく。日中間で全面戦争が開始されると、広州など国内の市商会ばかりでなく、香港華商総会も籌賑会を設立（1937年9月）して国内戦地の同胞を支援する⁹⁰という旗印をいっそう明確にする。このようにしてナショナルな情緒は高揚し、そして暹羅やシンガポールの中華総商会もこの方向に同調し、抗日華商統一戦線形成への素地が形成されることとなる。

第六章 注

- ¹ 海峡両岸における最近の商会研究の動向を詳細にまとめたものとして、馮筱才「中国商会史研究之回顧與反思」『歴史研究』2001年第5期がある。天津、上海、蘇州に続き、瀋陽（上田貴子「1920年代後半期華人資本の倒産からみた奉天都市経済」『現代中国』2001年第75号）や、汕頭、武漢などの商会檔案も発掘・利用されつつあるほか、杭州、重慶、北京市などの総商会研究も出始めた。また、近年商会檔案を使った商事仲裁の研究がとくに盛んである。
- ² 鄭成林「“九・一八”事変後上海市商会的民主抗日動向——兼談商会與国民政府的關係」（『華中師範大学学報』1999年第4期）などがある。
- ³ 多くの論文は邱捷『孫中山領導的革命運動與清末民初的廣東』（廣東人民出版社、1996年）に収められているほか、同氏の「民初廣東的商人団体與社会動乱——以粵省商團為例」（第三屆中國商業史會議〔2000年、香港〕提出論文）や「商團事變再検討——從商人団体的角度」（経済組織與市場発展国際学術討論会提出論文）、香港商人までを視野に入れた吳倫霓霞・莫世祥の「粵港商人與民初革命運動」（『近代史研究』1993年5期）、廣東の商團を扱った敖光旭「辛亥革命時期的廣東商團」（「辛亥革命九十周年記念国際学術討論会（2001年、武漢）」提出論文）がある。海外の学者の研究に、Edward J. M. Rhoads, "Merchant Associations in Canton, 1985-1911", in Mark Elvin & G. William Skinner eds., *The Chinese City Between Two Worlds*, Stanford University Press, 1974 がある。
- ⁴ 塩出浩和「廣東商團事件——第三次廣州政権と市民的自治の分裂」（『東洋学報』81（2）、1999年）、三石善吉「商團事件と黄埔軍官学校の発展（その1）」（『筑波法政』8、1985年）、波多野善大「商團事件の背景——1924年における廣州の現実」（『愛知学院大学文学部紀要』4、1974年）ほか、「廣州商團事件——時代背景及起因之研究」『中正嶺学術研究集刊』14（1995年5月）等王肇宏氏の一連の研究がある。また、この時期の廣州を扱った北村稔『第一次國共合作の研究』（岩波書店、1998年）、柄木利夫・坂野良吉『中国国民革命』

(法政大学出版、1998年)、深町英夫『近代中国における政党・社会・国家』(中央大学出版部、1999年)、横山宏章『孫中山の革命と政治指導』(研文出版、1987年)にも事件の背景に関する詳細な記述と分析がある。

- 5『広州市檔案館指南』(中国檔案出版社、1997年、135-136頁)によれば、1924年以降のものを中心に計797巻所蔵、とあるが、20年代に関しては印刷公刊された史料の断片が多く、商会内部の会議録などの第一次檔案類は30年代市商会以降のものに限られる。
- 6以下の叙述は「六十年広州社会稗史」(『廣東七十二行商報二十五周年紀年号』1931年、35-64頁)、楊萬秀・鐘卓安主編『廣州簡史』(廣東人民出版社、1996年、327-351頁)に拠った。
- 7七十二行の数は、廣東十三行などと同様、固定されたものではなく、同業組織の増加によつて、変動がある。東亜同文会編『支那省別全誌(第1巻廣東省)』(1917年、973-982頁)によると、1910年代中頃では90余行の存在が確認される。
- 8『番禺県統志』(1931年、卷12、実業志)32頁。ただし、当時でさえ、総数は七十二行を下らず、無力のものは数に入れていないという。
- 9粵商自治会の活動については張玉法『清季的立憲团体』(中央研究院近代史研究所專刊28、1971年、375-378頁)に詳細な記述と分析がある。
- 10九善堂とは愛育、広済、広仁、惠行、明善、述善、潤身、方便、崇正の九堂(医院)を指す。広州の善堂については、松田吉郎「清代後期廣東広州府の倉庫と善堂」(『東洋学報』69(1・2)、1988年)が詳しい。
- 11前人「広州市商運沿革提要」(梁闊秋編『廣東商運沿革史』1934年。廣東省図書館孫中山文献館所蔵。編者梁闊秋は1921年に孫文指導の下で成立した廣東全省商業聯合會(本文図参照)の代表。梁自身の主張を記した「上全国商業代表大會意見書」などがある。)5-6頁。
- 12廣東を含む国内の状況については張存武『光緒卅一年中美工約風潮』(台灣商務印書館、1965年)を参考されたし。海外華僑社会での反応については黃賢強『海外華人の抗争——対美抵制運動史実與史料』(新加坡亞洲研究学会、2001年)が詳しい。
- 13李恩涵「中美收回粵漢鐵路權交涉——晚清收回鐵路利權運動的研究之1」(中央研究院近代史研究所集刊、1、1969年8月)に詳しい。
- 14「羊城雜誌」「申報」1905年1月3日。
- 15「代広州商務總会擬稟定創辦章程二十四条」(夏東元編『鄭觀應集』下、上海人民出版社、1988年、593-596頁)。のち、章程16条(同599-602頁)が新たに定められた。
- 16左宗蕃等が粵督岑春煊を通じ商部に申請(『南海縣誌』第6、建置)。各商号が準備金を負担し、1股洋銀10元、計2,000股を集めた。これらの資金は5つの善堂を通じ七十二行から収集して設立された(前掲『鄭觀應集』下、599頁)。
- 17前掲「広州市商運沿革提要」6頁。
- 18塩出浩和は「市民的自治」という言葉を使い、この時期の在地商人達と政府との関係を描いている(前掲「広東商團事件——第三次広州政権と市民的自治の分裂」ほか、「第二次広州政府期の広州市政——特に1921年の改革について」『アジア発展研究』第1号、1992年、「廣東省における自治要求運動と県長民選——1920-1921年」『アジア研究』38(3)、1992年、「第二次広州政府期(1920-22年)の廣東省議会と廣東省憲法」『アジア発展研究』第2号、1994年)。
- 19「關於商業改組之糾紛案」『中央政治會議廣州分会月報』13期(1928年12月)129-134頁、前掲「広州市商運沿革提要」6頁。
- 201924年、当局は再度舗底(店舗価値)の2割にあたる店舗税の徵収と、道路両側商店の舗底権の消滅を定めようとした。
- 21「広州市市商會沿革及工作概況」(廣州總市両商會合編『廣東商業年鑑』1931年)2-4頁。商團事件の詳細については香港華字日報編『廣東扣械潮』(1924年冬)(存萃学社編集『一九二四年廣州商團事件』中国近代史資料分類彙編之7、崇文書店、1974年、所収)がある。
- 22国民党は初め、秘書處のほか、組織、宣伝、調査、軍事、工人、農民、青年、婦女の8部を置き、のち実業部(商民部と改称、伍朝枢部長)と海外部を増設し、10部体制を取った。この時期の工人、農民、青年、婦女、商民部の原史料を集めたものが中国国民党党史史料編

纂委員会の五部檔案である。

- 23 「中国国民党党立商民運動講習所章程」中央党史史料編纂委員会庫蔵史料『五部檔案』商民部 2037。全 7 条からなる章程によると、修学期間 3 カ月、定員は 40 名であった。
- 24 黄紹年編『中国国民党商民運動経過』(原本 1927 年発行、近代中国資料叢刊 3 編第 60 輯 591、文海出版。1927 年 7 月長江流域商民代表大会席上での報告冊子で、武漢国民党中央商民部所属の三民公司から 1928 年に再版されたものの復刻) 12-13 頁。
- 25 『中國國民党第一.二次全国代表大会會議史料』(中国第二歴史檔案館編、江蘇古籍出版社、1986 年) (上) 388-393 頁。
- 26 「中央商民部致廣東商民協會函 (1926 年 3 月 25 日、開列本部直接派員組織之各地商民協會員人數)」『五部檔案』商民部 0854 内訳は広州市 399 人、広州市南郊 86 人、中山県 4,191 人、中山県小榄 163 人、宝安県深圳 66 人、番禺新洲 103 人。
- 27 前掲「広州市商運沿革提要」7 頁。
- 28 上海及び武漢の商民協会運動の詳細は金子肇氏の研究「商民協会と中国国民党 (1927-1930)」(『歴史学研究』598 号、1989 年)、「武漢における商民運動と国共合作——商民運動の動向を中心に」(『下関市立大学論集』第 34 卷第 1 号、1990 年)、ほか張亦工「商民協会初探」(『歴史研究』1992 年 3 期) がある。
- 29 前掲黄紹年『中国国民党商民運動経過』33-35 頁。但し、これは 1927 年 7 月までの数字。
- 30 前掲「広州市商運沿革提要」(『廣東商運沿革史』1934 年) 7 頁。
- 31 「中国国民党第二次全国代表大会商民運動決議案」全文は前掲黄紹年『中国国民党商民運動経過』(37-52 頁) にも掲載されている。
- 32 同上、10 頁。
- 33 「中央商民部致海外部函 (1926 年 8 月 23 日、調査海外華僑商会地址)」『五部檔案』商民部 2259。
- 34 「廣東全省商民協會籌備處上中執會函 (1926 年 4 月 3 日)」『五部檔案』商民部 2269。
- 35 500 元を請求したが、実際 300 元の支援が得られた(「關於捐助廣東全省商民協會籌備處經費」第二歴史檔案館『廣州国民政府檔案』19-069)。4 月 15 日に請求した時点で、既に 40 余の商民協会と数万人を下らない会員の存在が報告されている。
- 36 『廣州民国日報』1926 年 5 月 21 日-26 日に関連記事が連載。
- 37 前掲『中国国民党商民運動経過』18 頁。
- 38 「全省商民協會代表祭黃花崗」、「中央商民部省商民部宴全省商民協會代表」『廣州民国日報』1926 年 5 月 24 日。
- 39 前掲『中国国民党商民運動経過』20 頁。
- 40 劉帆声「短劍」『廣東商民』第 1 期(廣東省党部商民部機関誌、廣東省檔案館所蔵。『廣州民国日報』1927 年 1 月 11 日の新聞に現物とは若干異なる目録の広告が掲載されているので、1927 年初め頃の出版と推定される) 4 頁。
- 41 商民部部長宋子文が順徳県執行委員会商民部にあてた「函復順徳県党部商民部報告該県商民運動情形 (1926 年 5 月 4 日)」(「希注意不良份子参加組織商民協会、並隨時報告運動情形」『五部檔案』商民部 0288) では、「工賊」薛臻が商民協会の組織化を請け負ってよからぬ結果を招いているので、注意するようという指示がなされている。
- 42 「中央商民部致廣東商民協會函——請制止順徳商民協會籌備大良市商民協會 (6 月 16 日)」(『五部檔案』商民部 0871)、「廣東商民協會呈中央商民部(部長宋子文)函——呈復順徳商民協會前奉本部命令停止職權、今後如何辦理、請為核示 (10 月 28 日)」(同商民部 0897)。
- 43 「順徳商民協會水藤分会呈中央商民部函——請解散陳國強等組織之偽水藤分会、並懲辦禍首 (11 月 10 日)」同上、商民部 0904。
- 44 「中央商民部致廣東商民協會函——請解散陸豐縣商民協會碣石分会 (1926 年 8 月 28 日)」同上、商民部 0889。
- 45 「本部工作」『廣東商民』第 1 期、22-25 頁。
- 46 「各地商民運動情況——各地商民協會工作報告——」『廣東商民』第 1 期、25-26 頁。
- 47 会長余仁舟、指導員は共産党员の吳漢。中山市地方志編纂委員会『中山市史』上(廣東人民

出版社、1997年) 306頁。この史料によると、商民協会成立は1924年のこと、とある。

48 「江門市工商聯簡史」(江門市政協文史資料研究委員会編『江門文史』19輯、1990年2月) 4-5頁。

49 福建省龍溪県石碼鎮商会の場合、国民党軍が福建入りした直後旧商会は自然解体し、1927年に商民協会を組織したが、2年後に商民協会は整理解散され、1930年2月、商会名称を回復するための準備委員会が設立された(『石碼鎮商会概況』1948年11月、2頁)。

50 以上の呈文は「廣東及南洋各地商会及商民協会成立及改選(1925年9月—1926年11月)」ファイル(第二歴史檔案館『廣州国民政府檔案』19-139)に拠る。曲江県商会正副会長劉瑞庭、劉鴻勲による呈文は、工会が各機関に対して公函を使用している現状を指摘し、同じく国民政府に所属する商会にその権利が等しく与えられないのはおかしい、という理由をあげる。

51 「呈請令飭廣東省政府於該會出席委員人數未得到平等之先勿予改除雜捐研究會備案(9月11日、廣州市商民協会正会長蔣壽石の国民政府への呈文)」前掲『廣州国民政府檔案』ファイル19-139所収。

52 この間のいきさつについては金子肇「上海資本家階級と国民党政治(1927-29)——馮少山追放の政治史的意義——」『史学研究』176号(1987年)に詳しい。

53 天津市檔案館、天津社会科学院歴史研究所、天津市工商業聯合会『天津商会檔案彙編 1928-1937(上)』(天津人民出版社、1998年) 524-528頁。

54 55 県90余の商会、170余人が参加した(劉維文「對於全省商會代表大會閉幕後之感想」『商業特刊』廣東全省商會代表大會大事記、1928年9月、14頁)。

55 前掲梁闡秋「上全國商會代表大會意見書」14-15頁。

56 「關於商會改組之紛糾案」『中央政治會議廣州分会月報』13期(1928年12月31日) 129-134頁。

57 「各省市商民協会及党部要求取消商會及統一商民組織函電彙編」(前掲『天津商会檔案彙編 1928-1937(上)』461-471頁、「維護商會生存權」(同473-511頁)。當時国内2,000商會に海外200商會が存在していた、と自称している。

58 同上、511-514頁。整理委員会主席は寧波幫の虞洽卿。この間の事情については拙著『虞洽卿について』(京都大学人文科学研究所共同研究報告『五四運動の研究』第2函第5分冊、同朋舎、1983年) 77-79頁に詳しい。

59 「工商部為嚴密協緝馮少山等給津商會訓令」前掲『天津商会檔案彙編』542頁。

60 上海における商人団体の再編については小浜正子「党——國家の下の上海——都市社会の再編」(『近代上海の公共性と國家』研文出版、2000年)が詳しい。總商會、各馬路毎の中小商人による平民商會(各馬路商界聯合会)、そして国民党の工作によって組織された商民協会という3つの流れが存在した点は、廣州と上海の両者に共通する現象である。

61 總商會は鄒殿邦、何戊南、趙靜山、李卓如、江國琛を選出。市商會は譚棣池、李紹舒、沈志澄を選出。商民協会は劉陰孫、趙燮辰、區瑞南を選出した(「十九年廣東商業大事記」前掲『廣東商業年鑑』4-5頁)。

62 「廣東廣州總商會沿革及工作概況」(廣州總市両商會合編・廣州市商會発行『商業年鑑』、1931年)。

63 何輯屏「前言」『廣州市商會週年特刊』(1947年9月) 1頁。

64 「商會法(民国18年8月15日国民政府公布)」『東方雑誌』第26卷第15号、118-120頁。

65 「廣州市戸数及人口総数」、「廣州市各区男女商人人數統計」(『廣州年鑑』第四、人口、四、1935年12月) 12頁。

66 「廣東全省商民協会籌備處上中執會函——請准指撥西瓜園旧商團總所地址、為省商民協会址(1926年4月3日)」『五部檔案』商民部 2269。

67 「本会財務收支表(1933年6月)」(『廣州市商會收支報告付属表』ファイル、廣州市檔案館 26-1-538)。

68 1932年1月30日、上海事変の勃発に即応し、市商會傘下の各同業公会を召集して外交緊急会議を開催。31日、十九路軍に対し20万元を緊急送金する。3日後、婦女救国会とともに

に救国籌款委員会を組織する（「二十一年広州商業大事綱鑑」『広州商業年鑑（民国廿一年）』広州市商会、1933年6月、2頁）。

- 69 前掲「廣東廣州總商會沿革及工作概況」1・2頁。
- 70 「組織提倡國貨委員會」（前掲『廣州年鑑』第十經濟）54・56頁。初めは市商會5名、市政府各局から計5名、婦女提倡國貨會1名の11名で組織。33年7月の改組のうち、社會局2名、市商會2名、婦女提倡國貨會1名に公安局と市党部各1名の7名によって組織される。
- 71 前掲「二十一年広州商業大事綱鑑」2頁。
- 72 前掲「廣東廣州總商會沿革及工作概況」1頁、廣東省商業廳『廣東商業誌（上）』1992年、55頁。
- 73 「廣東巡按使公署咨陳第三百二十四号」廣東巡按使公署『廣東公報』887号、1915年6月28日。
- 74 「本会会務」『商業特刊』（廣東省商會代表大會大事記、1928年）。
- 75 「關於各機關團體請會介紹」ファイル（廣州市檔案館26-1-468）所収。1938年7月7日から8月初旬にかけての鳥修威中華總商會、廣州市商會、媒炭公會間の往復書函。
- 76 同上ファイル所収、1938年9月18日と24日の、新生路月刊社から廣州市商會宛の書函と廣州市商會から南洋各地の華僑商社宛の書函。
- 77 「廣東全省各縣市鎮商會調查登記表」『市商會周年特刊』（市商會、1947年）付録9頁。
- 78 「廈門商務總會ニ關シ取調報告ノ件（明治43年3月12日）」、外務省外交史料館所蔵『各國商業會議所關係雜件（支那ノ部）』（ファイル3-3-5-4）。
- 79 汕頭市民建会、工商聯工商史料工作委員會編纂『汕頭市工商業聯合會志』（1989年）1頁。
- 80 「本会二十週年紀念會盛況」『香港華商總會月刊』第1卷第1期（1934年4月1日）。
- 81 「國貨展覽廣東分會成立之進行——推定委員19人、設立兩股五組、派出東西南北四江勸徵員、勸導出品依限運展展覽」『廣州民國日報』1928年9月25日。
- 82 「香港華商總會公函（民國23年2月28日）」『香港華商總會月刊』第1卷第1期（1934年4月）<本会会務紀要>76頁。
- 83 前掲『廣東商運沿革史』7頁。
- 84 廣州市商會第1屆執行委員兼常務委員。報閔同業公會代表。天安經理。
- 85 李卓如「商民運動與國際貿易」『商業特刊』（廣東全省商會代表大會大事記、1928年）9・10頁。
- 86 『廣東建設』第4卷第7-8期（1929年9月15日）23-30頁。鄧彥華（三水人）は當時廣東省政府委員兼建設府府長（『廣東近現代人物詞典』廣東科技出版社、41頁）。
- 87 林翼中講「怎樣去做革命的商民」（市商民協會第三屆執監委員就職演講）（『党声旬刊』第14期、廣州特別市党部執行委員會編印、1928年10月21日）23-25頁。林翼中（合浦人）は當時廣東省政府委員兼民生府府長、市党部指導委員會常務委員、党部執行委員兼宣傳部部長（前掲『廣東近現代人物詞典』330頁）。
- 88 1930年7月公布の新商會法施行細則第41条は、從來海外にある中華總商會を華商商會と改称することを規定したが、必ずしも全ての中華總商會がこの規定に従ったわけではない。
- 89 1933年9月、前身の僑港國貨廠商聯合會が發足。翌年9月に改名して正式に成立。香港製工業製品の中國国内向け販売に協力する組織（『香港中華廠商聯合會史略』新廈開幕慶典特刊、1964年、22頁）。
- 90 「会史」『香港中華總商會九十週年特刊』1995年、46-51頁。

補論 華北と東北の商会

はじめに

ここでは、前述各章で触れてきた諸点を整理したうえでさらに論点を補足し、華北と東北の地域的特色をまとめたい。第一節は華北地域の商会、第二節は東北地域の商会の分析にあて、補論とする。

第一節 華北地域の商会

はじめに、華北の商会は中央政界の強い影響に常にさらされていたという点を強調しておこう。

この地域では、首都圏にありながら、どちらかというと周囲の状況をみながら緩慢なテンポで商会が出来ていった。たとえば、鎮単位で矢継ぎ早に設立されていった江蘇省の商会設立状況とは異なり、清末に商会簡明章程の発布をうけて各地で商会が設立されはじめた当初、ここでは、中央の行政系統に応じた府・州単位で商務総分会の設立申請が出されていた。たとえば直隸省永平（年）府は1州6県からなるが、すでに府下に秦皇島商務分会（1905年）、山海關商務總会（1908年）、灤州商務分会（1908年）が設立されていたところ、1909年6月、その他の県や鎮の商会設立に先立ち府下全県を連合して管轄する永七商務總会の設立を申請している¹。しかしながら、南方の鎮単位での設立申請にならい、やがてその方式を探ることはなくなった。そこでは、地域のダイナミズムに後押しされた商会設立の痕跡が、江蘇省などと比較して微弱であったといわざるを得ない。

また、全国商会聯合会第1期副会長の一人向瑞鋐（京師總商会）は、工商部次長（総長劉坤一）をも兼ねており、さらに第3・4期商会聯合会副会長張維鏞は政権中枢との癒着が原因で、1923年の曹锟の北京政変によって北京の全国商会聯合会本部が当局に封鎖される事態を招いた。全国商会聯合会北京本部は、首都圏にあることによつて政治を様々に利用し、かつ利用され、結果として全国商会聯合会の力量を弱小化させる方向へと導いた点は前述の通りである。

しかしながら、商会設置の方法に見られるような商務行政に対する忠実な対応によつて、良好な効果が得られた事実も付言しておくべきであろう。第2回全国商会聯合会の会長選挙で物議を醸し出し、上海総事務所を閉鎖に至らしめる直接の原因を造つ

た直隸省高陽県商会は、実は清末の光緒年間から商業学堂を付設して、天津工芸廠での調査に基づき人力木輪機器の模造を図り、それを各村落の織戸に配布して幅広土布の生産を奨励し、度量衡や染坊、水陸運輸業界の整頓を図り、戒烟社を設けて阿片吸引習慣の一掃を図るなど、率先して地域の商務環境の改善に取り組んだ「商業會議所」としての優等生であった。そして、宣統年間にはいちはやく天津から鉄輪機を導入して高陽土布の改良と普及に努め、さらに商会には高陽工芸研究所も付設している²。一地方商会の、会長でもない一会董（楊木森、新式織布工場経営）が全国商会聯合会の会長選挙に打って出るという高陽商会の暴挙とは、実績に裏打ちされた彼らなりの自負心があつてのことであった。

第2に指摘しておくべきは、華北の商会あるいはこの地域の商業都市と廟会、土地神信仰との間に深い因果関係が存在しているという点であろう。廟会の起源は様々な説があるが、古来より宗教的因素や迷信と結びつき、廟に隣接した広場で、月あるいは年の一定時期に開催される市としておこう³。廟会が青苗会や公会と並び、華北の郷村自治組織の起源と深い関係があることはつとに指摘されているところである⁴。

直隸省広平府下曲周県の商業活動は、毎年3月（2月20日～3月26日）と8月（7月20日～8月26日）に古くから行われてきた二大廟会をもって中核とされ、北京天津一帯・山東・山西・河南の各省から商人が集まり、長年曲周はこの三八廟会でその名を馳せていた。1908年、曲周県商会が設立されると、すぐさま廟会章程を作るとともに、廟会の整頓に向けて新たな取り組みを始め、新しい規約10条を策定して各方面に通知した。廟会の開催につき会役（常任の見張り役）2名を商会の経費によって雇用し、巡警への出動要請や治安と秩序維持に関する諸事は一切商会の責任においてなされることが明記された。さらに会期中の商事事件についても商会に届け出ることが義務づけられ、外地の行商人が安心して廟会に参加できるよう配慮がなされた。規約に違反する者に対する商会による罰則規定も明記されている⁵。

1908年9月、曲周商会は天津商務總会に以下のような意見書を提出した。100華里（50キロ）と離れていない隣県の邯鄲県蘇曹に新しく廟会が発足し、その期日が曲周廟会と重なる。河南・山西から曲周へ向かう商人は必ず蘇曹鎮を経由しなければならず、四方打診したところによると、曲周の商家にも蘇曹廟会への参加勧誘がなされている、と。蘇曹廟会が曲周廟会を侵奪しようとしている意図が明白という理由で、曲周商会は天津商務總会に、邯鄲県に対して、蘇曹廟会の期日の変更を指示するよう申し入れ、天津商務總会はその要求通りに対処している⁶。

また、北京の廟会も有名である。北京では、西單、東安という2大商業地に常設の商店がひしめきあうほか、東西南北の城壁と城門の近くに発達した、土地廟・花市集・白塔寺・護国寺・隆福寺に、東岳廟・海王村公園を加えた5大廟会あるいは7大廟会を中心に、数多くの有名な廟会に市が立った。5大廟会を合計すると、毎年36回（のべ36日～150日にわたる）廟会が開催され、一度におおよそ400～500から900あまり

りの簡易店舗が軒を並べたと記録されている。しかし、こと北京に関しては、曲周の例のように、京師総商会が廟会に関与した形跡はない⁷。

このような大都市の総商会は、上海などでもそうであったように、発足にあたり明・清の時代からの流れを汲む同業組織や同郷組織であるところの公所や会館が新政の時期に政府の勧めに従って団体ぐるみで総商会を組織した⁸。章程から判断する限りではあるが、地域の鎮や小さな県城における商会が、商店単位による任意加入が主流であったのと異なる。廟会への関与のしかたにも表れているとおり、異業者団体間の高度な利害調整の場として京師総商会のような大都市総商会が担った機能と、地域の商業活動全般にわたって強力に指導力を發揮した曲周のような県商会が担った機能とはおのずと違っていたということを確認しておく必要がある。

山東省福山県芝罘では、烟台商務総会が1906年に設立される以前に、芝罘大会という商人団体が存在し、その起源は1870年代における奇山社（土地神廟）の祭祀と自治的な社務の遂行に遡る。一漁村でしかなかった芝罘が開港によって船舶や物資の出入りが盛んになり、貿易が徐々に栄えて商家の得失と葛藤を仲裁調停するため公務処理の必要性が増大した19世紀末ごろ、奇山社の大会が芝罘（烟台）大会と呼ばれるようになった。大商家十数軒が輪番で①祭祀、②道路橋梁の修繕、③各街衢の柵門の設備および其の開閉、④消防、街内の夜巡り、⑤商家規則違反の処罰、⑥量衡の公正を持つ事、⑦輸入柞蚕の巡回、⑧商家および全市に関する重要事件の討議、などの業務を執行した。1906年の商務総会成立後、商家の規則違反に対する処罰および相互紛議の裁決以外の、対外諸事務や対官憲交渉事務という「外に対して」の問題は商務総会が担当し、その他、たとえば盜賊監視團を組織することや、量衡の統一といった、芝罘市商家全体に関する利害の問題など、「内に対して」の問題は、芝罘大会が権力をもって対応した。本来商会が処理する商務事項であっても、当市に関わることであれば、商会は外地の商人も加入して組織されているという理由から、在来商人（=当地人および開港以来在留して営業している黃県、蓬萊、寧海人等）のみによって組織される芝罘大会に諮詢してから、商会が事項について決定を下すという手順を踏んだ。芝罘大会は、盜賊監視の経費として繭捐、商務総会費・巡警局費などにあてる地方費としての房捐と船捐、祭祀費としての戲捐の徵収事務を掌管し、銀両取引所の経営と銀相場の公定事務をも司り、毎日の標準相場を決定していた⁹。

烟台（芝罘）では、以下に述べる奉天総商会の場合とは異なり、自治システムの主体としての芝罘大会が終始勢力を持ち続け、後発にして一部分の職能だけしか分担できなかつた商務総会（総商会）は、結果として市政や公益事業に関してさほどの発言権を持ち得なかつた。

①中央政界からの影響と中央商務行政への従順さ、②「社」や「会」を核とする地域社会とそこにおける商会の部分的役割、を華北地域の特色と小結しておこう。また、論述の過程で指摘した通り、廟会への強力な関与が認められる曲周県商会とそうでは

ない京師総商会との違いは、地方の県鎮商会と大都市総商会の、それぞれの地域社会での役割の在りようには大きな乖離が認められる、ということを示唆している。

第二節 東北地域の商会

満洲国建設の過程で、この地でいかなる統治を行っていくかという政策策定を目的として、東三省地域の在来諸システムに関する多くの調査が日本側の官民諸機関によってなされたことは周知のことである。商会についてはその「統制」を目的として、満洲国実業部臨時産業調査局により『満洲に於ける商会』、その続編『安東省に於ける商会』といった詳しい報告資料が作成されており、それによつて 1930 年段階の東北地域における一部の商会の実態を相当詳しく知ることができる。

この地域に関して指摘しうる第一の特色は、奉天・營口といった大都市総商会の絶大な権力とその市政担当機能の充実ぶりである。奉天市では、市内の商店が慣習的に奉天総商会¹⁰に強制加入させられていたことが知られており、調査時点の 1937 年直前で 13,884 商店の加入が認められる。その主要な理由は、市内における営業許可を警察から取得するのに、商会が発行する証明を必要とした独自のシステムにあった。奉天総商会は商事公断処（商事仲裁調停機関）のほか消防隊を持ち、法院（裁判所）から委託を受けて動産や不動産の鑑定を行い、商品の产地及び価格証明の事務、輸出入貨物の通関手続きなどの代理事務も職務としていたほか、商業講習所が付設され、様々な公益事業も行っていた¹¹。

1908 年、営業税の引き上げに抗議するため、全市不売運動を敢行して官憲に対抗し、勝利を収めた話は有名である¹²。同じく奉天省の營口総商会では 1880 年以来官庁の承認を経て市外の商人の商取引に対し 1 厘の手数料を附加したほか、燃料積載車両 1 台につき 8 文、商品積載車両一台につき 16 文の橋捐を徴収し、商工業者からは大小に応じて 8 等級の舗捐を営業税として代理徴収することで、豊かな経済基盤を持ち得た。そのことが營口総商会をして奉天と同様、多方面に市政機能を担当することを可能としていた¹³。營口では義和団事件の混乱による直後のロシア官憲支配下に巡捕庁を設けて市民から経費を徴収してそれを指揮したことが、地域の治安維持に役割を担う契機となり、辛亥革命時にも同様の機能を果たしたという。

この地域の都市における総商会はこのようにして徐々に市政担当機能を備えて強大化してゆき、政府は商会をいかんともできずに迎合的態度をとり、商会はときに横暴な官吏や軍人に対して経済的抵抗を試みつつ、軍閥政権、ついでは満洲国とともに、相互依存の道を歩まざるを得なくなつたわけである。

奉天総商会のほか錦県（会員 1,169 名）、承德県（601 名）、蓋平県（379 名）商会でも慣習的な強制（100%）加入が行われていたとされる一方¹⁴、商会の商民捕捉度はたとえば本溪県における 3 割、洮南県の 7 割、遼源県の 3～4 割という具合に、関内の

商会と似たり寄ったりの自由加入状況のところもある。が、とりわけ上海や天津の総商会がきわめて低いパーセンテイジでしか商民を動員していなかった状況¹⁵と比較すれば、東北地域の大都市総商会あるいは一部県城商会の強制加入状況は大きな特徴として指摘できるであろう。

ときに県制の普及が成立まもない移民社会の実態を後追いしていたこの地域の2つの特徴として、商会の設立に先立ち、公議会などと称する公議する場としてのコミュニティギルド（＝集成ギルド＝民間同業組織の連合体）が充実していたことをあげることができる。それは地域の治安維持と公益事業を自らの手で遂行せざるを得ない歴史的経緯によるところが大きい。地域に根付いた自治的システムの基盤が脆弱であったがために、科挙の廃止、新政の実施という社会の変動期に閑内の他の諸地域に較べ、同業者集団同士の合議が切実に必要とされた土地柄であった、と言い換えることもできよう。公議会が近代における移民社会において重要な意味を持つことは、たとえば上海や天津のような、内地からの客幫商人が入り乱れる国内大都市や国際都市、華僑が集住する海外諸地域における（同郷同業）公所や（同郷あるいは中華）会館の設立経緯をみても相通じるところがある。

たとえば、黒龍江省呼蘭県商会の起源は、富裕な山西商人たちの「公議会」と小資本の山東商人からなる「公和会」の二つのコミュニティギルドに遡り、両者の合併によって1906年、県城の關帝廟西院に商務分会が成立した。1930年代に至っては580の会員を擁する規模の大きな呼蘭県商会（県城人口27万）へと発展している。純粋な商人組織としての公議会は官としての装束をまとった商会設立の後もなお一部で併存していたが、徐々に機能を縮小していったことが指摘されている¹⁶。さらに、たとえば奉天市では上述の奉天総商会と公議会が存在したほか、満鉄附属地商務会通則に準じ、1922年4月、満鉄附属地内にある華商公議会（350名で構成）が奉天南満站中華商務会と改名（1926年6月認可、会費月額7元～11等1角）している。同様に安東市でも1925年7月に華商公議会から改組した附属地商務会（会費3元～9級3角）が安東総商会とは別に設立され、商務会は商工業の発達と会員の親睦を図るほか、華商学校の経営と自衛団の運営を主な事業としていた¹⁷。この地域に特有の政治的状況がもたらした公議会と商会の重層的併存状況といえる。

また、1930年代当時、呼蘭県下には呼蘭県商会のほか楽安鎮商会（1916年成立、鎮人口11,000）、対青山商会、康金井商会（1931年成立、人口1,780）があつて、いずれも県城商会とは分離して独自の活動を展開しており、民国初年に分事務所があつた許家窩堡、石人城子では商会がすでに消滅していた¹⁸。これらの状況は、民国初期の商会の分布状況が、その先きわめて可変的であつて、県下に商会が仮に新たに設置された場合、それらは県商会から分離した独自の活動を展開してゆく指向性をもつていた、ということを示している。

①一部大都市総商会および県商会の強制加入による絶大な権力とその充実した市政

担当機能、②公議会などコミュニティギルド起源の商会。以上2点を東北地区の商会の特徴としてまとめておく。

むすび

以上、長江下流域と華南地区にひきつづき、補論として華北と東北地区の商会に関し、概括的な特徴を示してみた。それぞれの地域がすべてある一色で塗りつぶせるというわけではない。おののの県や鎮特有の状況が千差万別に影響して社会的産物としての商会が立ち表れているというのが実状であるというべきであろう。それ故に、以上で地域の特色として指摘した諸点は、公刊されている史料の通読によって得られた理解と、いくつかの商会を抽出して分析したうえで得られた見解に基づくものである。

最後に確認しておきたいことは、本来的に移民を吸収して肥大化した大都市の商会総商会と土着の人々が主となる地域の県や鎮商会とでは商会のありようが相当に違っていたという点である。これは地域を越えて共通する問題である。制度として用意された商会が時代の変遷とともに役割を変えていく点に注目した第一部の問題意識、つまり、同一制度の下で商会が共通してもった時代性もまた重要である、ということを強調して結びとする。

補論 注

- 1 天津市檔案館・天津社会科学院歴史研究所・天津市工商業聯合会編『天津商会檔案彙編 1903-1911 (上)』(天津人民出版、1989年) 242-245頁。
- 2 同上、219-241頁。
- 3 「廟会」、「廟会的起源」、「廟会的歴史」『北京經濟史資料』(北京燕山出版、1990年) 345-64頁 (原載1937年刊『北平廟会調査』北平民国学院)。
- 4 従翰香主編『近代冀魯豫鄉村』(中国社会科学出版、1995年) 85-101頁。村落における個人は宗族組織に身をおく以外に、「社」や「会」と称される場で任意に人間関係を取り結んだ。また、本来「社」とは廟宇を中心に民間(村人)が土地神を共同して祭祀することを意味した。
- 5 「整頓廟会章程十条」前掲『天津商会檔案彙編 1903-1911 (上)』218-9頁。
- 6 同上、216-17頁。
- 7 この部分の叙述については「廟会的分布」、「廟会的場所」(注3に同じ、365-386頁)を参照した。
- 8 「北京旧商会歴史及時事紀聞 (1906-1948年)」(同上、481-506頁、原載『工商史話』第1輯)、『京師總商會行名錄 (中華民国14年9月)』(東洋文庫所蔵)。
- 9 「芝罘大会 (1914年)」日本外務省外交史料館『各国商業會議所関係雑件支那の部』3-3-5-5-4。

-
- 10 奉天総商会（商務総会）は光緒 33 年閏 4 月 3 日（1907 年）設立。1927 年段階で会員は 4,650 人、会費年額は 1 等 300 元から 14 等 1 元 2 角まで（南満洲鉄道株式会社興業部商工課『南満洲主要都市と其背後地』第 2 輯＜奉天に於ける商工業の現勢＞、282 頁）。
 - 11 臨時産業調査局『満洲に於ける商会（増補）』（1937 年）9 頁、11-12 頁。
 - 12 奉天商業會議所『奉天經濟十年誌』（同所、1918 年）378～381 頁。1908 年、営業税引き上げに抗議した奉天商界は商務総会を中心にゼネストを挙行。商店を閉めきった街では一切の露店商人の姿すら見えなくなったという。これを目撃した在地日本商業會議所の職員は「地方商家の商務総会を畏る事吾人の想像の外に在り」と記している。
 - 13 根岸信『支那ギルドの研究』（1933 年、斯文堂）326-27 頁。
 - 14 前掲『満洲に於ける商会（増補）』9 頁。
 - 15 1925 年頃の天津総商会への加入率は 20% に満たなかった。上海総商会の加入状況はさらに悪く、実数で天津の 3 割ほどであった。上海については、高い会費と厳しい入会制限がその原因として指摘される（本篇第一章第二節で論証済み）。
 - 16 倉橋正直「清末の商会と中国のブルジョアジー」（『歴史学研究』1976 年別冊特集号）は商会と公議会について論じ、さらに同「営口の公議会」（同 481 号、1980 年）では、80 の公議会を検出し、ひとり東北地区においてのみ公議会が普遍的に生み出された点について指摘している。
 - 17 南満洲鉄道株式会社興業部商工課『南満洲主要都市と其背後地』第 1 輯＜安東に於ける商工業の現勢＞253-54 頁）。
 - 18 前掲『満洲に於ける商会（増補）』、157-161 頁。

図表一覧

- 图表 1－1 1912 年と 1918 年における全国商会省区分別総数
- 图表 1－2 1918 年省区分別商会分布表
- 图表 1－3 商会各省等級図（1916－1917）
- 图表 1－4 中華総商会分布図（1918 年）
- 图表 1－5 全国商会联合会における海外中華総商会参加代表
- 图表 1－6 江震分会及び所属事務所入会商号統計（1908 年）
- 图表 2－1 中国華商銀行出資金引き受け一覧表
- 图表 2－2 『華商聯合報』海外販売処一覧
- 图表 3－1 1915 年商会法公布に至るまでの過程
- 图表 3－2 1914 年商会法と 1915 年商会法との相違
- 图表 3－3 通県商会 1915 年 2 月改組
- 图表 3－4 固安県商会 1916 年 1 月改組
- 图表 4－1 上海総商会会員数のうちわけ
- 图表 5－1 江蘇・浙江両省商会分布図
- 图表 5－2 河口部分商会分布拡大図
- 图表 5－3 蘇州・松江・太倉地区の商会改組状況
- 图表 6－1 広州総商会職員表（1928 年 8 月頃）
- 图表 6－2 広州市商人組織変遷図
- 图表 6－3 1931 年における広州市商会概況
- 图表 6－4 広州市商会第一期執監委員表（1932 年）
- 图表 6－5 広州市商会毎月収支報告表（1932 年 8 月）

最近の関連文献一覧

- 阿部洋『中国近代学校史研究』(福村出版、1993年)
- 伊藤泉美「横浜における中国人商業会議所の設立をめぐって」(『横浜と上海——近代都市形成史比較研究』1995年)
- 稻田清一「清代江南における救荒と市鎮—宝山県・嘉定県の「廠」をめぐって——」(『甲南大学紀要』文学編86、1992年)
- 稻田清一「清末江南の鎮董について」(森正夫編『江南デルタ市鎮研究』名古屋大学出版社、1992年)
- 上田貴子「1920年代後半期華人資本の倒産からみた奉天都市経済」(『現代中国』2001年第75号)
- 内田直作『東南アジア華僑の社会と経済』(千倉書房、1982年)
- Mark Elvin & G. William Skinner eds., *The Chinese City Between Two Worlds*, Stanford University Press, 1974
- 袁丁「清政府與泰国中華總商会」(『東南亞』2000年第2期)
- 王家俊『清末民初我国警察制度现代化の歴程(1901—1928年)』(台湾商务印書館、1984年)
- 王鶴鳴、施立業『安徽近代經濟軌跡』(安徽人民出版社、1991年)
- 王樹槐「清末江蘇地方自治風潮」(『中央研究院近代史研究所集刊』6、1977年)
- 王樹槐『中国现代化の区域研究——(1860—1916)江蘇省——』(中央研究院近代史研究所專刊48、1984年)
- 王肇宏「広州商団事件——時代背景及起因之研究」(『中正嶺學術研究集刊』14、1995年)
- 王笛「關於清末商会統計的商權」(『中国近代經濟史研究資料』7)
- 汪林茂「中国民族資産階級完全形成和覺悟の標志——論1907年の各省商会大会」(『史学月刊』1992年第5期)
- 敖光旭「辛亥革命時期の広東商団」(「辛亥革命九十周年記念国際学術討論会[2001年、武漢]」提出論文)
- 大谷敏夫「清代江南の水利慣行と郷董制」(『史林』63—1、1980年)
- 夏東元編『鄭觀應集』上・下(上海人民出版社、1988年)
- 金子肇「上海資本家階級と国民党政治(1927—29)——馮少山追放の政治史的意義——」(『史学研究』176号、1987年)
- 金子肇「商民協会と中国国民党(1927—1930)」(『歴史学研究』598号、1989年)
- 金子肇「武漢における商民運動と国共合作——商民運動の動向を中心に」(『下関市立大学論集』第34巻第1号、1990年)
- 北村稔『第一次国共合作の研究』(岩波書店、1998年)
- 邱捷『孫中山領導的革命運動與清末民初的広東』(広東人民出版社、1996年)
- 邱捷「民初広東の商人団体與社会動乱——以粵省商団為例」(第3届中国商業史會議[2000年、香港]提出論文)
- 邱捷「商団事変再検討——從商人団体的角度」(経済組織與市場発展国際学術討論会提出論文)
- 邱澎生『十八、十九世紀蘇州城の新興工商業団体』(国立台湾大学文史叢刊之86、国立台湾大学出版委員会、1990年)
- 虞和平「中華全国商会連合会の成立与中国資産階級完整形態の形成」(『歴史檔案』1986年第4期)
- 虞和平「論清末民初中美商会の互訪和合作」(『近代史研究』1988年第3期)
- 虞和平「近代商会の法人社団性質」(『歴史研究』1990年第5期)
- 虞和平「近五年来中国商会史研究綜述」(『工商史苑』)1991年第3期)

- 虞和平「商会与中国資產階級的“自為”化問題」(『近代史研究』1991年第3期)
- 虞和平『商会与中国早期現代化』(上海人民出版社、1993年)
- 倉橋正直「清末の商会とブルジョアジー」(『歴史学研究』別冊、1976年)
- 倉橋正直「清末商部の実業振興について」(『歴史学研究』432号、1976年)
- 阮忠仁『清末民初農工商機構的設立——政府與經濟現代化關係之檢討(1903-1916)』(国立台湾師範大学歴史研究所專刊19、1988年)
- 胡光明「論早期天津商会的性質與作用」(『近代史研究』1986年第4期)
- 吳倫霓霞・莫世祥「粵港商人與民初革命運動」(『近代史研究』1993年第5期)
- 黃賢強『海外華人的抗爭——對美抵制運動史實與史料』(新加坡亞洲研究学会、2001年)
- 小島淑男「辛亥革命期蘇州府吳江縣の農村絹手工業」(小島淑男編『近代中国の經濟と社会』汲古書院、1993年)
- 小島淑男「20世紀初期企業經營者層の結集と經濟改革の摸索」(日本大学経済学部経済科学研究所『紀要』21号、1996年)
- 小浜正子『近代上海の公共性と国家』(研文出版社、2000年)
- 佐藤仁史「清末・民国初期における一在地有力者と地方政治——上海県の《郷土史料》に即して」(『東洋学報』80(2)、1998年)
- 佐藤仁史「清末・民国初期上海県農村部における在地有力者と郷土教育——『陳行郷土志』とその背景」(『史学雑誌』108(12)、1999年)
- 佐藤仁史「清末民初における徵稅機構改革と政治対立——江蘇省嘉定県の夫東問題を事例に」(『近きに在りて』第39号、2001年)
- 塙出浩和「第二次広州政府期の広州市政——特に1921年の改革について」(『アジア発展研究』第1号、1992年)
- 塙出浩和「廣東省における自治要求運動と県長民選——1920-1921年」(『アジア研究』38(3)、1992年)
- 塙出浩和「第二次広州政府期(1920-22年)の広東省議会と広東省憲法」(『アジア発展研究』第2号、1994年)
- 塙出浩和「廣東商団事件——第三次広州政権と市民的自治の分裂」(『東洋学報』81(2)、1999年)朱英
「辛亥革命時期の孫中山與資產階級」(『近代史研究』1987年第3期)
- 朱英「從清末商会看資產階級的初步形成」(復印報刊資料『中国近代史』1987年10月、原載『江漢論壇』1987年8期)
- 朱英「清末商会與辛亥革命」(『華中師範大学報』1988年第5期)
- 朱英「清末蘇州商会歷史特点初探」(『歴史研究』1990年第1期)
- 朱英『辛亥革命時期新式商人社團的研究』(中国人民大学出版社、1991年)
- 朱英『晚清經濟政策與改革措施』(華中師範大学出版社、1996年)
- 朱英「論民元臨時工商會議」(『近代史研究』1998年第3期)
- 徐鼎新「中国商会研究綜述」(『歴史研究』1986年6期)
- 徐鼎新・錢小明『上海總商會史』(上海社会科学院出版社、1991年)
- 徐鼎新「旧中国商会溯源」(『中国社会經濟史研究』1993年1期)
- 章開沅『開拓者的足跡—張謇伝稿』(中華書局、1986年)
- 章開沅・朱英編『對外經濟關係與中國近代化』(華中師範大学出版社、1990年)
- 從翰香主編『近代冀魯豫鄉村』(中国社会科学出版社、1995年)
- 新保敦子「中華民国時期における近代学制の地方浸透と私塾」(狭間直樹編『中国国民革命の研究』京都大

- 学人文科学研究所、1992年)
- G.W.スキナー『中国農村の市場・社会構造』(法律文化社、1979年)
- 莊國土『中国封建政府的華僑政策』(廈門大学出版、1989年)
- 桑兵『清末新知識界的社團與活動』(三聯書店、1993年)
- 曾田三郎「商会の成立」(『歴史学研究』422号、1975年)
- 曾田三郎「清末の産業行政をめぐる分権化と集権化」(横山英・曾田三郎編『中国の近代化と政治的統合』溪水社、1986年)
- 高田幸男「清末地域社会における教育行政機構の形成——蘇・浙・皖三省各府州県の状況——」(『東洋学報』第75卷第1・2合併号、1993年)
- 高田幸男「江蘇教育総会の誕生——教育界に見る清末中国の地方政府と地域エリート——」(『駿台史学』第103号、1998年)
- 高田幸男「清末江蘇の教育界と地域エリート」日本上海史研究会(『中国近代の国家と社会』同会、1999年)
- 高田幸男「20世紀初頭、中国長江下流域における教育界ネットワークの研究——江蘇学務総会によるネットワーク構築の初步的考察」(『明治大学人文科学研究所紀要』第50冊、2002年)
- 中華会館編『落地生根——神戸華僑と神阪中華会館の百年』(研文出版社、2000年)
- 張亦工「商民協会初探」(『歴史研究』1992年3期)
- 張學恕『中国長江下游經濟發展史』(東南大学出版社、1990年)
- 張玉法『清季の立憲団体』(中央研究院近代史研究所專刊28、1971年)
- 張存武『光緒卅一年中美工約風潮』(台灣商務印書館、1965年)
- 張桓忠『上海總商會研究(1902-1929)』(知書房出版、1996年)
- 陳來幸『虞洽卿について』(京都大学人文科学研究所共同研究報告『五四運動の研究』第2函第5分冊、同朋舎、1983年)
- 陳來幸「上海各路商界聯合会について(1919~1923)」(『神戸大学史学年報』第3号、1988年)
- 陳來幸「“五四”運動後上海商會之革新潮流(1919-1923)」(章開沅・朱英編『對外經濟關係與中國近代化』華中師範大学出版社、1990年)
- 陳來幸「海外華商會網絡與環太平洋地區華僑社會」(張存武・湯熙勇主編『海外華族研究論集 第一卷：移民、華商與經貿』華僑協會出版、2002年)
- 程光裕「林義順的革命志業」(『辛亥革命與南洋華人研討會論文集』政治大学國際關係研究中心、1986年)
- 鄭成林「九·一八」事変後上海市商會の民主抗日動向——兼談商會與国民政府の関係」(『華中師範大學報』1999年第38卷第4期)
- 唐伝泗・徐鼎新「对中国早期民族資產階級若干問題的探討」(『近代中国資產階級研究(續輯)』復旦大学出版社、1986年)
- 柄木利夫・坂野良吉『中国国民革命』(法政大学出版社、1998年)
- 馬敏「略論辛亥前後商人司法意識的變遷」(辛亥革命九十周年紀年國際學術討論會[2001年、武漢]提出論文)
- 馬敏・朱英『傳統与近代的二重奏——晚清蘇州商會個案研究』(巴蜀書社、1993年)
- 馬敏『過渡形態—中国早期資產階級構成之謎』(中国社会科学出版社、1994年)
- 馬敏『官商之間』(天津人民出版社、1995年)
- 馬敏「略論辛亥前後商人司法意識的變遷」(辛亥革命九十周年紀年國際學術討論會[2001年、武漢]提出論文)

- 波多野善大「商団事件の背景——1924年における広州の現実」(『愛知学院大学文学部紀要』4、1974年)
- 濱島敦俊、片山剛、高橋正『華中・南デルタ農村実地調査報告書』(大阪大学文学部紀要第34巻、1994年)
- 費孝通『江南農村の工業化』(研文出版社、1988年)
- 費孝通『中国農村の細密画』(研文出版社、1985年)
- 馮筱才「中国商会史研究之回顧與反思」(『歴史研究』2001年第5期)
- 夫馬進『中国善会善堂史研究』(同朋舎、1997年)
- 深町英夫『近代中国における政党・社会・国家』(中央大学出版部、1999年)
- 松田吉郎「清代後期広東広州府の倉庫と善堂」(『東洋学報』69(1・2)、1988年)
- 三石善吉「商団事件と黄埔軍官学校の発展(その1)」(『筑波法政』8、1985年)
- 楊進発「新旧中華総商会の対立——1912—1914年新加坡華人社会領導層の闘争」(『新加坡中華総商会八十周年紀年特刊』1986年)
- 楊萬秀・鐘卓安主編『広州簡史』(廣東人民出版社、1996年)
- 楊立強「中国商会史研究について」(『近きに在りて』18号、1990年)
- 姚会元「上海近代商会在穩定金融中的作用」(『學術月刊』2000年第5期)
- 横山宏章『孫中山の革命と政治指導』(研文出版、1987年)
- 李恩涵「中美收回粵漢鐵路權交涉——晚清收回鐵路利權運動的研究之1」(中央研究院近代史研究所集刊、1、1969年)
- 李達嘉「上海商人的政治意識和政治參與」(『中央研究院近代史研究所集刊』第22期、上冊、1993年)
- 李達嘉「國權與商利——晚清上海商人的民族意識」(『世変、群体與個人』第一届全国歴史学学术討論会論文集、1995年)
- 劉宏「新加坡中華総商会與亞洲華商網絡的制度化」(『歴史研究』2000年第1期)
- 劉世龍『中国の工業化と清末の産業行政』(溪水社、2002年)
- 劉石吉『明清時代江南市鎮研究』(中国社会科学出版、1987年)
- 林遠輝、張応龍『新加坡馬來西亞華僑史』(廣東高等教育出版社、1991年)

初　出　一　覧

第一章 清末民初の商会制度——原型素描

「清末民初の商会と中国社会」(『現代中国』第70号、1996年)ほぼ全文、「民国初期における商会改組と商民統合」(『人文論集』第33巻第4号、1998年)第一章第一節、「通過中華総商会網絡論日本大正時期的阪神華僑與中日關係（中文）」(『華僑華歴史研究』総52期、2000年第4期)の一部を加筆修正のうえ構成しなおした。

第二章 辛亥革命時期中華総商会ネットワークの起点とその役割

2001年10月に武漢で開催された紀年辛亥革命90周年国際研討会での報告「辛亥革命時期華商会網絡的起点與其作用（中文）」全文の翻訳（中文版近刊予定）。

第三章 民国初期の商会法をめぐる諸問題

第一節は「1915年商会法の成立について——近代中国ブルジアジー評価への一視覚」(『富山国際大学紀要』第3巻、1993年)の第三章全文、第二節は「民国初期における商会改組と商民統合」(『人文論集』第33巻第4号、神戸商科大学経済研究所、1998年)の第二章からなり、若干の加筆と修正がある。

第四章 中華全国商会联合会について

「中華民国初期における全国商会連合会について」(『富山国際大学紀要』第2巻、1992年)の「まえがき」と「おわり」を除く全文を加筆修正のうえ、「中華民国成立後中華総商会秩序の再編と日本——神阪華商に関する領事報告を中心として」(2001年12月に神戸で開催された辛亥革命90周年紀年国際シンポジウムでの報告論文、近刊予定)の第一章を本章の第一節として加えた。

第五章 長江デルタにおける商会と地域社会

「長江デルタにおける商会と地域社会」(森時彦編『中国近代の都市と農村』京都大学人文科学研究所、2001年)のほぼ全文に若干の修正を加えた。

第六章 広東における商人団体の再編について

「広東における商人団体の再編について——広州市商会を中心として」(『東洋史研究』第61巻第2号、2002年)の全文。

補　論　華北と東北の商会

「民国初期における商会の改組と商民統合」(『人文論集』第33巻第4号、1998年)第一章第二節に加筆修正。